

432

文庫本
の車券本
箱



第十七百葉

國立公文書館
分類
警察 庁
類
9
排架番号
4E
15 - 1
160

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60



四

次

〔中華民國〕

四昭和二十年外事警察報 第百七十七號 目次

- ## 獨逸新官吏法に就て

卷之三

紅軍と西北

東北抗日聯軍の活動狀況
最近に於ける中國救國團體の活動狀況

赤匪轉向の途 華北で於ける日本語研究熱

上海市紡工會の内情
上海發行新白系露字紙「避難民」

ロシアの印象
ゲーベウの取扱状況

ソ聯邦に於ける國際共產婦人デーの狀況
西比利亞鐵道の復線工事

洪牙利の政情不安



獨逸新官吏法に就て

まへかえ

Entschließung vom 7. 4. 1933. Gesetz zur Änderung von Vorschriften auf dem Gebiete des allgemeinen Beamten- und des Beso

元來官吏法なるものは Lorenz von Stein が彼の著「行政學論」にて強調せる如く「國家勤務法の原理は國家理念の發
dungs- und des Versorgungsrechts vom 30. 6. 1933 等はその重要なものである。

（2）斯く政治組織と極めて密接なる關係に在りと云ふ事が出來よう。

卷之三

二十一

先は鶴児御官吉と戈可さしこううら引合に付す。今年御用事官見合に小力豊方の如きが遂を制みたる。

一月共和國の幾多の政府が從來企圖せしも達し得ざりし重要な法領域の獨逸國法律に依る統一的規整が完成せられたのである。獨逸國に於ける全官吏に共通なる世界觀を基礎とせざる十一月共和國の諸政府にて斯種事業の成功せざりしは蓋し當然であらう。國民社會主義が始めて獨逸國民從つて又その官吏に彼等を統一し彼等に透徹する一の世界觀を與へたのである。

獨逸新官吏法に就て

-1

西班牙問題に關するコミニンテルン執行委員會幹部會の決議と西班牙共產黨の檄
人民戰線を提唱する獨逸反ナーチ派の檄
大英蘭西クリツンの騒擾事件
吉利米合衆國英國はファウショ化するか
西班牙に關する英國共產黨中央委員會の決議
労働階級統一に關する英國共產黨中央委員會の決議
英帝國樞密院司法委員會加奈陀勞働法規に違憲を宣告
米國共產黨の一九三七年度闘爭方針
一九三七年に對する米國共產黨の希望
首都商店新生活運動規則及訓練方法
無神論的共產主義排撃のローマ法王の廻狀
支那に於ける日本密偵の覺書(プラウダ紙)
杉山大將の有力な證言(プラウダ紙)
西班牙政府軍に對する墨國武器の供給内幕
日本と自由批判
米國失業労働者數の概況
ソ聯邦重工業人民委員オルジヨニキーゼの死去と後任者
ソ聯邦通信人民委員ヤゴダの罷免檢舉と其の後任
伊太利水兵の在上海ソウエート映畫宣傳劇場襲撃
西班牙政府軍に對する墨國武器の供給内幕
日本と自由批判
米國失業労働者數の概況

一九三三年四月七日附職業的官吏團復歸に關する法律に依り第一次的に、官吏團は總統の手中に於ける忠實にして信賴すべき機關たり且國民社會主義國の支柱たる様改組せられた。其後に於ては國民社會主義的原理に基き形成せられたる法及國家への一段の努力のための確固たる根據を官吏に與ふべき努力が爲されたのである。

權力把握以前の時期に於ては、官吏は國家の元首に人的に結合せらるゝ事なくその任務を遂行してゐた。その宣誓は唯憲法に對してのみなされ、指導者の如き者に對しては爲されなかつたのである。

今や官吏は官吏法の冒頭に於て規定せられたるが如く指導者及獨逸國に對し公法上の勤務並に忠實關係に在るのである官吏は今や獨逸國並に國民の指導者アドルフ・ヒツラーに忠實且從順にして法律を遵守し其の職務義務を良心に従ひ遂行する旨の宣誓を爲すのである。

總統がその著「余の闘争」中に於て高く價値評價を爲し賞讃的辭句を以て回想せし官吏の舊來の傳統が復活したのである。官吏のその國王に對する人的關係よりのみ官吏の凡ての良き特性が發生したのである。從前の官吏の地位に比し國民社會主義的官吏の地位が如何に異なる状況に在るかは、フリードリッヒ大王の普通法第二章第十節第二條に「官吏ハ一般ノ臣民ノ義務ノ外國家ノ元首ニ對シ特別ナル忠實及服従ノ義務アリ」とあるに依り明かであらう。國家元首は現今に於ては獨逸國民の信賴に依り選れ且支持せらるゝ指導者である。官吏は指導者に對する忠實關係により今や全國民の僕である。官吏が勤務せる國家の基礎たる國民社會主義獨逸労働者黨に於て國民は再び統一せられた。故に法律の冒頭に謂へる如く官吏は國民社會主義獨逸労働者黨を根幹とする國家の意志の執行者である。

獨逸國民の中に根柢を有し國民社會主義的世界觀の充溢し獨逸國並に國民の指導者アドルフ・ヒツラーに絕對的に忠誠なる職業的官吏は國民社會主義國家の支柱を形成する旨を總統は獨逸官吏法の前言に於て承認してゐる。

職業的官吏とはその國家に對する勤勞關係極めて緊密にして、その關係が官吏の生命を意味しその生活營爲の中心點

從てその生活、職業の全體を形成すべき種類の官吏を謂ふ。

原則として政治的條件と共に、規定せられたる豫備教育を證明し得る者のみ官吏たり得へしとの規定にて前言の外に此の點が考慮せられてゐるのである。

官吏關係は、官吏を終身國家に結合し、終身官吏たらしむる目的を基礎とせりとの原則を法律は又確定してゐる。故に更に豫定地位に在る條件付官吏は遅くとも六ヶ年の試練期間後に終身官吏に任命さるべき旨を規定す。

獨逸官吏に對する官吏法は從來獨逸國官吏法中に含まれたる外、十六の各邦の法律中に包含せられてゐたのである。新法の特別なる意義は、本法が凡ての獨逸官吏に適用せられ、従つて單に獨逸國及各邦の官吏のみならず、地方團體の官吏及その他の公法上の團體の官吏に適用せらるゝ點に存す。之等の凡ては今や獨逸國官吏である。唯その勤務主體により直接國官吏と間接國官吏との別がある。之に依り獨逸法並に獨逸行政の統一化に飛躍的な進歩を爲し且始めて統一法の方向に於ける法律改正に基づく事は敢て贅言を要しない。

各獨逸官吏は、その任命と共に全國民の僕となるのである。
獨逸官吏法は、從前の夫と異り、先ず第一に官吏の義務及義務不遂行の效果を取扱ふ。然る後に始めて官吏の法律上の地位及扶助に關する規定をなす。
期限付官吏即ち市町村の指導的官吏の如く或一定の期間を限り任命せらるゝ官吏の他、條件付官吏及終身官吏の存す

る限りに於て官吏の任用は新に規定せられた。満二十七歳に達し且規定せられ若は通常の試験に合格したる者のみ終身官吏たり得る。官吏終身官吏たり得る以前に條件付官吏として五ヶ年間その職を行ひたる者は此の限りに非ず。

二、任命権の規定に於ては、黨及國家間の内的聯繫が、總統の特別令にて、指導者代理が官吏の任命に際し意見を聽かるゝ事により特に明かにせられた。黨の特定の主權帶有者が官吏たる場合も同様指導者代理が關與する。

終身官吏はその勤務不能の場合に直ちに休職俸請求權を持つ。之は從來の如く十年の勤務期間後と云ふのと異る。何人も最早や二十七歳以前に終身的に任命せれないから、當然從前に比し特別なる利益とはならないのであるが、休職俸確定に際しその行政上の事務が非常に簡易化せられたのである。三十年後即ち大體に於て五十七歳にて、官吏は、最高休職俸に達する。

條件付官吏は、期限前の自己の責に因らざる官吏關係よりの離脱に際して過渡金を受く。職務に因り勤務不能となりたるときは、休職俸を受く。停年に達したる時には、休職俸の支給が承認せられる事が出来る。

業績の國民社會主義的原則に立ちて組成された規定即ちその業績にして正當に官吏に要求せらるゝ程度以下に止る官吏には、俸給法に規定せられた勤務年限階に依る昇給は拒否せられ得るとの規定は新たなるものである。本規定は、任命の際に認められなかつた生來の素質のため同僚と同等の業績を爲し得ない官吏を目的とするのである。一時的疾病の爲完全に職務を行ひ得ない又は停年前の高齢の爲その能力減退したる官吏には一般に適用がないのである。待命を命ずる事に關する規定は獨逸國に關しては本質的な變更はない。何時にも休職を命ぜらるゝ所謂政治的官吏の範囲が全獨逸國に付き同様に確定せられたことは新しい事である。待命官吏は從前と同様待命金を受け且願に依り何時にも休職を命ぜらるゝことを得。官吏として一時的に事務に從事したる期間は加算せずに五ヶ年間待命の後、休職を命ぜらるゝことを得。

れる。併し之は本法施行一年後に行はれる。待命期間は本法施行後は總て休職俸算定上の期間として計算せられるが一九二四年一月一日より本法施行までの期間はその半のみが計算に入れられる。

官吏關係の終了に付きては、その法律的效果も又概観的に明になり得る如き新なる概念規定が爲された。官吏關係は死亡に依る外、離脱、罷免、休職、勤務隔置に依つて終了するのである。

官吏は獨逸國公民權の喪失に依り離退する。最上級本屬長官の同意なくしてその住居を外國に移した時、死刑、徵役若は故意なる犯行にて一年以上の禁錮の判決を受けた時、又は故意の大逆若の謀叛行爲にて禁錮の判決を受けた時は徵戒罰手續を必要とせず、官吏を勤務より隔置することが出来る。離脱後は、官吏は職務給與金並に扶助金に對する請求權を有しない。官吏は官職名及官職に伴ふ稱號を用ふるを得ない。

官吏は、忠實宣誓を拒否したる時、官吏若是その配偶者が獨逸若は同種血統たらざる者なる事が後に明になつた時、自らの願に依る時、條件付官吏にては取消により、最後に婚姻をなしたる婦人官吏その家計十分なりと見らるゝ時には罷免せられる。條件付官吏は等級別過渡金を、既婚婦人官吏は一時金を支給せられる。

罷免官吏は、職務給與及扶助金に對する請求權を持たない。が官職名に「職務外」なる附加をなして之を用ふることが許され得る。

官吏、停年に達したる時、勤務不能となりたる時、更に最上級本屬官廳獨逸國內務大臣と合議したる申請に基き、官吏常に國民社會主義國家を保護するの保證をなさずと總統が決定した時には休職を命ぜらる。その申請に依り是認せられたる事實は特別搜査手續にて確定せられねばならず、其の手續にては證人の宣誓を爲したる訊問が許容せられ官吏の意見をも聽取せられる。

官吏休職を命ぜらるゝと同時に、その勤務義務がなくなるのであるから官吏關係は終了するのであるが、併し官吏關係

とは忠實關係と勤務關係とである。

休職俸とは、總統自身宣明せし如く、服務に依り獲たる俸給の部分である。従つてその後の勤務を休職俸に加算する従前の規定は廢止せられた。指導者及獨逸國に對する忠實關係は、官吏休職を命ぜらるゝも終了しないのである、この忠實義務違反の場合には休職俸は剝奪せられるのである。

本法は更に休職俸の計算及休職俸算定上の勤務期間に関する詳細なる規定を爲す。

國民社會主義獨逸労働者黨に於ける本職たる官職にありたる期間は、休職俸算定上の勤務期間として通算せらるゝとの出來る點は特に注意すべきであらう。一九三三年一月三十日以前に同黨に於ける官職に在りたるものは、夫が本職たらざる場合にても過渡的に之を通算し得るのである。

官吏事故救護法の規定が獨逸官吏法中に擴張して繼受せられた。即ち從前の如く特に危險なる業務に於ける職務事故の場合のみならず、凡ての職務事故に對し事故救護が爲さるゝ點は重要である。本法中には内容的に官吏遺族法も包含せられてゐる。

本法補則中にては、既に承認せられたる休職俸寡婦及孤児金には變更なく且又待命金は新に確定せられない點は注意を要す。

官吏を何時にも下級の官職若は休職に轉ぜしむる權能に關する現在尙效力を有する職業的官吏團復歸に關する法律第五條第六條は、獨逸官吏法施行と同時に、その效力を失ふ。

三、國民社會主義的に更新せられたる官吏法は、指導者の所謂「舊帝國の無比なる官吏團」を國民社會主義的形態に於て新に發生せしめ且清廉且高度の能率を保持せしむるに寄與する所極めて大なるものがあらう。

本日發布せられたる官吏法は、國民社會主義的基本觀念を國家の要求に融合せしむるものである。忠實關係の特別な

二 獨逸官吏法 (Deutsches Beamten gesetz)

一九三七年一月二十六日

- 第一章 官吏關係 (第一條及二條)
- 第二章 官吏ノ義務
 - 一 離 則 (第三條)
 - 二 忠實宣誓 (第四條)
 - 三 職務行爲ノ制限 (第五條及六條)
 - 四 從順ノ義務 (第七條)
 - 五 官ノ秘密保守 (第八條及九條)
 - 六 繫務及褒賞ノ受領 (第十條乃至十五條)
 - 七 勤務時間 賜暇 住居 制服 (第十六條乃至二十條)
- 第三章 義務不遂行ノ効果

獨逸新官吏法に就て

七

獨逸新官吏法に就て

八

- 一 罢給拒否（第二十一條）
- 二 職務犯罪（第二十二條）
- 三 實任（第三十三條）

- 一 任命（第二十四條乃至第三十一條）
- 二 任命ノ無効（第三十二條乃至三十四條）
- 三 轉置（第三十五條）

第五章 官吏ノ法律上ノ地位ノ保證

一 救護及保護（第三十六條）

二 官職名（第三十七條）

三 職務金及扶助金給與（第三十八條乃至三十九條）

四 旅費及移轉費（第四十條）

五 勤務證明書（第四十一條）

六 本屬長官トノ關係（第四十二條）

第六章 待命（第四十三條乃至四十九條）

第七章 官吏關係ノ終了（第五十條）

一 官吏關係ヨリ離脱

a 國公民權ノ喪失（第五十一條）

b 住居ノ外國ヘノ移轉（第五十二條）

c 裁判所ノ判決（第五十三條乃至五十五條）

d 離脱ノ効果（第五十六條）

二 官吏關係ヨリ罷免

a 宣誓拒否（第五十七條）

b 期限後ノ職務繼續拒否（第五十八條）

c 官吏若ハソノ配偶者ノ血統（第五十九條）

d 申請（第六十條）

e 取消（第六十一條乃至六十二條）

f 婦人官吏ノ婚姻（第六十三條乃至六十五條）

g 罷免處分及罷免ノ効果（第六十六條）

三 休職（第六十七條）

a 停年（第六十八條）

b 期間満了（第六十九條）

c 條件付官吏（第七十六條）

d 待命官吏（第七十七條）

e 休職ヘノ轉置處分及休職ノ開始（第七十八條）

第八章 扶助金

一 待命及休職官吏ノ扶助金（第七十九條）

a 休職俸算定上ノ職務給與金（第八十條）

b 休職俸算定上ノ勤務期間（第八十一條乃至八十五條）

獨逸新官吏法に就て

九

- c 待命金（第八十六條及八十七條）
- d 休職俸（第八十八條乃至九十一條）
- 二 遺族扶助金
 - a 死亡ノ月（第九十二條）
 - b 死亡金（第九十三條乃至九十六條）
 - c 寡婦及孤兒金（第九十七條乃至百六條）
- 四 待命金休職俸寡婦及孤兒金ニ關スル通則
 - a 扶助金給與額ノ確定及支給（第一百二十六條）
 - b 扶助金給與ノ休止（第一百二十七條及百二十八條）
 - c 敷多ノ扶助金ノ競合（第一百二十九條乃至百三十一條）
 - d 扶助金ノ消滅（第一百三十二條及百三十三條）
 - e 申告義務（第一百三十四條及百三十五條）
- 五 扶助金請求権ノ特別規定（第一百三十六條乃至百四十一條）

- 第九章 財産權上ノ請求権ニ關スル法律上ノ方法（第一百四十二條乃至百四十七條）
- 第十章 官職地位設定ノ條件（第一百四十八條）
- 第十一章 名譽官吏（第一百四十九條及百五十條）
- 第十二章 間接國官吏ニ對スル特別規定（第一百五十一條乃至百五十五條）
- 第十三章 國大臣（第一百五十六條乃至百六十二條）
- 第十四章 經過規定及補則（第一百六十三條乃至百八十四條）

第一章 官吏關係

第一條

獨逸國民ノ中ニ根柢ヲ有シ國民社會主義的世界觀ノ充溢シ獨逸國並ニ國民ノ指導者アドルフ・ヒツラーニ絕對的ニ忠誠ナル職業的官吏ハ國民社會主義國家ノ支柱ヲ形成ス 依テ政府ハ左ノ法律ヲ議定シ茲ニ之ヲ公布ス

第二條

- 一 獨逸官吏ハ指導者及獨逸國ニ公法上ノ勤務並ニ忠實關係ニ立ツ（官吏關係）
- 二 獨逸官吏ハ國民社會主義獨逸勞動者黨ヲ根幹トセル國家ノ意志ノ執行者ナリ
- 三 國家ハ官吏ニ無制限ナル服從並ニ萬全ナル義務遂行ヲ要請ス 國家ハ之ノ爲官吏ノ生活上ノ地位ヲ保障ス
- 四 勤務主體ノ變動ノ場合ニ於テハ從來ノ直接的勤務關係ハ終了ス
- 五 本屬長官トハソノ部下タル官吏ノ人的關係事項ニ付官吏法上ノ決定ノ權限アル者ヲ云フ 長官トハ勤務上ノ活動ニ付官吏ニ指示ヲ與ヘ得ルモノヲ云フ 本屬長官及長官ハ公ノ行政機構ニ依リ定ル

第二章 官吏ノ義務

第一節 總則

獨逸新官吏法に就て

第三條

一 官吏ヘノ任用ハ國家指導權ノ信賴ノ證據タリ 官吏ハソノ官吏タル地位ニ課セラレタル高度ノ義務ヲ常ニ自覺セル事ニ依リソノ信賴ニ應ヘサルヘカラス 指導者並ニ獨逸國ハ官吏ニ眞ノ祖國愛犠的精神獻身的勤勞上官ニ對スル服從同僚ニ對スル友愛ヲ要求ス 官吏ハ凡テノ國民同胞ニ對シ忠實ナル義務遂行ノ模範タルヘシ 自己ニ特別ナル保護ヲ保證セル指導者ニ對シ官吏タルモノハ終身忠實タラサルヘカラス

二 官吏ハ常ニ萬難ヲ排シ國民社會主義國家ヲ保護セサルヘカラス且國民ト不可分ナル緊密關係ニ在ル國民社會主義獨逸勞働者黨ハ獨逸ノ國家觀念ノ帶有者タルノ事實ヲソノ凡テノ行動ノ指針トナスヘシ 官吏ハ獨逸國若ハ國民社會主義獨逸勞働者黨ノ存立ヲ危殆ナラシムル處アル事象ハ例ヘ職務外ヨリ知リ得タル場合ニ於テモ之ヲ本屬長官ニ報告スヘシ

三 官吏ハソノ職務義務ヲ良心ニ從ヒ遂行スヘキ責任ヲ有ス 職務ノ内外ヲ問ハス官吏ハ其職業ニ捧ケラル、尊敬ト信賴ニ相應シク行動セサルヘカラス 官吏ハソノ世帯ニ屬セル家族ノ一員ノ不名譽ナル行爲ヲ爲スヲ看過スヘカラス

第二節 忠 實 宣 誓

一 官吏ハソノ最初ノ勤務ヲ爲スニ際シ左ノ宣誓ヲ爲スヘシ ソノ宣誓ニ依リ指導者並ニ獨逸國トノ特別義務關係ヲ確認ス

「宣誓ス 獨逸國並ニ國民ノ指導者アドルフ・ヒツトラーニ忠實且從順ニシテ法律ヲ遵守シ職務義務ヲ良心ニ從ヒ遂行スルコトヲ神ニ誓フ」

二 法律ニ依リ宗教團體加入者ニ宣誓ニ代リ他ノ誓言形式ノ使用許容セラレタルトキハ斯種宗教團體加入者タル官吏

ハ該誓言形式ニ依ルコトヲ得

三 宣誓ヲ宗教的形式ニテ爲スコトニ疑念ヲ持ツ官吏ハ最終ノ辭句ヲ省キテ之ヲ爲スコトヲ得

第三節 職務行爲ノ制限

第五條

一 官吏ハ自己自身若ハ刑事訴訟上證人拒否權ヲ行使シ得ル家族法上ノ關係ニ在ル者ニ利益ヲ齎スカ如キ職務行爲ハ本屬長官ノ許可ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

二 官吏ハ自己自身若ハ刑事訴訟上證人拒否權ヲ行使シ得ル家族法上ノ關係ニ在ル者ヲ對象トスル職務行爲ヨリ免除セラルヘシ

三 官吏個々ノ職務行爲ヨリ除外セラレタル旨ノ法律上ノ規定ハ之ヲ存續ス

第六條

一 官吏ハソノ職務ノ遂行ヲ最上級官廳若ハ最上級官廳ニヨリ定メラレタル官廳ニ依リ禁止セラレタルトキハ凡テノ職務上ノ活動ヲ停止スヘシ 斯種禁止ハ三ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス

二 裁判官ニ付テハソノ職務ノ遂行ハ第七十一條ニ依リ捜査手續開始セラレ且四圍ノ事情ヨリ休職ヲ命セラルヘキコト蓋然性ヲ以テ期待セラルヘキトキ又ハソノ任命第三十二條第二號三號ニ依リ無效宣告セラレ若ハ宣告セラルル處アルトキニ限り禁止セラルヘシ

第七條

第四節 服 徒 義 務

一 官吏ハソノ職務行爲ノ法律適合性ニ付責ニ任ス

獨逸新官吏法に就て

獨逸新官吏法に就て

一四

二 官吏ハソノ長官若ハ特別規定ニ依リ指示ヲ爲ス權能ヲ與ヘラレタル者ノ職務上ノ命令ニ法律上異レル定ナキ限り從フヘシ 命令ヲナシタル者第二次的ニ責ニ任ス 官吏ハソノ命令ノ執行ニシテ明ニ刑法ニ違背セリト思料セラル、トキハ該命令ニ從フヘカラス

三 官吏ハソノ長官若ハ特別規定ニ依リ指示ヲ爲ス權能ヲ與ヘラレタル者ノミノ職務行爲ニ對スル命令ヲ認ムヘシ 法律並ニ斯種命令ノ拘束ハ他ノ服從スヘキ拘束ニ優先ス

四 國民社會主義獨逸勞働黨員タル官吏ニ對シ黨裁判所ニテ責ヲ問フヲ許サル、ヤ否且如何ナル程度ニ許容サル、ヤハ總統之ヲ定ム

第五節 官ノ祕密嚴守

第八條

一 官吏ハ——ソノ官吏關係終了後ニ於テモ又——ソノ職務上ノ活動ニ際シ知リ得タル事項ニシテソノ祕密保持ハ法律若ハ職務上ノ命令ニ依リ規定セラレ又ハソノ性質ヨリ當然ナルモノニ付キテハ何人ニ對シテモ祕密ヲ嚴守スヘシ 如何ナル種類ノ他ノ個人的連繫モ斯種ノ職務上ノ義務ヨリ官吏ヲ負除セス

二 官吏ハ斯種ノ事項ニ付許可ナクシテ法廷タルト法廷外タルヲ問ハス陳述シ又發表スヘカラス

三 許可ハ本屬長官若ハ最後ノ本屬長官之ヲ爲ス

四 官吏ハ——ソノ官吏關係終了後ニ於テモ又——本屬長官若ハ最後ノ本屬長官ノ要求ニ依リ、職務上ノ書類、圖畫、圖解的記述及之ニ類スルモノ並ニ職務上ノ事件ノ經過ニ關スル記錄及斯種ノモノ、寫ヲ返却スヘシ 同様ノ義務ハソノ遺族及ソノ相續人之ヲ有ス

第九條

一 證人トシテ供述スルノ許可ハ供述ニシテ獨逸國ノ福祉ニ不利益ヲ齎ラシ又ハ公ノ任務ノ遂行ヲ極メテ危殆ナラシメ若ハ著シク困難ナラシムル場合ニ限リ之ヲ拒否スヘシ 鑑定ヲ爲スノ許可ハ勤務上不利益ヲ惹起スルトキ尙之ヲ拒否スルコトヲ得

二 官吏ニシテ裁判上ノ訴訟手續ニ於ケル訴訟當事者若ハ被告タリ且ソノ供述カ正當ナル告訴ノ遂行ニ役立ツ場合ハ獨逸國ノ福祉ニ不利益ヲ齎シ又ハ公ノ任務ノ遂行ヲ極メテ危殆ナラシムルトキハ勿論ナルモ職務上ノ顧慮ヨリ絶對的ニ必要ナル場合ニ限リ許可ヲ拒否スヘシ 許可ニシテ拒否セラレタルトキハ職務上ノ顧慮ノ許ス限リ本屬長官ハ官吏ニ保護ヲ保證スヘシ

第六節 兼務及褒賞ノ受領

第十條

一 官吏ハソノ最上級官廳ノ命令ニ依リ公ノ勤務ニ於ケル凡テノ兼務（兼官兼職）——報酬ナキ場合モ——ヲソノ兼務ニシテ官吏ノ教育若ハ職業上ノ修練ニ適應セル限り之ヲ擔任若ハ繼續スル義務ヲ負フ 最上級官廳ハ命令ニ關スル權限ヲ下級官廳ニ委任スルコトヲ得

（一）兼官後見扶養若ハ遺言執行ノ擔任

（二）報酬アル兼職ノ擔任殊ニ又營業的活動

（三）會社組合若ハ他ノ法律形式ニテ遂行サル、企業ノ支配人監査役取締役若ハソノ他ノ機關タリ又ハ受託ヲ擔當スルコト——許可ハ報酬ト無關係ナルトキ又ハ本屬長官ノ提議若ハ勸誘ニテ擔當シタルトキ又ハ官吏ノ自助的施設タル目的ヲ有スルトキニ限リ之ヲ與フヘシ

獨逸新官吏法に就て

一五

(四) 官吏ノ妻國營業法ノ意義ニ於ケル營業ヲ婚姻上上ノ共同解消セサルトキ（民法第一五七五條一五八七條）ヲ之ヲ爲スコト

三 許可ハ最上級本屬官廳之ヲ與フ 本權限ヲ他官廳ニ委任スルコトヲ得 許可ハ制限付若ハ期限付タルコトヲ得且何時ニテモ取消スコトヲ得

第十一條

一 官吏自身ノ財産若ハ自己ノ用益セル財產ノ管理官吏ノ文學上科學上藝術上ノ行爲並ニ講演公ノ大學ノ教師及科學的營造物ノ官吏ノ教授並研究行爲ト關聯セル鑑定行爲ハ許可ヲ要セス 官吏ノ職務上ノ責任ハ不變トス 濫用ヲ防止スルハ本屬長官ノ義務トス

二 國民社會主義獨逸勞働者黨ソノ支部及夫ト關聯セル各團體ニ於ケル無給ノ官職ヲ擔當スルハ許可ヲ要セス
官吏ニシテソノ本屬長官ノ命令提議若ハ勸誘ニ依リ擔任シタル會社組合又ハソノ他ノ法律形式ニテ遂行セラル、企業ノ支配人監査役取締役タルノ行爲ニヨリ責任ヲ負擔スヘキモノナリタルトキハ勤務主體ニ對シ夫ヨリ發生セル損害ノ賠償ヲ請求スヘシ 損害ニシテ故意若ハ重大ナル過失ニ因リ生シタルトキハ勤務主體ハ官吏ニシテ長官ノ命令ニ依リ爲シタル場合ニ限リ賠償義務ヲ負フ

第十二條

官吏關係終了セハ個々ノ場合ニ付別段ノ規定無キ限り本官トノ關聯ニ於テ官吏ニ付託セラレ又ハ本屬長官ノ命令提議若ハ勸誘ニ依リ擔任タル兼官並ニ兼職モ又終了ス

第十四條

官吏ノ義務ニ關スル細則ハ之ヲ命令ニ依リ規定ス 同時ニ又官吏ハ兼務ニ對シ支給セラレタル報酬ヲ返却スヘキヤ否及如何ナル程度ニ返却スヘキヤヲ規定ス

第十五條

官吏ハ——官吏關係終了後ニ於テモ又——ソノ官職ニ關シ褒賞若ハ贈與ヲ最上級若ハ最後ノ最上級官廳ノ同意アル場合ニ限リ受領シ得ヘシ 同意ノ權限ハ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

第七節 勤務時間賜暇住居並制服

第十六條

一 官吏ノ勤務時間ハ國政府之ヲ定ムルコトヲ得

二 官吏ハ勤務上ノ事情ニ依リ必要ナルトキハ規定ノ勤務時間以上勤務ヲ爲スヘキ義務ヲ有ス

第十七條

一 官吏ハ勤務ヨリ離レント欲スルトキハ賜暇ヲ要ス 病氣ニ因ル勤務不能ノ場合ハ官吏ハソノ居所ヲ去ルトキニ限リ賜暇ヲ要ス

二 官吏規定ニ反シ賜暇無ク勤務ヨリ離レタルトキハソノ期間中ノ職務給與金ヲ喪失ス 本屬長官ハ職務給與金ノ喪失ヲ確定シ官吏ニ通知ス 官吏ハ一週間以内ニ懲戒罰院ノ裁決ヲ仰クコトヲ得

三 一ヶ年中ノ休養賜暇期間ハ國政府之ヲ定ム

四 第一號第二句及第三號ニ該當セサル賜暇ノ場合ニ於テハ職務給與金ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十八條

勤務上ノ事情ニ依リ必要ナルトキハ官吏ハ勤務ヨリ離レタル期間中ト雖ソノ居所ヲ離レサル様指示セラルヘシ

獨逸新官吏法に就て

第十九條

- 一 官吏ハソノ職務ヲ秩序正シク知得スルニ支障ナキ様ソノ住居ヲ定ムヘシ
- 二 勤務上ノ事情ニ依リ必要ナルトキハ本屬長官ハソノ住居ヲ勤務所ヨリ一定ノ距離以内ニ定ムヘキ旨又ハ官舍ニ住ムヘキ旨ヲ指示スルコトヲ得

第二十條

總統ハ本權ノ行使ヲ他ニ委任セサル限り制服及官裝ニ關スル規定ヲ設ク

第三章 義務不遂行ノ效果**第一節 昇給拒否****第二十一條**

- 一 官吏ニシテソノ業績ノ正當ニ要求セラルヘキ程度以下ニ止ルトキハ俸給法ノ勤務年限段階ニ依リ豫定セラレタル昇給ヲ各勤務年限段階ニ於テ二年以下之ヲ拒否スルコトヲ得
- 二 決定ハ最上級本屬官廳之ヲ爲ス 該權限ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得 最上級本屬官廳ノ決定ハ最終トス

第二節 職務犯罪**第二十二條**

- 一 官吏ニシテソノ課セラレタル義務ニ自己ノ責ニテ違背シタルモノハ官吏カソノ任務ヲ遂行シタル勤務主體ニ夫ヨリ生シタル損害ヲ賠償スヘシ 數人ノ官吏共同シ損害ヲ惹起セルトキハ共同責任者トシテ責任ヲ負フ
- 二 官吏付託セラレタル公ノ權力ノ行使ニ於テソノ職務義務ニ違背シタルヲ以テ勤務主體カ相手方ニ對スル損害賠償ヲ爲シタルトキハ官吏ハ勤務主體ニ對シ故意若ハ重大ナル過失アル限りニ於テノミ賠償スヘシ
- 三 官吏勤務主體ニ賠償ヲ爲シ且勤務主體第三者ニ對シ賠償請求権アルトキハ賠償請求権ハ官吏ニ移ルヘシ
- 四 本法ノ意義ニ於ケル官吏ニ非ル者ニシテ付託セラレタル公ノ權力ノ行使ニ於テソノ職務義務ニ違背シタルトキハ第二號及第三號ヲ適用ス

第二十三條
二 職務犯罪ノ科刑ニ關スル細則ハ國懲戒法之ヲ規定ス**第三節 責任**

- 一 官吏ニシテ自己ノ責ニテソノ職務義務ニ違背シタルモノハ官吏カソノ任務ヲ遂行シタル勤務主體ニ夫ヨリ生シタル損害ヲ賠償スヘシ 數人ノ官吏共同シ損害ヲ惹起セルトキハ共同責任者トシテ責任ヲ負フ
- 二 官吏付託セラレタル公ノ權力ノ行使ニ於テソノ職務義務ニ違背シタルヲ以テ勤務主體カ相手方ニ對スル損害賠償ヲ爲シタルトキハ官吏ハ勤務主體ニ對シ故意若ハ重大ナル過失アル限りニ於テノミ賠償スヘシ
- 三 官吏勤務主體ニ賠償ヲ爲シ且勤務主體第三者ニ對シ賠償請求権アルトキハ賠償請求権ハ官吏ニ移ルヘシ
- 四 本法ノ意義ニ於ケル官吏ニ非ル者ニシテ付託セラレタル公ノ權力ノ行使ニ於テソノ職務義務ニ違背シタルトキハ第二號及第三號ヲ適用ス

第四章 任命及轉置**第一節 任命****二十四條**

法律上異レル規定ナキ限り若ハ本權ノ行使ヲ他ニ委任セサル限り總統ハ官吏ヲ任命ス

二十五條

- 一 獨逸若ハ同種血統ノ者ニシテ且既婚者ナルトキハ配偶者カ獨逸若ハ同種血統ヲ有スル者ニ限リ官吏タルコトヲ得
- 二 配偶者ニシテ二親等ノ混血タルトキハ例外ヲ許容スルゴトヲ得

二 官吏ハ獨逸若ハ同種血統ノ者ト婚約ヲナスヘシ 婚約者ニ親等ノ混血タルトキハ婚約ヲ許可スルコトヲ得
 三 第一號第二句ノ例外ノ許容及第二號第二句ノ許可ニ付キテハ最上級本屬官廳ハ内務大臣指導者代理ト合議シ之ヲ
 爲ス權ヲ有ス 前記ノ官廳ハ第一號第一句及第二號第一句ノ個々ノ場合ニ於ケル例外ヲ許容スルコトヲ得

第二十六條

一 更ニ左ノ者ニ限リ官吏タリ得ヘシ

(一) 國公民タル者若ハ年齢ノ故國公民タルノ條件ニ缺クル爲未タ公民タリ得サル者ニシテ

(二) 任セラルヘキ官職ニ對スル經歷トシテ規定セラレタル若ハ斯種ノ規定ナキトキハ通常ノ教育ヲ受ケタル者又ハ
 官職ニ對スルソノ他特別ナル適性ヲ有スル者ニシテ且

(三) 何時ニテモ萬難ヲ排シ國民社會主義國家ヲ保護スルノ保證ヲ爲ス者

二 第一號(一)ノ例外ハ總統代理ト合議シ内務大臣ノ同意若ハ總統代理及内務大臣ノ指定シタル者ノ同意ヲ要ス

第二十七條

一 官吏關係ハ任命證書ノ交附ニ依リ成立ス該證書ハ「官吏關係ニ任用」ナル辭句ヲ包含ス 斯種證書ヲ保持セサル
 者ハ本法ノ意義ニ於ケル官吏ニ非ス

二 法律上他ニ別段ノ規定ナキ限リ官吏關係ハ繼續的任務ニ從事セシメラル官吏ヲ終身國家ト結合セシムルノ目的ヲ
 根抵ト爲ス(終身官吏)

第二十八條

一 證書中ニ「終身」ナル辭句ヲ包含セル證書ヲ保持スル者ハ終身官吏トス

二 證書ハ左ノ者ニ限リ保持スヘシ

第二十九條

(一) 二十七歳以上ノ者——婦人官吏ニテハ二十七歳ヲ三十五歳トス——

(二) 職務ニ付規定セラレタル若ハ通常ノ準備若ハ試練勤務ヲ終了シ且規定セラレタル若ハ通常ノ試験ニ合格シ又
 ハ付託セラサレタル職務ニ五年間服務セシ者ニシテ

(三) 任命サルヘキ確定地位ニ配置セラレ居リ若ハセラル、者 確定地位ヘノ配置ハ文書形式ニ依ルヲ要ス

第三十條

一 期限付官吏ノ任命ノ場合及條件ハ法律上ノ規定之ヲ定ム ソノ他ノ事項ニ付テハ第二十八條第二號(一)及(三)
 ヲ適用ス

二 期限付ニ任命セラレタル官吏ノ任命證書ニハ任セラルヘキ期間ヲ表示スヘシ

三 期限付官吏ノ職務期間經過シタルトキニシテ惡シカラサル條件ニテ最短期期間再任命セラルヘキ場合ハソノ職務
 ヲ繼續スヘキ義務ヲ負フ

第三十一條

一 終身官吏又ハ期限付官吏ニ非ル官吏ハ條件付官吏トス
 二 確定地位ニ在ル條件付官吏ハ二十七歳ニ達シテ後六年ヲ超ヘサル試練期間ノ經過後官吏關係ハ法律上別段ノ定メ
 ナキ限リ終身官吏關係ニ轉化スヘン

第三十二條

總統ハ布告ニ依リ官吏ノ任命ニ付指導者代理若ハ指導者代理ニ依リ定メラレタル者カ如何ナル範囲ニ意見ヲ聽カルヘ
 キカヲ定ム

第二節 任命ノ無効

獨逸新官吏法に就て

- 第三十二條
- 一 被任命者任命ノ時ニ於テ第二十六條第一號(一)ニ依リ任命シ得サリシモノナルトキ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
刑事裁判所ノ判決ニ依リ公ノ官職ニ就ク能力喪失シタルトキハ任命ハ無効トス
 - 二 任命ハ左ノ場合無効ノ宣告セラルヘシ
 - (一) 任命ニシテ強制詐欺賄賂ニ依リ爲サレタルトキ
 - (二) 被任命者ニシテ犯罪者若ハ官吏關係ヘノ任用ニ相應シカラサル如キ犯罪ヲ犯シ且爲ニ法律上刑罰ノ判決ヲ受ケ又受クヘキ者ナルコトヲ知ラレサリシトキ又ハ
 - (三) 被任命者ニシテ任命ノ當時國民社會主義獨逸勞働者黨ヨリ除外若ハ除名セラレタルコトヲ知ラレサルトキ
 - 三 其他任命ハ左ノ場合ニ限り無効ノ宣告セラルヘシ
 - (一) 任用カ事物的ニ無權限ナル官廳ニ依リ爲サレタルトキ
 - (二) 任命後禁治產者クリシ者ニシテ禁治產タルノ原因任命ノ當時存在セシトキ又ハ
 - (三) 被任用者ニシテ職業的官吏團復歸ニ關スル法律第二條第二條a第四條ノ根據ニ基キ罷免セラレ又ハ懲戒罰手續ニテ勤務ヨリ隔置セラレ若ハ休職俸喪失ノ判決ヲ受ケタルヲ知ラレサリシトキ

- 第三十三條
- 一 第三十二條第一號ノ場合ニ於テ本屬長官ハ無効原因ヲ知リタルトキハ直チニ凡テノ職務ノ遂行ヲ禁止スヘシ
 - 二 第三十二條第二號及第三號ノ場合ニ於テハ最上級本屬官廳カ任命及無効原因ヲ知リタル後六ヶ月以内ニ無効ヲ宣告セラルヘシ 無効宣告前ニ官吏ハ審問セラルヘシ宣告ハ官吏ニ對シ行政上權限アル國大臣ニ依リ爲サルヘシ 宣告ハ官吏ニ送達スヘシ 決定ハ最終トス

第三節 轉 置

- 第三十四條
- 任用ニシテ無効タリ若ハ無効タリト宣告セラレタルトキハ禁止(第三十三條第一號) 若ハ無効ニ付キテノ決定ノ送達(第三十三條第一號) マテノ間ニ爲サレタル被任用者ノ職務行爲ハ官吏之ヲ爲シタリト雖モ同様ニ無効トス 支給セレタル俸給ハ之ヲ返還セシメサルコトヲ得

- 第三十五條
- 一 官吏ハ法律上ノ規定ニ依リ別段ノ定ナキ限り願ニ依リ若ハ勤務上ノ必要アルトキソノ直接勤務主體ノ職務範圍内ニ於テ轉置セシメラルコトアルヘシ 同意ナクシテ他ノ職ニ轉置スルハ新ナル職ニシテ從來ノ職ト同シ若ハ同系統ニ屬シ且少クトモ同等ノ最終基本俸給アル場合ニ限り許容サルヘシ 休職俸算定上ノ且取消シ得サル職務加俸ハ此ノ場合基本俸給ノ構成部分ト爲ス 行政廳ノ變更ニ際シテハ官吏ノ意見ヲ徵スヘシ
 - 二 権限アル國大臣ハ終身間接國官吏ヲ第一號第二句及第三句ノ條件ノ下ニ從前ノ及ヒ新ナル勤務主體同意スルトキハ他ノ勤務主體ノ職務範圍ニ轉置スルコトヲ得
 - 三 官吏ニシテ國民社會主義獨逸勞働者黨ノ全國指導者地方指導者縣指導者市町村指導者若ハ突擊隊親衛隊國民社會主義自動車團ノ聯隊及上級團體指導者タル者ハ指導者代理ノ承認アル場合ニノミ之ヲ轉置セシムルヲ得ヘシ

第五章 官吏ノ法律上ノ地位ノ保證

第一節 救 護 及 保 護

第三十六條

國家ハ官吏ニ對シソノ職務ノ執行ニ付キ及官吏タルノ地位ニ付キ救護及保護ヲ爲ス

第二節 官 職 名

第三十七條

- 一 法律上異レル規定無ク若ハ本權ノ行使ヲ他ニ委任セサル限り官吏ノ官職名ハ總統之ヲ規定ス
- 二 官吏ハソノ官職名ヲ勤務ニ於テ用フ 勤務外ニ於テモ又之ヲ用フルコトヲ得 待命ヲ命セラレタル後ニ於テハ「勤務使用ノ爲」(s.D.)ナル附加ヲ爲シ之ヲ用フ 官吏ハ官職名ト共ニ唯國家ヨリ授與セラレタル稱號及學位ノミ之ヲ用ヒ反之職業名ハ之ヲ用フルコト得ス 官吏ハ他ノ官職ニ轉任後ハ從來ノ官職名ヲ用フルコト得ス 休職官吏ハ休職ヲ命セラル、際用ヒ得タル官職名ヲ「職務外」(s.D.)ナル附加ヲ爲シ且官職ニ關聯シ授與セラレタル稱號ヲ尙用フルコト得 新ナル官職ヲ擔當スル待命官吏及休職官吏ハ新ナル官職ノ官職名ヲ保有ス 官職ニシテ從來ノ官職ニ比シ少クナルトモ同等ノ最終基本俸給アル (第三十五條第一號(三)) 俸給圖ニ屬スルニ於テハ新ナル官職名ト共ニ從來ノ官職名ヲ「勤務外」(s.D.)ナル附加ヲ爲シ用フル事ヲ得 從來ノ官職名變更セラレタルトキハ變更セラレタル官職名ヲ用フヘシ最上級本屬官廳ハ罷免セラレタル官吏ニ「勤務外」(s.D.)ナル附加ヲ爲セル官職名並ニ官職ニ關聯シ授與セラレタル稱號ヲ用フルノ許可ヲ與フルコトヲ得
- 三 最上級本屬官廳ハ罷免セラレ若ハ休職ヲ命セラレタル官吏ニ官吏關係ノ終了ニ際シ制服着用ヲ許可スルコトヲ得
- 四 最上級本屬官廳ハ官職名及官職ニ關聯シ授與セラレタル稱號ヲ用フルコト及制服ヲ着用スルコトノ許可ヲ前官吏ニシテ第五十三條ニ依リ官吏關係ヨリ除外セラルヘキ確定力アル刑罰ノ判決ヲ受ケタルトキ之ヲ取消スコトヲ得 国防軍ノ官吏ニ付テハ國防法ノ規定ヲ適用ス

第三十八條

第三節 職務並扶助給與

- 一 官吏ハ異レル時期規定セラレサル限リソノ職ニ就キタル日ヨリソノ職務給與金ヲ受ク 職務給與金ハ俸給法之ヲ定ム 官吏ハソノ繼續セル職務給與金ニ付キソノ全部又ハ一部ヲ放棄スルコトヲ得 官吏同時ニ俸給法中ニ規定セラレタル數職ニシテ本職ト兼職ノ關係ニナキ職ヲ有スルトキハ統一セル職務給與金ニ關スル規定ナキ場合國大藏大臣ノ決定ニ依リ唯一ノ職ノ職務給與金ヲ受ク
- 二 扶助金ハ第八章ノ規定ニ依ルヘシ

第三十九條

- 一 官吏ハ國法律ニテ異レル規定ナキトキハ差押ヘ得ル限度ニ於テ職務給與金ヲ擔保トナシ若ハ讓渡スルコトヲ得
- 二 勤務主體ハ職務給與金ヲ差押ヘ得ル限り又ハ故意ノ許サレサル行為ニ因ル損害賠償ノ執行請求權ヲ勤務主體有スル限リニ於テノミ職務給與金ニ對スル相殺若ハ留置權ヲ行ヒ得ヘシ

第四節 旅費及移轉費

第四十條

官吏ノ旅費及移轉費補償ハ法律ニ依リ之ヲ定ム

第五節 職務證明書

第四十一條

待命ヲ命セラレ若ハ官吏關係終了シタル後ニ於テ官吏ニソノ最後ノ本屬長官ノ申請ニ依リソノ在リタル官職ノ種類及期間ニ關スル職務證明書交附セラルヘシ

獨逸新官吏法に就て

第六節 本屬長官トノ關係

第四十二條

一、官吏トソノ本屬長官トノ間ニ於テハ公明ト信賴カ支配セサルヘカラス 官吏ニトリ不利トナル處アル事實問題ニ
關スル意見其申及主張ニ付キテハ官吏ノ人物智識及業績ニ關スル職務上ノ批判ヲ目的トセサル限リソノ官吏ノ意見ヲ
聞クヘシ

二、官吏ハソノ申述及意見其申ヲ勤務系統ヲ通シ之ヲ爲スヘシ 官吏國民社會主義獨逸勞働者黨ヲ害スル處アル職務
上ノ事件ヲ看取セリト信スルトキハ同様ニ勤務系統ヲ通シ申告セサルヘカラス 官吏ソノ看取ヲ勤務系統ヲ通シ申述
スルヲ欲セサルトキハ唯ソノ最上級國官廳ニ直接ニ若ハ總統ニノミ申告スヘシ 人的事項ニツキテノ意見其申ハ勤務
系統ヲ守ラサルヘカラス

第六章 待 命

第四十三條

官廳廢止セラレ又ハ法律規定ニ依リ若ハ總統ノ命令ニ依リ他ノ官廳ト併合セラレ又ハソノ組織本質的ニ變更セラレタ
ルトキハ當該官廳ノ終身若ハ期限付ニ任命セラレタル官吏ハ最上級本屬官廳ニ依リ待命ヲ命セラル、コトアルヘシ
待命ヲ命スルハ官廳廢止後又ハ法律若ハ命令ノ效力發生後三ヶ月以内及豫算案ニテ此ノ原因ヨリ廢止セラレタル確定
地位ノ數ノ範圍内ニ於テノミ許容サルヘシ

第四十四條

一、總統ハ何時ニテモ左記ノ者ニ待命ヲ命スルコトヲ得

- (一) 次官及ソノ他大臣ノ常置的代理者局長並ニ最上級本屬官廳ニテ新聞關係者トシテ任せラレタル官吏
 - (二) 大統領府内閣外務省及宣傳省ニ於ケル參事官其ノ他ノ高級職務ヲ爲ス官吏並ニ總統ノ明文ヲ以テ定メタル政
治的勤務地位ニ於ケル官吏
 - (三) 勞働ノ受託者
 - (四) 外交官及領事ノ代理トシテ高級事務ヲ爲ス官吏
 - (五) 州知事縣知事縣及郡長ニ相應セル一般及內務行政ノ官廳ノ長並ニ警視總監及國家的警察行政ノ警察局長
 - (六) 上級市長及伯林市長
 - (七) 檢 事
 - (八) 總統ノ命令ニ依リ規定セラレタル國防軍ノ部隊ノ官吏
- 二、他ノ官吏ニシテ何時ニテモ待命ヲ命スルコトヲ得トナス國法律ノ規定ハ存續ス
- モ通告ノ月ヲ算入セス三ヶ月ノ滿了ト共ニ開始ス 處分ハ待命ノ開始マテニ之ヲ撤回スルコトヲ得

第四十五條

個々ノ場合ニ付明文ヲ以テヨリ遲キ時期ヲ規定セサルトキハ 待命ハ官吏ニ待命ヘノ轉置通告セラレタルトキ遲クト
モ通告ノ月ヲ算入セス三ヶ月ノ滿了ト共ニ開始ス 處分ハ待命ノ開始マテニ之ヲ撤回スルコトヲ得

第四十六條

- 一、待命官吏ハ依然トシテ官吏タリ 待命官吏ハ待命ノ開始ト共ニソノ職務地位ヲ喪失シ且個々ノ場合ニ付別段ノ規
ナキ限り 主タル職ト關聯シ擔任セル若ハソノ本屬長官ノ命令提議若ハ勸誘ニ依リ擔當セル兼官及兼職モ又喪失ス
- 二、待命官吏ノ本屬長官ハ最後ノ本屬長官トス 最上級本屬官廳ハ他ノ本屬長官ヲ定ムルコトヲ得 最上級本屬官廳

ナキトキハ内務大臣ハ本屬長官ヲ定ム

三 官吏ハ待命ヘノ轉置官吏ニ通告セラレタル月及其後ノ三ヶ月ニ付官吏ノ在リシ職務地位ノ職務給與金ヲ受ク 尚職務實費ノ支辨ノ爲定メラレタ收入ハ待命開始ノトキマテ之ヲ受ク 官吏ハ待命ノ開始ノトキヨリ第四十八條ニ依ル服務ノ間ノミ勤務年限段階ノ進級アリ

四 官吏職務給與金休止以前ノ期間ニ於テ公ノ勤務ニ從事セル爲收入ヲ得タルトキハ之ノ所得ノ競合セル期間中該收入ノ額ニ付職務給與金ヲ減額ス

五 職務給與金ノ支給セル、期間經過後官吏ハ待命中第八章ノ規定ニ從ヒ待命金ヲ受ク

第四十七條

一 官吏ニ直接若ハ間接ノ國勤務ニ於ケル同シ若ハ少クトモ同種系統ニ屬スル官職擔任セシメ且新ナル官職ニシテ擔任ノ時期ニ於テ從前ノ官職ニ比シ少クトモ同シ最終基本俸給アル俸給額ニ屬セサルトキハソノ從來ノ基本俸給（第三十五條第一號（三）ヲ受ケ且勤務年限段階ハ進級ス 従前ノ勤務主體ハ從前ノ職務給與金ト新ナル職務給與金トノ差額ヲ申請ニ依リ新ナル勤務主體ニ補償スヘシ

二 官吏ハソノ一般法律地位（終身若ハ期限付官吏）低下セサル限リソノ直接勤務主體ニ對シ斯種官職ヲ受諾スヘキ義務ヲ負フ

第四十八條

一 官吏ニ直接若ハ間接國勤務ニ於ケルソノ職業教育ニ相應セル事務ニ完全ニ官吏トシテ一時のニ從事セシメラレタルトキハ從事中ニ得タル勤務年限加俸ヲモ含ミ待命金確定ノ基礎タル（第八十六條八十七條）基本俸給ヲ受ク。

二 官吏ハ第一號ノ意味ニ於ケル從事カ文書ニ依ル通告ニテソノ居住地ニテハ最短三ヶ月居住地外ニテハ最短六ヶ月

間タルコト保證セラレタルトキハソノ直接的勤務主體ニ對シ任命ニ應スヘキ義務ヲ負フ

第四十九條

待命ハ左ノ場合終了ス

一 官吏ニ新ナル官職付託セラレタルトキ若ハ

二 官吏關係終了セルトキ

第七章 官吏關係ノ終了

第五十條

一 官吏關係ハ死亡ニ依ル外

（二）離脱

（二）罷免

（三）休職開始

（四）勤務隔置

ニ依リ終了ス

二 勤務ヨリノ隔置ハ獨逸國懲戒罰法ニ依リ規定セラルヘシ

第一節 官吏關係ヨリ離脱

第五十一條

獨逸新官吏法に就て

二九

a 國公民權喪失

官吏ハ國公民權喪失ノ日ノ満了ト同時ニ官吏關係ヨリ離脱ス 最上級本屬官廳ハ内務大臣ト合議シ官吏關係ノ繼續ヲ命スルコトヲ得

b 住所ノ外國ヘノ移轉

第五十二條

- 一 官吏ハ最上級本屬官廳ノ同意ナクソノ住所若ハ繼續的滯在ヲ獨逸國外ニ移シタルトキハ官吏關係ヨリ離脱ス
- 二 最上級本屬官廳ハ第一號ノ條件ノ存否ヲ最終的ニ決定ス 同官廳ハ官吏關係ヨリ離脱ノ日ヲ最終的ニ定ム

c 裁判上ノ判決

第五十三條

- 一 死刑懲役故意ノ犯行ノ爲一年以上ノ禁錮 若ハ故意ノ大逆若ハ謀叛行爲ノ爲禁錮ノ判決ヲ受ケタル官吏ハ刑罰判決ノ確定力ト共ニ官吏關係ヨリ離脱ス 官吏公民ノ名譽權若ハ公ノ官職擔當能力剝奪セラレタルトキ又同シ

第五十四條

- 一 刑事裁判所ノ判決ノ官吏法上ノ效果ニ關スル全官吏ニ對スル恩赦權ハ總統ニ歸屬ス 總統ハ恩赦權ヲ自ラ行使シ若ハソノ行使ヲ他ニ委任ス
- 二 官吏官吏關係ヨリ離脱スヘキ刑罰判決ノ官吏法上ノ效果カ恩赦手續ニテ全範囲ニ於テ廢止セラレタルトキハ同效果ハ例ヘ該判決ニシテ再審訴訟手續ニテ此ノ效果ヲ有セサル判決ニ代ヘラル、モ同シ效果ヲ發生ス

第五十五條

- 一 官吏官吏關係ヨリ離脱スヘキ判決ニシテ再審手續ニ於テ此ノ效果ヲ有セサル判決ニ代ヘラレタルトキハ被判決者ハ廢棄セラレタル判決ノ確定力若ハ法律上ノ規定ニ依リ行ハレタルソノ職務給與金ノ一部ノ從前ノ留保ノ時ニ遡り廢

棄セラレタル判決新判決ニ相應セシナラハ受ケタリシナラン給與金ヲ受ク ソノ算定上ノ休職俸勤務期間ハ該官吏離脱セサリシモノトシ計算ス

二 被判決者共ノ間停年ニ達セサリシ若ハソノ職務期間ヲ満了セサリシヘカリシモノナルトキハ再審手續ニ附サル、

決定ノ確定力ノトキニ遡リ待命官吏タルノ法律上ノ地位ヲ有ス ソノ給與金ハ第一號ニ依ル

三 官吏官吏關係ヨリノ離脱ヲ伴フ判決後若シ官吏タリセハソノ離脱ヲ招來スヘキ別個ノ刑罰ノ判決ヲ受ケタル限り第一號及第二號ハ之ヲ適用セス

- 四 再審判決ニテ確定セラレタル事情ニ基キ若ハ官吏關係ヨリノ離脱ヲ伴フ判決後ニ爲サレタル他ノ確定力アル刑罰判決ニ基キ官吏ノ勤務ヨリノ隔置カ通告セラル如キ狀況ナルトキハ本目的ヲ以テ懲戒罰手續開始セラル、コトヲ得再審判決ニ於テ確定セラレタル事情ニ基ク手續開始セラレタルトキハ第一號ニ依リ權限アル給與金ハ官吏ヨリ留保セラル、コトヲ得 勤務ヨリノ隔置宣告セラレタルトキハ廢棄セラレタル決定ノ確定力ノトキヨリ第一號及第二號ニ依ル請求權ヲ喪失ス 新ナル刑罰判決ニ基ク手續開始セラレタルトキハ第一號ニ依リ權限アル給與金ヲ此ノ刑罰判決ノ確定力ノトキヨリ官吏ヨリ留保セラル、コトヲ得 勤務ヨリノ隔置宣告セラレタルトキハ同時期ヨリ第一號及第二號ニ依ル請求權ヲ喪失ス
- 五 新ナル判決ニテ確定セラレタル事情若ハ廢棄セラレタル決定ノ宣告後犯サレタル科刑行爲若ハ法律上ノ規定カ官吏關係ノ終了ヲ是認シタリシナランニハ最上級本屬官廳ハ官吏關係ノ終了是認セラルヘカリシヤ否及何時是認セラルヘカリシヤヲ最終的ニ決ス 官吏ハ第一號ニ依ル給與金ヲ此ノ時期マテ受ク
- 六 被判決者本規定ニ依ル給與金ヲ受クル限り再審手續ニテ無罪ノ言渡シヲ受ケタル者ノ補償ニ關スル一八九八年五月三十日ノ法律（國官報三四五頁）ニ依リ義務附ケラレタル廳ニ對シ補償請求權ヲ有セス

七 官吏ハ第一號ニ依リ權限アル職務給與金ニ他ノ勞働收入若ハ生計補助金ヲ算入セラルヘシ 官吏ハ之ニ關スル報告ヲ爲ス義務ヲ有ス

d 離脱ノ效果

第五十六條

官吏官吏關係ヨリ離脱シタルトキハ官吏ハ職務給與金及扶助金ニ對スル請求權ヲ有セス 官吏ハ官職名及官職ニ關聯シ授與セラレタル稱號ヲ用ヒ制服ヲ着用スルヲ得ス

第二節 官吏關係ヨリ罷免

a 宣誓拒否

法律ニ規定セラレタル忠實宣誓ヲナスコトヲ拒否シタル者ハ罷免セラルヘシ

b 期間満了後職務ノ繼續拒否

期限付官吏ニシテ第二十九條第三號ニ依リ課セラレタル義務ヲ果ササルコトヲ最上級本屬官廳確認シタルトキハ罷免セセラルヘシ 罷免ハ職務期間満了ノ日ヨリ效力ヲ發ス

c 官吏若ハソノ配偶者ノ血統

第五十九條

一 官吏若ハソノ配偶者カ獨逸若ハ同種ノ血統ノ者ニアラサルコト任命後明カトナリタルトキ又ハ官吏任命後第二十五條第二號(一)若ハ第三號ニ依リ必要ナル許可ナクシテ獨逸若ハ同種血統ノ者ト婚約ヲナシタルトキハ罷免セラルヘ

d 申請

第六十條

シ 任命若ハ婚姻ノ際ソノ咎ニ非スシテ官吏若ハソノ配偶者カ獨逸若ハ同種血統ノモノナリト信セラレタルトキハ之ヲ適用セス

二 第二十五條第二號(二)及第三號ハ之ヲ準用ス

e 取消

第六十一條

官吏ハ何時ニテモソノ罷免ヲ申請スルコトヲ得 申請ハ本屬長官ニ文書ヲ以テ表示スヘシ 罷免處分ニシテ未タ官吏ニ送達セラレサル限り表示カ本屬長官ニ到達シタル後二ヶ月以内ニノミ罷免官廳ノ同意ナク表示ヲ取下クルコトヲ得申請ニハ應スヘキモ官吏ゾノ職務ヲ秩序正シク處理シタルマテ罷免ヲ延期スルコトヲ得

f 取消

第六十二條

一 遅キ時期規定セラレタル限り取消ハ官吏ニ通告セラルルト同時ニソノ效力ヲ發生ス
二 取消ニ依リ罷免セラレタル者ハ取消カ通告セラレタル月ノ全給與金ヲ受ク 有給ナル場合ハ更ニ過渡金トシ最終月ノ職務給與金ノ

滿一年ノ勤務期間後ハ

一倍

獨逸新官吏法に就て

二倍

三三

滿五年	三倍
滿八年	四倍

滿十年	五倍
滿十二年若ハ夫以上	六倍

ヲ受ク 勤務期間ハ中斷ナク官吏關係ニ於テ經過セル満年限ノ數ニ依リ定マル

三 過渡金ハ左ノ場合給與セラレズ

(一) 官吏ノ責ニ任スヘキ理由ニ依リ罷免セラレタルトキ

(二) 他ノ本職ノ官吏關係存續シ若ハ罷免ニ直接連繫シ新ニ官吏關係設定セラレタルトキ

f 婦人官吏ノ婚姻

第六十三條

- 一 婚姻ヲナシタル婦人官吏ハ申請ニ依リ又ハ家族收入ノ程度ニ應シソノ生計繼續的ニ確保セラレタリト認メラルトキハ罷免セラルヘシ 夫ニシテ休職俸請求權ヲ伴フ官吏關係ニ在ルトキハ生計繼續的ニ確保セラレタルモノトス
- 二 最上級本屬長官ハ生計繼續的ニ確保セラレタリト認メラルルヤ否ヲ最終的ニ決定ス
- 三 最上級本屬官廳ハ内務大臣ト合議シ第一號(二)ノ例外ヲ個々ノ場合ニ付許容スルコトヲ得
- 四 罷免ハ官吏ニ罷免處分通告セラレタル翌月ノ満了ヲ以テ開始ス

第六十四條

- 一 第六十三條ニ基キ離脱セル婦人官吏ハ條件付官吏ト雖モ第二號ニ從ヒ一時金ヲ受ク 一時金ニ依リ凡テノ扶助金給與ハ爲サレス

第六十五條

- 二 一時金ハ満二年若ハ三年ノ勤務年限後ハ最終月ノ職務給與金ノ二倍満四年若ハ五年ノ勤務年限後ハ三倍満六年ノ勤務年限後ハ一年毎ニ一ヶ月額增加シ満十四年ノ勤務年限後ハ最高額タル最終月額ノ十二倍ニ達ス 月額ハ獨身官吏ニ適用サル、原則ニ從ヒ計算スヘシ
- 三 待命官吏ニ付テハ官吏カ待命ヲ命セラレサリセハ罷免ノ當時獨身官吏トシテ得タル職務給與金ヲ基礎トス
- 四 年金ハ婚姻ニシテ祖父母ノ何レカ一方カ二代目ノ若ハ完全ナル猶太系ナル者ト爲サレタルトキハ之ヲ支給セス

第六十六條

- 一 罷免ハ法律若ハ總統ノ布告ニ依リ別段ノ規定ナキ限り第二十四條ニ依リ官吏任命ノ權アル官廳之ヲ行フ 處分ハ文書ニ依リ官吏ニ通告セラルヘシ
- 二 官吏ハ罷免後職務給與金及扶助金ニ對スル請求權ヲ有セス 官吏ハ第三十七條第二號(七)及第三號ノ規定ニ該當セサル限り官職名官職ト關聯シ授與ヘラレタル稱號ヲ用ヒ及制服ヲ着用スルコトヲ得ス

第三節 休職

第六十七條

- 一 官吏關係ハ休職ノ開始ト同時ニ終了ス

獨逸新官吏法に就て

二 ソノ官職ニアリテ爲ス官吏ノ業務力カ唯他ト關聯シテノミ要求セラレ又ハソノ性質上一時的ナル職務ヲ目的トジタルトキハ官吏關係ハ休職ノ開始ニ代リ罷免ニ依リ終了ス（第六十六條） 第一句ノ條件存スルヤ否ハ任命ノ際ノ官廳最終的ニ之ヲ決定ス

h 停 年

第六十八條

一 終身及期限附官吏ハ満六十五歳ニ達シタル月ノ満了ト同時ニ休職ハ開始ス 個々ノ官吏團ニ付法律ニテ早期停年ヲ規定スルコトヲ得

二 個々ノ場合ニ於テ特定官吏ニ依ル職務ノ續行カ行政ノ緊急ナル職務上ノ顧慮ヨリ要請セラレタルトキハ國政府ハ最上級本屬官廳ノ申請ニ依リ休職開始ヲ六十五歳以上ニ延期スルコトヲ得 同様ノ條件ニテ第一號第二句ノ場合ニ於テ當該國大臣ハ停年ヲ六十五歳マテ延期スルコトヲ得 當該國大臣ハ停年ヲ五ヶ月以下延長スル權限ヲ下級官廳ニ與フルコトヲ得

三 満六十五歳ヲ終リタル休職官吏ハ再ヒ官吏ニ任命セラルヘカラス 任命セラルレハ罷免セラルヘシ

b 期間ノ満了

期限附官吏ハ第六十八條ノ場合ヲ除キ任命セラレタル期間ノ満了ト共ニ第五十八條ニ依リ罷免セラレサルトキ休職開始ス

c 申 請

第六十九條

期限附官吏ハ第六十八條ノ場合ヲ除キ任命セラレタル期間ノ満了ト共ニ第五十八條ニ依リ罷免セラレサルトキ休職開始ス

d 政治上ノ原由

第七十一條

一 官吏常ニ國民社會主義國家ヲ保護スルノ保證ヲ最早ヤ爲ササルトキハ總統ハ終身若ハ期限付官吏ニ最上級本屬官廳カ内務大臣ト合議シ爲シタル申請ニ基キ休職ヲ命スルコトヲ得

二 斯種申請ニ認メラレタル事實ハ捜査手續ニ於テ確定セラルヘク捜査手續ニテハ證人及鑑定ノ宣誓セル訊問許容サレ且官吏ノ意見モ聽カルヘシ

e 血 統

第七十二條

一 五十九條第一號ノ場合ニ於テ官吏ノ賣ニ非スシテ官吏若ハソノ配偶者カ獨逸若ハ同種血統ノ者タリト信セラレタルトキハ休職ヲ命セラルヘシ條件付官吏ニアリテハ罷免セラルヘシ

第六十二條第一號及第二號ハ之ヲ適用ス

二 第二十五條第二號第二句及第三號ハ之ヲ準用ス

f 勤務不能

第七十三條

一 終身若ハ期限付官吏ハ身體上ノ缺陷ノ爲若ハソノ身體的若ハ精神的力ノ虛弱ノ爲職務義務ノ遂行カ繼續的ニ不能トナリタルトキ（勤務不能）休職ヲ命セラルヘシ 官吏六ヶ月以内ノ病氣ノ爲三ヶ月以上勤務ヲ爲サヌ更ニ六ヶ月以内ニ再度完全ニ勤務可能トナラサル見込アルトキハ勤務不能ト看做サルヘシ 官吏ノ勤務不能ニ付疑存スルトキハ官廳

- 一 官吏第七十三條ニ依リ休職ヘノ轉置ヲ申請シタルトキハソノ直接本屬長官ノ義務裁量ニ依リソノ職務義務ヲ遂行スル事繼續的ニ不能ナリト思料スル旨ノ宣告ニ依リソノ勤務不能ハ確定セルヘシ 待命官吏ニアリテハ勤務不能ノ宣告ニ付キテハ最上級本屬官廳若ハ書上級本屬官廳ニ依リ定メラレタ官廳權限ヲ有ス 最上級本層官廳ナキトキハ宣告ヲ爲ス官廳ハ内務大臣之ヲ定ム
- 二 休職ヘノ轉置ヲ決定スル官廳ハ直接本屬長官ノ宣告ニ拘束サレス 該官廳ハ他ノ證據ヲ提示スルコトヲ得

第七十四條

- 一 本屬長官官吏ヲ勤務不能（第七十三條）ナリト思料シ然モ官吏休職ヲ命セラルヘキ旨ノ申請セサルトキハ本屬長官ハ官吏若ハソノ保護者ニ官吏ノ休職ヘノ轉置カ意圖セラレ居ル旨ヲ通告ス ソノ際休職ヘノ轉置ニ關スル理由ヲ通知スヘシ 本屬長官手續ノ執行ノ爲保護者ノ任命必要ナリト思料シタルトキハ保護者ノ任命ヲ職務裁判所ニ申請ス職務裁判所ハ申請ニ應スヘシ
- 二 官吏若ハソノ保護者四週間以内ニ異議ノ申立ヲ爲ササルトキハ第七十八條第一〇號ニ依リ權限アル廳ハ休職ヘノ轉置ヲ決定ス
- 三 異議申立てラレタルトキハ最上級本屬官廳若ハ休職ヘノ轉置ニ付權限アル下級廳ハ手續ヲ停止スヘキヤ繼續スヘキヤ否ヲ決定ス 決定ハ官吏若ハソノ保護者ニ送達スヘシ 手續繼續セラルトキハ決定ノ通告ノ月ノ翌月ヨリ三ヶ月

第七十五條

- ノ滿了ト共ニ休職ノ開始マテ休職俸ヲ超過セル職務給與金ハ留保セラルヘシ 手續繼續ノ爲官吏ハ事情ノ調査ヲ委任セラル斯種官吏ハ形式上ノ懲戒罰手續ニ於ケル搜查執行官ノ權利及義務ヲ有ス 官吏若ハソノ保護者ハ訊問ノ爲召喚セラルヘシ 調査終結後官吏及保護者ハ調查ノ結果ニ付意見ヲ聽取セラルヘシ
- 四 之ニ依リ官吏ノ勤務可能性確定セラレタルトキハ手續ハ停止セラルヘシ 決定ハ官吏及ソノ保護者ニ送達セラルベシ 第三號第三句ニ依リ留保セラレタル金額ハ支給セラルヘシ 勤務不能確定シタルトキハ官吏ハ處分通告セラレタル月ノ滿了ト共ニ休職ヲ命セラル 留保セラレタル金額ハ支給セラレス 總統若ハ最上級本屬官廳官吏ニ休職ヲ命セサリシトキ最上級本屬官廳ハ二週間ノ失權期限内ニ爲サレタル官吏若ハソノ保護者ノ申請ニ依リ休職ヘノ轉置ヲ命スヘキヤ否ヲ決定ス

名 條件付官吏

第七十六條

- 一 職務給與金ヲ受クル條件付官吏ハ重大ナル責ナクシテ職務ノ執行ニ際シ若ハ職務ニ因リ招來セル疾病負傷若ハソノ他ノ障害ノ爲勤務不能トナリタルトキ休職ヲ命セラルヘシ
- 二 條件付官吏ハ他ノ原因ニテ勤務不能トナリ若ハ停年（第六十八條第一號）ニ達シタルトキ休職ヲ命セラル、コトヲ得
- 三 官吏第二號ノ場合ニ於テ休職ヲ命セラレスシテ取消ニ依リ罷免セラレタルトキハ過渡金（第六十二條）ニ代リ期限付若ハ終身生計補助金支給ヲ承認セラル、コトヲ得 官吏滿二十七歳ニ達セサルトキハ期限付生計補助金ノミヲ承認セラルコトヲ得 期限付承認ハ取消シ得ヘシ 期限付承認ハ滿了ノ際延長セラル、コトヲ得
- 四 第二號及第三號ノ決定ハ最上級本屬官廳國大藏大臣ノ同意ヲ得テ之ヲ爲ス 最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ノ内意

ア得テソノ權限ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得 決定ハ最終トス

b 待命官吏

第七十七條

- 一 待命官吏ハソノ申請ニ依リ何時ニテモ休職ヲ命セラル、コトヲ得
- 二 (一) 五ヶ年ノ待命期間滿了シタル——官吏第四十八條ニ依リ從事セシメラレタル間ハ期間ノ經過ハ停止ス
 (二) 最上級官廳力官吏第四十七條第二號第四十八條第二號ニ依リ課セラレタル義務ヲ遵守セサリシコトヲ確定シタル
- 月ノ滿了ト共ニ休職ヲ命セラルヘシ
- 三 待命官吏同シ若ハ少クトモ同種系統ノ新ナル職擔任シタルトキハ新ナル職ノ擔任ト同時ニソノ從來ノ職ヨリ休職ニ入ル

i 休職ヘノ轉置ニ關スル處分及休職ノ開始

第七十八條

- 一 休職ヘノ轉置ハ法律上ノ規定ニヨリ若ハ總統ノ布告ニ依リ異レル規定ナキ限リ第二十四條ニ依リ任命ニ關シ權限アリシ廳ニ依リ爲サルヘシ 處分ハ文書ニ依リ官吏ニ通告セラルヘシ 處分ハ休職ノ開始マテニ撤回スルコトヲ得
- 二 休職ハ第六十八條第六十九條第七十五條第四號第七十七條第二號及第三號ノ場合ヲ除キ官吏ニ休職ヘノ轉置通告セラレタル月ノ翌月ヨリ三ヶ月ノ滿了ト共ニ開始ス 休職ヘノ轉置ノ通告ニ際シ官吏ノ申請ニ依リ若ハ明白ナル同意ニ基キヨリ早キ時期ヲ確定スルコトヲ得
- 三 休職官吏ハ第八章ノ規定ニ依リ休職俸ヲ支給セラルヘシ

第八章 扶助

第一節 待命及休職官吏ノ扶助

第七十九條

待命令及休職俸ハ休職俸算定上ノ職務給與金及休職俸算定上ノ勤務年限ヲ基トシ算定サルヘシ

a 休職俸算定上ノ職務給與金

一 休職俸算定上ノ職務給與金ハ左ノ如シ

- (一) 俸給法ニ依リ官吏ニ最後ニ支給セラレタル基本俸給若ハ基本俸給ニ相應スヘキ最後ニ支給セラレタル職務給與金
 - (二) 奉給法ニ依ル住宅手當
 - (三) 奉給法若ハ豫算ニテ休職俸算定上ノモノトセラレタル官吏ノソノ他ノ職務給與金
- 二 終身若ハ期限付官吏ソノ系統ノ入門地位トシテ妥當セサル職ニ因リ一年以下給與ヲ受ケタルトキハ任命前ニ在リシ職ニ因ル相當給與金ハ第一號記載ノ職務給與金ニ代ル 官吏職ニ在ラサリトキハ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ休職俸算定上ノ職務給與金ヲ第一號ニ依リ50%ノ限度ニ於テ之ヲ定ム
 - 三 第四十三條及第百七條ノ場合並ニ官吏重大ナル責ナクシテ職務ノ執行ニ際シ若ハ職務ニ因リ招來セシ疾病負傷若ハソノ他ノ障害ノ爲勤務不能トナリタルトキニハ第二號ハ適用セス

b 休職俸算定上ノ勤務年限

第八十一條

獨逸新官吏法に就て

一 最初ノ任命ノ日ヨリ待命中ノ期間ヲモ含メタル官吏ノ勤務期間ハ休職俸算定上ノ期間ナリ 左ノ期間ハ之ヲ考慮ニ入レス

(一) 第六十七條第二號ニ依ル官吏關係ノ期間

(二) 名譽職上ノ活動ノ期間

(三) 許可ノ際遲クトモ終了ノ際公ノ事項ニ關スル休暇タルノコト承認セラレサリシ時ノ職務給與ナキ賜暇ノ期間

(四) 滿二十七歳ニ達セサル以前ノ期間

(五) 公ノ資財ヨリ一時金若ハ過渡金支給セラレタル期間

(六) 第八十五條第一號(二)aニ依リ酌量セラレス休職俸上ノ算定ナク唯報酬ヲ支給セラレタル官吏トシテノ活動ノ期間

二 裁判所ノ判決若ハ懲戒裁判所ノ判決ノ爲官吏關係ヨリ離脱シタル官吏後ニ再ヒ官吏ニ任命セラレタルトキハ官吏關係ヨリ離脱前ノ勤務期間ハ休職俸算定上ノ勤務年限ニ加算セラレス 官吏裁判上ノ刑罰訴訟手續若ハ懲戒手續ニ在リ申請ニ依リ官吏關係ヨリ罷免セラレタル場合又同シ 最上級本屬官廳ハ例外ヲ許容スルコトヲ得

第八十二條

官吏滿二十七歳ニ達シタル後ソノ任命前

(一) 國防軍ノ勤務若ハ警察ノ執行勤務ニ在リタル

(二) 國勞働奉仕團所屬員タリシ

(三) 扶助金證書ノ所持者トシ國若ハ公法上ノ他ノ團體營造物財團ノ勤務ニ全ク從事シタリシ期間ハ又休職俸算定上ノ期間トス

第八十三條

國防軍ニ於ケル戰爭勤務ノ期間若ハ戰爭捕虜ノ期間ハ滿二十七歳ニ達セサルトキニテモ國防軍所屬員ノ場合ト同様ノ程度ヲ以テ算定サル

第八十四條

一 地中海以內ノ非歐洲諸國ヲ除キ官吏ノ非歐洲諸國ニテ職務ニ從事セル期間ハ休職俸算定上ノ勤務期間トシ滿二十七歳ニ達セサル以前ニテハ一倍ソノ他ノ場合ニシテ中斷ナク最短六ヶ月ニ達シタルトキハ最高二倍マテ酌量セラル、コトヲ得 本國外ノ海ノ航海ニ付又同シ 細則ハ國政府ノ命令ニ依リ規定セラルヘシ

二 官吏拘禁ノ爲若ハ其他戰爭ニ因ル及官吏ノ責ニ因ラサル原因ノ爲非歐洲諸國ニ滯留シタル期間ハ非歐洲諸國ニテ職務ニ從事シタル期間トシ承認スルコトヲ得 滞留ニシテ官吏ノ責ニ因リ延引シタルトキハ延引ノ期間ハ酌量セラレス

三 第一號及第二號ニ依ル勤務期間既ニ第八十三條ニ依リ酌量セラレタルトキハ更ニ算定セラレス

四 決定ハ最上級本屬官廳國大藏大臣ト合議シ最終的ニ之ヲ爲ス

第八十五條

一 官吏滿二十七歳ニ達シタル後左ノ

(一) 國民社會主義獨逸勞動者黨若ハソノ支部ニ於ケル本職トシテ就キタル

(二) (a)辯護士クリ行政應法律顧問タリ若ハ休職俸算定上ノ酌量ナク報酬ノミヲ支給セラル、官吏若ハ公證人タル

(三) 他ノ國家ノ若ハ國家間ノ公ノ施設ノ公ノ勤務ニ在リタル

(四) 科學的藝術的技術的若ハ經濟的領域ニ於テソノ職務遂行ニトリ必要ナル條件タル特別ナル専門智識ヲ得タル

獨逸新官吏法に就て

(五) 國若ハ公法上ノソノ他ノ團體營造物財團ノ勤務ニ私法上ノ契約關係ニテ原則トシテ官吏ニ課セラレ若ハ後ニ官吏ニ付託セラレタル業務ニ從事シ官吏ニ任命セラレタル

期間ハ休職俸算定上ノ勤務期間トシテ酌量セラル、コトヲ得 (二) 及(四)ノ期間ハ最高ソノ半而モ十年ヲ超過セス酌量セラルヘシ

二 決定ハ最上級本屬官廳國大藏大臣ト合議シ最終的ニ之ヲ爲ス

c. 待命金

第八十六條

待命金ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ80%トス。休職俸算定上ノ勤務年限十五年ニ満タサル起算及満了年ニ付待命金ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ2%宛低額ニ量定セラル。待命金ハ國俸給法ノ俸給圈A Iaノ最終段階ニアル官吏ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ80%ヲ如何ナル場合ニテモ超過スルヲ得ス。官吏夫ニ係ラス待命ニ轉置ノ際既ニヨリ高額ノ休職俸ヲ得タルトキハ此ノ時期ニ得タル休職俸ノ限度ニ於テ待命金ヲ受ク

第八十七條

官吏第四十八條ノ意義ニ於ケル服務ヨリ再ヒ離脱シタルトキハソノ待命金ハ服務中最後ニ支給セラレタル職務給與金及延長セラレタル休職俸算定上ノ勤務年限ヲ酌量シ新ニ確定セラル

d. 休職俸

第八十八條

一 休職官吏ハ終身休職俸ヲ受ク

二 再ヒ終身若ハ期限付官吏ニ任命セラレタル休職官吏ハ最短一年ソノ職ニアリタルトキハ新ナル職ニ因ル休職俸ヲ

第八十九條

一 休職俸ハ最低ヲ休職俸算定上ノ職務給與金ノ35%トス

下級及單純中級ノ職務ノ官吏ニアリテハ休職俸算定上ノ勤務期間ノ最初ノ十五年間ノ各年毎中ノ上級ノ職務ノ官吏ニアリテハ休職俸算定上ノ勤務二年後及休職俸算定上ノ勤務期間ノ夫ニ續ク十五年間ハ毎年

上級職務ノ官吏ニアリテハ休職俸算定上ノ勤務三年後及休職俸算定上ノ勤務期間ノ夫ニ續ク十六年間ハ毎年2%宛之ニ續ク同期間ニハ1%宛最高ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ80%マテ增加セラル。官吏滿六十五歲ニ達シタル月ノ滿了後ハ休職俸ハ最高休職俸算定上ノ職務給與金ノ75%タルヘシ。官吏前記ノ圈ノ何レニ屬スルヤ疑アル場合ハ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ最終的ニ決定ス

二 第一號ハ第七十六條第三號ニ依ル生計補助金ニ付準用ス。第七十六條第三號第二句ノ場合ハ生計補助金ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ35%ヲ超ユルヲ得ス

第九十條

一 從前ヨリ高額ノ職務給與金ヲ伴フ職ニ就キ且此給與金ヲ最短一年支給セラレタル官吏ノ休職俸ハ官吏自己ノ利害關係ニテ爲シタル申請ニ依ルニ非シテ低額ノ職務給與金ヲ伴フ職ニ就キタルトキハ從前ノ職ノ休職俸算定上ノ職務給與金及休職俸算定上ノ全勤務期間ニ依リ計算サル。休職俸ハ而モ最終ノ休職俸算定上ノ職務給與金ヲ超過スルヲ得ス

二 第四十八條ニ依ル勤務ヲナシタル待命官吏ノ休職俸ハ第八十七條ニ依リ待命金ノ算定ノ基礎トナリ若ハ基礎トナリタルヘキ休職俸算定上ノ職務給與金ニ依リ計算セラル

第九十一條

休職俸ハ休職ノ開始ノトキヨリ支給セラルヘシ

a 死亡ノ月
第二節 遺族扶助

第九十二條

- 一 死去セル官吏ノ給與金ハ職務實費支辨ノ爲定メラレタル收入ヲ含ミ死去ノ月ニ付死亡セル官吏ノ相續人ニ存留ス
- 二 待命及休職官吏並ニ罷免セラレタル條件付官吏ニアリテハ待命金休職俸生計補助金ハ給與金ニ代ル 死亡ノ月ニ付支給セラル給與金ハ公ノ勤務（第百二十七條第四號）ニ從事セル待命及休職官吏ノ相續人ニ存留ス
- 三 死亡者ニ未タ支給セラレタル死亡月ノ給與金ノ部分ハ相續人ニ非シテ寡婦又ハ嫡出若ハ嫡出宣告ヲナサレタル卑屬ニ支給セラル、コトヲ得

b 死亡金

第九十三條

- 一 職務給與金ヲ受クル男性官吏ノ寡婦嫡出及嫡出宣告ヲナサレタル卑屬ハ死亡ノ月ヨリ三ヶ月間死亡金トシ職務實費支辨ノ爲定メラレタル收入ヲ含ミ職務給與金ヲ受ク 待命及休職官吏並ニ罷免セラレタル條件付官吏ニアリテハ待命金休職俸若ハ生計補助金ハ職務給與金ニ代ル
- 二 最上級本屬長官ハ大藏大臣ト合議シ死亡セル婦人官吏ノ子ニ死亡金ヲ與フルコトヲ得

第九十四條

- 第九十三條ノ意義ニ於ケル遺族存セサルトキハ最上級本屬官廳若ハ最上級本屬官廳ニ依リ定メラレタル官廳ハ左ノ場合申請ニ依リ第九十三條ニ依ル死亡金ノ支給ヲ承認スルコトヲ得

(一) 死亡者ノ扶養セシ尊屬親兄弟姉妹從兄弟姉妹繼子養子カ貧窮ナル狀態ニ遭サレタルトキ又ハ

(二) ソノ遺產カ最後ノ疾病及葬儀費ニ十分ナラサルトキ

第九十五條

- 一 死亡金ハ死亡ノ證明ト共ニ豫メ一定額ヲ支給サルヘシ 重大ナル事由存スルトキハ一定額ノ死亡金ノ支給ヲナサス且異レル支給方法ヲ定ムルコトヲ得
- 二 最上級本屬官廳ハ死亡金ヲ支給スヘキ者若ハ數多ノ権利者ニ如何ニ分配スヘキヤヲ定ム 最上級本屬官廳ハ本權限ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得 ソノ決定ハ最終トス

第九十六條

- 一 死亡金ハ譲渡シ擔保ニ入レ若ハ差押フルコトヲ得ス
- 二 死亡者ニ對スル勤務主體ノ前拂給付貸金給付ニ因ル及職務給與金待命金休職俸生計補助金ノ過超支給ニ因ル債權ハ請求セラル、コトヲ得 而モ寡婦及孤兒金ノ差押ヘラレタル部分ノ三ヶ月分ニ相當スル死亡金ノ部分額ハ寡婦及孤兒ニ存置セラルヘシ

c 寡婦及孤兒金

第九十七條

- 一 死亡ノ當時休職俸ヲ受ケタルヘキ官吏ノ寡婦及嫡出子並ニ休職官吏ノ寡婦及嫡出子ハ寡婦及孤兒金ヲ受ク 婦人官吏ノ遺族及ソノ死亡ノ當時婚姻上ノ共同解消セシ（民法第一五七五條第一五八七條）死亡官吏ノ妻ニアリテハ此ノ限ニ非ス
- 二 官吏關係終了前嫡出宣告ヲ爲サレタル子ハ嫡出子ニ同シ
- 三 最上級本屬官廳ハ死亡セル男性官吏ノ非嫡出子及官吏關係終了後ニ嫡出宣告セラレタル子ニ満十八歳ニ達スルマ獨逸新官吏法に就て

テ生計補助金トシ官吏ニ生前支給セシ子附加金ヲ與フルコトヲ得

四 死亡セル女性官吏若ハ休職官吏ノ子ニ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ孤兒金ヲ支給スルコトヲ得

第九十八條

一 寡婦金ハ死亡者カ受ケタル若ハ死亡ノ日ニ休職ニ在レハ受ケタリシ休職俸ノ60%トシ而モ最高ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ45%トス

二 寡婦金ハ國俸給法ノ最下級俸給圈ノ最下級休職俸算定上ノ職務給與金ノ三分ノ一以下ニ止マルヘカラス且國俸給法ノノ俸給圈B六ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ45%ヲ超ユルコトヲ得ス

三 寡婦金ノ計算ニ於テハ休職俸ノ休止（第百二十七條第百二十八條）ハ影響ナシ

第九十九條

一 孤兒金ハソノ母尙生存シ且死亡者ノ死ノ當時寡婦金支給ヲ受クル權アリタル者ナルトキハ寡婦金ノ五分ノ一母生存セス若ハ死亡者ノ死亡ノ當時寡婦金ノ支給ヲ受クル權ナカリシ者ナルトキハ三分ノ一ヲテノ子ノ爲ニ支給サル

二 孤兒金ハ婦人官吏ノ凡テノ子ニ對シ半孤兒ニハ最高死亡者カ受ケタル若ハ死亡者死亡ノ日ニ休職ニ在リタリシナラハ受ケタリシ休職俸ノ12%完全孤兒ニハ20%支給サル 算定ハ最高休職俸算定上ノ職務給與金ノ75%ノ休職俸ヲ基トナス

第一百條

一 寡婦及孤兒金ハ個々ニテモ又兩者合シテモ死亡者カ受ケ若ハ死亡者死去ノ當日休職ニ在リタリシナラハ受ケタリシ休職俸ノ額ヲ超過スルヲ得ス 第九十九條第二號第二句ハ又適用ス 寡婦及孤兒金ヲ合シ超過シタルトキハ各々ハハ同率ニ減セラルヘシ

二 寡婦若ハ孤兒金權利者ノ離脱後ハ殘存セル權利者ノ寡婦若ハ孤兒金ハ次ノ曆月ヨリ第九十八條第九十九條ニ依ル最高額ヲ第一號ニ依リ受ケサル限度ニ於テ増加ス

第一百一條

一 死亡セル官吏トノ婚姻カ官吏ノ死亡前三ヶ月以内ニ婚姻ニ依リ寡婦ニ寡婦金ノ支給ヲ受ケシムル目的ヲ專ラ若ハ極メテ多ク追求シタリトノ推測ヲ是認スルカ如キ狀況ノ許ニ於テ爲サレタルトキハ寡婦ハ寡婦金ヲ支給セラレス

二 官吏休職ニ在リテ後爲サレタル婚姻ニヨル官吏ノ寡婦及子ハ寡婦及孤兒金ヲ支給セラレス 婦人官吏休職ニ在リテ後始メテ出生シタル子又同シ 最上級本屬官廳ハ尙國大藏大臣ト合議シ法律上ノ遺族給與金ノ限度ニ於テ寡婦及孤兒金ノ支給ヲ承認スルコトヲ得 寡婦金支給ノ承認ハ寡婦ニシテ祖父母ノ何レカ一方カ第二代若ハ完全猶太系タリ且ツ婚姻一九三三年七月一日以降ニ爲サレタルトキハ之ノ限ニ非ス

第一百二條

一 死亡セル官吏若ハ休職官吏ノ婚姻解消シ且死亡者ノミ有責ト宣告セラレタルトキハ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト協議シ從前ノ妻ニ法律上ノ寡婦金ノ限度マテ生計補助金支給ヲ取消シ得ヘキ條件ノ許ニ承認スルコトヲ得

二 官吏死亡ノ當時婚姻上ノ共同解消シタルトキ（民法第一五七五條第一五八七條）又同シ

第一百三條

第七十六條第三號ニ依リ生計補助金支給ヲ承認セラレタル若ハセラレ得ル條件付官吏ノ寡婦及孤兒ニ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ第九十七條乃至至百二條ニ規定セラレタル扶助金ノ支給ヲ法律上ノ限度内ニ於テ生計補助金トシ終身若ハ期限付ニテ承認スルコトヲ得 最上級本屬官廳ハ期限付ニ承認セラレタル扶助金ヲ期限後更ニ承認スル權跟ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

獨逸新官吏法に就て

第一百四條

休職ニ轉置セラル、場合第八十四條第八十五條ニ依リ休職俸算定上ノ期間トシテ酌量サルヘキ死亡官吏ノ勤務年限ハ寡婦及孤兒金若ハ生計補助金ノ量定ノ際ニモ又國大藏大臣ト合議シ最上級本屬官廳ニ依リ酌量セラルヘシ

第一百五條

第百三條ニ依ル寡婦及孤兒金並ニ生計補助金ノ支給ハ死亡金支給セラルヘキ期間ノ満了ト同時ニ開始スソノ父ノ死去後出生シタル孤兒ハ既ニ出生ノ月ニ付孤兒金ヲ支給サル

第一百六條

一 官吏若ハ休職官吏ニシテソノ遺族第九十七條乃至第百三條ニ依リソノ死亡ノ場合寡婦若ハ孤兒金若ハ生計補助金ヲ支給セラレ得ル者失踪シタルトキハ遺族ニ對シ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ失踪者ノ死去蓋然性ヲ以テ推測セラル、場合斯種支給ヲ既ニ死亡宣告前ニテモ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ最上級本屬官廳ハ給與金支給ヲ開始スル日ヲ定ム 支給ノ開始ト共ニ失踪者ノ職務給與金待命金若ハ休職俸ニ對スル請求權ハ消滅ス 寡婦若ハ孤兒存セサルトキハ最上級本屬官廳ハ給與金支給ヲ中止スヘキ日ヲ定ム 最上級本屬官廳ノ決定ハ最終トス 第九十二條第九十三條ハ適用セス

二 失踪者歸リタルトキハ特別規定ニ反セサル限リソノ職務給與金待命金及休職俸ニ對スル請求權ハ第一號ニヨリ遺族ニ支給セラレタル額ヲ計算シソノ額ヲ酌量シ復活ス

第三節 事故 救護

第一百七條

一 官吏職務事故ニ依リ死傷シタルトキハ官吏及ソノ遺族ハ事故救護金ヲ支給サル

二 職務事故トハ外部的作用ニ基ク突然ノ場所的及時間的に確定シ得ル身體傷害ヲ惹起セル災厄ニシテ職務ノ執行ニ於テ若ハ職務ニ因リ起レルモノヲ謂フ

三 官吏勤務外ニテ職務上ノ事件ニ對スル復讐ノ爲傷害セラレ夫ニ依リ身體傷害ヲ蒙リタル場合ハ又職務事故トス

第一百八條

事故救護金トハ左ノモノヲ謂フ

(一) 被傷害者ニ對スル治療處置料(第一百九條第百十條)

(二) 事故ノ爲官吏勤務不能トナリ且官吏關係終了セルトキノ休職俸(第一百十一條)

(三) 事故ノ爲官吏死去シタルトキノ遺族扶助金

(二) 及(三)ニ依ル扶助金ト共ニ一般規定ニ依ル扶助金ハ支給セラレス

第一百九條

治療處置トハ必要ナル

(一) 醫師ノ處置

(二) 看護

(三) 藥物及ソノ他治療材ノ供與身體補充器ノ給與治療處置ノ效果ヲ確保シ若ハ傷害ノ結果ヲ輕減スヘキ整形上及付配慮セサル限リ認容セラル、必要ナル看護力ノ費用ヲ補償スヘシ

第一百十條

被傷者事故ノ爲他人ノ看守及看護ナケレハ生存シ得サル程度ニナリタルトキハ休職俸支給マテ勤務主體ハ自ラ看護ニソノ他ノ補助器ノ給與

付配慮セサル限リ認容セラル、必要ナル看護力ノ費用ヲ補償スヘシ

獨逸新官吏法に就て

五一

第一百十一條

- 一 休職俸ハ被害者ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ $66\frac{2}{3}\%$ トス
- 二 被害者既ニ一般規定ニ依リソノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 55% ノ最高休職俸ヲ支給セラレタルトキハ第一號ニ依ル休職俸ハ該規定ニ依ル休職俸ヨリ 2% 増加セラルモ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 80% ヲ超ユルヲ得ス
- 三 國俸給法ノ最下級俸給圈ノ官吏ノ最下級ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 14% ニ相當スル額以下ノ額カ休職俸量定ノ基礎トナリタルトキハ前者ノ額ヲ基トシ休職俸ヲ計算スヘシ
- 四 被害者事故ノ爲他人ノ看守及看護ナクシテハ生存シ得サル程度ニナリタルトキハ孤窮ノ繼續中休職俸算定上ノ職務給與金ニ達スマテ增加給與ヲ休職俸ノ外ニ支給スルヲ得 特別ナル增加給與ニ代リ申請ニ依リ被害者ニ必要ナル看護力ノ採用ニ依リ生シタル費用ヲ補償スヘシ 之ノ場合ニ於テ勤務主體ハ增加給與ニ代リ看護ニ付配慮スル事ヲ得
- 五 他ノ點ニ於テハ休職俸ニ關スル一般規定ヲ適用ス

第一百十二條

- 條件付官吏ノ休職俸算定上ノ職務給與金ニシテ斯種官吏カ原則ニ適合シテ後始メテ任セラルヘキ確定地位ノ休職俸算定上ノ職務給與金以下ニ止ル場合ハ後者ノ額ハ休職俸計算ノ基礎タルヘシ 第百十一條二號乃至五號ハ之ヲ準用ス

第一百十三條

- 一 遺族扶助金トハ左ノモノヲ調フ
- (一) 死亡金(第百十四條)
- (二) 寡婦金(第百十五條)
- (三) 孤兒金(第百十六條)

(四) 算屬親ニ對スル生計補助金(第百十七條)

- 二 他ノ點ニ付テハ遺族扶助金ニ對スル一般規定ヲ適用ス 生計補助金(第百十七條)ハ此ノ場合寡婦金ト同様ニ取扱ハルヘシ

第一百十四條

死亡金トシ死亡月ノ翌月ニ付死亡者ノ一ヶ月分ノ職務給與金待命金若ハ生計補助金ノ額ヲ支給ス

第一百十五條

- 一 寡婦金ハ死亡者ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 20% トス
 二 寡婦金ハ寡婦疾病若ハソノ他ノ障害ニテ少クトモノノ収益能力ノ半ヲ喪失シタル限り 50% マテ增加スルコトヲ得
 寡婦金ハ収益能力ノ此ノ減退ニシテ三ヶ月間存續シタル後始メテ增加セラル、コトヲ得

第一百十六條

- 一 孤兒金ハ各嫡出子ニ付死亡者ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 20% トス嫡出子ニ
 (一) 嫡出宣告セラレタル子
 (二) 死亡者ゾノ死亡ノ當時無報酬ニテ扶養シタル親無キ孫
 ハ同シ
- 二 婦人官吏ノ子ハ孤兒金ヲ支給サルヘシ

第一百十七條

- 一 死亡者カソノ生計費ノ全部若ハ大部分ヲ支辨シタル算屬親ニ貧窮ノ期間中生計補助金ヲ支給セラルヘシ 生計補助金ハ全額ニテ死亡者ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ 20% トス

獨逸新官吏法に就て

二 斯種ノ數多ノ權利者存スルトキハ生計補助金ハ父母ハ祖父母ニ優先シ支給セラル 死亡セル父母ニハ其ノ父母之ニ代ル

第一百十八條

一 遺族扶助金ニ關スル一般規定ニ依リ遺族ニ對シ第百十四條乃至第百十六條ニ依ル扶助金ヨリ高額ノ死亡金寡婦若ハ孤兒金支給セラル、コトトナリタルトキハソノ高額ヲ受ク
二 遺族扶助金ノ金額ハ死亡者事故ニ基キ休職俸トシテ受ケタリシナラン額ヲ超過スルヲ得ス 第九十九條第二號第二句ハ適用ス

三 第百十一條第四號ニ依ル増加額ハ此ノ場合酌量セラレス

第一百十九條

職務事故ノ際官吏ノ使用シタル衣服若ハソノ他ノ物件毀損若ハ破壊セラレタルトキ夫ニ對スル補償ヲ爲スコトヲ得
事故ニ因ル最初ノ扶助ニ特別ナル費用ヲ要シタルトキハ證明シ得ル必要ナル入費ハ官吏ニ補償セラルヘシ

第一百二十條

事故ノ爲勤務不能トナリタル官吏ニシテ一般規定ニ從ヒ扶助金支給セラレサルトキハ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ事故救護トシ官吏ニ治療處置料ヲ(第百九條第百十條)及官吏並ニソノ遺族ニ取消シ得ル條件ノ許ニ第百十一條乃至第百十八條ニ依ル額ノ半マテ生計補助金ヲ支給セラルヘシ 無給官吏ニ對スル生計補助金ハ自由裁量ニ依リ確定セラルヘシ

第一百二十一條

一 職務事故ヲ蒙ケタル官吏第六十條第六十一條ニ依リ官吏關係ヨリ罷免セラレタルトキハ官吏ハ治療處置料ト共ニ

左ノ場合収益不能ノ期間中左記ノ如キ額ノ生計補助金ヲ支給セラル

(一) 完全ニ収益不能ノトキハソノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ $66\frac{2}{3}\%$

(二) 部分的ニ収益不能ナルトキハ(一)記載ノ生計補助金ノ事故ニヨリ惹起セラレタル収益能力ノ障害ノ程度ニ應シタル部分 ソノ際 25% 以下ノ収益能力減退ハ酌量セラレス

二 被害者事故ニ依リ現實ニ且貴ナクシテ失業セル限り第一號(二)ニ依リ支給セラル、生計補助金ハ休職俸算定上ノ職務給與金ノ $66\frac{2}{3}\%$ マテ支給セラル、コトヲ得

三 上記ニ依リ扶助セラルヘキ者ノ遺族ニハ寡婦及孤兒金ニ該當セル生計補助金支給セラルヘシ

四 第百十一條第三號乃至第五號第百十二條第一句第百十八條ハ準用スルモ本條第二號ニ依ル増額ハ第百十八條ノ適用ニ際シテハ酌量セス

第一百二十二條

一 被害者事故ヲ故意ニ若ハ重大ナル過失ヲ以テ惹起シタルトキハ事故救護金ハ支給セラレス

二 事故被害者カ治療處置ニ關スル命ヲ法律上若ハソノ他正當ナル理由ナク遵守セス且夫ニ依リソノ勤務若ハ収益能カ不利ナル影響ヲ及シタルトキハ事故救護金ハソノ限りニ於テ拒否セラル、コトヲ得 事故被害者ハ此ノ結果ニ付文書ニテ指示スヘシ 第一句ハ身體ノ健全性ニ重大ナル侵害ヲ意味スル手術ニ付テハ適用セス

三 遺族扶助金ハ事故後ニ於テ婚姻シタルトキハ支給セラレス

四 第一號及第三號ノ場合ニ於テハ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ト合議シ特別ナル事情存スルトキ法律上ノ最高限度マテ扶助金支出ヲ承認スルコトヲ得

第一百二十三條

獨逸新官吏法に就て

一 本法ニ基ク事故救護金請求ハ事故開始後二年ノ失權期間内ニ被害者ノ本屬長官ニ申告スヘシ 請求カ權利者ノ居住ニ付權限ヲ有スル下級行政官廳ニ申告セラレタルトキハ又期間ハ遵守セラレタルモノトス 此ノ場合ニ於テ申告ハ直チニ權限アル官廳ニ報告セラレ且權利者ニ夫ニ付通知セラルヘシ

二 事故後十年ヲ經過セス且同時ニ請求ヲ基礎付クヘキ事故ノ結果後ニ到リテ始メテ認メ得ルニ至リ若ハ權利者ソノ意志以外ノ他ノ事情ニ依リソノ請求權ノ行使阻害セラレタルコト證明セラレタルトキハ失權期間經過後ト雖モ申告ニ効果ヲ與ヘラルヘシ 事故ノ結果認メ得若ハ申告ニ對スル障害除去セラレタル後ハ申告ハ三ヶ月以内ニ爲サルヘシ

三 本屬長官ハ凡テノ事故ニシテ職務上若ハ權利者ノ申告ニ依リ知リタルトキハ直チニ調査スヘシ 調査ニ際シソノ關係事項ヲ注意スルノ機會ヲ權利者ニ與フヘシ

第一百二十四條

一 職務事故ニ因リ官吏ハ唯第百七條乃至第百十二條及第百二十一條第一號第二號ノ限度ニ於テ遺族ハ唯第百十三條乃至第百十八條及第百二十一條第三號ノ限度ニ於テ請求權ヲ有ス 此種請求權ニ就テハ事故カ他ノ公ノ行政廳ノ職務範圍ニ於テ惹起シタルトキモ又休職俸支給ニ付權限アル勤務主體ニ請求ヲ爲スヘシ

二 事故カ使用人ノ故意ニ依ル許可セラレサル行爲ニ依リ起リタル場合ニノミ公ノ行政廳若ハソノ使用人ニ對スル一般ノ法律規定ニ依ル請求ハ有効ナリ

三 他人ニ對スル賠償請求權ハ存續ス

第一百二十五條

治療處置（第百九條）看護（第百十條第百十一條第四號）費用ノ補償ニ對スル請求ハ讓渡シ擔保ニ入レ若ハ差押フル

ヲ得ス

第四節 待命金休職俸寡婦及孤兒金ニ關スル通則

a 扶助金ノ確定及支給

第一百二十六條

一 最上級本屬官廳ハ待命金休職俸寡婦及孤兒金額ヲ確定シ何人ニ寡婦及孤兒金ヲ支給スヘキヤデ確定ス 最上級本屬官廳ハ本權限ヲ國大藏大臣ト合議シ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

二 第一號ニ謂フ扶助金ハ官吏ノ職務給與金ト同シ期間ニ付支給サルヘシ

三 第三十九條ハ之ヲ準用ス

b 扶助金給與ノ休止

第一百二十七條

一 公ノ勤務ニ從事セシメラレタル待命及休職官吏ハ從事ニ因ル收入ニシテ同期間中ノ扶助金算定ノ基礎タル休職俸算定上ノ職務給與金以下ニ止ル限度ニ於テソノ扶助金ヲ支給サル

二 公ノ勤務ニ從事セシメラレタル寡婦若ハ孤兒金權利者ハ

(一) 従事ニ因ル寡婦ノ收入ニシテ寡婦金ノ根據タル休職俸算定ノ基礎ヲナス同期間中ノ休職俸算定上ノ職務給與金ノ%以下ニ止ル
(二) 従事ニ因ル孤兒ノ收入(一)所載ノ職務給與金ノ%以下ニ止ル

限度ニ於テノミ寡婦若ハ孤兒金ヲ支給サル

三 第一號及第二號ノ規定ノ適用ニ際シ從事セシメラレタル地域ニ依ル異ル率アル段階的收入部分及家族事情並ニ從

獨逸新官吏法に就て

事ノ時期ニ關シ異ル率アル臨時附加金ハ酌量セラルヘシ
職務實費金ト看做サル、ヤハ申請ニ依リ國大藏大臣最終的ニ決定ス
四 第一號及第二號ノ意義ニ於ケル公ノ勤務ヘノ從事ハ國若ハ公法上ノソノ他ノ團體營造物財團若ハ夫等ノ聯合ノ勤務ニ於ケル凡テノ服務ヲ謂フ 全資本金（基本資本金創立資本金）公有タル結社財團及企業ニ於テ毎月三百ライヒマルク以上ノ收入アル服務又同シ 條件ニ該當スルヤ否ハ官廳若ハ扶助金權利者ノ申請ニ依リ國大藏大臣最終的ニ之ヲ決ス

五 國民社會主義獨逸勞働者黨若ハソノ文部ノ勤務ニ於ケル服務ハ公ノ勤務ヘノ從事ニ非ストス

第一百二十八條

- a 休職俸寡婦及孤兒金ハ扶助金權利者
- (一) 獨逸國民タラサル——最上級本屬官廳ハ例外ヲ許容スルコトヲ得——又ハ
- (二) 最上級本屬官廳ノ同意ナクソノ住所若ハ繼續的滯在ヲ獨逸國外ニ移シタルトキ休止ス 第五十二條第二號ハ之ヲ準用ス
- 二 第一號(二)ニ依リ扶助金給與三年以上休止シタルトキハ當該國大臣ハ扶助金給與ヲ扶助金權利者ヨリ剝奪スルコトヲ得 決定ハ最終トス
- c 數多ノ扶助金ノ競合

第一百二十九條

- 一 待命官吏公ノ勤務ヘノ從事（第一百二十七條第四號）ニヨリ待命金休職俸若ハ休職俸類似ノ扶助金支給セラル、トキハ休職俸算定上ノ全勤務期間ヲ基礎トシ從前ノ待命金確定ノ基礎トナレル休職俸算定上ノ職務給與金ヨリ待命金トヘキ休職俸ヨリ寡婦及孤兒金トシ算出セラル、額ニ達スルマテ支給セラルヘシ
- d 扶助金ノ消滅

第一百三十條

- シ算出セラル、額ニ達スルマテ同時ニソノ從前ノ待命金ヲ支給セラル
- 二 休職官吏公ノ勤務ヘノ從事ニヨリ（第一百二十七條第四號）待命金休職俸若ハ休職俸類似ノ扶助金支給セラル、トキハ同時ニ從前ノ寡婦及孤兒金ハ本法ノ規定ニ依リ死亡者ニ第一號ニ依リ支給セラレタル若ハ支給セラレタルヘキ休職俸ヨリ寡婦及孤兒金トシ算出セラル、額ニ達スルマテ支給セラルヘシ

第一百三十一條

- 寡婦タル以前若ハ寡婦タル間ニ公ノ勤務（第一百二十七條第四號）ニ從事セシメラレタル寡婦ニシテ待命金休職俸若ハ休職俸類似ノ扶助金ヲ受クルモノハ同時ニ寡婦金ハ寡婦金ノ基礎ヲ爲ス休職俸カ算定サル、休職俸算定上ノ職務給與金ノ60%ニ達スルマテ若ハ寡婦ニトリ有利ナル場合ニハ寡婦金ノ基礎ヲ爲ス休職俸ニ達スルマテタルヘシ
- d 扶助金ノ消滅

第一百三十二條

- 一 休職開始前ニ犯シタル行爲ノ爲第五十三條ニ依リ官吏關係ヨリ罷免ノ結果ヲ生スル刑罰ノ判決ヲ受ケ又ハ休職開始後犯シタル大逆若ハ謀叛行爲若ハソノ他ノ死刑ヲ科セラルヘキ行爲ノ爲死刑若ハ懲役又ハソノ他ノ故意ノ大逆若ハ謀叛的行爲ノ爲禁錮ノ判決ヲ受ケタル休職官吏ハ判決ノ確定力ト同時ニ休職俸及遺族扶助金ノ請求權ヲ喪失ス 該官吏ハ官職名及官職ト關聯シ授與セラレタル稱號ヲ用ヒ制服ヲ着用スルヲ得ス 第五十四條第五十五條ハ準用ス
- 二 休職官吏國市民權ヲ喪失シ若ハ獨逸國籍ヲ剝奪セラレタルトキ同様ノ効果ヲ發生ス

第一百三十三條

- 一 寡婦及孤兒金ハ消滅ス
- (一) 各權利者ニ付結婚シ又ハ死去シタル月ノ満了ト同時ニ

獨逸新官吏法に就て

五九

- (一) ソノ他各孤兒ニ付滿十八歳ニ達シタル月ノ滿了ト同時ニ
- (二) 大逆若ハ謀叛行爲ノ爲又ハソノ他死刑ヲ科セラルヘキ行爲ノ爲死刑若ハ懲役又ハ他ノ故意ノ大逆若ハ謀叛的行爲ノ爲禁錮ノ判決ヲ受ケタル各權利者ニ付判決ノ確定力ト同時ニ 第五十四條第五十五條ハ之ヲ準用ス
- (三) 國公民權ヲ喪失シ若ハ獨逸國籍ヲ剝奪セラレタル各權利者ニ付
- 二 孤兒金ハ滿十八歳後モ左ノ獨身孤兒ニ對シ支給スルコトヲ得
- (一) 滿二十四歳マテ學校若ハ職業教育中ノモノ
- (二) 身體的若ハ精神的障害ノ爲繼續的ニ自力ニテ生活シ得サル者
- 法律上ノ勞働奉仕若ハ國防勤務義務遂行ノ爲學校若ハ職業教育中斷ノ場合ハ此種勤務ノ期間ニ相當スル期間ニ付二十四歳後ニテモ孤兒金ヲ支給スルコトヲ得
- 三 寡婦金權利者タル寡婦再婚シ且ソノ夫死去シタルトキソノ死後寡婦新ナル扶助金請求權ヲ獲得セサル場合ソノ再婚ノ際消滅シタル寡婦金ノ額マテ期限付若ハ永續的ニ取消シ得ル條件ノ許ニ寡婦ハ生計補助金ヲ支給セラル、コトヲ得
- 四 第二號及第三號ニ依リ許容セラレタル支給ノ承認ハ最上級本屬官廳國大藏大臣ト合議シ之ヲ爲ス
- c 申告義務

第一百三十四條

業務當事者（第一百二十七條第一百二十九條乃至第一百三十條）ハ規整官廳若ハ扶助金支給金庫ニ支給額ノ報告ヲ附シ扶助金權利者ノ凡テノ從事及ソノ後ノ變更若ハ給與金ノ廢止並ニ扶助金ノ支給ヲ直チニ申告スヘシ

第一百三十五條

- 一 待命官吏ハソノ本屬長官及待命支給金庫ニ公ノ勤務ヘノ從事ニ因ル收入ノ額（第一百二十七條）及扶助金額（第一百二十九條）ヲ直チニ申告スヘシ
- 二 休職官吏寡婦及孤兒金權利者ハ規整官廳若ハ扶助金支給金庫ニ左ノ事項ヲ直チニ申告スヘキ義務ヲ負フ
- (一) 獨逸國籍ノ喪失（第一百二十八條第一號(一)）
- (二) 住所若ハ繼續的滯在地ノ獨逸國外ヘノ移轉（第一百二十八條第一號(一)）
- (三) 公ノ勤務ヘノ從事ニ因ル收入（第一百二十七條）若ハ扶助金（第一百二十九條乃至第一百三十條）ノ額 寡婦及孤兒金權利者ニテハ婚姻（第一百三十三條第一號(一)）
- 三 扶助金權利者ニシテ第一號及第二號（三）ニ於テ課セラレタル義務ヲ遵守セス又ハソノ收入ヲ故意ニ若ハ重大ナル過失ニテ低額ニ申告シタルトキハ扶助金ノ全部若ハ一部ヲ期限付若ハ永續的ニ剝奪スルコトヲ得 扶助金權利者ノ異議ノ申立ニ依リソノ住所所轄ノ懲戒罰院ハ決議ニ依リ最終的ニ裁斷ス 特別ナル事情存スルトキハ扶助金ハ全部又ハ一部再ヒ支給スルコトヲ得 形式上ノ懲戒罰手續開始ニ付權限ヲ有セル官廳ハ第一句ニ依ル決定ニ付權限ヲ有シ第三句ニ依ル決定ニ付テハ國大藏大臣ト合議シ最上級本屬官廳權限ヲ有ス

第五節 扶助金請求權ニ關スル特別規定

第一百三十六條

- 一 最上級本屬官廳ハ寡婦及孤兒ヨリ反國家的行動ヲ爲シタル場合何時ニテモ二年間以下扶助金給與ヲ剝奪スルコトヲ得
- 二 斯種處置ヲ正當化スル事實ハ搜查手續ニ於テ確定セラルヘシ 搜查手續ニ於テハ證人及鑑定人ニ宣誓ヲ爲サシメ訊問ヲ爲シ扶助金權利者ノ意見ヲ聽取スヘシ

獨逸新官吏法に就て

- 三 寡婦若ハ孤兒ニ對スル反國家的行爲ノ爲ノ刑罰訴訟手續開始セラレタルトキハ處分ハ刑罰訴訟手續ノ確定力アル
終了マテ休止スヘシ 最上級本屬官廳ハ此ノ時期マテ扶助金ノ一部分最高三分ノ一ヲ留置スルヲ命スルコトヲ得 刑罰
訴訟手續ノ確定力アル終了後ハ剝奪スヘキ扶助金額カ留置セラレタル額ヲ超過セル限りニノミ剝奪ハ許容セラルヘシ
- 四 最上級本屬官廳ノ決定ハ最終トス

第一百三十七條

- 一 第百二十六條乃至第百三十六條ノ一般規定ハソノ他ノ扶助金及生計補助金ニ付キテモ又準用ス
- 二 其ノ際適用ス
- (一) 第五十四條第七十六條第三號第百二十條(官吏ニ對シ) 第百二十一條第一號第二號及第四號第百三十二條第
百四十九條第三號第一句ニ依ル生計補助金ハ休職俸トシ
- (二) 第百三條第百二十條(遺族ニ對シ) 第百二十一條第三號第百四十九條第三號第一句ニ依ル生計補助金ハ寡婦
及孤兒金トシ
- (三) 第五十四條第九十七條第三號第百三十三條第一號(三)ニ依ル生計補助金ハ寡婦金トシ
- (四) 第五十五條第九十七條第三號第百三十三條第一號(三)ニ依ル生計補助金ハ孤兒金トシ
- 三 更ニ適用ス
- (一) 義務免除セラレタル官吏ノ給與金ハ休職俸トシ
- (二) 全俸給ヲ存置シ官職ヲ免セラレタル官吏ノ給與金ハ待命令トシ

第一百三十八條

第八章ノ諸規定ノ取扱ニ付一般大綱定メラレタルトキハソノ施行ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

第一百三十九條

本法ノ規定ニ依リ扶助金権利者タリシ者ニ勤務主體ニ扶助金給與若ハ増額ノ義務ヲ負擔セシムル出來事ノ爲第三者ニ
對シ法律上ノ損害賠償請求權アル場合該請求權ハ該扶助金ノ範圍内ニ於テ勤務主體ニ移行ス 財產的損害ニ非ル損害
ノ爲ニ存スル請求權ニ付テハ之ヲ適用セス 請求權ノ移行ハ扶助金権利者ノ不利ニハ適用セラレサルヲ得

第一百四十條

扶助金権利者公ノ勤務ニ從事セシメラレタルトキハ斯種服務ニ因ル給與ハ扶助金ヲ酌量セス量定セラルヘシ 服務ニ
基キ支給セラルヘキ扶助金ニ付又同シ

第一百四十一條

- 一 本法ニ依ル扶助金ハ國保險法第千二百三十四條事務員保險法第十一條鑛山勞働者法第二十九條ニ於ケル要件ニ相
應ス
- 二 本法ニ依リ終身ノ扶助金支給セラレ又ハ官吏關係
- (一) 任命ノ無効(第三十二條)
- (二) 勤務ヨリノ離脱(第五十條第一號(四))
- (三) 第五十一條乃至第五十三條若ハ
- (四) 第六十三條ニ依ル罷免
- ニヨリ終了シタルトキハ國保險法ノ第千二百四十二條^a事務員保險法第十八條及國鑛山勞働者法第二十九條ニ依ル保
險料ノ事後支拂ハ中止ス 第六十三條ニ依リ罷免セラレタル婦人官吏ニ付テハ妻子保險ニ相應スル給付ヲ受ケ居リ若
ハ受ケタリ且妻再ヒ保險義務アル事務ニ從フコトナク婚姻解消シタルトキハ保險料ノ事後支拂ノ義務ハ復活ス 保險
獨逸新官吏法に就て

料事後支拂セラレタルトキハ保険義務アル事務ヨリ離脱シタルヨリ保険義務アル事務ニ入ルマテノ期間ハ期待権維持ノ爲ノ補償期間トシテ妥當ス

三 生計補助金第七十六條第三號ニヨリ期限付ニ支給承認セラレタルトキハ國保險ノ保険料事後支拂ハソノ期間ノ満了マテ延期セラル 生計補助金停止後斯種保険料事後支拂ナサレタルトキハソノ承認ノ期間ハ期待権維持ノ補償期間トシテ妥當ス

四 第百二十一條ニ依ル生計補助金ヲ受クル被害者ニ付テノ國保險ノ保険料ノ事後支拂ハ國勞働大臣ト合議シ之ヲ規定ス

第九章 財産權上ノ請求權ニ關スル法律上ノ方法

第一百四十二號

一 官吏休職官吏及遺族ノ官吏關係ニ因ル財產權上ノ請求ハ行政裁判所ヘノ訴ニヨリ有效ニ爲サルヘシ

二 勤務主體ノ官吏關係ニ因ル請求又同シ 司法行政部内ノ官吏ニ對スル裁判ノ執行ニ於テ若ハ執行ニ際シ犯サレタル職務義務違反ニ因ル請求ハ通常裁判所ニテ有效ニ爲サルヘシ

第一百四十三條

一 第百四十二條第一號ニ依ル訴ハ最上級官廳請求ヲ拒否シタルトキ若ハ最上級官廳申請到達後六ヶ月以内ニ決定セサルトキニ限リ許容セラルヘシ 訴ハ決定通告後六ヶ月以内若ハソノ爲ニ定メラレタル期限經過後六ヶ月以内ニ提起セラレサレハ訴權ハ喪失ス

二 第百二十六條乃至第百三十三條ニ依ル裁定ハ第一號ノ意義ニ於ケル決定トス 訴ハ確定ノ送達後六ヶ月以内ニ提

起セラレサレハ訴權ハ喪失ス 下級官廳裁定ヲ爲シタルトキハ請求ハ裁定送達後六ヶ月以内ニ又訴願過程ニ於テ最上級本屬官廳ニ有效ニ爲サル、コトヲ得 此ノ場合ニ於テハ第一號ヲ適用ス

第一百四十四條

勤務主體ハ官吏カ隸屬シ若ハ官吏關係終了ノ際隸屬シタリシ最上級本屬官廳ニ依リ代理セラル 第百二十七條乃至第百三十三條ニ依ル請求ニテハ勤務主體カ規整官廳ノ隸屬セル最上級本屬官廳ニ依リ代理セラレタルトキハ國大藏大臣之ニ代ル 最上級本屬官廳ハ代理ヲ一般的命令ニ依リ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得 命令ハ國內務省々報ニ公示セラルヘシ

第一百四十五條

一 訴ニ付キテハ本屬官廳ノ代理ヲナス權アル官廳所在地ヲ管轄スル行政裁判所權限ヲ有ス

二 最終法段階ニ於ケル裁決ニツイテハ國行政裁判所權限ヲ有ス

第一百四十六條

官吏關係終了セルヤ否及何時ヨリ終了セルヤ若ハ官吏待命ニ轉置セラルヘキヤ否及何時ヨリ轉置セラルヘキヤニ關スル行政官廳ノ決定ハ裁判所ニ有効ニ爲サレタル財產權上ノ請求ノ判決ニ付キ拘束力アリ 罰戒裁判所ノ裁決及本法ニ於テ最終的ニ宣告セラレタル決定ニ付又同シ

第一百四十七條

一 職務義務違反ニ因ル請求ニシテ通常裁判所ニ有效ニ爲サレタルトキ最上級本屬官廳若ハ最上級本屬官廳ニ依リ定メラレタル官廳ハ職務義務違反ナシトノ見解ヲ有スルトキハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得 官廳異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ直ニ異議ニ關スル國行政裁判所ノ裁決ヲ要請スヘシ 國行政裁判所職務義務違反存在セスト思料シタルトキハ

拘束力ヲ以テ通常裁判所ニ對シ之ヲ言渡ス 他ノ場合ニ於テハ職務義務違反ノ存在ニ關スル決定ハ通常裁判所ニ委ネラルヘシ

二 職務義務違反ニ因ル請求本法ノ意義ニ於ケル官吏ニ非ル者ノ行爲ニ基ク場合モ又第一號ノ規定ヲ適用ス

三 司法行政部内ノ官吏裁判ノ執行ニ於テ若ハ際シ犯シタル職務義務違反ニハ之ヲ適用セス

第十章 官職地位設定ノ條件

第一百四十八條

一 官吏タルノ地位ハ官ノ任務遂行自體ヲ目的トシ又ハ國家ノ安全性ノ理由ニヨリ事務員若ハ労務者ニ掌司セシメ得サル限リニ於テノミ設置スルヲ得 斯種條件ナキトキハ國內務大臣カ給與請求權者ノ編入ニ付國大藏大臣ノ同意ヲ得決定シタル場合ニノミ官吏タル地位ハ設置セラルヘシ ソノ性質上一般經濟生活上ノ同様ノモノト異ラサル活動例へハ機械的ナル補助的勞務筆務及簡單ナル事務的勞務ヲ爲ス行政職務上ノ活動ハ官ノ任務ニ非ス

二 地域團體及法律上ノ營造物施設ノ如キ法上ノ諸團體ハ當該國大臣大藏大臣ト合議シ同意ヲ與ヘタル場合ニ限り官吏タル新ナル地位ヲ設置スルコトヲ得

三 豫備勤務官吏ハ夫ニ對シ官職地位存セサル場合ニ任スヘシ

四 確定地位トシテノ第一號第一句ニ依ル官職地位ハ繼續的ニ必要ナル場合ニ限り設置セラルヘシ

第十一章 名譽官吏

第一百四十九條

一名譽職上ノ行爲ヲ擔任セシメラレタル者ニシテ「名譽官吏トシ官吏關係ニ編入シ」ナル辭句ヲ有スル辭令書ヲ乎交セラレタルトキハ官吏トス

二 名譽官吏ニ付テハ本法ノ規定ハ第十條第二號及第三號第十一條第十四條（兼職）第十六條（勤務時間）第十九條（住所）第二十八條第二號（年齡）第二十九條第三號（官職ノ再受任）第三十五條（職務ノ變更）第三十八條第三十九條（職務給與金）第四十三條乃至第四十九條（待命）第六十條（依願罷免）第六十三條乃至第六十五條（婦人官吏ノ婚姻）及第八章（扶助金）ヲ除キ適用ス 待命若ハ休職ヘノ轉置ノ條件存スルトキハ名譽官吏ハ免セラルヘシ 第三十三條第二號ノ場合ニ於テハ當該國大臣ハ名譽官吏團ニ對スル權限ヲ他ノ官廳ニ委任スルコトヲ得

三 名譽官吏第百七條ノ意味ニ於ケル職務事故ヲ蒙リタルトキハ治療處置（第一百九條）ノ外最上級本屬官廳國大藏大臣ト合議シ自由裁量ニ依リ確定セル生計補助金ヲ取消シ得ヘキ條件ノ許ニ支給スルコトヲ得 生計補助金ハ取消シ得ヘキ條件ノ許ニソノ遺族ニ對シテモ支給スルコトヲ得

四 ソノ他ノ點ニ於テ名譽官吏ノ法律關係ハ名譽官吏ノ個々ノ圈ニ付定メラレタ特別規定ニ依ル

第一百五十條

名譽領事ハ條件付名譽官吏トス ソノ法律關係ハ國外務大臣國內務大臣ト協議シ命令ニ依リ規定ス

第十二章 間接國官吏ニ對スル特殊規定

第一百五十一條

一 官吏ノ勤務主體カ國家ノ監督下ニアル公法上ノ團體營造物施設タルトキハ最上級監督官廳ハ必要ナル場合國大藏大臣ト合議シ本法ニ依リ最上級本屬官廳カ決定ヲナスカ如キ場合ニ於テ該決定ヲ自己ニ留保シ若ハ自己ノ事前許可ニ依属セシムルコトヲ得 最上級監督官廳ハ決定ニ關スル拘束力アル原則ヲ定ムルコトヲ得 該權利ヲ下級官廳ニ委任

スルコトヲ得

二 官吏ニ本屬長官ナキトキハ最上級監督官廳ハ何人カ本法ニ依リ本屬長官ニ委任シタル權限ヲ行使スヘキヤヲ定ム

三 期限付官吏ノ職務期間ノ期限前ノ終了及夫ニ關聯セル法律效果ニ關スル規定ハ不變トス

四 官吏ノ任命及罷免ニ付他ノ地位ニ權利ヲ與ヘタル規定ハ不變トス

五 許可セラレタル規約的規定ハ第二十九條第一號ノ意義ニ於ケル法律上ノ規定ニ同シ

六 地域團體ニ非ス且官廳ヲ有セサル公法上ノ團體ニ於テハ本法ニテ官廳ニ委任セラレ若ハ委任セラルヘキ權限ニ付テハ當該行政廳之ニ代ル

第一百五十二條

地域團體ノ官吏タル間接國官吏ニ付國內務大臣ハ俸給及扶助關係事項ニテハ大藏大臣ノ同意ヲ得過渡的ニ命令方法ニテ邦法ノ規定ノ繼續有效ヲ命シ若ハ許容スルコトヲ得 國內務大臣ハ又邦法ノ規定ヲ命令方法ニテ新法律狀態ニ同化セシムルコトヲ得

第一百五十三條

一 國立銀行及獨逸國鐵道ハ本法ニ相應スル規定ヲ發スル權ヲ賦與サルヘシ

二 國立銀行及獨逸國鐵道ノ官吏ハ間接的國官吏タルノ地位ヲ有ス 第八十一條ノ適用ニ於テソノ勤務ハ間接國勤務

トス 第九章ノ財算權上ノ請求ニ關スル法律方法ノ規定ハ適用ス

第一百五十四條

公法上ノ團體トシテ國民社會主義獨逸勞動者黨ニ關スル規定ハ指導者之ヲ定ム

第一百五十五條

第百五十二條乃至第百五十四條ニ該當セサル公法上ノ團體營造物財團ノ官吏ニ付當該國大臣ハ國內務大臣必要ナル場合ハ國大藏大臣ト合議シ本法ノ規定ノ例外ヲ許容シ若ハ命スコトヲ得

第十三章 國 大 臣

第一百五十六條

一 國大臣ハ總統ニヨリ任命セラル 國大臣ハ指導者及國ニ對シ公法上ノ職務關係ニ立ツ

二 準用セラルヘキ第八章及第九章ヲ除キ本法ノ規定及俸給法ノ規定ハ國大臣ニ適用セス

第一百五十七條

一 國大臣ハソノ職務ノ擔當ニ際シ總統ノ前ニテ左ノ如キ宣誓ヲ爲ス
「宣誓 獨逸國並ニ國民ノ指導者アドルフ・ヒツトラニ忠實且從順ニシテ吾力ヲ獨逸國民ノ幸福ノ爲ニ致シ吾ニ課セラレタル義務ヲ良心的ニ遂行シ吾職務ヲ各人ニ對シ不偏ニ且正當ニ行フコトヲ神ニ誓フ」

二 第四條第二號第三號ハ之ヲ準用ス

第一百五十八條

一 國大臣ハ營業ヲ目的トスル企業ノ長取締役監査役タルヲ得ス 大臣タル職ト同時ニ本職トシテ他ノ事務ヲ行フヲ得ス 總統ハ職務上ノ顧慮ト背反セス且國大臣ノ職務上及職務外ノ行爲ノ間ニ衝突ノ虞ナキトキ例外ヲ許容スルヲ得

二 國大臣ハソノ職務期間中報酬ヲ得テ仲裁々裁判官トシテ活動シ又裁判外ノ鑑定ヲナスコトヲ得ス

三 國大臣ハ參審員若ハ陪審員又ハソノ他ノ公ノ名譽官吏ニ任セラルヲ得ス

獨逸新官吏法に就て

第一百五十九條

- 一 第八條第一號及第二號並ニ第九條ハ準用ス 許可ハ總統之ヲ爲ス
- 二 在職中ノ國大臣ハソノ職務地若ハ職務地外ニ滯在スルトキハソノ滯在地ヲ聽取セラルヘシ 本規定ノ除外ニハ總統ノ許可ヲ要ス

第一百六十條

官吏國大臣ニ任命セラレタルトキハ任命ノ日ト共ニソノ職ヨリ離脱ス 軍人國大臣ニ任命セラレタルトキハ軍人トシテノ職務收入ニ對スル請求權ハ休止ス

第一百六十一條

總統ハ何時ニテモ國大臣ヲ免スルコトヲ得 懲戒罰手續ハ國大臣ニ對シ行ハレス

第一百六十二條

- 一 國大臣ソノ職ニ中斷ナク少クトモ五ヶ年在リ若ハ國大臣タルノ職務期間ヲ含メ全體トシテ少クトモ十年官吏トシテ勤務シタルトキハ免セラレタル月ノ滿了ト同時ニ終身體職俸ヲ受ク
- 二 國大臣ハソノ職務執行ニ際シ若ハ其ノ職務執行ニ關聯シソノ責ニ非スシテ勞働能力ヲ本質的且繼續的ニ害スルカ如キ健康障害ヲ蒙リタルトキハ第一號ノ條件ヲ有セサルト雖モ終身體職俸ヲ受ク
- 三 第一號及第二號ノ條件ニ適合セス且ツ官吏ニ任セラレサル免セラレタル國大臣ハソノ職務給與金休止シタル時期ヨリ過渡金ヲ受ク 過渡金ハ國大臣トシ職務給與金ヲ受ケタル月ト同シ期間最短六ヶ月最長二ヶ年間且最初ノ三ヶ月間ハ國大臣ノ全職務給與金ノ額ソノ爲ハソノ半ヲ支給セラル 過渡金ハ第百三十七條ノ意義ニ於ケル休職俸トシテ妥當ス
- 四 第一號及第二號ノ條件ニ適合セス國大臣ニ任命ノ際期限付官吏タリシ免セラレタル國大臣ハ過渡金ノ期間滿了ノ時ヨリ國大臣トシテ經過シタル職務期間ヲ加算シ從來ノ職ニ於テ得タリシナラン休職俸ヲ受ク コノ休職俸第三號ニ依ル過渡金ヨリ高額ナルトキハソノ限度ニ於テ休職俸ヲ支給セラル

五 第三號ニ依リ過渡金支給セラル、期間中ハ任意ノ場合ニ過渡金ヨリ寡婦及孤兒金支給サルヘシ

六 國大臣トシテノ職務期間ハ第八十一條ノ意義ニ於テ休職俸計算ニ加算サルヘキモノトス

第十四章 經過規定及附則

第一百六十三條

本法ノ規定ニ依リ官吏ニ通知スヘキ決定ハ決定ニ依リ期間經過シ若ハ官吏ノ財產權ニ決定ニ依リ影響アル場合ハ送達セラルヘシ 決定ハ國懲戒法ノ規定ニ從ヒ送達セラルヘシ 書稿ヲ作成シ官吏ニ決定ヲ開示スルコトニヨリ送達ニ代フルコトヲ得 願ニ依リ官吏ニ書稿ノ寫ヲ交付スヘシ

第一百六十四條

各法律ニ依リ爲サレサル限り國政府ハ命令ニ依リ官吏ノ教育及經歷ニ關スル規定ヲ發スルコトヲ得 命令ノ發布マテ國大臣ハ國內務大臣ト合議シソノ管轄内ニ付斯種規定ヲ發スルコトヲ得

第一百六十五條

第七十六條第二號乃至第四號第八十四條第八十五條第九十三條第二號第九十七條第四號第一百一條第二號第一百二條乃至第一百四條第一百六條第一號第一百二十條第一百二十六條第一號第一百二十七條第三號第一百三十三條第二號乃至第四號第一百三十五條第三號第一百四十四條第一百四十九條第三號ヲ間接國官吏ニ適用スル際ハ俸給制度ニ付一般ニ權限ヲ有スルソノ直接的勤務主體ノ最上級本屬官廳ハ國大藏大臣ノ地位ニ代ル

第一百六十六條

第三十五條第一號第一句ノ適用ニ付テハ國及邦ハ同シ勤務主體トス

第一百六十七條

第八章ニ規定セラレタルヨリ以上ノ扶助金ヲ官吏ニ與フヘキ保證協定及協約ハ效力ナキモノトス 本目的ノ爲締結セラレタル保證契約ハ變更若ハ廢棄セラル、コトヲ得 細則ハ國政府ノ命令ニ依リ規定セラルヘシ

第一百六十八條

從前ノ水害防止ニ於ケル勤務期間ハ第八十一條ノ意義ニ於ケル休職俸算定上ノ期間トス

第一百六十九條

從前ノ領主ノ宮廷行政ニ於ケル勤務期間ハ邦法ノ規定ニ依リ第八十一條ノ意義ニ於ケル休職俸算定上ノ期間トス

第一百七十條

一九二四年一月一日ヨリ本法ノ施行マテノ間ニ官吏滿二十七歲ニ達シタル後公ノ勤務ニ從事セシメラレスシテ待命ニ在リタル期間ハソノ半ノミ休職俸算定上ノ期間トス

第一百七十一條

一 裁判官ニ付キテハ法律上ノ規定ニ依リ異ル定ナキ限り第六十八條第二號ノ例外ヲ除キ本法ノ規定ヲ適用ス 第六條第二號（職務遂行禁止）第十三條（兼務ノ終了）第三十二條乃至第三十四條（任命ノ無効）第五十一條乃至第五十六條（官吏關係ヨリ離脱）第五十七條第五十九條第六十條第六十三條乃至第六十六條（官吏關係ヨリ罷免）第六十八條第一號第七十條乃至第七十五條第八十九條（休職及休職俸）第一百四十二條第一號（法律方法）ニ反スル規定ハ廢止セラルヘシ 第七十一條ニ依ル休職ヘノ裁判官ノ轉置ハ裁判上ノ活動ノ實施ニ於テ爲サレタル決定ノ實質的內容ニ基キ

テ之ヲ爲スヲ得ス

二 一九二四年二月十三日（國官報一九五頁九八頁）國豫算法第三十條第一號ニ於テ任命セラレタル官吏ニ付キテハ

第一號第三號ヲ適用ス

三 國豫算法第二十一條第一號第一句ニ依ル獨逸國會計院及プロイセン上級會計局ノ獨立セル官吏ニ對シ第一號ヲ準用ス

四 警察官吏ニ對シテハ他ニ法律上異レル規定ナキ限り本法ヲ適用ス

五 公證人ニ對シテハ法律上規定セラレタル限り本法ノ規定ヲ適用ス

六 第七條第四號第十一條第二號及第三十五條第三號ハ國防軍ノ官吏ニ適用セス

第一百七十二條

一 官吏本法施行ノトキ第六十八條第一號ニ依リ確定セラレタル停年ニ既ニ達シタルトキハ從來ノ規定ニ依リ停年延期セラレナル場合（第六十八條第二號）遲クトモ本法施行ノ月ニ續ク三ヶ月ノ滿了ト共ニ休職ニ入ル

二 裁判官ニ對スル一九三六年七月二十七日ノ國司法行政部内ノ官吏ノ停年ニ關スル命令（國官報一五七五頁）第二條第二號ニ依ル經過規定ハ存續ス

三百七十三條

一 一九三五年一月二十一日獨逸大學制度新組織ニ因ル大學教師ノ義務剝奪及轉置ニ關スル法律（國官報一二二三頁）ハ存續ス 轉置義務剝奪義務剝奪ノ法律上ノ效果及遺族扶助金ニ關シ特別ナル法律上ノ規定ヲ發スルコトヲ得

二 更ニ公ノ學校ノ長及教師ノ轉置ニ關スル規定ハ存續ス

獨逸新官吏法に就て

第一百七十四條

財産權上ノ請求ニ關スル法律方法ニ付テノ第九章ノ規定ハ公法上ノ宗教團體及ソノ聯合ニ付適用ス 宗教團體及ソノ聯合ハ之ノ他ノソノ官吏及牧師ノ權利ノ規整ノ爲本法ニ相應スル規定ヲ發スル權能ヲ賦與サル

第一百七十五條

一 第百六十二條ニ依ル五年若ハ六年ノ期間ノ計算ニ際シテハ大臣ノ職務遂行ヲ委任セラレタル國委員國統監及邦政府ノ長若ハ組織員ノ職務期間ハ國大臣トシテノ職務時期本時期ニ接續セル場合之ヲ加算ス
二 大臣ノ職務遂行ヲ委任セラレタル國委員國統監若ハ邦政府ノ長若ハ組織員ノ職務期間ハ國大臣ノ職務時期ト同斯

第一百七十六條

一 國大臣同時ニ邦政府員タルトキハ職務給與金ヲ國カラノミ支給セラル 國大臣同時ニ邦政府ノ長タリ且國大臣トシテヨリ高額給與ヲ受ケタルトキハ國大臣トシテノ給與ノミヲ國ヨリ支給セラル 扶助金ニ付又同シ
二 邦ハ邦政府ノ長若ハ組織員タルノ職務期間中ノ職務及扶助給與ヲ邦法ニ依リ支給セラルヘキ給與ノ額半額償却ス

第一百七十七條

第十三章ノ規定ハ國統監及邦政府ノ長及組織員ニ對シ準用ス 第百五十七條乃至第百五十九條ノ場合ニ於テ邦政府ノ長及組織員ニ對シ國統監ハ總統ニ代ル

第一百七十八條

一 一九三三年七月二日以前ニ官吏タリシモノハ第二十七條第一號記載ノ證書ヲ有セサルモ官吏トス

二 一九三三年七月二日以前ニ官吏ニ任命セラレシテ職務ニ從事セシメラレタルモノ特ニ一九三三年七月二日以前

ニ民法上ノ勤務契約ニ基キ從事セシメラレタルモノハ官吏ニ非ス 斯種ノ者ハ一九三三年七月二日以前ノ時期ニ付例ヘ相互的保證協約確定力アル判決及仲裁々決存スルモ官吏ノ權利ヲ有セス 官ノ若ハ他ノ公ノ任務ヲ伴フ活動ノ明文ノ若ハ暗黙ノ擔任ノミニテハ官吏ヘノ任命ニ非ス

三 従來ノ規定ニ依リ終身若ハ期限付官吏ニ任命セラレタル者ハ終身若ハ期限付官吏タリ 解約付官吏タリシ者ハ條件付官吏トス

四 邦法ノ規定ニテ既ニ一九三三年七月二日以前ニ官吏關係ノ設定ニ關スル定メラレタル形式規定セラレタルトキハ該期間ニ付本形式ノミカ第二十七條第一號ノ意義ニ於ケル設定トシテ妥當ス

第一百七十九條

一本法施行後三ヶ年間第七十條ハ六十二歳ヲ六十歳ニ代へ適用ス

二 待命官吏ハ第七十七條第二號（一）ニ基キ本法施行後一年後ニ休職ヲ命セラルヘシ

三 職務給與金ナキ賜暇ノ期間ノ酌量（第八十一條第一號（三））ハ本法施行前ノ期間ニ付キテハ從前ノ規定ニ依ル

四 裁判官及檢事タル官吏ニシテ本法施行前辯護士トシテ活動シタルモノナルトキハ辯護士タルノ活動裁判官若ハ検事ノ經歷ニ於テ通常ナリシ限り大藏大臣ノ同意ヲ得辯護士トシテノ活動ノ期間ヲ全部休職俸算定上ノ勤務期間トシテ酌量スルコトヲ得

五 未タ休職官吏タラサルモ本法施行ノ當時從前ノ法ニ依レハ休職俸請求權ヲ有シタラン者ハ請求權ヲ保持ス 休職俸ノ額ハ本法ニ依ル

六 獨逸國裁判所ノ組織員及夫ト扶助權上同等ナル官吏ニシテソノ休職俸從前ノ法ニ依リ休職俸算定上ノ勤務給與金ノ65%ヲ超過セサリン者ハ本法施行ノ當時得タル休職俸ヲ保持ス

獨逸新官吏法に就て

七 休職体算定上ノ勤務期間ノ計算ニ付一九一九年八月一日ヨリ一九一八年十二月三十一日マテノ間ニ官吏關係（第一條）若ハ軍事勤務ニ於テ經過シタル期間ハ六ヶ月以上ナル限リソノ半タケ増加セラル 満二十七歳以前ノ場合ニテモソノ半ヲ通算セラルヘシ 他ノ理由ニ依リ既ニ通算セラレ（第八十二條第八十四條）タル期間ニツキテハ適用セス
八 官吏ソノ任命前ニシテ且一九三三年一月三十日以前ニ満二十七歳ニ達シタル後國民社會主義獨逸勞働黨若ハソノ支部ニ於テ職務ニ就キタル期間ハ第八十五條第一號（一）ニ依ル休職俸算定上ノ期間トシテ通算セラル、コトヲ得
九 従前ノ規定ニ依リ通算シ得ヘキモノトシタル二十七歳後ノ期間ハ國大藏大臣ノ同意ヲ得休職算定上ノ期間トシテ通算セラルコトヲ得

十 第八十二條（二）ノ適用ニ付國民社會主義義勇労働奉仕團ハ獨逸國勞働奉仕團ニ同シ

第一百八十條

一 五ヶ年間職務執行ノ要件（第二十八條第二號（二）第二半句）ハ本法施行前任命セラレタル官吏ニ適用セス
二 本法施行ノ當時職ニ在リタル第六十七條第二號記載ノ官吏ニ付該官吏ヲ任命シタル官廳ハ一年内ニ該官吏ニ本規定ノ適用アリヤ否ヲ決定ス
三 職業的官吏團復歸ニ關スル法律第三條第二號ニ基キ勤務ニ存置セラレタル官吏及一九三三年七月二日以前ニ獨逸若ハ同種血統タラサル者ト婚約シタル官吏ニ付キテハ第五十九條第一號第一句ハ適用セス

第一百八十一條

第五十三條第百三十二條第百三十三條第一號（三）ノ規定ハ行爲ノ時期ニ關係ナク之ヲ適用ス 第五十三條第百三十二條ニ依リ官職喪失若ハ休職体喪失ヲ招來スル刑罰判決ハ刑罰判決ニシテ一九三三年七月二日ヨリ本法施行ノ間マテニ確定力アルモノトナリタルトキニ於テモ又刑罰判決確定ノ時ヨリ法律效果ヲ有ス 禁錮刑ノ判決ニテハ一年以上ノ

刑ヲ宣告セラレタルトキニ限り適用ス

第一百八十二條

第百四十二條第百四十五條第百四十七條ノ行政裁判所ノ權限ニ關スル規定ハ獨逸國行政裁判所設立ノ時ヨリ效力ヲ有ス 該時期マテハ從前ノ規定存續ス

第一百八十三條

本法實施ノ爲必要ナル法律及行政規定ハ本法ニ別段ノ定ナキ限り國內務大臣及大藏大臣之ヲ設ク 國內務大臣及大藏大臣ハ經過規整トシ補充的規定ヲ設クルコトヲ得

第一百八十四條

一本法ハ一九三七年七月一日ヨリ效力ヲ有シ國大臣第百七十六條ニ依リ國大臣ト同等ナル者ゾノ日ニ勤務ニ在ル官吏及待命官吏ニ適用ス 待命金ハ斯ノ原因ニ因リ新ニ確定セラレス 斯ノ時期以前ニ既ニ扶助金給與ニ對スル請求權ヲ得タル休職官吏寡婦及孤兒並ニゾノ他ノ扶助金權利者ニ付テハ第百二十六條乃至第百四十七條ノミヲ休職官吏ハ又第二十二條第二十三條第三十七條第二號第四句乃至六句第四號ヲ適用ス ソノ他ノ法律關係ハ從前ノ法ニ依リ規整サルヘシ

二 本法ニ適合シ若ハ違背スル規定ハ廢止セラル 特ニ

（一） 獨逸國官吏法

（二） 官吏遺族法

（三） 官吏ニ對スル事故救護法

（四） 一九二三年七月二日共和國保護ノ爲ノ官吏ノ義務ニ關スル各法律（國官報I第五九十頁）

獨逸新官吏法に就て

(五) 國務大臣法職務給與金官舍移轉料及旅費ニ關スル規定ヲ省ク 並ニ邦政府組織員ニ關スル當該規定

(六) 一九三一年十月六日ノ經濟及財政ノ安全及政治的暴動防衛ニ關スル第三次國大統領令(國官報I五三七頁)

第三篇第五章第二節

獨逸國保險法第五五四條a乃至cノ規定ハ存續ス

三 國內務大臣及國大藏大臣ハ必要ナル場合關係當該國大臣ト合議シ命令方法ニテ失效セル規定ヲ集束的ニ表示シ存續セル規定ノ不調和性ヲ除去シ新法律狀態ニ同化シ及新ナル總括並ニ秩序ニ於テ告示スルノ權能ヲ有ス

四 法律及命令ニ於テ廢止セラレタル規定ノ簡所ニハ本法並ニゾノ爲ニ發セラレタル施行規定之ニ代ル

一九三七年一月二十六日 伯 林

總 統 アドルフ・ヒツトラー

獨逸國內務大臣 フリツク

獨逸國大藏大臣 グラーフ・シュウエーリン・フォン・クロジク



紅軍と西北

中華民國

北平に駐在する倫敦デイリー・ヘラルド社極東特派員エドガー・スノーが昭和十一年七月初旬より約四ヶ月に亘り陝西、甘肅寧夏各省の紅軍占據地方を視察したこと並に其視察中に於て毛澤東と會見したる會見記を公表することは本報第百七十五號四九頁以下に掲載したが、其後同人が北平協和教堂に於て前顯占據地方の視察記を發表せる趣きを去る二月三日より五日に亘り上海イーブニング・ポストに「紅軍と西北」と題し掲載せられた。次に其の全文を譯載する。

中國に於ける共產黨運動はその間に介在する歴史が劇的である事に依り論題としては特に時機を得たものと言ひ得る。西北には危機が勃發した。之は余の觀る所に依れば過去數ヶ年中國に於て見ざりし程複雜極まるものである。如

外國事情 中華民國

産黨の合作を復活し代議民主政府並に即時對日抗戰を要求して居る。而して亦此處に共產黨とは完全に協調し之と同様なる綱領を要求し居れる東北軍、西北軍が存在する。

紅軍のかゝる新政策は如何なる意味を有するものであるか？否抑も此の政策は眞の意味に於ての新政策と言ひ得るか？

中國の現状を理解せんが爲には、先づ中國の共產黨運動に影響を及ぼしたる近代史の數個の事實を回想する事が必要であると余は思推する。但し近代史中國民黨に關する部門に付ては諸氏の總てが既に御承知の事と思ふ故こゝでは省略する。余は先般共產黨員の中に在つて實際に學び得たる事實を正確に説明せんが爲に、先づ共產黨の立場時より暫時近代史を縦いて見やう。

既に御承知の如く中國共產黨は一九二〇年に結成せられてより故孫逸仙博士がソ聯邦全權ヨツフェとかの有名なる協商を締結したる一九二三年迄は急激に發達したのである。國民黨が再組織せられ共產黨との間に同盟が結ばれたのは此の協商締結後程なき事で共產黨は一九二五—一七年に亘る國民革命を組織するに當り甚だ活動的となつた。

さて共產黨に關する限り此の協調の基礎は孫逸仙博士及び國民黨が二個の基本原則を容認したものであると要略す

國民黨は程なく南京政府と和睦したが、共產主義なるものはその罪死に値すと見做され、遂に共產黨は地下に追込まれた。共產黨が國家主義の二眼目と考へてをつたもの——反帝主義運動及び民主革命——は放棄せらるゝ一方當時勃然と起り來つた農村革命に對する内戰がその大規模なる形態を以て續發した。多數の共產黨員は殺害せられ以前の農、工會指導者は迫害せられ延いてはかゝる會そのものまで壓迫せられた。民主主義は樹立せらるゝに至らず軍部獨裁制が到來し之は總べての反對黨に對し戰を挑んだ。一度かかる軍部獨裁政權が樹立せらるゝや多數の共產黨員迄が軍隊に生存し共產黨自體もこの大テロ時代を通じ基礎が鞏固なものとなつた。

一九二七年八月國民黨軍の中に最初の大暴動が南昌に勃發した。共產黨員及び蔣介石直下の黃浦軍官學校の過激士官候補生により先導せられたる此の大叛逆が、依然として國民黨の旗幟を翻し、然もこの間南京の所謂國民黨革命原理への裏切に反対してかの三民主義を抱持したるは興味ある事實である。南昌事變後暴動は引續き油頭、廣東其他各所に勃發した。かかる叛逆分子は徐々に江西、湖南、兩省の山中に集結した。余は彼等指導者は主に黃浦軍官學校卒業生過激學生、工人、農民である事を教へられた。共產黨に取りて此の時選ぶべき途は只二つのみであつた。即

る事が出来る。即ち其の一は國外問題に於て反帝政策の必要性——革命的活動による完全なる政治領土及經濟主權の復活の必要なことを認識し二は反封建國內政策——軍閥地主に抵抗する民主革命の實現並に新なる社會、經濟生活様式の樹立を要求した事である。尙此の生活様式に付ては共產黨も國民黨も共に之をブルジョア民主的性質を帶ぶる事を以てその本體とするとの點に意見の一致を見た。兩者は又かかる革命の目的は民主代議政府の機構内に於てこそ最もよく成功を收め得るとの點にも一致を見た。勿論共產黨は民主ブルジョア革命の成功が延いては何時如何なる日に不意に實現する事も計り難い社會主義的社會に至る必要な前提であると考へて居るのであるから、かゝる進歩的運動を援助する上に於ても共產黨の地位は正しきものであつた。

各人周知の如く國共合作は一九二七年にその結果を告げた。共產黨としての立場より考へる時、初めに想定せられた國民革命なるものも亦此の時に終了したと言ひ得る。新軍閥に依り主導せられたる國民黨右翼は漢口に於て合法的に樹立せられたる政府より分離して南京に政權を樹立した。共產黨及び國民黨の大半は當時かゝる南京政權を目指して「ブルジョア民主」革命に對する「反革命」的なものと思考してゐた。

ち戰ふか、將亦滅びるか。而して此小隊は戰争の途を選んだのである。一九二八年彼等は國民黨を絶望的反革命なりとして強効し、自ら中國農工の民主革命の先鋒なりとして江西、湖南にその赤旗を翻した。彼等は革命の本來の原則と三民主義の生ける意義を防守しつゝありと主張した。一九三〇年に初めて赤色政府が江西に樹立せられし時同政府は自ら社會主義國家とは呼ばず「ブルジョア民主」主義を以てその本質とする農工ソウエート共和國なりと自稱せし事を記憶せよ。露西亞語で「會議」と言ふ事を意味するソウエートはブルジョア社會、社會主義社會に於て利用し得る獨特の形態を持つ代議政府である。ソウエート代議制度は一九〇五年初めて露西亞に採用せられ大衆代表の一組織制度としてブルジョア・ケレンスキイ時代を通じて繁榮したるものなる事を回顧する事が出来る。

一九二八年より一九三〇年迄紅軍は大なる進歩を遂げた江西、湖南に於ける紅軍遊擊隊は當初には武器とて僅かに四、五十挺の銃より無かりしものが、急激に數千の軍隊を構成するに至つた。彼等は國民黨軍より捕獲せし銃及彈藥を以て武装し、一九三〇年には既に恐るべき一大勢力となり、急に南京は之に對して大規模なる征討を開始せざるを得ざるが如き立場となり、爾來南京政府は共匪剿滅運動に殆んど寧日無き狀態であつた。

第一、二、三、四次に亘る剿共軍は失敗に歸し、その都度紅軍は國民黨軍の多數旅團及び全師團を潰滅した。かゝる會戰は事實紅軍の武器彈薬を補充し新補充兵を彼等に與へ又彼等の領土を擴張する結果となつた。紅軍は諧謔的に「白軍」を稱して「我等の彈薬運送器」なりと呼んだ。余が紅軍區に在りし時彼等は其の捕獲したる國民黨軍の銃、軍需品及び彼等が「贈共產黨青年」なるレツテルを貼付したる旗を余に示した。毛澤東は余に「南部に於ける數次に亘る會戰に於て紅軍は事實三十萬以上の政府軍を捕虜としがれを武裝解除せり」と云つた。國民黨軍が共產黨を根絶せんとする運動が多少とも成功的實を結びしは第五次剿共即國民黨の剿共戰闘開始後第七年目の事であつた。第五回剿共運動は一九三四年——即ち江西省紅軍首都瑞金に於て第二回全中華ソウエート大會が開催されし後幾何もなき時に行はれた。尙該大會は當時ソウエート法律の下に生活したりと言はるゝ九百萬の代表に依り出席せられた。當時「中央政府」は江西省の大半及び福建湖南の大區域に亘つて實際的行政權を有してゐた。尙ほ當時江西ソウエートとは物質的關係のない河南、湖北、安徽、湖南及び四川各省内存在せる廣汎なる區域を有するソウエート區が實在してゐた。

第五回剿共運動に於て蔣介石は約九十萬の軍隊を動員しにより壓倒的利益があつたが——を除いては交戦を拒絶せられた。

第五次剿共は主として蔣介石の顧問たる獨逸人ヴォルザーリトによつて計畫されたものと言はれる。其の收めし成功に對しては、このナチス軍隊の參謀長にして一時蔣介石の主席顧問たりし故ヴォルジーケト將軍に負ふ所が多いのである。

然し乍ら蔣介石の新戰術略は極めて周到綿密なりしもその反面遐々として進まず、莫大なる費用を要し畢竟不得要領に終つた。第五次討伐は數ヶ月の長きに亘りしも猶南京は紅軍中心部隊に決定的打撃を蒙らしむるに至らなかつた。とは言へ封鎖の效果は大なるものがあつた事は事實である。一小紅軍根據地を以てしては南京の恐るべき壓迫に対する效果的抵抗を試みるのは最も不充分となつた。南京は敵を潰滅せんとする努力は著々成功に近づきつゝあると確信し事實敵は四方を包囲せられ脱出は不可能であつた。數千の農民は日夜空襲と機關銃の射撃に殺され且つ紅軍兵士の命を失ふ者莫大の數に上つた。然し紅軍の余に語りし所では農民の死者の方が實際の紅軍の被害より遙に多數に上る由であるが、余が西北に於て實際に見聞せし所でも先づ之は事實に近いと思考せられた。最近上海の著名銀行家章乃器は雑誌「大衆生活」中に述べて曰く『中國は第五次

討伐に當り全軍各部門の維持は素より財産の被害、失職、都市の破壊等の間接費用を含み南京により殺害せられたる紅軍兵士各一人當り約八萬両の損害を蒙つた』と。

然るに猶第五回討伐は紅軍の全現勢力を潰滅せんとする當初の目的に於て失敗に歸した。軍事會議は瑞金に召集せられ、紅軍は主力を新根據地に移動し戰略的退却を遂行するに決定を見た。丸一年の日子を要したこの大遠征の計畫は極めて完全且つ效果的であつた。此の時に當つて紅軍は從前攻撃的態度を採つて居つた期間中に示せるより以上の優秀なる軍事的才能を發揮したものと言ひ得る。如何とされば、勝利に輝く進軍々隊を指揮することは不利なる環境の下に在つて退却を必要とする企てを成功へ導く事は自ら別問題であるからである。紅軍は前途に横はる幾多の不利の状態下に在つて敢然とその名も高き西北への大遠征を遂行したのである。

紅軍の江西よりの引上げは實に敏速且つ祕密裡に決行せられたるが故に、敵軍本部がこの惹起されつゝある事態を認識せし時は既に約九萬にも上る紅軍主力は數日前に行進を開始したる後の事であつた。紅軍は先づ南京江西に於て動員し殆んど全正規軍を戰線より引上げに代るに遊擊隊を以てした。而してかゝる行動は常に夜間に行はれた。文字通り全紅軍が瑞金附近に集結せし時こゝに初めてかの大

遠征の指令が發せられたのである。三日間紅軍は西へ西へと強行軍を敢行した。第四日には紅軍は全く豫想外に湖南及び廣東の要塞線に侵入した。彼等は之を襲撃し占領し果然として驚愕せる敵が事態の何ものなるやを認識するに至る事前に之を一掃して、遂に紅軍は此の方面戰線の封鎖的要塞と堅壕の總てを占領するに至る迄は侵入の手を收めず、之に依りて彼等は南部及び西部への進路を開拓したのである。斯くして湖南を突破して大遠征は開始せられた。此の遠征は餘りにも龐大なる物語りを以て余はこゝに其れを概説する事さへも許されない。紅軍はこの遠征を敢行せし數十名の者の寄書に依りて大遠征史の作成に着手した。之は三十萬語以上に及ぶも完成に至ること遙に遠い。此處では紅軍は絶えず敵軍より追跡せられ攻撃を受け空襲を蒙りしにも不拘、依然として湖南、廣東、廣西、貴州、雲南、四川、西康、青海及び甘肅に進入し、遂に一九三五年十月には第一紅軍の前衛は陝北に到着し此處で彼等は既に一九三三年ソ區を建設し居りたる第二十六、二十七紅軍と合流した事を述ぶるに止める。

福建省の最遠隔地を出發地點としその間幾多の迂回曲折を經たる大遠征は二萬五千支里、約八千哩に及ぶと言はれる。人は紅軍に對して如何なる感を抱くとも將又紅軍が政治的に如何なるものを代表するやは此處に問はずとも、紅

つた。此の大進軍は共產黨をして世界の最高峯を越え、中國の最深の河川を横渡し、草原と半砂漠を通過し、土人の住む廣漠たる地域を歩行し、更にチベット大平原を横断せしめた。而もチベット大平原には丸五日間といふもの食ふに食物なく、住民とて一人としてなかつたのである。

紅軍の大遠征に關しては以上を以て留め、余はこゝに西北へ進出した紅軍を紅軍區域に訪問せる記錄を述べて見やう。

余は昨夏七月初め陝北の保安に至り十月末迄ソ區に滯留した。當時保安は——若し余がその公文上の名稱を使用せば——中華人民ソウエート共和國臨時首都であつた。ソ區の包括する區域は陝北大部、甘肅大半（青水河以東西蘭公路以北）及び寧夏、黃河以東長城以南の地であつた。余は保安に約一ヶ月滯在し馬上又は道路上に四十日餘り、殘余はソウエート各機構を訪問し甘肅、寧夏の戰線にて紅軍と共に過した。余は當時同區に於ける殆んど總べての重要な紅軍指導者と會見し紅軍兵士と共に數日間旅行し農民小屋、病院に、時には保安に於ける紅軍外交部にも宿泊した。余は亦數千名の農民、工人、兵士及び紅軍により紅軍先鋒隊として組織せられて居る少年達並に兒童團に屬する幼年達と語り合つた。

此の間余は見る事學ぶ事餘りに多くして爲にその大部を

軍の呼ぶ所謂大遠征は軍事史中の大功績の一として永遠に残るべき事を無視する能はざる所である。彼のハンニバルのアルプス越の行軍も之に比ぶる時は一つの遊山旅行に過ぎず、更に曾て「大軍」がモスクーに於て敗北を喫し完全に散亂周章狼狽して遂にナボレオンが莫斯科より退却せることに比すれば一層興味があらう。

紅軍の西北への遠征は戰術上の退却なりしは疑ひなき所なるも、之は敗走には非ず否寧ろ紅軍は終局に於てはその本來の目的を達し而もその核心は依然として搖がず、又士氣並に政治的決意は以前に比し勝るとも劣らざる程鞏固なものありし事を記憶せねばならぬ。紅軍は自ら抗日戰線に向つて進みつゝありと宣言し確信して居たが、之れ實に極めて重要な心理的因素であつた。此の信念は敗走的退却なりしものを轉じて意氣軒昂たる勝利の進軍となすに與つて力があつた。後に至つて歴史は彼等が此の移動に對する第二の根本的理由たるものと強調せし事に誤りなかりし事を吾人に示した。——即ち日支ソの運命を直接決する斷定的役割を演ずるものと正しく豫見したる地——戰略的西北への抗日進軍をなしたのである。

此の才腕ある指揮は赫々たる政治的戰術の一片を物語るものとして必ず心すべきである。この指揮こそかの恐るべき進軍の成功的結果を齎せし事に與つて力ありしものである。

ソ區に於ては社會、政治組織は互に相離るべからざるものゝ如く思推せらるゝを以て、余は之を一括する。是を解説するに當り先づ余は余の實際經驗を引用しやう。余がソ區に入りつゝありし時一日驟夫一名のみを引連れ無人の地を横断せざるを得なかつた。かゝる邊境地帶は絶えず民團に依りて脅威せられて居る。此の民團は地主によつて援助せられ屢々紅區を襲撃し燒拂ひ掠奪し強奪し捕虜をさらつて行く。彼等こそ眞に飽く事を知らざる匪賊である。

此の民團の四、五名は明らかに余の姿を認め追跡して來た。一時彼等は余の背後僅かに二里位の所迄迫り來つたが余は山岳丘陵の重疊たる地域を旅行したる爲全然之に氣付かなかつた。青年前衛隊たる一農民少年は此の事態を見て紅軍歩哨に注告すべく急遽山間の近道を横断した。彼は歩哨に帝國主義者が百名の匪賊を指揮してソ區に侵入しつゝありと報告した。紅軍は直ちに之を追跡し待伏せ逃走せし

めた。余は同夜安塞に至つて初めてかゝる事態一切を知つた。紅軍警備隊指揮官は余が九死に一生を得たるものなる事を余に告げた。幸ひにして彼等は余が匪賊を導きし事は信用しなかつた。

此の年若き青年先鋒隊の忠實さはソ區に於ける農民の負ふ政治社會的責任の典型的なるものと言ひ得る。之れは中國の他地方に於ける農民と正對照をして居る。如何ならば、他地方に於ける農民は事自身に關係するに非ざる限りその抱くモットーは『之は自の須く知る所に非ず』と言ふにあるから。

諸君若し紅區を旅せば農夫、少年、時には婦女により屢々止めらるゝ事がある。彼等は田畠より出で來りて諸君に通過證を提示する事を要求する。亦諸君の會ふ農夫は殆んど總て極初步の政治を——少く共自由内に於ける——語る事が出来る。大抵の村落では中國に於ける現時の政狀を概略的に了解し、日本帝國主義の歴史に付て又ソ聯邦に付て幾分知識を持ち、英米に付て的一般的概念を抱き共產黨及びファシズムの何物なるかを語り得る者二、三はある。例へば余がソ區を旅行しつゝありし時、恰も西南の兵變は國內問題として他方スペインの内戰は國際問題として話題となつて居た。余の會つた農夫は多くかゝる事件に付て極めて聰明なる質問を余になした。又遙か離れたる山中に於ても彼

而し組織は政府そのものだけではない。大多數の都市農村の農民、工人は殆んど總てが共產黨員であつて其他に共產青年團があり、其の下に大半の青年を以て會員とする二個の團體がある。一は先鋒隊他は兒童團と呼ばれる。共產黨は又婦女を共產青年團、抗日團體、看護學校等に組織し成人、農夫は貧民會及び抗日會に組織せられて居る。哥老會の如き舊秘密結社迄ソウエイト組織に包含されて居る。紅軍に於ては彼等は總て公然適法たるものとされ仕事が與へられて居る。農民警備隊及び游擊隊は鞏固なる組織を持つ政治、社會機構の一部である。

是等總ての團體並に其の各委員會の任務はソウエイト政府、共產黨及び紅軍に依りて調整されて居る。此の組織的關聯を詳述すれば餘りに複雑に亘るが、要するに之等は男子、女子、子供をして一定任務を持つた何れかの團體の一員とする事を目的とする程廣汎なるものである。此の制度の特徴は該任務が軍の勢力を以て又は政府の力によりて國民の上に課せらるゝ事は殆んどなく、一つの人民團體の社會的壓力に依りて社會に對する義俠的貢獻として強請せらるゝ點である。かくて國家の活動は總て政治的工人及び國民の共同事業となる傾向あり、大衆中に潜める勞力、知識、愛國心、理財等の資源は最大限度に利用せらるゝ事が出来る。

等は前々かゝる問題に付て會に於て討論しソウエート新聞にて読みソウエートのラヂオに依りて知り得たるニユース等を余に質問した。余は曾て一山老と會見したが、此の老人はエチオピア問題に付て深く興味を抱いており余に種々質問をなした。而して此の質問たるや彼亦該問題に付き思考する所ありし事を示した。然しかゝる農夫は勿論例外で一般農民は純然たる地方問題に付てのみ其の政見を集中して居るのみである。

政治的に觀れば紅軍區域はソウエイト制度を以て組織せられて居る。下は村落より上は中央ソウエイトに至る迄代理政府があり其の機構はソウエイト鄉、ソウエイト區、ソウエイト縣、ソウエイト省及び中央ソウエイトである。而して各村は上のソウエイトに對して代議員を選舉し又ソウエイト大會の爲選舉せらるゝ全權をも選ぶ。

各ソ區の下に各種委員會が設立せられて居る。或種の條件の下に再選を要求し得る全勢力を有する委員會は革命委員會にして、後者は人民大會に於て選舉せられる。ソ區の下には其の任命により左記各委員會がある。

教育、接待、紅軍擴張、購買組合、軍事教育、政治

教育、土地、衛生、游擊隊訓練、革命防衛、等々。

かかる委員會は上は中央政府に至るソ區各機關中に見らるるもので中央政府に於て全的に各政策を決定發表する。

然らば一體農民は之に對し如何なる感情を抱いて居るか？爾來中國農民は制度又は訓練と云ふもの就中自己の家庭を離れたる社會的活動は一切嫌惡するものなりと考察せられて居る。是に關して余は余の會見せし農民の大半はソ區及び紅軍を後援し居るものゝ如くであつたと答へ得るのみである。彼等が常に毛唐に與ふる返答の眞實性に關しては當然幾分疑はしきもあるやも知れぬ。而し實際は彼等農民の大半は余が毛唐なる事を諒解しなかつたのである。ソ區には全國即ち南は廣東、北は滿洲より中國人が集り來り、必然的に各種各様の方言並に容貌を持つて者の中集合地なるを以て、土着人の多くは余を他種族の中國人なりと思つたのである。

余は各種環境の下に在つて農民、工人、兵士と語つた。彼等は多くその政府に對する批判に於て極めて自山なものがあつた。然し一度彼等に『國民黨より政府の方を好むや』と質問する時彼等の答へは常に力強く『然り』と言ふにあつた。余は又農民の多くはソウエートを自己の政府と呼びし事に氣付いた。而して此の一事は中國に於ける一新事實として余の心を打つた。彼等が或事柄に付て如何に多く苦情を云ふとも、事實は紅軍に對して心からなる愛情を抱き居る如く推察せられた。

更に紅軍が國民大衆中にその根據を有して居る事を示す

と思考せらるゝ興味ある事實がある。之はソ區は總て一に農民自信の手に依り警察權が行はれ警備せられて居る事である。紅軍の全戰闘力は戰線に集中して居る爲紅軍區域には事實上の守備隊は存在せず、警察權は全然農民の手に一任され、尙革命と防衛隊、農民防衛隊及び遊擊隊の手に共同に分擔せられて居る。例へば陝北戰線は殆んど總てがかかる農民團體によりて防衛せられたのである。此の事實は紅軍の農民に對する人氣の幾分を物語るものである。何となれば之が壓迫使役の具として農民の上に課せらるゝが如きは殆んど無く、これは新區を統一し敵の攻擊に對して戰ひつゝある戰線に於ける事實であるからである。他方、農民の強力なる組織は人民の中に後方防衛と其の根據地を醸成するが故に、紅軍はその有名なる奔放自在の可動性を發揮し心持きなく活躍する事が出来るのである。

批判することは決して抑壓せられて居らぬ様である。全ソ區内の壁新聞に見らるゝ論文及び短文の多くは批判と苦情ものばかりである。賞讃的論文に對すると同様批判的論文に對しても賞金が與へられて居る。然し乍ら共產黨運動に對する農民の支援の根柢を眞に理解せんとするには、先づソ區財政を研究することが必要である。余は此の問題を説述するに先立ち、西北に未だ紅軍が結成される以前の狀態に付き聊か述べて見よう。

て居る。

陝西に於ける極めて好ましからざる習慣は飢餓に當りて自己の土地を放棄せる農民より右期間に該當する未拂稅の支拂を要求する事である。而して此の滯納金を還附せざる限り、農夫はかゝる土地を再び所有する事を禁止せられて居る』と。

尙スタンパー博士は國民黨統治下に於ける甘肅省の狀況に付て曰く

『甘肅省の歲入は過去五ヶ年は平均年八百萬弗餘であつた之は中國に於ける最も裕福にして且つ最も酷稅省の一なる浙江省に於けるより遙に重稅である。而して斯かる重稅を納付し得ない時は彼等の土地は租稅の代りに差押へらるゝのである。其上省縣政府の課稅に加ふるに軍指導者の課稅があるのである。之は甘肅省に在つては千萬弗以上に上ると政府で計算せられて居る。人民にかかる費用の課せらるゝ一原因は地方國民軍即民團である。民團は多くの場合地方地區の費用で生活せるギヤングに迄墮落して居る』と。余は此點を喋々するを得ざれ共寧夏政府公告中に見出せし文を参考とするは強ち價値なきに非ずと信する。該公告には馬鴻達將軍の統治下の同省に於ける國民黨の爲に集收せられたる各稅を列記しあるが、この各種稅には左記の如きものがある。即ち販賣、家畜ラクダ鹽運搬、鹽消費、阿

余は此處で國際聯盟の専門家スタンパー博士の最近發表せる『西北各省とその發展の可能性』と題する報告書より引用をしようと思ふ。

『陝西に於て調査せる或一縣に於ては、住民の六割二分は亡し他縣に在つては七割三分の死者がありし事判明した』と、又博士は甘肅省のみに於ても二百萬の住民が餓死したる事を示せる公文書を引用して居る。余は西北の國民黨統治下に於ける狀態に就き隨所にスタンパー博士の言を引用する。

博士は曰く『一九三〇年の飢饉に際しては三十エーカーの廣汎なる土地が僅か三日間の食料によりて購ひ得るの状態であった。同省の資產階級は此の機を利用し廣大なる土地を買付け必然的に自作農の數は減少した。廢地となりし土地も多く多大のものが地主及び官吏の手の内に集中せられた。就中その最たる地方は甘肅省にして同省には耕作に適するも尙耕作せられる土地は實に驚くべき廣汎なるものがあつた。一九二八—三〇年の飢饉に際して土地は地主によりて最低値段で買付けられ爾來之等地主は財産を築くに至つた。

陝西省に於ては地稅を支拂はね事は一種の名譽であると考へられ、從つて裕福なる地主には概して稅金が免除せらるゝと云ふ事を示すに足るものであらう。

紅軍は小作農、貧農、中農に對して彼等のソ區に於ける狀態を根本的に改革した。此の改革は將來は極く僅かの土地及び營業に對する累進稅を課すると云ふ保證を以て最初一ヶ年は新區に於ける凡ゆる形式の稅金を廢止する事により完成した。第二は此の改革は土地を欲望せる農民に土地を與へ、又廣漠たる廢地を開墾する事に依て完成した。此處に吾人はソウエート政策を直ちに思ひ浮ぶ。土地分配は紅軍政策の根本的原則である。然らば沒收は如何様に實行されつゝあるか？ 紅軍は農民を大體左記各項に類別してゐる。

- (一) 大地主、(二) 中流及小地主、(三) 富裕農民
- (四) 中流農民、(五) 貧農、(六) 小作農、(七) 農事勞働者、(八) 工業勞働民、(九) ルンベン、プロレタリアート、(一〇) 專門家——教授醫者、技術家等——即智識階級

一九三五年十二月發布せられたる西北ソウエートの土地法は同地主の土地の沒收及び地主自身に依り開墾せられざ

る富裕農民の同土地の没收なる項目を含む。然し乍ら地主も富農も共に自らの手で耕作し得る丈は充分に土地を與へられて居る。土地が充分餘裕のある地方に在つては——事實西北にはかかる地方も多分にあるが——地主及び富農の土地は原則として沒收せらるゝ事は全然無きも、廢地及所有者無き土地は分配せられ又時には最好質の土地の再分配があり貧農は豊土を地主は貧土を同様與へられる。

然らば茲に所謂地主とは如何なるものなるか？ ソウエートの定義に従へば甚だ簡単であつて、自身の労力による收入にあらずして主として他人に貸與したる土地よりの收入に依りて生計を立つる農夫は總て之地主である。此の定義に従へば高利貸も亦地主と同類に入り同様に拔はるゝ事になる。スタンバー博士の言に依れば高利は從前西北に於て六割に迄も上り、又不景氣時代には更に遙に高率であつた。博士は農夫が貸付元金の二三倍もの金額を支拂ひ、而も初め借金したるより以上の負債がある例に付き言及して居る。甘肅、陝西の各地にては土地の價格は極めて安價なにも不拘資本なき農夫にして一農地を買ふに足る丈蓄積するは事實上全く不可能である。余は甘肅に於ける一農夫の事を記憶して居るが、彼は十五年以前に同省に移住したるにも不拘、尙小農場を買ふに足る貯蓄さへ全然不可能なる状態であつた。

夫に多量の棉及小麦の種子が原價にて分配せられ、又紅軍工廠で製造せられたる數千の農具は廢地を耕作せる土地無き農民に給與せられた。堡安には初步の農學校が建立せられ又多分上海より此方面の専門家の來着を俟つて家畜農業學校が開校の運びに至る計畫なる事を余は告げられた。
從來陝北、甘肅、寧夏は言ふ迄も無く文化的にも經濟的にも中國の最も退歩せる地方の一に數へられて居た。機械工業も存在しなかつたが紅軍はかかる地方に未だ曾て見る事がなかつた新聞を初めて發行した。Wu Chi Cheng に在る工場の管理機關の中國に在留する一人の外國技術専門家は上海に於ける年一萬両の報酬ある職務を放棄し敢て紅軍の爲に無報酬で働くて居る。紅區の工業、棉毛紡績工場、制服及び靴工場、兵工廠及仕事場があつた。かかる企業の單純なる機械中には遙々江西省より運搬せられたるもの、昨年山西省にて捕獲せしもの、又密輸せしもの等があつた。紅軍は「延長」に油田を掘りつゝあるが其の生産は如何なる従前の記録をも遙に突破すると彼等は斷言して居る。又彼等は立派なる臘燭を製造し之を合作社にて販賣した。
合作社は甘肅、寧夏及び陝西に在る紅區に設置せられたる余は皆て紅軍には合作社が千以上もあり合計五十萬餘の農民會員を持つとの事實を聞いた。江西省の模範紅軍縣中に在る一市興國に於ては各種物品を販賣せる合作社に依つて

前述に屬する以外の階級は沒收せらるゝ事は無い。極貧農、小作農及び農場工人には生計を支ふるに足る充分の土地が給與せられて居る。此の政策には土地所有權を平等ならしめんとするが如き計畫は毫もなき事を記憶せよ。現在のソウエート土地法の主眼目は生計と云ふ問題が先何よりも農民全般の最も緊迫せる要求なる如く推察せらるゝ故に各人に對して彼自身及其の家族に相當なる生活の保證をなす丈の土地を充分に給與せしむる事に在る。

土地問題——沒收及再分配——は爾來西北に關する限り極めて單純化せられた。之一に廣漠たる土地が以前官吏徵稅人不在地主に依りて所有せられた事實による。さて多くの場合かゝる土地の沒收と同時に貧農の緊迫せる要求は常住地主或は富農に對して大した阻礙をかくる事なく直ちに満たされた。斯くしてソウエートは土地を與ふる事に依りて貧農及土地なき農民よりの援助に對する經濟的基礎を築きのみならず、或時には苛稅を廢止せしことに依りて中流農民の感謝を得た。加之、僅か二、三の場合にしか過ぎなかつたが抗日運動の基礎の上に小地主の支援をも加へたる事もあつた。故に陝西の著名なる共產黨中には本來地主階級より出でたる者も數名ある。

更に農民に對する一助としては最低利子若は無利子の貸出がある。高利貸業は勿論廢止せられた。昨年陝西省の農林伯渠より直接聞いたものである。尙林は非常に面白味ある老紳士である。彼は故孫逸仙博士と共に同盟會の設立者にして後國民黨の設立者となつた。一九二六年彼は國民黨會計吏並に中央執行委員會委員にあつて蔣介石を尻目にかけた先輩である。一九二七年の分裂後彼は共產黨に加入し爾來之と行動を共にして來た。常に微笑を浮べ白髪を頂き恰もサンタクロース爺さんの如き林伯渠は徒步で江西よりの七千哩に亘る大遠征を敢行した。彼は紅軍區に於ける一般的光景である青年を背景として著しき對照をなして居る余は彼を愛する事切である。紅軍區域には以前國民黨中の高官たりし老人が外に三、四名居る。彼等は總て五十の齡を過ぎし後一切の家庭を友人を家族を更に職迄をも放棄して、紅軍が指導しつゝありと信じたる十字軍に敢然加入了のである。尙林伯渠は二ヶの極端なる形式を持つ清朝政權下に於ける封建主義及び專制主義と他方ソウエート政權の現在生存せる僅か四五名中の一人である。

陝西ソウエート書記謝は亦其の一人にして彼は清朝時代の「秀才」であつた。

余は茲に餘裕が無い爲經濟に付てこれ以上詳述する能はざるを遺憾とする。余は茲で諸君の總てが興味を有すと信する問題即ち紅軍そのものに付て述べて見よう。

紅軍區域の此等總ての社會政治經濟組織は單に一時的のものに過ぎない事を記憶せよ。江西に於てすら之と五十歩百歩の状態であつた。何となればソウエート開設以來常に生存といふ一事の爲に戰争せざるを得なかつた。故に今日吾人が紅區に於て見聞するものは總て一つの完成せる社會的實驗として考察する事は出來ない。是は寧ろ未完成革命の舞臺として且つより大規模に革命の擴張を計る紅軍の基礎として考慮すべきことが正當である。

今日紅軍は其の歴史中に於て最も偉大なる聯結せる領土を占むるのみならず、其の軍勢の數は只江西に於ける紅軍の霸權が其の最高調に在りし時を除いては、此の領土に於て恐らく他の如何なる時よりも遙に大なるものであらう。紅軍主力は十月初め甘肅に於て合同することに成功した。當時朱德、賀龍、徐向前、張國焘は四川及び西康より自己の部隊を率ひ、南京軍の非常線を突破し西北に於ける紅軍の根據地を大いに擴張した。

紅軍の勢力は再編され今日では第一、二及び四戰線抗日紅軍として知られる三ヶの指揮の下に集結せられて居る。此の根本的主力に加ふるに陝西には東部戰線軍として知らる。紅軍の勢力は再編され今日では第一、二及び四戰線抗日紅軍として知られる三ヶの指揮の下に集結せられて居る。此の根本的主力に加ふるに陝西には東部戰線軍として知らる。紅軍の勢力は再編され今日では第一、二及び四戰線抗日紅軍として知られる三ヶの指揮の下に集結せられて居る。此の根本的主力に加ふるに陝西には東部戰線軍として知らる。

而して以上の諸部隊こそ蔣介石が第六次の最後的剿匪運動を起さんと計畫せし所謂「殘匪」である。正に此の時に當り西安に於て十二月の彼の劇的事件が勃發したのである。余は今余に取つて極めて興味あり且つ意義深く思はれる紅軍に就ての二、三の事實を述べて見よう。かゝる事實は余が第一戰線紅軍の政局主席なる楊尚崑との會見に於て得たものである。

先づ第一、紅軍は不屈の匪徒、不平家の集りとして多くの人々は考へて居るが、余の觀察に基けば之は認識の誤れる事甚しきものがある。紅軍兵士の大部分は己が家庭の爲己が領土の爲、而して己が國家の爲に戰争して居るものであると信じてゐる所の農工青年より構成せられ居り、又事が第一戰線紅軍の政局主席なる楊尚崑との會見に於て得たものである。

ものゝ如くである。食料、衣類、毛布等凡ての必要品は軍より支給せられて居る。兵士が沒收するが如きは全然なく他の所有物の窃盜に對しては嚴重に處罰される。兵士は其の買物一切に對し支拂ふべき義務があり、小商人、行商人を脅迫する事は固く禁じてある。余がソ區に於て鍵閉した戸を見たのは唯ソウエート政府の記錄保存所及び紅軍兵士廠彈藥貯藏室であつた。余は全然未知の凡ゆる場所に滯在したが紛失物は何一つ無かつたのである。

各省に據る地方獨立軍の構成は夫々左記の通りである。土着人、陝西及び山西五割四分、河南一割四分、安徽一割三分、湖北九分、江西三分、及東北軍五一六分、三個の戰線軍隊中南方人の比率は遙に多い、第一軍は苗族、獨族及び同教徒兵士並に分隊指揮官を含む、第二及第四戰線軍は西藏人及蒙古人を含む。

紅軍に於ける士官の年齢は平均二十四歳である。之は勿論軍指揮官並に小隊長を含めてある。大隊指揮官以上の幹部は一、二の例外はあるも他は總て黨員である。中隊長及其れ以上の士官は總て識字者ばかりである。勿論中には紅軍に入隊する以前には文盲なりし者も二、三はあるが、聯隊長及び其の上官は未だ年齢若きにも拘らず八年間の戰爭經驗を有する者のみである。紅軍指揮官及びソウエート機關中には數名の前黃浦軍官學校大學及び中學卒業生、

實多くの場合此の信念は文字通り眞實である。紅軍兵士の平均年齢は十九歳である。余は紅軍こそ精神的にも肉體的にも眞の意味に於ける青年軍隊であるとの印象をを受けた。彼等青年は信念と使命でしみ込んでゐる。彼等は又極めて愛國的である。諸君若し彼等に何故紅軍となれるやと問はゞ必ずや次の如く答へるであらう。第一帝國主義的日本と戰はんが爲め、第二地主及び高利貸を憎むが爲めであると。

彭德懷に依りて指揮せらるゝ第一戰線紅軍に於ては兵士の二割五分は農村勞働階級（職工、駕駕者、小僧、農場勞働者等を含む）よりの出身、三割は工業工人より五割八分は農民より四分はプチブル——インテリ小地主の息子、富農等より來りし者である。該軍に於ては指揮官は言ふに及ばず一般兵士の半數以上は共產黨或は共產青年團員である。兵士の約七割は簡単なる手紙教科書、ポスター傳單等の讀み書きが出来る（當地軍隊に於ては率はやゝ之に劣る）此の率は陝西農民の識字の平均より遙に高い割である。何となれば陝西農民の九割五分迄は文盲であるから。紅軍兵士は入隊日より直ちに特に準備せられたる紅軍教科書により文字を學び始める。彼等には日々政治問題の講義がある。かかる兵士は指揮官と同様無報酬であるが、各紅軍兵士は土地の分前を有し、其れより得る幾分かの收入を獲得する

前國民黨士官、舊東北軍士官、並に佛蘭西、英國、獨逸、蘇聯邦より歸國せる學生が多數存在する。唯米國より歸國せる學生は一名しか出會はなかつた。

紅軍士官は申すに及ばず兵士の半数は未婚者若くは離婚者である。余が茲に離婚者なる言を用ひたる理由は國に妻及び家族を残して來た者があるからである。余は屢々かゝる離婚し度いと云ふ慾望が實際上軍隊に參加せんとするの慾望と何等か關係あるやに付て深く疑つたものである。紅軍は自らを呼ぶに兵士なる言を用ひる事なく常に鬪士と呼んで居る。余の印象ではかかる紅軍の鬪士の半數以上は童貞であると思ふ。紅軍と共に戰線に居る共產黨婦人は殆んど無く、假にあつても之は自らソウエート官吏の權利を取得した者か、又はソウエート官吏と結婚した者である。余が觀察し得る限りでは紅軍は農民婦人並に娘を鄭重に取扱ひ一方農民は紅軍の德義に對して好感を抱き居るものゝ如く推察せられた。余は未だ曾て農民婦女子を暴行凌辱したるが如き事は耳にしない。

紅軍中飲酒喫煙する者は殆んど無い。曾て國民黨の將軍たりし第一戰線軍指揮官たる彭德懷は、紅軍の極めて若い事がその困苦に耐え得る能力の大部分を説明するものだと余に語つた事がある。此の事は亦婦女と交遊することの緊要さをも減殺するのである。彭自身も以前國民黨軍の暴動

を起し紅軍に加入したる一九二八年以來妻に會つた事がないものである。

紅軍指揮官中に於ける死傷者は甚大である。彼等は常に上は聯隊長より下は一兵士に至る迄共々戰場に赴くのである。國民黨に依りて指導せられたる第一次及び第二次剿匪運動中紅軍士官の死傷者は五割の多きに上つた事も屢次あつた。然し同軍はかかる犠牲を忍ぶ能はず後に至つて熟練した指揮官中小尉級に依り新戰術が採用され之に依り幾分生命の危険を減する事が出來た。而も尙第五次即ち最後的江西征討に於て紅軍指揮官負傷者は全員の二割五分に上つた。今日紅區に於ては此の實例を幾多見る事が出来る。紅區に於て常に見らるる光景は二十餘歳の若さで腕は無く、手は彈丸に當りて失ひ、頭部にみにくき負傷をしながら敢然として革命の爲に戰闘しつゝある青年達である。

紅軍には勿論日々心身の鍛練、軍事、社會及び政治的訓練時間が設けられて居る。走中飛、走高飛、壁の攀ぢ登り及び徒步競走の如きスポーツには絶えず白熱的競争が獎勵せられて居る。日々二時間の修養學は必須科目で之は各小隊中隊の俱樂部室で行はれ普通小隊及中隊長に依り指導せられて居る。射撃術、乘馬、戰術、刀劍術、足歩術の實科があり休息時間はゲーム、唱歌、壁新聞の書き方、各種の團體研究等に過される。

事實紅軍武士は惡行生活は全然爲さず、彼等は自己の時間の半迄歌を歌つて過すものゝ様である。彼等は實際自分の歌を數百種も持つて又同時に新歌を作りつゝある。紅軍屯營所では常に二、三の小隊又は聯隊が唱歌を練習して居るのを耳にする事が出来る。又歌の競技會があつて最優秀者には賞品が授與せられる。諸君の信すると否とは別問題として彼等は實によく歌ふ。而して夜分にはその音はあたりを振はし而も游擊隊の場合では寧ろ恐るべき程である。余は曾て Wu chi 縣に於て眞面目なる技術家に會つたが、彼の紅軍に對する批判は彼等が餘りに歌を歌ふ事に時間を多く費し過ぎる點であると余に言つた。

余が會見したる紅軍兵士は今まで余が中國で見た最も幸福なる貧乏人であると確信する。彼等の生活は勿論苦しい——簡単な粗食、貧弱な衣類、次から次へと困難が起つて来る。然し上は朱德、彭德懷より下は一兵士に至る迄各人は同様の生活をしてゐる。余は此の事が士氣の上に如何に大きな影響を與ふるかは實に筆紙に盡し難いものと思ふ。苦痛又は肉體上の不自由が相互平等に忍ばれる時、意氣の發揚に與つて力あるは勿論、革命闘士の大衆の士氣を鼓舞されもある。余が訪問中、絶えざる驚異の一は青年前鋒隊との數次に亘る會見であつた。紅軍に關係ある彼等は愛すべき小紅惡魔であり何人も之を愛する如く見える。青年共產

黨により組織せられたる此の小惡魔の小隊は殆んど總ての紅軍屯營所に於て見らるゝ。彼等は十五歳乃至十六七歳の者で中國の四方より集り來つたのである。其の中の多くは彼の大遠征に際して八千哩を歩行せる者も多く、又其の多數は最近の山西への移動中に參加したのである。彼等は傳令、使者、喇叭卒、水運び、馬夫、看護卒及祕書として働いて居る。余は甘肅に於て一年に會つた。彼は山西ベビーと呼ばれて居た。此の少年は以前山西の Hsieng Tung 鎮の近くの一村落の小僧であつた。紅軍が來た時彼は他の三人の小僧と祕かに城壁を越え是に參加した。彼が紅軍に参加せんとする事を決心したる理由は如何なるものか余は知らないが、閻錫山の排兵プロパガンダは先輩の彼に對する注告等の總ては明らかに其の目的とは正反対の結果を招來したのであつた。余が彼に何故に紅軍に入りたりやと問ひたる時彼は曰く『紅軍は弱者の爲に戰ふ。紅軍は抗日的である。紅軍の兵士たらんと欲せざる者は無い』と紅軍には彼の如き少年も數十名居た。

甘肅の同じ町に於て少年と正對照をなす、これも山西より來つた紅軍の一老人と會見した。彼は六十四歳で以前山西の町の豚賣人であつた。余が彼に會ひし時、彼は紅軍の馬夫として働いてゐたが、此の職に付てはいさゝか辯解的であつて、彼は此の仕事は極めて重要であると指揮官よ

り告げられたと余に辯解し又彼は喜んで此の職務をなすも若し出来得べくんば戦線で働き度いと余に言つた。余が彼に紅軍を好む理由を問ひたる時彼はボケツトより小さき手帳を取り出し、其の中に彼が書いた二、三百の文字を得意然と余に示した。『彼は言つた私は山西に六十四年間住んで居るが誰一人として私に文字を教へて呉れる者がなかつた私は僅か半年前に紅軍に入隊したに過ぎないが其の間私の学んだ所をよく御覧下さい』と此等の事實は紅軍の昨春山西への遠征中に一萬五千の新部下を動員したる理由を物語る何物があらう。

紅軍に参加せし者に『紅軍は立派な人々である』と告げた由を余に述べた。彼は山西の基督教病院に勤務し居れる二名の米国人の名前を述べ、彼が健康幸福であり、此の革命の終り次第山西へ歸り薬局へ再び勤める積りである事を書く様余に頼んだ。余は彼と別れる事は非常に殘念な事である。彼は立派な米国人だ真っ其路を走る。

私は僅か半年前に紅軍に入隊したに過ぎないが其の間私の學んだ所をよく御覽下さい」と此等の事實は紅軍の昨春山西への遠征中に一萬五千の新部下を動員したる理由を物語る何物かであらう。

働いて居た。彼はかかる低地位に甚だ迷惑して居るものゝ如くであつた。彼は上着とズボンを引上げ最近の戦闘中受けた長い榴散弾の傷跡を示した。而して此の傷ある故戦線に居ないのであると余に辯解した。此の傷が完全に治り次第再び戦線に歸ると述べた。彼は基督教に極めて忠實で彼の教徒達は彼が紅軍に参加せる事に反対せず寧ろ彼及び

苦痛と無念を如何にして忘却し得やうぞ？此の國民黨こそ一九二七年の革命は對する反動の爲かゝる内戦を惹起せしめた、本來の責任者なりとは共産黨の確信する所ではなかつたか？

さて南京政府に對する共産黨の政策は如何なるものであるか？之に付ては九月二十三日堡安に於けるソウエート・政府主席澤東との會見より直接引用するのが最も安全であると余は思ふ。（以下會見記）

問) 共産黨の統一戰線政策並に國民黨政府に對する態度の變化に付き述べられたい。

(一) 日本の侵略の一層の重要性=之は日毎愈々強烈を極め、あり、而して脅めて恐るべき者哉に至りて以て

日本侵略の前途に中國の全勢力を統一するを要す。吾人は共産黨以外にも勿論中國に於ける他黨及び他勢力の存在を認める。而してかゝる諸勢力中の最强なるものは國民黨である。協調する事なくば吾人の勢力を以てしては一度戦争となりし際日本に抵抗するには不充分である。

而して此の政府の主要任務は（一）外敵に抵抗する（二）國民大衆に公權を許與する（三）國家經濟の發展を強調する、にある。

かゝる綱領は現在の國民の意志に一致せるものなれば、全國民の衷心よりの支援を得るであらう。而して之れソウエート政府がかかる統一人民々主政府の樹立を歓迎する所以である。吾人は議會制度による代議政府、抗日救國政府一切の人民救國團體を保證し擁護する政府を支持するものである。若しかゝ共和國が樹立せらるゝならば、中國ソウエートは其の構成分子となるであらう。吾人は己が領土に於ても中國の他地域に於て實現せらるゝ民主議會制度、政府の行ふと同様の方策を實現するであらう。

問）それはかゝる政府の法律が同時にソウエートに於ても適用せらるゝ事を意味するか。

答）然り

問）之はソウエートの現行法殊に土地法が無効となる事を意味するものであるか？

答）南京との統一戰線結成が實現せらるゝ曉には此の問題は容易に解決せられるであらう。勿論吾人は日本及中國に於ける親日分子は本綱領に眞向より反対するであらうとは承知せる所である。該原則は彼等の利害に直接相反するものであるからである。然れ共中國人民は之を歓迎するは

戰線を結成する用意がある。之れ救國に至る残されし唯一の途であると信ずる。かゝる綱領の實現せらるゝ時吾人は日本を恐れる必要がないであらう。日本帝國主義は眞に統一し武裝組織された中國人民を敗退せしめることは出來ない。然れ共一方日本は自己擁護の爲に防共戰線を形成せんと欲して居る。此の事實は中國民に對する征服戰線を意味する。吾人は國民解放戰線の結成を欲する。而してこの成功は抗日鬪争の勝利否第極は世界和平の勝利を意味するであらう。如何とならば中國人民は唯かゝる勝利に依りてのみ世界の自由民國と提携し前進し得るからである。

余は毛澤東の述べし以上の言葉は相當明瞭なると共に又卒直の言だと思推する。而しこゝにかかる提言は國民黨を欺き以て其の權力を放棄せしむる爲めの手段に過ぎないとする意見がある。而し余には之は毫も取るに足らぬものと思はれる。即ち共產黨は南京を只一片の言辭によりて服従せしむると想像するが如き推察乃至南京はかくの如き一種の催眠術に對し容易に犠牲となる程に與し易しと推察するが如き事は一顧の價値なきものである。かゝる心配は全然無用なりと余は信じて居る。如何となれば國民黨も共產黨も政治的掛引には極めて巧みなる故魔術を信するが如き事は全くないからである。

素より、之を實現せんが爲には敢然戰ふであらうと吾人は確信して居る。良心を未だ抱ける者は悉く日本帝國主義者に依りて征服せらるゝこととなる。之以外の手段は（即ち統一戰線が完成せられず内戰が繼續するならば）中國民の滅亡を意味するものなる事を覺るであらう。

國民黨の一部は已に日本の手により最早や之以上屈辱を甘受する如き事には絶対反対して居る。全國民、全階級、軍隊、科學者、學生、商人、警察官、職業者並に工農大衆間には已に抗日愛救團體が組織せられた。而して吾人はかかる團體と衷心より協調結束せんことを欲するものである。吾人はかゝる分子が日本恐怖論の影響に打勝つべき統一勢力を形成せられんことを欲する。又かゝる分子がかの大革命中に故孫逸仙の主張せる三原則を還元し實現する事に援助せられん事を欲する。即ち

（一）ソ聯邦及中國を平等に待遇する國家と同盟の締結

（二）共產黨との合作

（三）工人階級の利益の基本的擁護

吾人はかかる分子が孫逸仙の意志を實現し日本帝國主義者に抵抗するに努めん事を欲す。

若し此の運動が國民黨中に發達するならば、吾人は之と協調し支持し一九二五—二七年に存在せし如き反帝聯合

余の意見では國民黨、南京政府にして全國よりの壓倒的壓迫を受くる事なき限り、又自己保存の爲、其の權力の基礎を擴張するの絕對的必要に迫られざる限り反對黨に對して其の地位を放棄する如きは當然あり得ないと信じて居る紅軍及びソウエート政府が代議民主政府を樹立せんとする如き事は南京に對して假りに影響する所ありとしても極めて僅かの壓迫にしか過ぎない。此の要求が等しく軍隊及び一般大衆の支持を得ざる限り動員さるゝが如き可能性は全然ない。

然りとは言へ最近の傾向はかゝる壓迫が現に動員せられつゝある事を示して居る。今日危険に直面せる西北の要求は紅軍及びソウエートの夫れと合致し原則に於ては完全に一致して居る。即ち内戰の停止代議民主政府の樹立、人權の自由、政治犯人の釋放、外敵抵抗といふ點に於ては、此の綱領を近年大きな壓迫ありしにも不拘大勢力となりたる救國運動の綱領と比較する時、一般大衆の大半は此の綱領に賛意を表して居る事が了解せられる。

一度危機が擴大せば、江西、四川、綏遠、山西、河北各省は内戰の停止並に中國に於ける民主々義と民主的改造の新時代を開始する事に賛成するものと信するに足る充分な理由がある。

西北のデモの根本的原因は左記の如く要約する事が出來

ると思ふ。

一、中國人民は十年に亘る内戦（其の間國家は日本のため
刻々に分離せしめられた）を嫌悪せしこと。『同志打をする
べからず』とは以前も今日も變らざる西北の叫びである。

二、日本の過去六年間の殘忍極まる侵略に對する南京の
不抵抗主義への不満。この六年間中國は領土の二割鐵道
線の四割一分未開地八割五分鐵床八割、最も優秀なる
森林地帶三割七分、輸出貿易四割を失つた。かゝる損失
のため南京は將來幾年間も獲得し得る幾多の事業を不可
能としたことは人の皆認むる所である。

三、國家の危機に際しての要求に應じて成長したる救國大
衆運動に對する南京の壓迫への不満。西北はこの救國運
動とは最も密接なる關係を持続して居た。日本が北綏遠
を獲得せんと新行動を起しつゝありし時南京は不幸にも
「抗日運動壓迫」といふ日本の要求に同意し然かもその誓
約を實行したものゝ如くであつた。南京は上海に於ける
日本人紡績工場の中中國工人のストライキ——此の組織者
は綏遠に於ける新しき挑戦に應對して純經濟的意味を有
するのみならず愛國的性質のものであると考へて居つた
のか——に對して峻烈に且つ暴力を以て壓迫した。

南京は青島に於ける工人罷工に對する日本の要求に屈伏
し、然かも聊か屈辱的協定を結び同市に在る日本人人工場
には上海が侵略せられ、次いで熱河、冀東、冀察も次々
の剿匪戰争中に失はれ、爲に綏遠は今次の防共戰に於て
失はるゝものと西北では信じてゐた。

然し以上は總て西北及その要求に同情せる地方に惹起
しつゝある事態を了解するに必要な背景の一部分に過ぎ
ない。全部を語ることは余りに繁雑となる故到底能は
ざる所である。故に余は敢て冒險的に縮少して事態を解
り易くしてみやう。

抑も西安事變は中國に於ける二つの相反する勢力の間
に於ける嶮惡なる間隙を眞に表すものである。而して此
の兩反対勢力は直接運命に關係ある將星より遙に重要な
ものである。

吾人はその兩勢力の一つを南京政府の決定權を構成す
る勢力と認むることが出来る。之即ち右翼分子——如何
なる大衆運動をも恐れ民主主義に反対し共産黨若くは右
翼の獨裁を脅かすが如き反対黨とはその如何を問はず協
調に絶対反対を唱へ來れる右翼分子である。この右翼分
子はもし反対黨より受くる壓迫甚しきものある時には獨

の將來に於けるストライキを壓迫する旨を誓約した。この事件は西北のデモの最中に勃發したのである。

然れど此時に當り南京の最も寒心すべき行爲は恐らく
日本の要求によるものゝ如くなるが、上海に於て全國に
その名を知られたる七名の救國運動指導者を逮捕せし
とである。此の七名の偉力は軍隊及一般大衆を包含する
全國の抗日部門に迄擴がつてゐた。又同時に全國的に著
名なる雜誌十四種が一氣果斷に壓迫されたのである。

四、表面に現はるゝより以上に深い原因は恐らく南京の對
外政策の國民間の不信であらう。南京は所謂日、獨、伊

防共協定締結の事前に既に之を充分承知して居りながら
然かも之れを公然と彈劾し壓迫し得なかつた暁があつた
事實は南京が日支防共協定と云ふ形式に於て該日獨協定
に參加することを暗々裡に贊成したとの暁が西北及其他
諸地方にあつた。兎も角獨伊兩ファシスト強國が中國の
故郷滿洲を日本帝國「滿洲國」として事實上の承認を與
へた後であつて見れば南京に多數の獨伊兩國顧問が存在
せることは東北軍に取り實際堪え難きものがあつた。

之即ち張學良が十二月十二日の通電に述べし所以である。彼の通電は曰く『最近國際状勢には驚くべき變化があり國家の相互奸策をめぐらし以て吾が國家及國民を犠牲として使用しつゝある』と。

伊の如きファシスト強國と合作せんとする意圖を從來より有して來た。尙ほ之は極く一部に過ぎないが過激分子は中國左翼分子と延いてはソ聯邦と戰ふ爲めに日本と提携せんことを欲してゐる。

蔣軍事委員長に對して實行せられたる兵變即ち軍事的勸告の背後に存在して居た他の一勢力は主として中國に於ける最も抗日過激分子を代表するものである。この勢力は即時對日開戦を要求し居り而して各軍黨派の統一戰線並に代議民主體制を採用することにより、南京政府の基礎をよく鞏固且つ擴大し以て内戦を停止するの意見を支持して居る。又此の勢力の中國に望む所のものは、農村改革を實現し數百萬名を編成し、之を政治的及軍事的に備へる事である。如何となれば此の勢力は眞の意味に於ける武裝せる大衆運動を恐るゝ何物も無いのであるから。

第二の集團は抗日軍國民愛國團體學生運動總ての急進
政黨社會その他に屬し廣くその支持を得てゐる。此の勢力は亦世界的民主戰線の一部として後には英、米、佛及
ソ聯邦よりの支持を得んものと期待してゐる事は明かである。楊虎城は宣言して曰く『吾人の運動は世界的民主
和平戰線と絶対に相離れ難きものがある』と前記第一
集團は此の第二集團の勢力に斷乎反対して居る限り、必

然的に少く共日本並に中國に於ける親蘇親民主主義的傾向に最も強く反対し居れる國家よりの支援を得て居る。

西北が南京に對して爲したる八項目の要求より見て現在行はれつゝある運動が上記二部門の何れに屬するやは明瞭に觀取せられやう。この要求は次の通りである。

一、南京政府を改革し各黨が救國任務に携はる事を容認せしむ

二、凡ゆる内戦の停止

三、上海に於て逮捕せられし愛國指導者の釋放。

四、凡ゆる政治犯人の釋放

五、民衆の救亡組織の解放

六、人民の集會結社の自由権保障

七、孫文の意志を即座に實現す(これはソ聯邦並に共產黨との同盟及農民工人の保護を要求す)

八、國民救國大會の召集

かゝる要求が政治的觀念を持てる中國人の全部分の意志の表現である事は、一九三一年以來中國に於ける諸事件を實際に見聞せし者の異議をはさむ余地なき事實であると余は思惟する。

此の状態に在つて共產黨の立場は奈邊にあるか? 各人周知の如く彼等は抗日運動を全幅に支持し然かも此の軍隊

ものと認める。然てその親日分子を除けば、南京は日本に抵抗する事を欲せざるものには非ず、内戦を開始するが如きは彼等の眞意ではあり得ないのである。如何となれば現情勢の下に在りては吾人は日本に抵抗せずして存在し得ず、而して國家統一なき時日本に對し戦争し得ないからである。

今日國民に對して内戦を開始すべきことを主張するが如きは國家の破滅を招來するに等しきものである。此の危機に際して吾政府は左記の如き提議を爲す。

(一) 漢陽を南京軍との分岐點として設定する。然して

南京軍は都市を攻撃してはならない。尙抗日聯軍は陝西省内に留まり平和的折衝による解決を待つ

(二) 南京は直ちに國民大會を召集せよ。而して本大會は南京並に西安の全權、中國の總ての部門、即凡ゆる

黨派、各職業界の代表並に國民軍の各部の代表によりて出席せらるゝものとする。吾黨及吾政府は之に參加する用意がある

(三) 本大會に於ては夫々南京及西安の立場並に他の諸黨軍隊及一般團體によりて擧げられたる軍隊及一般團體によりて擧げられたる救國抗日の諸問題を討議する

本大會の根本目的は全國の統一内戦の停止及抗日にある。

(四) 本大會は南京に於て召集せられるものとする。以上四個の提案は現在の緊迫せる危機を解決するに至る具体的方案を暗示するものである。凡そ國家に忠誠なる者は總て吾人の淺薄なる提案を容認し、且つ救國を爲し直ちにかゝる提案に對し決裁せられんことを吾人は欲するものである。若し内戦が開始せられんか全國は混沌たる暗土と化し、日本の匪賊はかゝる機を利用して吾が領土を侵略するであらうか。而して吾人の運命は前途に只奴隸が待つあるのみとならう』と。さて今日此の情勢に幾分喜劇的光景があつたのは事實であるが、實際には中國の内外政策の最も深刻なる問題を表現するものであるとの余の信念に對する二三の理由を諸君に暗示し得たならば余の幸とする所である。之こそ中國が一九二七年以來直面せる最大の危機であらう。

余は此の論題に付いて以上を以て語りつくしたとは毫も考へないが、幾分なりとも聽衆各位の参考ともなれば幸である。(S・K)

の名前を『抗日前衛紅軍』と迄變名したのである。かゝる聲明及放送に於て西安に於ける指導者は四大聯合抗日軍隊に呼びかけた。即ち西北軍、東北軍、抗日紅軍及人民大眾運動——即西北に於ける數萬の農工は軍人及最近二三ヶ月に政治的職務をなさんが爲西安に集結したる数百の學生に依り今や政治的軍事的に訓練せられてゐる。

然れども紅軍も亦他の總ての抗日勢力と同様今後の内戦には反対してゐる。紅軍は就中武力に依る國家統一計畫政策に反対するは勿論、鞏固なる國家主義的進歩的民主主義的基礎の上に中國の和平統一を實現する爲めに南京に對して充分なる壓迫を齎すべき事を主張してゐる中華ソウエート政府共產黨中央委員會の連名にて最近發せられし通電の中に現れたる紅軍の南京に對する要求は次の如きものであった。

『西安が對日開戦の旗幟を擧げてその八要求綱領を提示して以來南京は兵變鎮靜に藉口して既にその膺懲出征を開始した。全國はかゝる報道を知つて驚愕と恐怖に襲はれた。兩者共にかゝる論争に於て斷乎として起つ決意を有して居るが、吾人のかゝる爭論を公平に判断する處によると、西安指導者は南京指導者が躊躇的朝氣なき遷延政策を固持し居るに鑑み、可及的速かに國民政策を發表し、即座に抗日戰争を開始せんと欲し、愛國熱意と眞意を以て行動せしめた。

統一運動と中國スター・リン黨

—中國共産黨に對する國民戰線派の主張—

所謂C·C·團勢力を基礎とし共産黨の指導する人民戰線（即ち抗日救國聯合戰線）に對立する國民戰線派の統一救國運動の領導的地位にある「中國文化建設協會」は、上海竦德路五〇〇號に本據を置く中國に於けるファシズム的文化團體であるが、同會の經費は直接國民黨中央黨部より發給せられつゝある。機關雜誌「文化建設」を發行し全國各地に分會を設けあり其最高指導者はC·C·團の首領たる陳立夫で現幹部は左の如くである。

理 事 長	陳 立 夫
副 事 長	吳 鐵 城
秘 務 舉 事 長	潘 公 展
常 務 理 事 會	(國民黨中央委員上海市社會局長)
務 理 事 長	劉 漢 恩
常 務 理 事	(文通大學校長)
同 同 同 同	(復旦大學校長)
同 同 同 同	(大夏大學副校長)
同 同 同 同	(光華大學校長)
同 同 同 同	(上海商學院中央大學教授)
朱 家 龍	(浙江省政府主席)
翁 之 龍	(同濟大學校長)

而して該會の機關雜誌「文化建設」は常にアシズム的論客の執筆に係るものを掲載しつゝあるが、其三卷第五期（二月十日附發行）には「學稼」の署名ある「統一運動と中國スター・リン黨」と題する興味ある記事を掲載した。内容は「中國共产党の無節操を難し中國には無產階級的中國共産黨は存在せず」と稱して居る。

此の種論調は國民戰線派の共産黨に對する觀方を知り之れに對する態度方針を窺知する資料たるべく思料せられる。次に

其の譯文を掲げる。

三十年來の生活中に屢々「統一」の呼聲が耳の邊りを掠めた。もし仔細に檢討考察すれば「統一」の呼聲のあつた毎に恐らく或る社會的意義が含まれてゐた事を誰しも感じたであらう。

本文の筆者は先づ「統一」の意義發展の歴史を説かんとするものでなく、統一運動に關心を持つ人々に一つの問題を提出するにすぎない事を聲明する。袁世凱の「武力統一」と目前の統一要求は何處が異つてゐるか？又袁世凱の歴史は已に我々によつて清算された歴史となつた。目前の「統一」はまさしく發展の過程を辿りつゝあるが、劉伯溫の外之を清算する方法は誰にもないのである。故に上述の問題を理論的に補充すれば、若し目前の統一運動は歴史の必然であり、中華民國解放の過程にある必要的な段階であるとすれば、何故に袁世凱の統一計畫が當時の朝野に罪名を着せられ、而して目前に於ける統一運動が却つて民族全體の要求となつてゐるのか？問題の本意は實に上述のみに止つてゐない。尙間はなければならぬことは、何故に二十六年以來、一度として目前のやうに統一を熱心に討論されなかつ

たか。又何故に今日、統一の二字は社會運動家、政治家、讀書子等の研究の對象となつてゐるのか？それに答へるには余は民國史から說き起さなければならぬと思ふが、當然本文の任務ではない。本文は民族資本主義の發展及びその脅威を受ける統一の關係を說きこの問題の關係を論述し、檢討すれば簡単であるから上述の提出した所の問題に對し極めて概略的に答へるであらう。

中華民國は辛亥革命の產物である。辛亥革命は中央政府を轉覆したが却つて多數の軍閥割據を生じた。當時の帝國主義と軍閥は互ひに結託してゐたので、帝國主義の在華利益の盛衰に影響する所となり、二十餘年の民國史の輪廓は斯くして描出されたのである。

然し中華民國は生存しなければならぬ。故に上述した如き混戰に陥つてゐながらも、よく自己の生存のために持つべき力量を培養する事が出來たのであつた。それは即ち經濟の發展である。この間、余とバクーニン主義者との見解には同じでない所がある。中國のアナーキズム實行家は……今日彼等は「スター・リン主義者」と自稱してゐる……一九二七年後中國は革命の渦に捲き込まれた。革命から起つ

た、貧困は「帝國主義」と「封建軍閥」の搾取によると彼等は云ふ。この二つの寄生虫は銃く中國大衆の膏血を吸つた。啜られた大衆は血が少くなればなるほど愈々反抗した。故に彼等のロヂツクは貧困は革命を生むと言ふのである。農村は帝國主義と「封建軍閥」の二重搾取を受けて必然的に加速度的姿態を以て破産への途を急いだ。破産は貧困から起つたが故に都市の工人が動かないとき、破産せらる農村の農民は却つて彼等の「勇敢なる闘争」を演ずる事が出来た。そして之に因り李立三、瞿秋白から向忠發に至るまで、中國には寧日なく革命の高潮が浸み渡つた。その高潮時は武装大衆の政權奪取に重要な關係があつたので、彼等が斷へず暴動を起したがモスクーに於ける彼等の領袖たちは曾つて「自己批判」の際、自分たちは「盲動主義者」であり、「半トロツキ主義」の幽靈がくついてゐる事を白状した。而して中國の農民の血は、隙間もなく彼等の「英雄」戦士の前進の足跡に印せられた。之により彼等が得意顔で述べ立てた……「中華ソウエート政權」の一頁は「勇敢なる紅軍」の「西遷」後、彼等は忽ち血を以て彩られた舊い光榮を捨て、「聯合戰線」の旗幟をかつぎだして、歴史に向つて頭を下げたのである。余は決して中國大衆が帝國主義の搾取を受け、帝國主義の手先(割據軍閥)には乞取られてゐる事を否認するものではない。又この掉

を歓いてゐるからである。

一九二六——三〇年の間にスターリンは我等に……中國は「帝國主義支配下の封建社會」だと告げた。故に中國革命の任務は封建軍閥と帝國主義打倒にあつた。誰が來てこの歴史的工作をなしたか？

スターリンは我等に帝國主義と「封建軍閥」の壓迫を受ける中國人だと告げた。之に因り彼の策戦は中國共產黨を「四大階級の政黨」……たる國民黨に加入せらしめたが、國共分裂するに至り、スターリンは中國無產階級をば政權奪取の河中に推し込んだが、中國社會の本質に對する認識は依然として改めてゐない。その頃からコミニンテルンの中國と云ふ社會病人に對する薬の盛り方はいつも變らなかつた余は上述の外、彼等が「聯合戰線」を主張する前に於て「二重政權」存在の可能「一省幾省ソウエート」勝利の可能、その他等々に就いて未だ返事が來ない事を知つてゐる。：一九三三年に至つて「可能」の希望は日毎に薄らいで行つたが、中國社會の本質は却つて激變を遂げた。それこそ我等の國家がスターリンに持ち上げられて封建から半封建へと變つたのである。可憐な中國人は記憶してゐるであらう。中國はその日から、帝國主義支配下の封建社會でなく帝國主義に支配を受ける半封建社會となつたのである。

「半封建」の意義は何か？ 彼等の理論的幹部のなかには

取が中國農村の破産、農民の貧苦を促してゐる事を否認しない。但し余の意見では、革命は、生產力の發展と舊生產關係が調和出來ない社會過程であると考へてゐる。若し貧困が革命を生むとするならば、我等は貧困が社會經濟の發展に對してどれだけのパーセンテージを示してゐるかを問ひたい。一般人の主張する所によれば、中國の經濟は日毎に破産する。その誠に悲しむべき破産は貧困が已に社會經濟の發展を超過してゐると、かくして我等の國家は斷えず生産が縮小されつゝある過程にあると云ふのであるのか？歴史は我等に……國家が若しその社會生産力が斷えず縮少され、ば間もなく滅亡すると告げてゐる。故に誰か若し自分が民族の抗敵分勝手に、中國經濟の破産は已に數ふべからずと云ふなら、それは中華民族の滅亡は避けれる事ができないと言ふのと同じである。彼等は又我等に告げる……我が民族の抗敵ができれば解放の勝利を獲ち得る事が出來ると。若し中華民族がよく現在我等を侵略する死敵を克服し、勝利を取得すれば、國家の經濟は必ず發展に赴き、日と共に破産はないであらう。

上述した所に照して、我等は、革命は社會敵貧困によつて產れるものでなく、而して生産力の發展を導くにある事を知つた。何故に中國のバクーニン主義者は斯くの如き錯覺をするのか？ それは彼等が中國社會全體に對して認識しないであらう。

一人として權威者がないため、最もモダンな最も淺薄なる一人を代表に擧げた。彼は中國には典型的な封建はもはや存在せずとなし、民族資本主義も亦帝國主義の壓迫を受けて發展する事が出来るが、已に流產してしまつたと云ふ。當時社會經濟の機構は「封建經濟と資本主義經濟の二つが融合した特點が過度的時代を形成」したのである。この時代を彼等は「半封建且つ過渡期中に於て一般的に封建の成分は未だ支配的地位にたつてゐる」と稱した。聽くべし、元來社會發展の過程中に於いて、ある封建成分が「一般的に未だ支配的地位に立つてゐる」の社會を「半封建」と呼んでいいのか。それなれば我等は社會經濟成分が「一般的に未だ支配的地位に立つてゐる」ソ聯をば、之を半社會主義の「典型的」なものは、もはや存在してゐないと言つたではないか？ それなれば彼の考へた支配的地位に立つとは決してこの典型ではない。尙典型的でないとは又どんなものを指して言ふのかに就いて未だ何とも言はないが、彼等の理論の中にはロヂツクの修飾を求めてゐるのである。我

等は再び理論を應用して検討しやう。

それに對して我等は中國の半封建經濟が「資本主義經濟に向つて順調に發展する事」は「完全に不可能であるが果して完全なる可能とはどんなものか？」自然云はず語らずソウエート經濟或は社會主義經濟を指してゐるのではなからうか。この半封建經濟が社會主義經濟に向つて發展する過程中、彼等は我等に告げて民族資本は國內革命勢力が「外國資本に投降し、封建主義と妥協する事を」恐れてゐる」と云ふ。斯して實際上に於いては理屈は當然ソウエート共和國を建立して、徹底的に帝國主義及びその道具たる「封建軍閥」の政權を顛覆させなければならない事を示唆してゐる。どうして彼等は今日に至り「金のあるものは金をだし、力のあるものは力をだす」の「聯合戰線」を提倡するのか、そしてこの戰線には「買辦化の民族資本家と封建主義」は含まれてゐるや否や？（之は救國會を支持する寺院内の「神聖家族」達の斷然許す所ではない）しかし彼等の中の或ものは「通俗化」の刊行物に於いて却つて我等に民族資本家は革命の中に包含する事はできると云ふが、之は畢竟どうしたものか？ 請ふ諸君の中で誰か責任を以て明白に説明して貰ひたい。……余の見る所ではスターリン主義は中國資本主義の發展を見落したが爲に、その活動を開始する時に際し、貧困は革命を生むと云ふ考へを抱いて

的であつた。そして革命は成功したが、反動者は消滅してしまつた。消滅の早さは資本主義生產の發展に比例したのである。之に因り維新後に於ける日本の農民暴動は一變して小資產階級の自由民權運動となつた。一九二七年に起きた中國の農民暴動は明らかに歴史發展法則に背いた好典型であつた。それは勝利の政權を建設する事ができなかつたばかりか、且つ暴動の形式を以て自己の没落を挽救する事もできなかつたのである。歴史は一再ならず我等に、農民を救ふものは只無產階級あるのみと云ふ事を教へてゐる。帝國主義の搾取と民族主義の發展によりて内外から挾撃された結果、生れた農村破産の情況は激しい農民暴動を発起した。この情緒は中國スターリン主義が絶えず革命意識高潮を唯物史觀的に説明してゐる。結局この農民暴動は行くべき道を失つた「盲動」が必ず失敗するところの「盲動」のために生れた二つの結果……（一）中國スターリン黨の組織は質の轉變の開始を促した、農民は反資本主義運動に迷ひ、而して都市の工作をおろそかにし、黨全體の基礎を「英雄農民」の身上に建設した。反資本主義發展による破産は農民意識に反映するので無數次に亘る自己再清算の「盲動」を形成した。「盲動」の策略は資本主義の發展を阻止するに足らず、且つ内部に於ける派別の相互鬭争の武器となつた。（二）「盲動」主義を半清算後再び都市にやつ

「盲動」に從事し、遂に自己の盲動を感じるに至り前途を失つてしまつたが、又忙しく「聯合戰線」と改めて活動に移つた（この點は後に述べる）一つの國家に於てさへマルクス主義の政黨を自稱するものがなく、理論上に於て斯くの如き轉變のある中國スターリン黨の猛烈なる害毒に對して、或る人は云ふ……一つの黨には錯誤はあり得る故、その錯誤は日毎に改めればいいと。若しこの言葉がスターリン主義の正確さを證明するとするならば、それはマルクス主義の破産を表示する。何故ならばそれは今日を知るのみで科學は明日を豫期する事ができないからである。

余の見る所では中國農村の破産は、帝國主義の壓迫を受けるの外、その他の原因は資本主義發展の必然的產物である事は、各國の資本主義發展歴史によつて證明する事が出来る。資本主義の發展が惹き起した農民暴動には二つの完全に相反した典型がある。第一は、一七八九年のフランス革命であつた。この革命は農民が徹底的に封建的束縛とその破壊を完成せんとするにあつた。故に農民暴動は資本主義生产力の發展を促進したのである。我等はこの革命が歴史を推動した革命であつたと云ふ事ができる。第三は明治維新後に於ける日本農民暴動であつた。この暴動の目的は資本主義の發展に反対し、資本主義の發展から受けれる痛苦を阻止しようとして起つたが、その本質は反歴史的、反動

て來たスターリン黨は小資產階級に重きを置いた。何故ならば、この階級は獨立が出來ないからである。こゝに於て「聯合戰線」の呼び聲を以て自己の政治要求を引き下げ（止むを得ず）その背後に於ける民族資產階級の身上に頼つたのである。こゝ迄頑張り得たので遂に彼等をして又都市にも昔の様に革命の高潮が漲つてゐると意識せしめた。余は敢へて幾日かを経過すれば此の政黨は必ずや民族資產階級の左派、或は左派の道具となるを免れ難いと信じてゐる（この點は後に説く事にする）

民族資本主義の發展は農民戰爭の阻礙を受けたが今日に至つて未だ前進し得る事を證明してゐる。

歴史が正に民族資本主義の勝利を宣言するとき、多くの人は皆中國無產階級の求めるものは政權の奪取に非ず、而して民族資本主義の發展を阻害する苦痛を解除するにあつた事を知るであらう。（即ちスターリン主義者も一知半解）この發展を誰が束縛したか？……自然帝國主義である。且つ必然的に中國を犠牲にしなければ自己が死海から脱する事の出來ない日本帝國主義である。

中國無產階級は資本主義の發展を争ひ取るため民族の死敵に抵抗し、抗敵の力量を強めるため中央集權を要求して自己の苦痛を解除するため民主を要求してゐる。農民も只この要求が勝利を得た後初めて目前に横はる苦痛が

蘇へるであらう。余は之により中國には今日無產階級の革命はない。あるものは只自己改良の民主運動と民族解放のための獨立戦争のみと考へてゐる。

この見解が若し一九三三年に提出されたならば、當然スターリン主義者達に「革命を取り消す」ものだとされてしまふであらう。幸ひなる哉、目前の彼等は銀行副經理章乃器、軍閥楊虎城等と「聯合戰線」の工作をやつてゐる、彼等は「國共合作」時代の「光榮」ある歴史の恢復を要求し國民黨が正に發揮せんとする所の「三大政策」を共に争ひ取り「國防政府」の設立を要求し、民族資本主義の革命を宣傳し、真正なる人民代表會議の召集に努力してゐる。

中國資本主義の發展につき更に一步を進めてその發展は何時から始つたかを問ひ度い。

余の意見では中國民族資本主義の花は歐洲大戰中に育くまれて大きくなり、この生産力から五、四運動を展開し、更に「二七」「五卅」等の無產階級の闘争を爆發したのである。國民革命が一つの重要な轉換期に立至つたとき、一方面では中國の土地を自由に賣買する事の出来る資本家と地主階級の對立が消失した。彼等は時處を問はず思ふまゝに妥協する事が出來た。就中工農運動が「過激」に走つてゐると感ずるや直ちに妥協し「國共」をして分裂せしめた。分裂後の民族資本階級は九年に亘る困難な時期を経て

勝利の旗幟を獲得したのである。彼等の勝利は獨り英、米帝國主義の援助や自己の力量に頼つたばかりでなく、尙「一八」後の民族意識をも利用したのによる。民族資本主義は自己の發展を阻礙する農民戰爭を打ち敗つてから急速に現代國家化の化粧を始めたが、當時日本帝國主義の「南進」に對抗するため中國を援助した英、米は即ちその美容師であつた。より經濟發展の情況に適應すべき貨幣制度や外力の壓迫に抵抗せんが爲には、客觀上に於て中央集權の政府が要求された。この政府の成立を促進させる事は目前の「統一」運動に表現され得る……こゝで我等は一つの問題に答へよう……袁世凱の時代と今日の統一との本質上に於ける差別は袁世凱の時代は民族資本主義は未だそれ程發展せず、國家經濟も亦形成されてゐなかつたので、當時の統一は事實上に於て客觀的條件に合つてゐなかつた。且つ「統一」は「割據」の對立物であり、「割據」は當時の勝利者であつたゝめ理論上に於て「割據」の「聯合自治」に迎合して「武力統一」の上に跨がる事が出來たのである。之が即ち袁世凱が「武力統一」の罪名を着せられた原因となつた。

上述よりして我等は左の如き結論に到達する。

(二) 農民暴動の根本原因是貧困に非ずして外來帝國主義の破壞と資本主義の發展が之を導くところにある。

(一) 資本主義發展の勝利は「盲動」生活の中にうごめいてゐた中國共產黨をして、小資階級の代表たるスターリン黨に變ぜしめた。この黨は久しからずして尾を振り憐れみを乞ひ或は半自覺的に民族資本資產階級の左派或は左派の道具と變つてしまつた。

(二) 民族資本主義が辛苦の結果、發展を獲得してから國民經濟の建設、日本の壓迫、英米の協助等により必然的に過去に於ける割據の清算を餘儀なくされて新しい段階に入った。この段階が即ち統一運動である。

(三) 先にはこの事實があつて後統一運動意識が生れた。主觀が一度大衆に深く喰ひ入ればそれ自身は生産力と變るのであるから、統一運動は理論上に於て發揮と提唱も亦避くべからざる舉動なのである。

然し之は統一運動の目前に於ける一つの歴史の過程にある事を説明してゐるのに過ぎない。若しこの過程が歴史的必然となすならば我等はそれを僅かに分析したり説明したりするだけでは駄目と思ふから、更に一步を進め如何にしてこの統一を促進し、統一を實現するかを探究せねばならない。

こゝに於て我等が先づ解決したいと思ふ一つの問題は、何故に之を促進し、擁護しなければならぬかと云ふことである……それを極めて簡単に答へやう。民族資本主義の發

展はそれ自身がこの統一を求めてゐるし、尙且つ統一が民族の死敵の下に於ては「一本の矢は折り易いが束ねた矢は折り難い」の手段は必ず避くべからざるものである。次に統一は獨り民族資本家にとって有利であるばかりでなく、無產階級に對しても極大なる利益を齎すものである。何故ならばこの階級は目前に於て民族の生死を争ふ責任を負擔してゐるの外、尙自己の苦痛を除かんがために民族資本主義の發展を争ひ取らねばならないからである。この點は凡そレーニンの著名なる「遠方から來た手紙」を讀んだ人はすべて同意できるであらう。即ち農民も民族資本主義の發展の束縛が解かれた後初めて目前の痛苦が軟ぐのである。(自然資本主義制度下に於ては農民の解放は永久に不可能である)

上述せる客觀的の原因のために如何なる人も統一に反対する事は出來ない。統一に反対する事は即ち歴史の發展に反対する事で、歴史の發展を阻礙するものは必ずや歴史の後にとり残されるであらう。

若し以上に述べた事が合理的であるとするならば、我等がまだ問はなければならぬ事は一體誰がきて統一するかと云ふ事である。

二十六年來統一の任務を負擔する事のできた政黨は非常に多かつた。即ち共產黨自身もそのうちの一つであつた。

若し歴史の使命が中國共産黨の身の上に落ちたならば、その統一運動は暫く民族の自由を實現しないばかりか、尙且つ資本主義制度から生れる社會的矛盾をも消滅する事ができなかつたであらう。前項の論述によれば、中國共産黨は正に變質過程にある政黨であるから、獨りこの希望がないのみならず、且つ自己の生存のために階級の面目を恢復すべく清算の時期に迫られてゐる。故に事實上於いて統一工作を負擔し得るものは當然南京政府であらう。余が南京政府こそ統一任務を負擔する事ができると云ふのは、この政權が最も迅速に歴史の持つべき統一任務をよく執行し得る事を指したのである。而してこの二の政府のために、いかなる人、いかなるものへの辯護をしてゐるのではない。統一は民族全體が求めてゐるのであるから如何なる人の請負ひでもいかなる大人物でも完成するものではない。民族の自由のためにこの自由なる政權を争ひ擁護する事は之人民の義務である。南京政府の過去がいかなるものであつたかは、歴史の批判にまかせやう。目前がどんなにしろ、南京政府こそ民族自由を争ひ責任を負担する事ができ徹底的に中國を統一すべき責任を負担する事ができるから、我々は南京政府を排斥すべき理由はないのである。且つ民族の危機が目前の如き無比の嚴重さに到達してゐる今日、我が民族の利益を賣らざる限り、我等もこの政府を顛覆する事

の過程から云へば最も敏捷なる方法を用ひて「割據」を消滅しなければならない。換言すれば「統一」を促進する事である。只「統一」の完成には獨裁が政治舞臺から退出する事によつて初めて出来るものである。故に歴史の發展に忠實なる人たちが今日に於いて獨裁を痛恨せず、而して「統一」運動に反対してゐる事は全然相反してゐる。若し諸君が民主を愛護せんには、當然「統一」を争ひ取り、只真正なる徹底的の「統一」を完成せんがためには民主あるのみである。この民主と雖も私有財產上に建立するのであつて、この時期に於ては、却つて進歩的政權である。之は獨逸社會民主黨初期の任務により、證明し得るのである。今日に於ける割據者は中央政權を攻撃する。甚しきに至りては武力を用ひて中央政府に反対するが、その唯一の武器は獨裁反對、民主要求である。この武器はしかも彼等の割據を擁護する道具となつてゐる。然して電文中に於て洋々數萬言を費す事は、自由主義者、小資產階級及びその他の獨裁に不満を持つ人々の心を振り動かすに足りやう。故に統一の任務を負担する政府が彼等を克服するには、この點より着想して、民主をば直接に人民に與へなければならぬ。そして人民をして統一の政府より初めて彼等に民主的自由を與へる事を知らしめ、人民をしてこの政府を擁護せしめ、政府はこの力量を持つて殘餘の「割據」を一掃し、

は出來ない……然し乍らこゝに於いて我等は之等政治責任者達に忠告したい……歴史發展の過程に於ける個人的作用を没却する事はできないが、しかし國家の統一の軌道を走つてゐる今日、個的作用と歴史發展の路程は相一致するものである。故に余は一つの要求を提議する……請ふ、各自が政權を尊重し、國家を神聖視し、國家の權力を濫用せず、各自が國家權力を民族の自由を争ひ取る武器とされん事を。この目的に到達するには只一つの方法があるそれは即ち民主制度である。

十年來の統一の準備工作は、一つの現象を生んだ。それは武力を應用して群雄割據を掃除した事である。武力は歴史を推進するに不可缺の道具だ。それ自身善惡はないが、その應用に依り却つて良否の批判を引起するのである。而して割據の武力に對するには、悪い武力を以つてするのではなく。例へばそれが悪い武力であつたならば、統一の過程中に存在する事が出來ないのである。

「統一」は「割據」の反対である。「統一」が「割據」を克服するためには唯一の手段として武力を使用しなければならない。然し武力が已に運用されてゐれば武力の發揮から必然的に獨裁を生むのだ、獨裁者の意志に基くのみならず尚且つ「割據」の客觀的環境のよつて来る所を導くのである。我等は獨裁が早くも斯の如き結果となるには歴史發展中には出來ないのである。

政府は更にこの力量を持ちて統一國家の最後的任務たる「帝國主義の束縛を解除する事を完成するのである。然し乍らこの工作は、目前に於ては只開明なる遠大な政治的眼光を有する政治家にして成就する事ができるのである。若し統一と民主をば聯繫させないならば、その割據の内容は獲得した所の統一を放棄する事ができないから、形式は統一でも真正なる統一ではない。然して中國人の目前に於ける要求は真正なる統一にある。只斯くの如き統一があつての中国を救ひ、中華民族を救ふ事ができるからである。或る人は余に『目前の南京政府は民主制度を實現する心構へがないのではない。故に遲疑したりして直ちに民主を發布しなかつたならば、中國共産黨のために擧げ廻されてしまうであらう。試みに問ふ、世界上に於て何れかの國家が民主制度を發布したとき、果してソウエート政府と紅軍が存在していたか?』と語つた。……若し我等が別の理由を追究したり、或ひは説かないのは、この理由が非常に成立する事が難いからである。それは何故か? 中國の真正なる共産主義運動は已に死亡してしまつたからである。目前に残つた所の中國スターリン黨は中國無產階級の共産黨でなく赤化の勢力がない。あるものは赤化の洗禮を受けた武力が軍閥と結託して自己の醜態を現はしてゐるのみである。

之には非常に説明を要する。

我等は共産主義の運動が特殊な歴史の環境のため、中國に於ては、その他の國家とは不同的姿勢をとつた事を知つてゐる。しかし一九二七年的「國共」分裂後から眞正なる共産主義者は政権奪取をせず、民主闘争のために轉すべしとなしたのである。中國共産黨はスターリンのコミニテルン指揮の下に於いて、獨り斯くの如くせざるのみかは目前では已に琵琶を抱いて「眞正なる人民代表會議」の調子を彈いてゐる。尙且つヒットラーのドイツとは相反した道を行つたのである。當時のドイツ共産黨はまさに政権を奪取すべしとなし、その總書記テールマンは共産黨の領袖であり乍ら却つて資本主義國家の大統領の好夢をえがき、スターリンのコミニテルンは世界史上に一頁も書き込む事ができなかつた。その結果、ドイツの無產黨は空前の失敗に遭つた。この失敗は何等奇とするに足りない。何故ならばスターリン主義自身はロシヤの諺にある『他人が結婚するとき彼は悲しみの葬歌を唱ひ他人の葬式のとき彼は見守歌を唱つた』のであるからだ。

共産主義の運動は事實上失敗したと雖も、當時の共産黨は未だ熱心に過ぎ去つた歴史を挽回しやうとした。之も一つの事實である。彼等のなしたる事業は土地の神聖なる所有權の如きものを破壊したが、すべて統治階級とは兩立し

なかつた。故に當時の彼等には歴史の前途がなかつたけれども未だ共産主義者の身分を失つてはゐなかつた。「土地革命」は數年來の斷えざる剿共を引き起した根本原因である。若しこの原因が移除されなかつたならば、余は南京政府内に於いて「政治放蕩者」がゐないと云ふ事を云ひ得る人はないと信ずる。

余は又小資產階級上層中に於ける「聖」なる一味の「神聖家族」たちが「聯合戰線」の旗幟をかつぎだして來なかつたと信じてゐる。

しかし之は歴史發展の法則に背いた結果である。革命の高潮が日毎にヒマラヤの高原に流れて行くのを見たスターリンはあはてた。この老ひたる陰謀家は中國の同志が公開的に賣淫を叫び、世間の物笑ひとなつたが、革命の貞操をせり賣りするより外に道がない事を知つたのである。そしてこゝに於いて一つの兩全なる妙計を發明した。それが即ち「聯合戰線」であつた。この方針を遵奉する中國ストーク政府主席の名儀を以て「總司令」等々を稱し、最後には却つて中國共産黨中央執行委員會の名儀を以つてしてゐた。一體その尊稱してゐるのは「賣國賊」のためか、畢竟「總司令」かそれとも「賣國賊」か？この種の政治常識の

- 甲、自山職業者、技術員、教員、醫師、學生、小商人
- 手工業者、小業主の土地。
- 乙、自己の労働によりて蓄積したる工人の所有する土地。
- 丙、生活狀況の極めて悪い小地主。
- 丁、地主にして労働力の失はれたため土地を貸し出さざるを得ないもの。

戊、土地を貸出しても尙自己が他人に傭はれてゐるもの。

（上列の各種小業主にして漢奸賣國賊の行爲あるものは漢奸賣國賊として處分す）

（四）一切の抗日軍人及び抗日事業に獻身する者の土地は沒收せず。

（五）富農の土地及びその剩餘の生産道具（農具、家畜）は均しく沒收せず、若し基本農民の要求下に於いて一切の土地の平均分配が實行されるときは富農の土地を平均分配に應じなければならぬが、富農は一般平均分配條件に照して土地を得る事ができる（即ち一般農民と同等の土地を得）

（六）大農業企業者の土地に對しては（主要なるものは地租の剥奪に依らず、而して雇農經營或ひは牧畜業者の土地）その生産方法が進歩的色彩を帶びてゐるもの

缺如した宣傳品の出現は中國スターリン黨の破産を證明してゐる一事である。……當然小さい事であつても階級的性質は政治闘争上の大事である。その當時果してソウエートは何をしてゐたか？

もとより非常に多いながら、その最も重要なものと言へば、それは土地問題である。

章乃器の『中國農村』第二卷第十期に於いて報告した所によれば、一九三五年七月二十二日中國スターリン黨は土地政策に關し左の如く指示してゐる。

『昨年（一九三五年）十二月に中央政治局會議が開かれてからソウエートの土地政策方面には、多くの重要な改變が行はれたが……土地政策の實施をして封建殘餘の清算の實現と廣大なる人民抗日統一戰線の建立の目的を可能ならしめるため、更に一步を進めて現行の土地政策の審査並に必要的の改變を行つたのである。

『之に因り中央はこの問題に對し左の如き決定をなした』

（一）一切の漢奸賣國賊の土地、財產等は全部沒收する。

（二）地主階級の土地、糧食、家屋、財產は一律に沒收し、沒收の後は耕種土地及び必要な生産道具と生活資料は分給する。地主の耕種土地の數量と質量は該地方の農民大衆の多數決により之を決定す。

（三）左記各種小業主の土地は沒收しない。

は、富農待遇政策に照して處理す。

『大農業企業者の土地、家畜、糧食等に對し、若し多數農民の平均分配要求があれば之に應ぜねばならぬ。

(七) 商人兼大地主の土地は一般地主と同様に處分する。但し他の商業部分を侵犯するを得ない。

(八) 高利貸に對しては取消しを宣布する。ソウエート人民政府の發布したる新しい貸借條例によりソウエート區人民の貸借利率を制限する。但し商業貸借及び勞

働人民相互間の貸借はこの限りでない。

(九) ソウエート區内では土地の貸與を許可する。但しいかなる土地賃貸業者も均しく舊時代の殘酷さと奴隸的辦法を廢除せねばならぬ。一律にソウエート政府の發布したる土地貸出條例を遵守し例外はない。

(十) 農村工人の生活條件を改善せねばならぬ。ソウエート政府の制定したる専門の農業雇傭條例により之を行ふこと。

『上列の各項の決定は新ソウエート區に在りては直ちに執行し、舊ソウエート區では已に土地の分配がすみ、原法に照して之を變更しない。』

上面より我等が注意すべき幾つかの事は第一に彼等の土地政策が已に「封建殘余の清算と廣大なる抗日人民統一戰線建設の可能」の目的實現のために變つた事である。この少くとも我等はこの政策は民主主義の變形に過ぎないと認めてゐる。聰明なる都市のスターリン主義者は懸命に國民黨員と「三大原則」を争つてゐる。やはり之がために近來私有財產制度を尊重する小資產階級の政治家章乃器先生は手振り足振り宜しく「修改後の共產黨土地政策と我等が規定した所の初步政治綱領規定とは原則上に於ては大きな衝突をする事はない」と述べ立てゝある。何故に衝突がないと云ふのであらうか。それは又我等に告げた「毛澤東」の「明白に接受を表示する」綱領の内容であるのか?……無論七月二十二日の文件には多少保守性資產階級をして恐れしめる性質を帶びてゐる。章乃器先生の説く所の「彼等の性質は依然として革命性である」の性質を帶びてゐる。若し再び改修せざれば確かに章乃器先生が述べた所の民族闘争に參加した地主達は驚いて逃げてしまい、之では「聯合戰線」が壊れるのみでなく尚且つ中國スターリン黨が一再ならず宣言した「錢のあるものは錢を出し力のあるものは力を出す」の主張と相反した結果となる。それを如何にして救ふべきであらうか? 我等は中國スターリン主義者の轉變は公開的に政治節操をせり賣る第一歩に這入つてゐる

ものと思つてゐる。現在は思ひ切つて看板を掛けやうといふのが、それでも口舌をかり或は紙の上に書いたりしてゐるが實際の所と腹の中とは同じでない。

一體腹の中では何を考へてゐるであらう。元來之等の紅軍中の英雄好漢達は南京政府に對して政權の分取りを争はないが、それでも口舌をかり或は紙の上に書いたりしてゐるが實際の所と腹の中とは同じでない。

軍の將であり、歴史上に於ては戰勝者が戰争へ敗けたものへの政權を分けてやつたためではない。故に彼等は別の方式を案出した。それは即ち自山主義者の民主心理を利用し、軍閥の居直り要求を利用し小資產階級の領袖慾を利用して「聯合戰線」を成立することにあつた。土地政策を思ふ儘に成し遂げるには其の中に「聖」なる章乃器達の「神聖家族」のおそれ成分が含まれてゐるから、「聖」なる章達の初步政治綱領に同意し却つて無形中に再轉した。即ち政治要求をも降低した。この降低は皆をして大いに歡喜せしめた。此處に於て光榮ある歴史を持つ中國共產黨は軍閥割據の武裝と變じ民族資產階級の政權を争ふ道具と變つてしまつた。誰が最後に於て笑ひ誰が最も笑ふことができるか? 即ち今日に於て最後に笑へるものはスターリン主義者ではなく之を道具に使ふ人達であらう?

何故に中國スターリン主義者が統一の過程中に於て明白

にも民族資本階級の政権を争ふ道具となつたのか、は以上により明かである。我等は彼等の變節を知つてゐる——彼等は政策變更の爲めと自稱した後「聯合戰線」の看板を用ひて過去の歴史を清算した。目前に於ける民族獨立の戦争はスターリン主義者の胸中には已に總ての階級的內容をも持つ運動となつた。彼等は宣傳品の中に一再ならず「錢のあるものは錢を出し力のあるものは力を出す」と云ふ。試みに若し民族資本主義の發展のために「錢のあるものは錢を出し」而して「力のあるものは力を出せ」で事が済むものであるかを問ひ度い。斯くの如くなれば此の理論は決して第三インター官僚達の發明品ではあるまい。然かも一九二五年前の大革命者「全民革命」を踏襲したものである。彼等は我等に對し「之は我等の手段」で政治的闘争は自己の商目の爲めに手段を放棄することは出來ない事を知らないのである。若し政治闘争に從事する人が手段を選ばない事が出来るならば、マルクスはペスマーの後を繼いで必ずしも飢渴に迫られてロンドンの貧民窟に於て死ななくともよかつたであらう。更に一步退いて云へばこの手段が運用出来た結果階級的の内容が消失したためにそれ自身が無形の中にソツップ物語りの中に「門外の狼」となつた。物語りは我等に告げてゐる……乳母は度々狼が來たと子供を脅かし「可愛い小供よ眠れ眠らなかつたら私は門の外から

狼を呼んで来てお前に咬みつかせる」と云つた。之を聞いた小供が半信半疑である時果せるかな門外では狼が盛んに吠えてゐた。

そこで彼女は續いて「お前が眠つたら私は鐵砲を持ち出して狼を打つ」と言つた。現世の中國スターリン黨は即ちこの狼で一般的な在野の「聯合戰線」に趣味を持つものが乳母、南京政府は此の小供に等しい。若し彼等に政治的利益を分けることができれば彼は實に「聯合戰線」の策略はスクーリン主義の失敗を救ふ事が出來ない。幸にして成功しても更に其の失敗が證明されるのはどうした譯であらうか？

我等はスターリン主義が「聯合戰線」の旗幟をかつぎ出す目的は歐洲に於てはファシズムの登場（この點は本文より離れることが遠いから夫れを説明しない）を阻止するため、中國に於ては錢のあるものは「錢を出し力のあるものは力を出す」の民族運動のためである事を知つてゐる。然し乍ら南京政府の要人は我等に告げて「聯合戰線」の活動に從事するには二個の政府二種の軍隊を持つ事は出來ないとの云つた。スターリン黨の「聯合戰線」は此の主張に對して如何なる感想ありや？……フランスの工人を騙したりマドバルンの聯合戰線に於てはスターリン主義者が先づフランス資本階級の政権を承認したが決してソウエート政府を

樹立せず又紅軍をも編成しなかつた。現在中國スターリン黨の方針は當然フランス兄弟黨と同じではない。然し問題は同じとか同じでないと云ふ事でなく實現し得るか否かにかゝつてゐる。數年來の歴史は政府の外に政府がない事を證明してゐる。假にスターリン主義者が現在でも西北にソウエート王として自立してゐるといふならば彼等の「聯合戰線」は好景を收める事が出來ない。假令收穫はあるてもその賛成者の一人は必ずや彼等の武器を南京政府に渡して國防軍に編入し以て對外戦争に供へると叫ぶに相違はない。そして彼等が監督の地位に立つ事を許さないであらう。何故ならば現實的に彼等にはこの希望の可能もないからである。故に眞に「聯合戰線」が政治的議事日程に取り入れられたときスターリン主義者の得る所の代償は結局國民政府内に赤色洗禮を受けた大官が出來るにすぎない。それは如何なる階級的勝利があつたと云ひ得るであらうか？我等が最も諒解に苦しむのはスターリン黨の「聯合戰線」の外「真正なる人民代表會議」の要求である。試みにこの會議は「體誰が來て召集するかを問ひ度い。諸君達の「人民ソウエート」から召集するのか？已に「人民ソウエート」があるのに何んで其の必要があるのか。國民黨が召集せよと言ふのか。夫れでは諸君は何故に別の政府を設立したのか？之に就いて彼等は目前は未だ「二重政權」

の時代だと云ふであらう？「二重政權」は相違なく存在してゐるが、彼のケレンスキイがレーニンをやつつけレークンがケレンスキイを滅亡させた政治闘争上の原則に照してゐるのではない。諸君は「中國人は中國人を打たず」のスローガンや國民黨に對する反対軍事行動を起す事は出來ない。諸君達は如何なる階級闘争をも信じて居ないのである。諸君は「中國人は中國人を打たず」のスローガンは即ち階級闘争であるのか？故に説き來り「二重政權」は到底彼等の目的へ到達することはできない。事實は我等に告げてゐる。……十年來の階級闘争の結果今日に至りてスターリン黨の行くべき道は降服するかそれとも満々烈々的に戰死するかの二つがあるのみである。其他のスローガンは彼等の歴史に對する錯誤を救へない。彼等は只政治的節操の變更を叫んでゐるのみである。……現在の問題はかくして中國スターリン主義者が政治的節操を守るために戰死することを願はず戰勝せんがために降服することも願つてゐないつまり自ら歴史上恢復の不可能な「國共合作」が出来ると勝手にきめてゐる。彼等も之が片思ひである事を知つた。故に毛澤東だけが南京政府へ與へた公開状には、之を良心に訴へ今後民族存亡の責任を負擔するものは「我等ではない」と言つた。「英雄的赤色將軍よ、安心して然るべし中

國民族資產階級は諸君達に此の責任を負へとは云はないから。更に綏遠の戰争は中國資產階級が責任を負ふ事を證明してゐる。

何故に光榮ある歴史をもつ中國共産黨が「聯合戰線」の下に於て割據軍閥の武器となつたのか？

我等は……軍閥はスターリン黨を怕れて居ること、この黨は彼等の財産所有權を破壊し彼等の割據を消滅するために怕れてゐることを知つて居る。その（スターリン黨）は「土地革命」信條の改修と「聯合戰線」の旗幟を樹立した時軍閥は……彼等の力量が已に昔日の比でなく中央實權統一運動が軍閥の途上にかゝつてゐるとき、其の危険を免れるためにスターリン主義者の冠つた破れ小帽子を冠り、モダンな言葉を用ひて小資產階級破産農民へ呼びかけ統一に反抗させた。スターリン主義者は之を自分達の勝利だと見るであらう。何故なれば「聯合戰線」のスローガンは頑冥不難なる軍閥が續いて之を承諾した之は單に一回ばかりでなかつたので共産黨は自分を手傳つて呉れるものだと認めた。余は共産主義者が軍閥を帮助したと云つて間違をしたのであらうか？ いや助出したのはスターリン主義である……楊虎城の行動は此の點を證明してゐる。事實上今日に於けるスターリン主義者の變節は晉に軍閥の寵愛と結んだのみならず上層資產階級は更に之を喜んだのである。「盲動」

統一行動を破壊するに當り軍事を用ひて表現する時は其の漁夫の利を占めるものは當然日本帝國主義であり中華民族ではない。

×

×

×

東北抗日聯軍の活動狀況

次に掲げるのは、東北抗日聯軍（義勇軍）第四軍長李延祿の談話其の他の資料により作成せるものである。抗日聯軍は六萬、

二十餘萬、三十餘萬と云はれ何れが眞相に近いか把握し難いが、次は前項資料を総合作成したものである。

佛國パリに於て發行する左傾的抗日漢字新聞「救國時報」第七十五—六期（一月八日附）並に上海に於て發行する全國各界救國聯合會機關紙「國難新聞」第五—六期（三月十一日附）及中國學生救國聯合會機關紙「學生報道」第四期（三月十日附）東北抗日聯軍第四軍長李延祿が昭和十一年十二月十日上海に於て發表せりと言ふ左掲譯文の如き「東北抗日義勇軍の最近の活動狀況」と題する抗日聯軍の活動狀況を詳述せる記事並に「東北抗日聯軍各軍游擊區域及該區に於ける活動人員表」（本表は國難新聞にのみ掲載）なるもの

の時代に於いては之等の人々は彼等（スターリン主義）に對して敬遠主義を執つたが今日に至り彼等は「抗日救國」宣傳が生命に危險がなく國民黨と「三大政策」によつて國民黨と正黨を爭つて殺される心配のない事を知つた。故に忙がしく奔走する新官僚までも甘い聲で「救亡」を叫んでゐる。上層資產階級の斯くの如き行爲の動機は如何なる無聲階級の革命でもない。そして自ら領袖となり或は其他の慾望を満足するために、中國共産黨の過去の歴史を利用して智識青年を誘惑してゐるのだ。故に余は假令「聯合戰線」が勝利を遂げてもその勝利者は共産主義でなく小資產階級が共産黨の屍を借りて魂の蘇へつたスターリン主義であると斷言する。上述の原因のために余は初めて云ふ、中國には赤化の共産黨はなく只あるものはスターリン黨のみであると……

現段階のスターリン主義者の活動は一個歴史に反した動作である。彼等は當初破産農民のためにそして民族資本主義の發展を阻礙し、後に到りて彼等は割據軍閥のため統一に反対した今日に至りて彼等は又この二つの潮流を合せて一つとなした。此處に於て西北の盆地には再び革命の高潮が侵入したのである。

この種の舉動は統一に對して有害無益である。大衆の痛苦は補はれ難く却つて損となるものである。

「」完成する爲めに「統一」の大業をば人民の民主自由と結びつけなければならぬ。

此の結合的力量ありてのみ初めて割據の軍閥を掃除し一切の「統一」に對する勢力を消滅することが出来るのである。（S・K）

第 六 軍	第 七 軍	第 八 軍	第 九 軍	第 十 軍	第 十一 軍	(註、口)	(註、口)	(註、口)	(註、口)	(註、口)	(註、口)
夏 雲 階 副軍長 謝文東	夏 雲 階 副軍長 謝文東	王 亞 臣 副軍長 姚青山	陳 榮 文 副軍長 虎林、饒河	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)	約一萬人 (註、八)
綏遠、同江、富錦、濁原 蘿北、通河、佛山、烏雲	綏遠、同江、富錦、濁原 蘿北、通河、佛山、烏雲	五常、榆樹 約二千人 (註、八)	依蘭、勃利 一萬人以上 (註、八)	熱河、阜新 一萬人以上 (註、八)	岫岩、西豐 約二千人 (註、八)	新民、法庫、黑山 一萬人以上 (註、八)	趙 作 華 (註、口)	閻 新 闕 (註、口)	樂 天 林 (註、口)	李 華 堂 (註、口)	第 十二 軍 (註、口)
謝文東ガ軍長ナリ トノ説アリ (註、口)	謝文東ガ軍長ナリ トノ説アリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	夏雲階が軍長ナリ (註、口)	第 六 軍 (註、イ)

一 東北抗田聯軍（義勇軍）の情勢表

人に過ぎず、何れが真相に近きものなるや把握し難きも前
顯各種資料を綜合して作成したる東北抗日聯軍情勢表は左

の如くである

第十九軍 (註、八)	第二十軍 (註、八)	第二十一軍 (註、八)	第二十二軍 (註、八)	梁 (鮮人廣)	吳義成 (東滿抗日聯軍副總司令)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人
羅明星 (註、八)	趙慶吉 (註、八)	白君實 (註、八)	江省一帶 (註、八)	安東 (註、八)	磐石一帶 (註、八)	一萬人以上 (註、八)	一萬人以上 (註、八)	約一萬五千人 (註、八)	約一萬二千人 (註、八)	約一萬三千人 (註、八)
舒蘭、德惠、樺甸 (註、八)	磐石一帶 (註、八)	江省一帶 (註、八)	磐石一帶 (註、八)	安東 (註、八)	磐石一帶 (註、八)	一萬人以上 (註、八)	一萬人以上 (註、八)	約一萬五千人 (註、八)	約一萬二千人 (註、八)	約一萬三千人 (註、八)
撫松游擊隊 (司令薛茂山) (註、口)	伊通游擊隊 (註、口)	額敦游擊隊 (註、口)	海倫游擊隊 (註、口)	湯原游擊隊 (註、口)	梁 (鮮人廣)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人

第五常游擊隊 (司令薛茂山) (註、口)	伊通游擊隊 (註、口)	額敦游擊隊 (註、口)	海倫游擊隊 (註、口)	湯原游擊隊 (註、口)	梁 (鮮人廣)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人
撫松游擊隊 (司令薛茂山) (註、口)	伊通游擊隊 (註、口)	額敦游擊隊 (註、口)	海倫游擊隊 (註、口)	湯原游擊隊 (註、口)	梁 (鮮人廣)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人
撫松游擊隊 (司令薛茂山) (註、口)	伊通游擊隊 (註、口)	額敦游擊隊 (註、口)	海倫游擊隊 (註、口)	湯原游擊隊 (註、口)	梁 (鮮人廣)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人
撫松游擊隊 (司令薛茂山) (註、口)	伊通游擊隊 (註、口)	額敦游擊隊 (註、口)	海倫游擊隊 (註、口)	湯原游擊隊 (註、口)	梁 (鮮人廣)	安圖、撫松、磐石 (本軍ニハ鮮人、日本人ノ左傾分子モ参加シ居レリトノ說アリ)	閻生堂 建平、朝陽	張甲州 柳河、輯安、安東北部	孫寶鼎 約一萬四千人	賈明倫 約一萬三千人

樺甸游擊隊
(司令齊永全) 訳、口

(註)

一、表中(註、イ)とある部分は本年一月八日佛國・パリに於て發行せる「救國時報」第七十五期及び三月十日附發行中國學生救國聯合會機關紙「學生報道」第四期、三月十一日附發行全國各界救國聯合會機關紙「國難新聞」第五期に發表せられたる東北抗日聯軍第四軍長李延祿の談話及び其の發表せる附表に據れるものを示す。

二、表中(註、ロ)とある部分は本年二月一日附發行藍衣社機關紙汗血月刊第八卷第五期に掲載せられたる「東北人民武裝抗敵の現勢」に據れるものを示す。

三、表中(註、ハ)とある部分は諜知せる處に據る。

尙、李延祿は最近南京上海方面に於て李杜其他の東北軍系人物と協力して黨、政、軍各方面に東北義勇軍の援助を懇請し東北失地の奪回を要請しつゝありとの説もある。

二 東北抗日聯軍第四軍々長李延祿の談

東北抗日義勇軍最近活動狀況

東北抗日聯軍第四軍長李延祿は東北に在りて抗日に從事すること五年、最近東北より歸國し東北各抗日義勇軍の委嘱を受けて中央地方軍政當局及各界同胞に東北義勇軍の活動狀況を報告し南京政府に對し東北出兵失地收復を懇請して居る。李將軍の語る處は極めて詳細で東北一般情勢並に軍をして餓死せしめ凍死せしめんとするのである。日寇は人民が匪賊と結託し、匪賊に糧食を與へることを怕れ依然十家連座法を實行して居る。

即ち十家毎に一家を其の長に指定し共同の責任を執らしめ、且つ東北住民の糧食以外は之を一定の場所或は城内に集め、市内の工業品(例へば帽子、靴、綿衣、毛皮衣類等)の販賣を制限し、以て人民が義勇軍に代つて物質を購入することを防止して居る。

日寇は東北同胞の武装自衛力を潰滅するため武裝抗日運動を壓迫する外民間の自衛用銃器を取り上げ且つ中國人の良田を沒收し地券を強取し土地を掠奪して日本の武裝移民を移植し、夫役を強要して日寇の飛行場、兵營、砲壘を造り工事終了後は工人を一律に活埋めとし或は河中に投じ以て軍事祕密の暴露を警戒して居る。中國人の商賣は極力之に妨害を加へ苛捐雜稅は頗る多種の名目に亘つて居る。而も日本商人の貨物に對しては一律に免稅して居る。

我國の工商業家の經營するものにして日本資金の這入つて居らぬものは之を沒收する。學生の勉學には自由を與へず我國の地理歴史の講義は禁ぜられ我國の新聞は閲讀を差止められて居る。一切の抗日民族的民主思想は嚴禁され單に共産黨員の活動を取締るのみならず國民黨の活動さへ全く許容しない。東北同胞の受くる亡國の悲哀は眞に言

義勇軍活動の狀況を知ることが出来る。左に略述せん。

日寇の中國を亡さんとする毒計 五年來日寇は「皇軍」二十三萬人を東北各地に分駐せしめ、東北を四軍管區に分ち我が東北義勇軍の討伐を進めて居る。

日寇の此の政策は軍事上完全に全土を手中のものとなし堅壁を造るよりも更に全土の障害を根絶せんとするのである。

日寇は各游擊區、城市、要路の入口に日本軍守備隊を置き游擊區を包囲し、別に討伐隊を派し游擊區内に突入して民家を焼き糧食を掠奪し住民を究追して一箇所に集め此の方法によりて人民の抗日義勇軍に對する援助を遮断し義勇軍に絶し遠く關内に在る者の想像も及ばざる處である。

日寇は各游擊區、城市、要路の入口に日本軍守備隊を置き游擊區を包囲し、別に討伐隊を派し游擊區内に突入して民家を焼き糧食を掠奪し住民を究追して一箇所に集め此の方法によりて人民の抗日義勇軍に對する援助を遮断し義勇軍に絶し遠く關内に在る者の想像も及ばざる處である。

東北抗日聯軍最近の活動 東北の同胞各階層は農工商の別なく凡て日寇の民族壓迫に依つて東北政治團體は共產黨も國民黨も共に禁ぜられ不法と認められて居る。且つ東北同胞は男女老幼を分たず、本籍の別なく日寇より壓迫屠殺され亡國の苦痛を嘗めて居る。此れが爲め各界同胞は老幼男女政黨、信仰の如何に拘はらず擧げて直接間接に抗日民族解放運動に參加して居る。

昨秋日滿軍が綏遠侵略を計畫し綏東抗日戰爭勃發するや國軍傳作儀將軍の率ゆる健兒は日滿軍に大打撃を與へ更に東北同胞は義勇軍をして抗敵に奮起させた。東北各地の抗日義勇軍は一九三四四年秋以來各地に於て統一的抗日聯軍を組織した。其の目的は相互の連絡をなし比較的統一ある軍事と政治的指導に依りて日寇の離間策と破壞の陰謀脥計を避けるに在つた。此工作は完全に抗日民族統一戰線の立場に於て爲され、黨派の別なく又主腦者の何者なるを不問、の仇恨宿怨を清算し擧げて抗日救國の旗幟下に團結した。此の民族統一戰線運動は三年來東北に於ては絶大なる成績を收めて居る。

本年(民國廿五年)の「一・二八」淞滬抗戰記念日當日東北抗日聯軍は正式に成立し各軍將領の共同決議に由り李

杜將軍を東北抗日聯軍總司令に推し、即日北上し一切の指揮に就かんことを懇請したのである。左に各軍最近の活動情況を簡単に述べる。

第一軍々長兼南滿抗日聯軍總司令は楊靖宇である。楊軍長は學校出の青年民族英雄である。唐聚任失敗後楊司令は唐の舊部下を合せ遼寧省東邊道一帶に於て活動して居る、同軍は事變後間も無く盤石縣に於て義兵を起し曾ては盤石游擊隊と稱し、後人民革命軍と改め最近は他の部隊と共同して抗日聯軍を組織した。王鳳閣の部隊、趙慶吉の部隊、閻生堂の部隊と共に南滿各縣を遊擊し本年八月十七日撫松縣城を占領し十月二十一日には桓仁縣を占領した。該縣城を占領した時、日本守備隊及憲兵隊を擊破し武裝を奪ひ憲兵隊長杉木平を戰没せしめた。最近の消息に據れば閻生堂の部隊は鳳凰城刈王廟を占領し日本駐軍を潰滅し趙慶吉の部隊は變裝して安奉線四臺子驛を襲撃し、閻生堂も趙慶吉も抗日聯軍に加入することを希望し何れも軍長に就任したと云ふことである。

第二軍々長は王德泰である。王軍長は山東人にして隊員は中國人半數、朝鮮人半數である。該軍は延邊各縣を占領し老爺嶺山脈森林地帶の險を利用して居る。諸方に遊擊し時に日寇の新しく造れる圖寧線に出没し、時には吉會線に出没して居る。此の二線は軍事戰略上頗る意義あるが爲

救護軍の葛部隊に屬して居たものである。抗日救國に從事すること已に五年の歴史がある。從前の成績は效に述べざることゝするが、本年四月閣風樓を占領し謝文東、李華堂軍と合流し、共同して刀翎、林口を襲ひ趙尚志司令と泓花江南北岸に相呼應して神出鬼沒し、吉林省完達山脈一帶森林區域に於て活動し常に日寇の林密線と林佳線兩鐵道を破壊して居る。

第五軍々長兼東滿抗日聯軍總司令は周保忠である。同軍は常に中東線、圖寧線及び穆稜線附近に活動し、本年に入りては穆線三道河子停車場を擊破し九月十二日には中東線穆稜驛附近に於て日本軍用列車を顛覆して日軍と激戦し、日本側の隊長以下二十五名を斃し負傷者六十五名を出した。銃百餘挺、彈丸萬餘を得た。第五軍は常に第二軍と共に活動し又吳義成の部下とも密接なる關係を保持して居る。第六軍々長夏雲階も江省に在りて遊擊し今年春一度北滿最大の炭礦區を占領し炭礦の見張りを立てるや、工人も愛國の熱情に燃え抗日軍に參加するもの五千、夏部は長足の發展を遂げるに至り十二月一日には意外にも佛山縣城を襲撃し之を占領した、此の戰鬪に於て該縣日本人縣參事官、警察官及縣長等を俘虜とした。

第七軍々長陳榮久、本部隊は元第四軍に屬したるが指揮

めである。

本年双十節記念當日同軍は王軍長、魏政治委員の指導を以て敦化縣東清溝に於て日本軍と八時間に亘りて激戦し日軍に大打撃を與へ、日本間島第二軍區副司令日人石川重吉少將を斃し川村中尉を戰死せしめ、日軍の死傷百餘名に上つた。其れ以來日軍は暫く討伐を見合はせるに至つた。

第三軍々長は趙尚志で江省抗日聯軍總司令を兼ねてゐる。同軍は吉林省珠河縣に於て義兵を起し、賓縣を攻め蘭縣、通河縣、鳳山縣城内を占領し名聲は泓花江南北兩岸を震駭せしめた。

該軍は十一月二日賓縣滿家店に於て滿洲軍劉居正騎兵團と激戦した。騎兵團は毫も悔悟せず趙司令は再三手紙を送り中國人は中國人を打たず専ら日寇を打つべき旨を傳へた。該團長劉居正は愛國の良心を失ひ我義勇軍を離つた。義勇軍は伏兵あることを知らなかつた。其の結果該團は我義勇軍に包囲され兵器全部を奪はれ團長は頭部を負傷し殆んど大部分の團員は生擒にされた。此の戰鬪に於て義勇軍は連長二名、司部長一名戰死したが我軍は歩兵銃五百餘、彈丸數萬發、機關銃四を獲得した。

第四軍々長李延祿は吉東抗日聯軍總司令を兼ねて居る。李軍長が各軍より派遣され關内に來るに就ては一切の職務は李延平に代理せしめありと該軍の大部分は以前自衛軍と

抗日聯軍總司令部（司令は李延祿である）の指揮を受けて居る。該軍は僥虎虎林一帶に活動して居る。蓋し同地方は元來天險にして遊擊活動に適し日軍は難處として居る。以上七軍の外李華堂、齊明山の部は何れも聯軍に參加し江省聯軍副司令謝文東の部も常に趙尚志と共同活動して居る。此の外南滿に於て活動中の汪亞臣、李壽臣、樂天林、閻新闕、閻生堂、白君實、趙慶吉等も聯軍に參加し共同活動して居る。

國內黨、軍、政、中央地方當局及同胞に援助を求む 東北同胞は未だ祖國を忘れず東北同胞と義勇軍は國內の和平統一と銃口を外敵に向け失地を回復することを切望してゐる。民國二十四年十一月十一日東北抗日聯軍は國內軍、政領袖に對し國內和平一致對外を要求した。其の文中に『我等は東北三千五百萬同胞と各地の抗日隊を代表し諸公に誠意を以て要求する。蔣總司令の軍隊たると其の他國民黨の軍隊たるを問はず、又共產黨指導下の紅軍たるに論なく、又抗戦經驗の有無、相互に相戦ひしことの有無に拘らず黨派、信仰、本籍の不同を超えて、舊恨宿怨を忘れて中華民族の利益の爲めに速に一切の内戦を停止し、銃口を一齊に对外に向け祖國領土を保全せざるべからず』と提唱した。東北三千五百萬同胞と抗日義勇軍の此の政治主張は今日尙ほ絶対に正しきものと確信する。今次關内に來れる目的は南京政

府に對して對内的には和平統一各黨派の團結を爲し、以て抗日を徹底し東北失地を恢復せんことを要請するに在つた東北抗日義勇軍は冰天雪地に於て敵と戰ふこと五年其の間國家民族の爲め犠牲となれる民族烈士は少くない。金伯陽、鄧鐵梅、孫期陽、胡澤民、童長榮、何忠國、史仲恒傳顯明、李斗文、張文楷、李守忠等は何れも身を以て國難に殉じたものである。其の遺志は東北及全國抗日同胞、將士によりて繼承されて居る。然し彼等が遺したる老父母、妻子は之を救濟する者もあり生存すら覺束ない。其上東北は常に日寇の迫害を受け之れが救濟は急を要するものがあ

る。此の外東北の嚴寒は我等の目撃に迫るも更衣すべき線衣なく困難は以て知るべき状況に在る。東北民間の銃と弾丸は頗る多く又密に販賣して居るものも少なくない。然し經濟難の爲め之を購入するに山なく、傷兵は後方に於て休養し居るも薬を求むるの資なく死に至る者が續出する。斯様な窮状に在るに依り國內國外各界同胞は即刻東北義勇軍援助の募捐運動を起されんことを要望する。捐金は責任を以て各部に交付し受領の證は一々紙上に發表鳴謝する積りである。 中華民國二十五年十二月十日 (S.K.)

最近に於ける中國救國團體の活動狀況

三中全會を目前に二月十日中國共產黨中央委員會は國民黨に五ヶ條の妥協的提議をなし、且全國の各救國團體も夫れべ三中全會に對する請願代表を南京に派遣して、要するに對内和平、對外抗戰、(即ち對日抗戰)各黨各派の聯合抗日を要求した。

而して三中全會を通過せる「赤鶲根絶決議案」に於ては、以上の救國團體の要求請願の趣旨を多分に取入れたる模様に於てその最低限度辦法(四項)は寧ろ國民黨の共產黨に提示せる妥協條件とも認め得べき内容を有するもので、共產黨側が此の條件を承認する場合は國共合作は直ちに實現すると覺しきものである。然し國民黨は國共合作に非ずして共產黨に轉向の途を與へるものとしてあるが、何れにせよ三中全會を契機として國共の接近せる事は否定すべからざる事實で、則ち共產黨が國民黨側の主唱する統一救國運動に合流せんとする氣運に在ることは以後特に注意を要すべき傾向と認められる。次に三

中全會の前後を通じて行はれた此等國共の折衝運動を瞥見して這般の消息を窺ふ資料とする。

一 三中全會を通じての救亡運動の方針

所謂人民戰線即ち抗日救國聯合戰線の中樞機關たる全國各界救國聯合會は、去る二月二十三日附を以て發行せる機關紙「國難新聞」第四期に「三中全會と今後の救亡運動」なる文献を發表したが、該文献は全國各界救國聯合會の今後に於ける救亡運動に對する方針を指示せるもので、國共妥協工作の影響を多分に受入れて居る點に於て從來の此の種文献と趣きを異にして居る。其の内容は第一段に於て三中全會開催の條件を述べ、第二段に於て三中全會の結果に關する原則的事項を略述し、第三段に於ては今後の救亡運動に對する方針を指示するものなるが、特に注意すべきは第三段第三項に於て『全會は共產黨問題に對しても四項の最低限度辦法を具體的に決定した。此れは全國各黨各派に對する事實上の合作の第一歩である』と稱し第三段に於て『第一。我等は救亡の前提として政府と人民の眞の誠意合作を強行せねばならぬ。中國には一部の者の云ふが如き政府に反対する人民戰線は存在して居ない。又其の必要もないもので、我等の必要とするものは全國各黨各派政府と人民の徹底的合作に成る「民族救亡戰線」である。

二 國民黨共產黨救國團體の接近狀況

中國共產黨中央委員會は二月十日中國國民黨に通電を發

敵力を強化し、積極的に全國的に合法的救亡組織を建設し、抗敵の立場を堅持し、全力を以て政府と共に最近官邊の唱導する統一救國運動を進めねばならぬ。

第二、我等は最大の努力を以て民衆の組織を強化せねばならぬ。民衆の力は救亡運動の基礎力量であり、政府の政策を改善せしむる原動力である。而して民衆の救亡組織を強化するには先づ工作幹部を訓練せねばならぬ。

第三、我等の工作は原則宣傳の段階から具體的建設の段階に進展せしめねばならぬ。宣傳固より必要であるが其重點は民衆教育、文化、民衆組織、軍事訓練、後方工作、經濟建設等の方面並に其他實生活中に於て各種各様の方式を用ひて具體的建設工作を遂行すべく、斯くすることに依つて最短期間に抗戰の一切の準備を完成することが出来る』と強調して居り國民黨側の主唱する統一救國運動に合流せんとする氣運に在ることは、特に注意を要すべき傾向と認められる。

して、一切の内戦を停止し國力を集中して一致對外すること。

二、言論集會結社の自由と一切政治犯を釋放すること。

三、各黨各界各種の代表會議を召集し全國人材を集

中し共同救國すること。

四、速かに對日抗戰の準備工作を完成すること。

五、人民の生活を改善すること。

の五條件を提議し同時に國民黨が此の條件を承認するに於ては之れが保證として自發的に、

一、全國的範圍に於て國民政府を顛覆せんとする武裝暴

動方針を停止する。

二、「ソウエート」政府は中華民國特區政府と改名し紅軍

は國民革命軍と改名し直接南京政府と軍事委員會の指

導を受く。

三、特區政府區域内に於ては普選的民主制度を實施する

四、地主の土地を沒收する政策を停止し斷乎として抗日

民族統一戰線の共同綱領を執行する。

の四項を實行すべきことを聲明して國民黨に對して妥協的

申入れをなす一方人民戰線即ち抗日救國聯合戰線の「シン

バ」と目せらるゝ宋慶齡、馮玉祥、孫科、何香凝、經亨頤

李耀滿、張人傑、鹿鍾麟、石瑛、張知本、石敬亭、李烈鈞

對相容れざる軍隊が並存することは絶対に許すべからず

其所に謂故「紅軍」及其他の名目を以てする武力は徹底

的に解消するを要す。

二、政權を統一することは國家統一の必要條件たり、世界

の如何なる國家に於ても断じて一國內に二種の政權が存

在することは許すべからず、故に其所謂ソウエート政府

及其他の一切の統一を破壊するの組織は徹底的に解消す

べきなり。

三、赤化宣傳は救國救民を以て職分とする三民主義と絕對

に相容れざるものにして我國人民の生命と社會生活とも

亦極端に相背馳するものなり、故に根本的に其赤化宣傳

を停止すべきなり。

四、階級闘争は一階級の利益を以て本位とするものにして其方法は全社會を種々對立の階級に分裂せしめ、之をして相殺戮し相仇視せしむるが故に、必然的に民衆を奪取し武裝暴動の手段に出でしめ、社會は之れが爲めに安定せず民衆は之れが爲めに離散す、故に根本的に其階級闘争を停止すべきなり。

の四項目は寧ろ國民黨の共產黨に提示せる妥協條件とも認めべき内容で、共產黨側が此の條件を承認する場合に於ては國共合作は直ちに實現する次第であるが、國民黨は國共の合作に非ずして共產黨に轉向の途を與へたるものなりと

朱舜青、梁寒操等は三中全會に對して聯「ソ」容共政策探擇方を建議して

全國各界救國聯合會

上海各界救國聯合會

中國學生救國聯合會

東北流亡民衆代表團

華北學生救國聯合會

西安學生救國聯合會

廣西學生救國聯合會

國內平和促進會

等の各救國團體も夫れ／＼三中全會に對する請願代表を南京に派遣して

一、對內和平

二、對外抗戰（即ち對日抗戰）

三、各黨各派の聯合抗日

を陳情せしむる處があつた模様であるが、三中全會を通過せしる「全會宣言」並に「赤禍根絕決議案」は之等の通電、建議、請願の趣旨を多分に取入れ居り特に赤禍根絕決議案中提示せる最低限度辨法の

一、一國の軍隊は須らく編制を統一し號令を統一して始めて指臂の効を收め得るものにして、一國家内に主義の絶

稱して居る。

現に汪精衛が三月十七日太原に於て新聞通信記者に答へたる談話に

『共產黨が若し三中全會の宣言及決議を接受するに於ては中央は之れに轉向の途を與ふるものにして、之れは絕對に容共ではない、過去に於ける容共は共產黨の組織及び宣傳を容認したるものにして、現在民族抗戰をなすの時に於ては、我等は只一本の途即ち全國人民が團結一致して、民族抗戰の一個の目標と一個の領導下に於て共同奮闘するのみであつて、ソウエート政府と紅軍は存在するを得ざるのみならず、共產黨の組織及び其宣傳も亦團結救亡主義の容許し得ざる處である。階級闘争の説によれば、必然的に暴動を煽動し民族抗戰の戰線は之れが爲めに分散さるべきであるからである。』

と語つて居るけれども何れにしても、三中全會を楔機として國共の接近せることは否定すべからざる事實である。而して本問題に關し全國各界救國聯合會の指導に當たり居たる中共黨員某は

『中國共產黨は國民黨三中全會の宣言及び決議案を條件附（條件は詳らかならず）承認することとなり既に工作上大轉換をなしたるも、共產黨としては救國運動は完全に國民黨の主唱する統一救國運動に合流することとなり、

表面的には全然黨の活動を停止することとなした。

然し乍ら共産黨自體は國民黨の稱するが如く黨の組織迄も解消するものに非ず、地下運動として下層民衆の獲得をなし、他日に備へんとするもので共産黨としては一時的方便として國民黨と妥協せんとするものである。云々

と語り居りたる趣である。

三 上海救國聯合會の各地救國團體「三中」

全會請願代表」招待

上海各界救國聯合會は去る二月二十三日午後（正午より午後五時に亘る）「中國々民黨三中全會」に請願する爲、赴寧せる全國各地救國團體代表二十餘名を上海福州路一家餐館に招待し懇談會を開催せる趣きなるが、席上主催者たる上海各界救國聯合會代表張定夫の挨拶並に三中全會に對する請願運動狀況の報告があつた後更に

上海各界救國聯合會 全國（即ち中國）學生救國聯合會

全國各界救國聯合會 國內和平促進會 東北流亡民衆代

表團 華北各界救國聯合會 華北學生救國聯合會 西安

學生救國聯合會 廣西學生救國聯合會

等の各代表の過去の救國工作經過情況並に組織狀況に關す

る報告があつた。

尙此處に附言するは最近北平に成立せる「國內和平促進會」代表も之に出席して報告したことである。

以下に該會を略説する。

國內和平促進會は平津地方各文化團體各同鄉會並に黨政關係者等約六十名の會員を有する團體で、去る二月十二日北平にて組織せられたものゝ如くである。而して該會は全國各救國聯合會の提唱する「國內和平」「對外抗戰」のスローガンを具現する爲めの機關として、救國運動に同情する上層分子との緊密なる聯系を保持し、下層民衆の組織を強化擴大することを主要工作とするものにして、同會は中國々民黨三中全會開會中六名の代表を南京に派遣し、各中央委員に對して意見を陳情したる趣きで、赴寧代表は更に南京より來滬し全國各界救國聯合會其他各救國團體と聯絡を探り、前述の懇談會にも出席したものである。

四 緩遠抗戰陣亡將士の追悼會に關する策動

去る三月十五日緩遠省城歸綏、大青山麓「烈士墳園」に於て中國々民黨中央代表汪精衛主祭の下に「緩遠抗敵陣亡將士追悼會」を舉行したるが、上海に於ても右追悼會當日は中國々民黨上海特別市黨部の通達により全市各官公署學校會社其他一般市民も半旗を掲揚して哀悼の意を表する處があつた。之れに關し全國各界救國聯合會は、三月上旬「緩遠抗戰陣亡軍民追悼の爲檄す」なる檄文を發して全國各地の救國會に對し

一、各地救國會は夫れ／＼追悼會を開くこと

二、此の機會に於て各地に永久的緩遠援助機關を設立して抗戰軍隊を援助すること

三、局部的抗戰の失敗に鑑み全國的抗戰を準備することの指示を發した。而して該指示を接受せる上海各界救國聯合會は、三月九日附を以て「緩遠抗敵陣亡將士追悼會宣傳大綱」を發出して緩遠抗戰の重要性並に意義を解説し、緩遠事件に對する國民の錯誤認識を是正し、日本は更に積極的侵略を準備し居ると稱して國人の抗日意識の昂揚をなす。

三 中 全 會 以 後

抗日聯合戰線派に屬する上海著作人協會の幹部の一人たる錢俊瑞の編輯する雑誌「現世界」はコミニンテルンより相當多額の資金を供給せられて居る模様で、特に抗日的色彩の濃厚なる雑誌であるが其三月一日附發行第二卷第二期には救國運動の理論的指導者たる簡卓謨の執筆に係る「三中全會以後」と題する次掲譯文の如き記事を掲載した。

其内容は三中全會の結果に對する検討を試み、共產黨側が三中全會が「赤禍根絕決議案」中に表明せる共產黨に對する四ヶ條の最低限度辦法を根據に、國民黨と共產黨が漸次接近し合作への道を辿

りつゝあることを叙述したもので、雑誌並に執筆者の立場より觀て該記事は國共關係の將來をトすべき重要意見と認められる。

西安事變和平に解決し、敵方は積極的に緩遠を親はんとする時に當り重大意義ある三中全會は召集された。筆者は本誌前號に文を寄せ今次の會議は須く統一抗敵の會議たるべきことを希望した。今や全會は一週間（十五日頃より二十七日まで）にして緊張した會議を終り閉會した。全會の議案は今尙ほ發表せられざるも、已に發表せられたる文献談話に基き簡単な検討を爲すことは出来る。

三中全會は今後の外交内政に對し如何なる方針を決定したか？

第一夫れは一層具體的に強硬なる對日外交を決定し且つ平和的一般の外交政策を確立した。

全會は外交方針の決議を通過した譯ではないが、大會宣言中に明確に規定されてゐる。汪精衛先生は開會の辭に於いて『已に喪失した土地は是非之を回収し未だ失はざる領土は必ず之を保全する！ことは我等全工作中の中心問題である』と云つた。之は眞に當を得た言である。全會は此の中心問題に對し外交方面に於ては如何に決定したか？大會宣言に依れば

『若し平和の希望未だ絶無に非ずとするならば、吾人は固

にして、外交々涉の方式に由り解決せざる時は、忍ぶべき限度を超えるものなることを決定せらんことである。

全會は其他の國際關係につきても決定する處があつた。即ち『自ら國際平和路線に立ち努めて友誼の増進を謀る』と。

全會が各國と協力して國際平和を謀ることを決定したことは確に既往の孤立外交を排し、國際平和陣線への參加を決意した證左であつて慶賀に値するものである。惜しむらくは草稿中最重要な左の如き一具體條項を削除したことである……。

『我國は既に國際聯盟國の一員として當然集團安全制度を擁護し、國際平和の路線に立ちて前進しつゝある』

此の種集團安全制度の建立を以て國際平和の途徑と爲することは我々國民の再三唱導要望せる處であり、且つ之に依りて切實なる國際平和は達成することができるものである。

大會宣言が此の一節を削除したのは何を遠慮したのか知らざるも、事實上は此の方針であつて貰ふことを希望する。

要するに今次の全會は確に相當國民の意見を探擇して對日態度を強化し孤立外交政策を改變した。

第二、相當に民主自由を開放し、平和統一の原則を確立し、國民大會の期日を決定し政府の抗戰準備を表示した。全會は李宗仁及馮玉祥等の言論解放の提案を通過し、

より平等五恵と領土主權、相互尊重の原則を確守し、その第一步的解決として、匪偽の據る處を失はしめ主權を完整せんとす。若し忍ぶ可からざる損害を蒙る場合は決然として抗戰に出でん』と云つてゐる。忍ぶべからずとなす限界に就ては自ら不同の解釋あるも、上述の原則より見れば匪偽依然として他力を藉り活動するに於ては、我國の主權は依然として損害を蒙るもので、忍ぶべき限度を超過するものである。大會宣言草稿（二十一日華美晚報に見ゆ）中に國家生存の最底限度要求に就き更に明確に定義してある夫れは……

『……而して其の第一步的解決として冀東、察北の匪偽をしてその據る處を失はしめ、我が華北行政と主權の障礙を一掃し以て之が完整を期す』と。

この點の達成が出來ぬ時は即ち一戰に出づる時である。大會宣言の最終稿は已にこの項を削除したとは云へ、政府は尙この方針を堅持することを希望して已まぬ。同時に更に政府に望む處は東北四省の奪回問題、中國内に於ける敵の行狀並に主權破壊の行爲制止（例へば密輸、飛行機の横行軍警の暴行等）は何れも對日交渉の問題とし萬一此の問

『民衆の愛國言論、愛國行動の開放、愛國力の擴大保證』を決定した。（十八日華美晚報）蔣介石先生は全會後中央通信社記者に談話を發表し、言論の自由解放、赤化宣傳の嚴禁、軍事外交の祕密漏洩、謠言捏造の取締を主張した。全會は中國々民黨第一次全國代表大會の宣傳中に規定せる、『人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由権を確定す』の一項を未だ全部實現するには至らざるも、以前に比すれば非常なる進歩を示した。言論の開放のみならず加ふるに保證を以てすることを決定した。行動に就ても開放的態度を持し且つ李宗仁等の提案した『民衆組織、民衆訓練、民衆武装を以て抗戰總動員の基礎と爲す』の一項を通過した。是れ正に政府が救國力を擴大し抗戰備へんとする一個の具體的表現である。

總理の遺訓を徹底的に實現する爲め政府と國民大會に對し人民に完全なる自由権を賦與せんことを要求するものである。

全會は尙ほ左の通り決定した。

『對內的には平和統一を第一とす。蓋し統一後は現代國家を建設し救亡圖存の大任を果し得べし。平和を實現したる後人民は精誠團結を知り共に國難に赴き、以て眞の統一を馴致すべし。平和統一の目的は全國家全民族の力を集結し目前の國難を排除し更に一步を進めて、民權主義の大道に

踏み入らんとするに在る』と。

全會の此の説明は誠に妥當である。最近十年來國民黨が斯くの如く平和統一を明確に唱導し、斯の如く平和統一による民主政治と全民族の團結實現を肯定し、中國の自由平等的抗義の實現を望んだことは未だ曾て見ざる處である。されば武力討共に依る統一を極力主張し、統一即ち救國と認むる「安内即ち攘外」の理論（例へば葉青、學稼等が文化建設二月號に發表せる論調）に對し一大打撃を與へたものであると同時に、已に停止された内戰の再發を不可能ならしめ、國內の團結力を益々強化するものであり、實に政府が全國力を集結し抗戰に備へんとする一つの具體的表示である。

全會は民主政治を實現し、民族の實力を集結するためには國民大會召集の期日（十一月十二日）を決定し、中常會に組織法と選舉法の改修權限を與へた。大會の宣言に云ふ『國民大會により憲法を制定して共に遵守せんとす。蓋し單に民衆團結のみならず、之によりて具體的表現を得れば民權主義も亦茲にその基礎を得ん』と。

政府の民主政治實現に對する決心のあることは之に依つて觀ふことができる。且つ全會が人民の要求に順應して組織法及選舉法の改修を準備し居ることは更に賞讃に値する蓋し現行の此種法令は總理の理想たる人民の直接代表選舉

さしめざるのみならず、却つて彼等の生活を改善しつゝ進めて行かねばならぬ。斯く労働者の生活を改善することによりて一般労働大衆を經濟建設と抗日準備に吸收参加せしめ、不必要の勞資紛糾を少なからしむることが出来る。

我等は全會の決定せる國家資本の發揚と個人資本の獎勵保護、民族資本工場に於ける労資爭議の回避による工業生産能率の増進、並に農業技術と經濟改善に依る農產生活の向上等の政策に對し全く意を彈うするものである。同時に工業方面に於ても外國工場を牽制すべき法令の充足されたことは意を得たるものである。宜しく最底賃銀率を定め生活の實狀に相當する率に引揚げ並に八時間労働制を規定し同時に工會組織と代表工人の合同團體設立権を認め、勞資の仲裁機關を設置し、公平なる紛糾解決を爲すべきである。農業方面に於ては、總理の遺訓たる民生主義に從ひ即時「耕者有其田」を實現し農產を旺盛にすべきである。

總理の云ふ「耕者有其田」とは『耕田に由りて得たる糧食は完全に農民の有に歸せしむることに於て農民を益々懶快に精勤せしめ、必ずや生産能率を愈々増進することが出來（民生主義第三講）必ずしも生産力の増加によりて「耕者有其田」の原則を實現し得るものではない』と云ふのである。

並に第一次全國代表大會が宣言した人民の普通選舉權を未だ的確に實行して居らぬからである。筆者は中常會が能く總理の遺訓を遵行し、組織法選舉法に最も必要妥當なる改修を加へ國民大會をして眞の國民の代表大會たらしめ民主政治の強固なる基礎を樹立せんことを希望する。

全會は對内方面於ては相當具體的方法を決定し、國內平和統一及民主政治を實現し以て全民族の抗戰力を集結することが出來た。

第三、資本の管理を爲し地權を平均にすることは生産を向上し、國力民力を充實するものなることを重ねて主張した。

全會は國家の統一は經濟の統一に待つものあるを認め、『救亡圖存の時に當り國力を增大振張するためには民力の充實に待たざるべからず、故に經濟建設は實に目前の最重要事なり』と云つて居るが、之は總理の提倡した資本の管理と地權の平均を根據としたものである。

抗戰準備中國防經濟の建設は極めて重要である。若し國防經濟の充實を完成せざれば決して長期の抗敵戰争に堪えることは出來ぬ。然し國防經濟建設に當り一面に於ては生産を向上し、國防を充實し、經濟的に敵の力量を弱め、且つ他國に對する過分の依頼心から離るゝと共に、一面に於ては國防經濟建設をして單に労働者に對する榨取強化に墮

に至當である。全會後は一層人民の生活に意を用ひ全會の缺陷を補ふべきである。

第四、國共合作禦侮の實現は更に一步接近した。全會が平和統一の原則を決定せることに由りて國內戰爭は自ら免れることが出來「討共」の軍事行動も停止されるのが立前であるが、共產黨と國民黨の意見が或る一致點に到達した時に於てのみ始めて協力團結が出来るのである。今次全會の「赤禍根絶」に關する宣言中に事實上兩黨の合作團結の條件を擧げてゐることは筆者が本誌前號に掲げた『全會は共黨と赤軍問題を討論され度し』との所論に對し、具體的回答を與へたものであることを證明するものである。

全會は中央委員宋慶齡、馮玉祥、孫科、李烈鈞、張靜江、李石曾、經享頤等の提出せる總理の三大政策を實行し、聯ソ、聯共、工農政策を決定するの提案を討論しなかつた、（この提案は國文新聞には未だ掲載されず、英文の大美晚報に發表された）故にこの提案に基く決議もないが、全會通過の赤禍根絶案中に掲げた兩黨合作團結の最低限度辦法は……

(一) 徹底的に所謂「紅軍」其他の名目の武力を解消する
(二) 徹底的に所謂ソウエート政府其他一切の統一を破壊する組織を解消す

(三) 根本的にその赤化宣傳を停止せしむ

(四) 根本的に其の階級闘争を停止せしむ

と云ふのである。

全會宣言中に『所謂内戰停止とは同一主義の下に意見對立することあるも武力に訴へず商議によりて解決するを云ふ』と言つてゐる。(宣言草稿中の「共產黨の暴動事實及暴動の宣傳未だ完全に消滅せざるまでは其の共同禦侮の表意を信ぜず」との句は最後の宣言發表に當り削除された)

而して共產黨は全會に對しても五條件と四つの保證條件を提出した!

五條件!

(一) 一切の内戰を停止し全國力を集結して外敵に當ること。

(二) 言論集會の自由を認め一切の政治犯を釋放すること

(三) 各黨、派、團體、軍隊代表の國民救國會議を召集すること。

(四) 積極的に武裝抗日の準備を強化すること。

(五) 人民の生活を改善すること。

六四保障條件!

(一) 全國各地の國民政府顕覆の軍事行動を停止す。

(二) ソウエート政府を中華民國特區政府と改稱し紅軍を

國民革命軍と改名し南京國民政府軍事委員會の直接指

全なる自由権を實現することにより問題は自ら解決するものと信する。

双方意見の斯く接近することは一九二七年以來曾て無きことである。兩黨の協力により眞に能く合作禦侮するなら國內の平和統一、抗敵救亡力を大々的に増進するものであつて、共に一層の努力を必要とする次第である。

今次の全會は統一抗敵を中心とした會議であつて、

(一) 對日外交の強化、國際平和團體加入

(二) 平和統一の堅持、民主政治の實現

(三) 國共協力團結の促進

等の具體方法により是非共統一抗敵を實現せねばならぬ會議であつたと云ふことが出来る。同時に對共方針の確立に大同小異である。

赤匪轉向の途

揮を受く。

(三) 特區政府の區域内に普選を施行し以て眞の民主政治を實現す。

(四) 土地沒收を施行する政策を中止するも斷乎として民族の抗日政策を執行す(二月二十日密勒民評論に見ゆ英文のものを國譯せるに依り原文と符合せざるやも知れず)

双方の條件より見れば餘程接近し居り、若干不一致の點はあるも第一の紅軍問題に關して双方の意見は一致せるものと云ふべく、第二のソウエート政府問題も僅に特區と改稱するか否の問題を残すのみである。

第三の赤化宣傳停止問題は共產黨側已に反政府活動の停止を保證し居り、餘す處は共產主義と共產政綱の宣傳問題である。

第四の階級闘争問題に關しては共產黨は已に土地沒收の政策停止を保障し居り、餘す處は故意に階級闘争を起すか否の問題である。一口に云へば双方の平和統一、抗敵救國の意見は已に接近一致するものあり、最も大なる意見の不同は双方の根本主張が共產黨の存在と活動を是認するか否の問題である。想ふに此の問題に關しては全會が已に決定した平和統一、民主統一、民主政治、抗敵救國の原則に從ひ總理の主張せる結社、集會、言論、出版、居住、信仰の完

最大なる期待をかけて居つた敵方の同會に對する失望は極めて大きかつたと見ることができる。

重大なる意義ある全會は已に閉會し今は如何にすれば全會の精神と決議を實現し完全に總理の遺訓を遵行し、國民の要求に順應し得るかの問題が残されてゐる。之には人民と政府、地方と中央の一心一徳共同努力を必要とし、人民の正直なる言論、善意の提示と批評、政府の寛大なる民主精神とそれ等を受け容れるの度量が必要である。全國人民特に言論界は全會通過の決議を如何にして實現するかの具體方法を積極的に討論し、各決議は何れも人民の意見を参考とし根據として實現に移さるべきものと信する。

(S・K)

本黨北伐を完成してより茲に十載、一切の措置は皆な總理の昭示せる主義政綱に遵據し、順を逐ひ法に從ひて邁進し、最短期間に於て三民主義を實現し、國民革命の完成を期せんとするものなるに、意外にも少數共匪は惡心を包藏し外人の使嗾を受け、政黨の名を假りて漢奸となり、第三國際を背景とし殺人放火を以て手段と爲し、人倫道德を毀滅することを以て能事となし、政權を奪取して祖國を賣ることを目的とする。始め本黨を攪亂して之が奪取を企圖し、亞で城市を攻め村落を奪取し、その爲す處匪賊に異らず、暴力の至る處民屋を掠奪して一物もを残さず、我國數千年的歴史に依りて遺されたる政教文物は殆ど餘す處なく破壊した。我黨政府は人民をこの火中より救出し、數千年の文化を存亡の岐路に於て能く維持せんがためその罪を責め、此の兎穢を潰滅することを聲明せざるを得ない。將士の命令服従と、人民の協助に俟てば、匪亂は漸次平定するであらう。過去數年を回憶するに一切の建設は討共の爲め莫大なる影響を受け國力、人力、物力の損失は量り難い。實に外侮の來るは赤匪擾亂の致するものに外ならない。若し中途に赤匪の攪亂する無からんか、本黨十年の慘憺たる經營、一切の建設は已に燐として觀るべきものがあつたことであらう。更に外人に窺はれるが如きことは無かつたであらう。此れ我國人の遺憾とし暫時も忘れる能はざる處である。

不逞行爲を爲す元より其の非は云ふ迄もない。一步を譲り其の奉する共產主義を眞の信仰なりとするも、我國の國情は絶対に此種の主義を容れるの可能性がない。蓋し如何なる政黨の成功するも均しく客觀條件がある。中國の現状より之を觀察し一つとして共產黨の條件に合するものがあるか？中國は帝國主義の侵略を受くるの餘り、已に殖民地以下の地位に陥つた。經濟的に之を言へば……民は赤貧で一物をも貯蔵してゐない。

總理は「中國人は大貧と小貧の別のみありて資本家とするに足る者無し」と云つた。吾人は方に造産の暇が無いのである。然るに共產黨は「資本家打倒」を高唱し階級闘争を煽動する。寧ろ的なくして矢を射るものではないか。政治に就て云へば……中國は民主集權制度以下に在る。封建の餘弊は存在せずと爲ざるも、本黨は極力之が掃滅に努め其他法規制度に至りては國情民俗を斟酌せざるなく、三民主義を以て最高原則とする。統制を革むるは最善を盡さん爲にして、世界の大勢に反する施設ではない。然るに赤匪は之に代るふに暴民の專制を以てせんとする。果して何事を成し得やう。

經濟政治の各方面より之を觀て共產主義の中國にあるは恰も大患が虛弱なる身體を侵すが如く、強剤を用ふるれば却つて徒に害を増し、用ひざれば更に重患となるは明かである。

我黨政府は強隣に邊境を壓迫せられつゝ日を送るの不可を知らざるに非ず、又所謂赤匪は少數の暴徒がルーブルに買収されて國家を顧慮せざるものにして、其他の匪衆中にも亦脅迫により盲動を爲すの輩無しとせず、從つて救ふ可からざる者に非ざることを知らざるものではない。然れども攘外は安内を先にしなくてはならない。數年來の討共工作は本來惡人を亡ぼし良民を救はんが爲め萬止むを得ざるに出了。近年殘匪は惡を怙みて悛めず「共赴國難」の論調を以て民衆の視聽を惑亂する。彼等固より測り知る可からざる他意を藏するを知る。然れども我政府は寛大にして常に其の翻意を冀つた。革めて心を洗ひ能く其の過去に於ける反動主能を拠棄し、一切の反動の組織を取消し、誠意悔過し中央に歸順すれば、政府は既往を追はず與ふるに轉向の途を以てしやう。赤匪の悔悟を希望するは則ちこの故である！

顧るに赤匪は狡猾性を成し、反覆常なし。過去の事實は顯に之を語る。其の謂ふ所の「共赴國難」にして糸毫の誠意あれば須く轉向に力を致し、罪を悔ひ正に還り、事實の表現を以て歸順の誠意を證明すべきである。故に赤匪の轉向には最底、左記五項の表示がなくてはならない。

(一) 中國共產黨の取消 残余赤匪は共產黨の名義を以

ある。

眞の共產主義は中國に於て實現不可能である。況んや羊頭狗肉の赤匪おや。故に殘余赤匪にして若し投誠の決心あればその第一條件としてその謂ふ中國共產黨の組織を取消すべきである。

(二) 紅軍の解散 年來赤匪は狼奔豕突、地方を靡爛せしめる。其の唯一爪牙を紅軍と爲す。國軍の屢次討伐に由り殆ど消滅せるも殘黨今尙ほ邊境に潜伏し、最後の漠抓を企圖する。赤匪にして我中央に投誠せんとせば其の殘餘の紅軍も亦全部投誠し、改編を待つべきである。蓋し中國の兵力を以て敵に當らんとせば先づ編制を統一し、命令を統一しなくてはならない。茲に始めて指揮の効を現はすであらう。一國家にして相容れざる兩様の軍隊制度を存置することは斷じて許さるべきでない。況や紅軍は特殊の編成制に成り邪說の薰陶を受ける。假令一時真心より投誠するも再び叛亂し、國軍の後方を騒がす無きを保し難い。故に赤匪投誠の第二條件は紅軍を解散し國軍の軍制を統一するに在る。

(三) 第三國際との離脱 凡そ外人の指示を受けて祖國に危害を加ふるは等しく之を漢奸の行爲と認める。傅儀、殷汝耕、李守信等は何れも漢奸の最たるものである。猿が冠を戴いて佛儒として登場せるもので、何れも某國の糸を

引く處なる事は國人の共に知る處である。赤匪は第三國際の使嗾と援助を受け祖國の顛覆を圖り、異族に忠を致す。其の罪悪は傅儀、殷汝耕、李守信以上である。然るに少數智識分子の却つて之を辯護するは、其の心理を理解する事が出来ない。第三國際の主持者は何國であるか、策動者の何人であるかは姑く之を論ぜざるも、要するに我が同族に非ず、其の心を異にする。赤匪の目的とする處は中國を匪化し、本黨を撲滅して政權を奪取し、異族の附屬物たらんとするのみである。偽偽自治區が甘んじて某國の保護を受け、恥として恥を知らざると異なる處がない。故に赤匪偽偽自治區は同一物にして何れも漢奸の顯著なるものに屬する。然るに異と爲すべきは漢奸肅清を高唱する所謂智識分子で、漢奸と同罪の赤匪に同情することである。何たる矛盾であらう。殘黨赤匪にして漢奸の汚名を雪がんとせば、悔悟の誠意を披瀝し、速に第三國際と完全に絶縁し青天白日旗の下に馳せ参じ、力を雪辱禦侮自力更生の工作に致すべきである。

(四) ソウエート組織の取消 赤匪の行政機構たるソウエート組織に就ては姑く其の善惡の論を擇くも、要するに統一の中華民國には自ら其の政治制度あり、斷じて二様制度の同時存生を許さない。今日赤匪の盤據する區域は均しくソウエート制度と爲して居る。其の我國の行政體系を破

壊せんとするものなることは疑ふ餘地がない。故に赤匪は須く先づ其所謂ソウエート制度を取消し、我國固有の組織を恢復しなくてはならない。然る後始めて投誠を容認するの餘地があると云ふべきである。

(五) 階級闘争の放棄 マルクス階級闘争の説を唱へてより共産黨徒は之を奉戴して國家を卑下し、階級闘争の手段を用ひて社會機構を不安ならしめ、恐怖時代を招來し以て赤化の目的を達成せんとする。其の直接の結果は新興の商工業及全部の國民經濟を根本的に破壊せしめ、其の間接結果は帝國主義に乗すべきの機會を與ふるのみならず、其害毒の深く禍の大なることは帝國主義よりも甚だしい。故に赤匪は先づ此種策略を放棄して始めて投誠を言ふべきである。

以上述ぶる處は本黨の赤匪投誠に對する最底限度の要求で、又若輩唯一轉向の途である。赤匪が能く短期間に内に切實に實行すれば政府はその既往は之を寛に附し其の將來に期待しやうとする。若し依然他意を抱き迷夢を醒まさず歸順を忘れんか、叛國罪名は百世に殘るであらう。我政府亦斷乎討伐し肅清の徹底を期するのみである、其の去就は汝等の自ら之を選ぶべきのみである。(S·K)

華北に於ける日本語研究熱

以下に掲げるのは南京發行の雑誌「日本評論」三月號所載の「五十年來の華北文化界に於ける日本語の消長」の抄譯では、次の如くである。

中國人が日本語を正式に研究し出したのは中日國際關係の密接となつた光緒十年（一八八四）からであるが、その後、日本語學校を北支に經營する者多く、彼の有名な横川省三、沖祐介もその一人であり、日本大陸政策に如何に役立つたかと窺はれる。

斯くて排日抗日となり一時日本語研究熱は下火となつた如き觀を呈したが、最近知識分子の間に日本語の研究が再燃した然し最近の日本語研究は抗日認識に迫られた所謂「知識戰爭」「讀書救國」の結果の現はれで、之は中國民族復興を意味するものである。

一 日本語の華北侵入の沿革

清の光緒十年（一八八四年）朝鮮に事變（甲申京城事變）が勃發して以來、中日の關係は漸く多事多難となつた。越えて光緒十二年、清朝政府は學生十五名を選抜して日本語研究の爲渡日せしめた。之が中國人の正式に日本語を學習した濫觴である。

此時日本は已に東亞經營の雄圖を有して居り、民間の志士末廣重恭、荒尾精、根津一等の人は前後して、上海、

漢口、等に東學館、樂善堂、中日貿易研究所等の機關を創立して、日本語の傳播なる名目の下に、中國の政治問題を研究して、諜報的工作を爲してゐた。

光緒二十二年（一八九五年）中日甲午戰役（明治二十七八年戰爭）の後、臺灣は日本領となり、「日本語の力量によつて臺灣人を日本人とする」の語の下に、伊澤修二が指導する日本語傳播所が設けられた。

同時に朝鮮の京城に乙未義塾が成立し、五個の分校に分れ、學生は五百人以上に達し、日本文典や日本歌曲を教へ

その後朝鮮が併呑さるゝや、設立者は公認の日本教育家になつた。

光緒二十六年義和團の亂後、日本の國際的地位は高まり清朝の軍事、警察、教育には日本人が參加指導し、日露の役の直後は日本の對華外交の黃金時代であつた。川島浪速は北京警察の中心をなし、日本の華北文化勢力を扶持するに力あるものが有つた。又此の頃、東文學舍（中島裁之）文明學舍（横川省三）東亞善隣學堂（佐々木照山）、振華學堂（沖禎介）、八旗中學堂（佐伯新太郎）、日英速成學校（黑瀬道隆）、日語速成學校（大柴丑松）、等が設立し、北京の各街巷には到る處ア、イ、ウ、エ、オの聲が聞えた。

前述の東文學舍は袁世凱が經費を供給してゐて、學生は一千八百名の多きに達した。

東亞善隣學堂は日本公使内田康哉の夫人の出資經營する處であり、慶親王が毎月一千元を補助してゐて、學生は約二百名程であつた。振華學堂は北京東單六條に在り、校長は兵部尙書の那桐で、これ又學生は數百名に達した。此の他、分光會なるものを組織して、日本教師の連絡機關とし且、日新文社（豐臺）、定武中學（定縣）、趙州學堂（趙縣）、正心義塾（豐潤）、王杜女學院（北京）、求實學堂（北京）、五斗齋育才義塾（北京）、會文學堂（北京）、山西（山西）には日語の學校は増加するばかりで、日本語は第二外國語として選修科目となつた。

二 現在の日語研究の情況

九一八、一・二八以後、日本人の經營する學校、例へば江漢中學、中日學院には一時大退學問題が起り、留日學生も相率ゐて歸國した。而して、彼等は均しく對日認識の必要に迫られ、遂に「十年休養」「知識戰爭」「讀書救國」に一決、大衆は此處に再び日本語研究に入つたのである。故に現在の日語研究は以前と異り、日本人の指導する受動的のものでなく、青年、知識階級の知識慾と愛國思想からほとばしる自發的のものである。

以上の熱により日語研究は、各大學の第二外國語となり、圖書館の施設となり、日文書籍新聞雜誌の普及となり、日語講習會となり、個人教授となつて目下全盛を極めてゐるが、其の中二千五十七人は日文書の閲覽者で、總數の

大學（太原）、等には何れも日本人の教師が派遣された。光緒二十九年（一九〇三年）日露戰爭の勃發するや日語教師は悉く之に從軍し、此處に日語の學校は休校の已むなきに至つた。日露の役に際して、中國が善意の中立を宣布したのは、華北に日語の普及した結果、日本を扶持するの政治的色彩の出來た爲だと說く者が多いが之は必然の結果である。

此の頃蒙古客喇沁手府に有つた毓正女學堂の女教師一宮操子は、親露を破壊するの計畫を有し、日本特務機關の祕密工作を遂行し、併せて蒙古人に親日の感情を植えつけ、國策遂行を有利に導いたが如き、日語の教育力量は忽にする事が出來ない。

日露の役後、中國の留日學生は激増し、且光緒三十四年に中國の招聘した外國教師三百五十六名中、日本人が三百十一名を占め、歐洲人は僅に四十數名であつた。日露の役後、南滿は日本の勢力範囲となり、光緒三十年岩間德也は金州民立學堂を創立し、日語の教授を開始した宣統元年（一九〇九年）以來、公學堂を蓋平、熊岳城開原、遼陽、長春の各小學校に設立し、均しく中國子弟の特別學校とした。且民國元年（一九一一年）、鐵嶺、遼陽、華北、東北等の十二校があり、毎日二時間乃至四時間の授業があり、正式聽講生が五百人以上ある。

（四）各圖書館の施設

國立北平圖書館の藏書は總計三十二萬冊であるが、その中一万五千冊は日文書籍で、燕大、清華の兩圖書館も日文書を數千冊有し、殊に北大の日文書の藏書は國立圖書館より多い。平大法商院研究館の書籍は八千四十冊程であるが、その中日文書は三千百餘を占め、雜誌百五十種の中、九十種は日本語のものである。而して民國二十三年八月から二十四年三月九日（約七ヶ月餘）の間に閲覽者數は三千六百三十三人であるが、其の中二千五十七人は日文書の閲覽者で、總數の

百分の六十を占めてゐる。

華北在住の日本人は北京に大成文庫、天津に公益會を組織し、二十四年六月一日圖書館を開いた。該館の藏書は二萬一千餘冊ある。

此の他、錢稻孫の泉壽東文庫があり之は日本書籍専門の私設圖書館にして約五千の日本書籍を藏してゐたが之は九・一八後閉館してしまつた。

(八) 日本書籍の販路 北京に二つの日本書籍専門の書店がある。一つは日本人が民國元年に始めた東亞公司であり、他の一つは民國二十三年中國人が始めた人人書店である。

民國二十三年北平で出版した「日文と日語」は初版三千冊を印刷し忽ち賣り切れ、重ねて數千冊を印刷した。

日本語を學ぶ讀本、文法等の書籍が三十六種程あるが

何れも知識分子間に賣れてゐる。

(二) 日本語講習團體 元來日本語學校、日本語講習會は平津地方で發達したものである。

日文速修講習會の修了者は既に三百名あり、業餘日語補習學校の修了者も二千名に達してゐる。

其の他日本人の經營する講習會が合計四つあり、殊に同學會語學校の日語班は古い歴史を有し、卒業生約五百名、現在四五十名の學生を有してゐる。

上海市總工會内情

上海市總工會は其の名稱に於て共產黨の指導下に在りし上海總工會に酷似すと雖も、其の主張する處は全く之と對立的にして端的に階級闘争を排撃し勞資協調を力説する。中國共產黨に於ては此の内部にフランクションを形成すべく常に努力しつゝあるも今日迄の處指導部に對しては殆ど工作の餘地なく、此の限に於て上海市總工會と中國共產黨とは絶對的無關係と稱し得るであらう。然し上海市總工會の基本組合たる各個の總會には、曾て中國共產黨の影響を受けたるものあり、又現に受けつゝあるもの若干存し、客年末來上海に繰返へされたる紡績罷業の如きは直接には各界救國聯合會の指導に係ると雖も、此の各界救國聯合會が既に中國共產黨と密接なる聯繫を有し、其の組織内に有力なる共產黨フランクションを有したるを以て、斯かる關係に於ては上海市總工會と中國共產黨との關係を否定する能は

ざるは明かである。

又同會の勞資協調は専ら所謂民族資本との關係に於て主張するもので、在支外國人工作場に對しては必ずしも協調を主張せず、其の主張せらるゝは全く本國労働者の利益を擁護する點に於て爲さるゝを常とする。蓋し同會は往時國民黨左翼を以て自他共に許したる改組派の流を抑むもので、其の階級闘争の主張は改組派の衰勢に比例して次第に退色し、現在は全く之を否定するに至つたと雖も、其の反帝主義の主張は何等變更せらるゝことなく、寧ろ所謂民族資本との聯繫の強化せらるゝに從ひ一層尖銳化的傾向を有す

抑も同會は一九三一年滿洲事變の直後、非合法的に組織せられ、主として抗日救國と改組派の復活とを目標としたが國民政府は労動者團體の勢力強化せらるゝを處れ、一九二九年公佈せられたる工會法（労働組合法）に於ては單獨工

會の組織のみを承認し、是の單獨工會の聯合組織たる總工會に就きては何等規定する處なく、言外に之を否定し去り當時着々進捗しつゝありし上海市總工會の準備運動も工會法の公佈と共に廢止せられた程である。然れば滿洲事變後非合法的に組織せられた總工會に對しては容易に認可を與へず、是が正式に認可せられたるは實に成立後二年九ヶ月を経たる一九三四年九月のことである。國民政府が上海市總工會の存在を如何に迷惑視したるか思半天に過ぐるものがある。

民衆の反帝國主義運動が激化するや不祥事を結果するは歴代政府當局の屢々經驗したる處なるを以て國民政府が上海市總工會の認可を躊躇したるは専ら勞働者の無軌道行爲を恐れたるは明かるも、認可躊躇の理由を單に此の一事に限るは妥當でない。國民政府就中蔣介石系としては改組派勢力の勞働界への浸潤こそ最も恐れられたのではないかと想像せられる。而して此の想像に誤りなく上海市總工會の認可を以て改組派懷柔乃至蔣汪合作の具體的表現と見るを得べく、他面又總工會執行委員の中に蔣介石系の増加したるべきを想像することを得る。之を換言せば上海市總工會の政府への隸屬が一步前進したるものと云ふを得るであらう。

上海市總工會は此の兩總工會を合併したものである。

二 上海特別市總工會の成立

上海七十餘の勞働組合は一九三一年十二月十九日各々一名乃至三名の代表を選出し、郵務工會の事務所に上海工會代表大會を開催し、滿場一致を以て上海特別市總工會の成立を決議し、更に役員の選舉を行ひ宣言を發表した。此の宣言は當日の決議事項を網羅したるものにして同會の綱領を窺知するを得る。

(イ) 上海特別市總工會成立宣言

本黨は民衆を指導し革命に努力することを以て標幟とする。過去に於ける革命の功績は總て大多數の民衆が本黨の指導下に奮闘努力したるため、黨の力量を集中し黨の基礎を鞏固に爲し得たるが爲めである。然るに民國十六年以來黨の指導者の多くは指導の責任を輕々に放棄し、且つ小數の腐敗分子及び不良分子又機に乗じて黨内に混入したるため、黨自體が民衆から離脱し民衆を欺瞞し壓迫するの事實は日と俱に顯著となつた。故に民衆は失望の餘り本黨を非難し本黨に對する信賴を失つた。而して國內政治も亦從つて其の重要な中心を失ひ、今日の如き支離滅裂の危局を釀成した。今日全國民衆が咸黨治の復興を仰望し企求するの甚だしきは最早や一寸刻の猶餘も許さざる事實である。

なるも、所謂抗日救國の主張は牢獄として抜くべからざるものがある。従つて近く我東京に開催せらるべき亞細亞労働會議に代表派遣せらるゝことあるも、必ずや反日的言動を以て會議を混亂に陥らしむべく、又四圍の事情如何によりては、我が民衆就中勞働大衆に逆宣傳を試むべき可能性が十分あるものと思料せられる。

次に總工會の成立經過其の他の参考事項を掲出する。

一 兩總工會の成立

上海市總工會は上海總工會が中國共產黨の指導下に在たるが如く完全に國民黨の指導下に在るものである。其の發生は一九二八年に溯るを得べく、當時市黨部の民衆訓練委員會は既に總工會設立の準備を進めつゝありたるが一九二九年工會法及び工會法施行法の公佈せらるゝや、單獨工會のみ承認せられ、其の聯合組織たる總工會は消極的ながら否認せられたる爲め其の準備は解消の已むなきに至つた。

然るに滿洲事變勃發するや共產黨指導下に過激なる民衆運動が擡頭したるため、從來機會を窺ひゐたる勞働運動者及び政治的野心家は、好機到れりとして總工會組織の運動を開始し、遂に一九三一年十二月十九日上海特別市總工會及び上海市總工會なる兩總工會の成立を見た。而して現在

本會等は不敏と雖も國民的立場に立ち一致して次の如き主張を發表す。

(甲) 黨務に關する方面

一、黨は民主集權制を原則とし以後組織及び施設は絕對民主化とするであらう。殊に如何なる名義を利用して、と雖も過去に於けるが如き獨裁の覆轍を繰返へずを得ない。

二、黨は民衆を基礎とし緊密に民衆と結合して、黨自體を充實せしめ而して民衆指導の責任を實現するであらう。

三、黨は全國政治の最大原動力となり一切の政治軍事は黨の支配を受けしめ「以黨治國」の主旨を貫徹するであらう。

四、黨務及び治務の責任者は相互に兼職するを得ず、斯くて「以黨妨政」或は「以政侵黨」の弊を免るであらう。

(乙) 勞働運動に關する方面

一、勞働者の地位を向上せしめ勞働者團體を保障せよ。

二、現行の勞働組合法及び一切の勞働法規を取消し、民國十三年總理(孫文)の立案の決定したる勞働法規に根據して、別に勞働團體を適切に維持し擁護する勞働組合法及び勞働法規を制定するであらう。並に組合より

正式に代表を派遣し制定に際し意見を提出せしめる。

三、労働團體は縦横の組織を有し並に其の成立を扶助するであらう。

四、労働者に對しては智識職業或は服務機關により區別し或は別視するを得ない。總て一律に組合組織の權利を有せるであらう。

五、失業労働者に對しては政府當局より適切に救濟するであらう。

六、労働者が罷工の絶對自由権を有することを承認するであらう。

七、十八年間既存の各組合の組織を恢復するであらう。

八、無組織の労働者を援助して組合を組織せしむるであらう。

以上の諸點は其の最も重要なものゝみである。詳細なる方案は猶ほ黨國の諸公及び各方面の君子に待ち、此の主旨に基きて遂一實現せんことを求める。外交及び中日問題の主張に至りては曾て屢々通電及び宣言を發したるを以て茲に再び宣しない。本會等は遺訓を忘れず労働運動を正常化し並に労働政策を實施する爲に即時上海市總工會の成立を一致議決し、全市の労働者の實力を團結せしめて繼續奮闘せよ。斯くて全市の労働運動を正常なる軌道に上らしむるを得ば黨國の前途は漸く昌明の域に至るであらう。之は單

に我が八十餘萬労働者の喝望努力の目標たるのみならず、抑も亦四億同胞の祈求する鴻謨である。今後我が全市八十萬の労働者は一致して本黨及び市總工會の指導下に誠實を以て必ず主義を守り、其の行動は務めて正軌を求める實業の振興に努力し労働者の福利を増進せしむるであらう。望むらくは黨國の諸公、國內の賢達が指數を音ます時に匡助を與へられんことを。然らば獨り我が全市労働者の感銘する處たるのみならず黨國の前途も亦之に頼るであらう。

民國二十年十二月十九日

上海市工會代表大會

(口) 上海特別市總工會役員

○執行委員
傅德衡、李永祥、朱學範、趙振輝、李夢南

陳海秋、俞仙亭、龍浦雲、翁瑞夫、龍雨亭
周學湘、葛鶴才、桑玉堂、梅國楨、張林華

趙樹聲、邵虛白、劉星伯、陳慶榮

○監査委員
葉啓明、張竹榮、王玉祥、謝裕通、萬譜聲
葉翔臯、繆鴻俊、汪劍平、樂雅卿

(ハ) 上海特別市總工會ノ基礎組合

輪船木業工會
鐵路務工會
製造業工會
達華工業廠工會

四區捲煙草業工會
內河汽船
裁縫業工會
藥業工會
洋布業工會
一區メリヤス業工會
二區メリヤス業工會
茶食業工會
猪鬃業工會
英米煙草業工會
刷子業工會
木器業工會
十區絲織業工會
新聞業工會
四區卵業工會
二區絲織業工會

製革業工會
製帽業工會
琴業工會
六區水電業工會
郵務職工工會
郵務工會
日商紗廠工人抗日會滬西辦事處
染業工會
絲吐業工會
護謹業工會
五區棉紡業工會
生藥業工會
人參業工會
石印業工會
中華海員工會
典質業工會
臘味業工會
線香業工會
二區碼頭工會
七區絲織業工會
招商局五區碼頭工會
江南造船所
三區棉紗業工會
七區大工業工會
日商碼頭工會
一區碼頭工會
六區メリヤス業工會
滬甬汽船給仕工會

三 上海市總工會の成立

上海特別市總工會の成立大會と時を同じくして南市國貨路所在第一區水電業工會に於ても全上海各工會代表大會が開催せられ、六十餘個の労働組合代表二百餘名參集し左記決議を爲し役員の選舉を行つた。

- (イ) 上海市總工會成立大會の決議
 - 一、汪精衛先生の國民救國會の主張を擁護す
 - 二、民衆運動を恢復す
 - 三、敵打せられたる學生を慰問す
 - 四、黨務改進會の主張を擁護す
 - 五、中央に現市黨部の迅速なる改組を要請す

六、汪精衛、胡漢民兩氏が即日入京し黨國大計を主持せら
れんことを要請す

七、上海市總工會を成立せしむ

八、各地に通告し労働者團體の具體的組織を成立せしむ

九、中央に即時出兵抗日を要請す

二、喪權辱國の張學良を嚴重懲罰す

二、代表を南京に派遣して報告せしむ

三、職工會の組織を恢復すべきことを要請す

三、第四回一中全會に労働組合法及び工場法を改正し労働

者の苦痛を除去すべきことを要請す

（口）上海市總工會成立大會の標語

一、全市の労働者團結せよ

二、努力して労働者を苦痛から解放せよ

三、總理の農工政策を擁護せよ

四、四屆一中全會を擁護せよ

五、總工會を擁護せよ

六、日本帝國主義を打倒せよ

七、政府の出兵抗日を督促せよ

八、三民主義萬歳

九、中華民國萬歳

十、勞動者の解放萬歳

（ハ）上海市總工會役員

工業工會、六區棉織業工會、翻砂業工會

四 兩總工會の合併

兩總工會成立大會の決議、宣言を比較するも兩者の間に何等差異あるを發見する能はず從て二つの總工會の同時に成立したる理由は甚だ不可解視せられたるが、成立後約十日にして即ち四月二十一日兩者は合併し新章程を制定し同時に左記役員を選舉した。

（1）改組後上海市總工會役員

○執行委員

朱學範、周學湘、葉翔臯、李夢南、邵虛白

蘇紹白、龍沛雲、劉心權、丁昌權、沈家濱

范一峯、張林華、陸機運、李華、鄒德馨

趙振輝、嚴泉榮、水祥雲、周企貴

陸克明、史詒堂、葉恭倫、陳秀普、張遠明

周紀黨、劉錦泰

（口）章程に明記されたる目的

此の總工會の綱領は前記兩總工會成立大會の決議、宣傳により容易に窺知せらるゝ處なるが、新章程第一條に於ては本會の目的を次の如く規定した。

「本會は三民主義の原則により生産を發展せしめ、労働者

○執行委員
楊有任、陳培德、張耀明、湯俊生、葛雲萼
后大椿、王永良、胡壽祺、周光榮、葉啓明
顧若峯、俞仙亭、玉竹坪、李華、胡小妹
翁瑞夫、陳海秋

○監査委員
陳宣人、陳燮臣、王斌、陳慶雲、陳兆慶
楊叔梅、桑玉堂、袁雲龍、夏海林

（二）上海市總工會の基本組合

五區燐寸業工會、九區水電業工會、五區棉織業工會、江南造船所工會、履業工會、宰鴨業工會、鮮豬機船工會、煤炭柴業工會、五區棉紡業工會、日華紗廠事務所工會、五區裝卸工會、六區搪瓷業工會、一區搪瓷業工會、六區煤氣業工會、出版業工會、裝訂業工會、一區棉織業工會、十區棉紗業工會、軍服業工會、六區乘合自動車工會、五區大工業工會、五區造紙業工會、五區捲煙草業工會、三區棉紗業工會、一區清潔業工會、民船木業工會、造酒業工會、旅館給仕業工會、蘿坦業工會、布業職業工會、四區運駁業工會、六區綿絲業工會、蠶蛾工會、碼頭工會、一區水電業工會、六區捲煙草工會、裁縫業工會、三區漂絲業工會、一區大工業工會、市製墨業工會、活版印刷業工會、梗片業工會、一區大

の知識技能を増進せしめ、相互に勞資合作を謀り本市各業工人の労働條件及び生活を維持することを目的とする」蓋し此の目的の中に目的貫徹の手段をも看取するを得るであらう。

（ハ）法律上の保障獲得

斯くて上海市總工會は事實上全上海の労働運動の指導機關となり、其の改良主義的な主張は勞資双方の信賴を得て次第に其の基礎も鞏固となりつゝあつたが、一九二九年十月公佈せられたる工會法（労働組合法）には工會の組織は明確に許可したるも其れ等工會の聯合組織（即ち總工會）に就きては何等規定する處なく、從て上海市總工會は事實上存在したるも其の法律的根據を缺如し、一九三三年始めて上海特別市黨部訓令を以て暫定的認可を得たるも上海市政府社會局は依然工會法に總工會組織の規定なきを理由として容易に認可を與へず、茲に於て總工會は中央に對し國難期に於ける總工會の必要を力説し其の認可方を要請したが中央に於ても容易に認可を與へず、此の要請に對し實業部よりの回答は

「總工會の名稱は法律上の根據なく、且つ前例がない、若し各工會を聯合して抗日救國に從事するの必要ありと認むるに於ては、北平、天津の例に倣ひ、上海市總工會を上海市各業工會救國聯合會と改めるであらう」

と云ふに在りて中央民衆指導委員會も遂に總工會の名稱變更を命ずるに至り、總工會は萬策盡きたるかに見えた。然るに越えて一九三四年一月四中全會の開催せらるゝや總工會は又もや同會に對し
『弊會成立以來全市の工會指導に當り又嚴重なる國難期に善處すべく最大の努力を拂ひ、遂に共產黨の活動を防止し、更に各業の勞資紛糾を解決し、進んで勞資協調を促進したるは殊に顯著なる成績である……故に過去の工作成績に就て云ふも實に存在を認可するの必要がある』と主張し

上海新白系露字紙「避難民の思想」再發行と其の傾向

客年十月滿洲國を追放せられ渡渉した西伯利亞自治派舊露國人「エム・ペー・ゴロワチヨフ」は同年十一月始めエミグラントスカヤ・マイスク（「避難民の思想」）なる新聞を發行したが、經營難に陥り十二月限り休刊した。其の後日・獨・伊等に接近して後援者を物色したが不成功に終つて居たところ、セミヨノフ一派に好感を有せざる「蘇聯軍長老團」が之を機關紙とすることとなり、舊題その儘三月三日再生した。本誌はソ聯邦現政權の打倒を主張すると同時に、國家主義蘇聯の利益擁護を條件とし、現政權打倒の爲め外國の援助を必要とする事を力説して居るが、専ら日滿軍官憲の滿洲國內に於ける對露國人政策、就中セミヨノフ一派を中心とする統一政策に對する不平にあるものゝ如くである。

客年十月滿洲國を追放せられ渡渉せる西伯利亞自治派有力者舊露國人「エム・ペー・ゴロワチヨフ」は今春より新聞

一月五日第一號を發刊した。

趣意書に依れば本紙の使命は全ロシヤ移民の生活及行動の啓蒙に資するが爲め國際状勢の解説及び全ロシヤ移民の生存のために各種の現在及び將來の政治的經濟問題の解説に努め、上海露國居留民の文化、宗教、經濟、法律的教養機關たるに在り特別通信員を

柏林、ベルグラード、プラツセル、ワルソ一、巴里、ブランゲ、ロンドン、ニューヨーク、シドニー、ブリスベン、ベイルート、ソフィヤ、ロスアンゼルス、東京、青島、天津、哈爾賓に置く趣きであるが、在東京通信員は

東京市四谷區番衆町三六青葉莊アパート居住舊露國人西伯利亞自治團員 フィリゴンド・イラリオノウイチ・ボロチコフであると云ふ。

本紙の資金は購讀料を以て之に充て、露國新時代同盟、（ソユーズノーワラ・ボコレーニヤ）員並に露國民族委員會は本紙の支持團體として約四百五十名が購讀を豫約したと云ふ。

本紙は最初日刊となす計畫なりしも固定資金なき爲め週刊となし第一號を五日に、第二號を十五日以後日曜毎に刊行の豫定で、發行人兼編輯長はゴロワチヨフ自身、編輯顧問に露國新時代同盟會長フレザント・ワシリエヴィチ・ボボ

『工會法を改訂し各省市が總工會を組織し得ることを明白に規定し或は單行工會組織法規を制定公佈せられたし』と要請し又『中央民衆指導委員會に對しても斯かる新法公布前暫時弊會の存在を認可せられたし』と請願する處があつた。

上海市總工會の斯かる希望は漸く同年九月に至りて達成せられ實業部令を以て各省市總工會組織が正式に認可せられた。斯くて上海市總工會は法人と認められ愈々其の基礎を鞏固にし現在は名實共に上海に於ける勞働運動の唯一の指導者となつた。

（S・K）

フが就任し、編輯所は佛租界亞爾培路二二二號の一六號に置いた。

本紙は發刊後間もなく經營難に陥り客年十二月限り休刊し發行人兼編輯長ゴロワチヨフは或は親日的言辭を弄して日本軍官憲に接近を策し、或は防共的傾向を標榜して獨伊フアシストに連絡を謀る等、種々後援者の物色に狂奔中であつたが何れも不成功に終つた。

然るに最近ロシーゼム（露西亞主義）なる白系露人指導原理の下に蘇聯邦防衛派の運動澎湃として勃興せるに對抗して、本年二月中旬大連より來滬、親セミヨノフ系を中心として在上海白系露國人の統一を畫策したるアクマン・セミヨノフの祕書ブイ・スルーツキイ等の策謀に心好からざる舊露國高級將校を中心として組織せられたる露國軍長老團（Группа Старых Русских Офицеровと稱す）の乘ずる處となり、其の機關紙として舊題號の儘本年三月三日再生した。即ち發行人は從來通りエム・ペー・ゴロワチヨフにして編輯人は編輯委員會となつて居るが、編輯委員會は前記露國軍長老團の一異名團體である。委員の氏名は左記の如くである。

一、エム・ペー・ゴロワチヨフ シベリヤ自治團員

二、ムラチコフスキイ 元陸軍大佐にして武漢政府軍事顧問

ガレンの部下として蘇聯邦より來滬したるが現在は中國革

命軍々事委員會情報部顧問上海駐在員である。

三、カーラー・アーヴィング・テイエフスキイ 元陸軍中將、昭和十年十二月滿洲國より追放せられ來退した。

四、エム・ゲー・スエイチヨフ 元陸軍少將、昭和十年末滿洲國より追放せられ來退し佛租界工部局經營露國人小學校附屬育兒院長に就職す。

五、ウエデニヤービン 元陸軍將校上海在鄉軍人會幹部

六、エヌ・ワイ・フォーミン 元海軍大佐、露國民族委員會長

前記の外辯護士イリヤ・シエンドリコフ漫畫家チャイナ

デイリ・ニュース社員サボ・ジニコフ佛租界工部局社會課員ソブリュグエフ等も一時加入したるも其後脱退した趣

きである。

本團の包持する白系指導原理は後掲第一號同團發起團の宣言並に第二號同團決議（何れも本年三月三日本紙掲載）中に明白なるが如く、表面蘇聯邦防衛派と敗戦派の中間を行くものゝ如きも蘇聯邦現政權の打倒を主張すると同時に國家主義露國の利益擁護を條件とし、現政權打倒の爲め外國の援助の必要を力説し居れる點より觀れば、露國青年同盟一派の防衛派の理論と大同小異の主張で、祖國領土と云ふも國家主義露國の利益と云ふも要するに露骨と圓曲の差あるに過ぎない。本團の言はんとする處は如斯き國家的問題より選ばれたる無定見なる日和見主義者の指導に屈従することを欲せざるが故に、悲劇的な中間的な立場に陥り、其の結果積極的露國々家主義團體の全指導者は逮捕追放され、極めて小數の避難民が裏切に近き見解を忍受し、地方機關の小エーゼントの地位を甘受したのである。或は事實上この状態より脱出するの手段を持たなかつたのかも知れぬ。

此の協同工作は或は當分の間露國避難民の地方生活問題に關する迎合的輿論の創造を充分に保證するであらう。乍然これは巧妙に政府のエーゼントの目を眩惑せるコミニテルンの國內及國外組織との鬭争事業に對して、露國避難民の眞情を犠牲として捧げしむることも出來ず、百害ありて一利なきものである。而して露國避難民がその義務たる犠牲より逃避するは指導精神なきが故である。

爾余の避難民は深刻なる幻滅を感じ、且つ結果を考慮するの裕餘なく反対の極端に馳つた。即ち口に反共鬭争を唱へつゝ無條件的「防衛主義」に共鳴するに至つたのである。

乍然、積極的國家的勢力大衆的主要部分は實際的政治的立場に立脚して前者の行動も又後者の「防衛派」理論も共に百害無益なることを明瞭に理解して居る。

露國裏切團體は露國々家主義の事業に於ても又諸外國愛

題よりも寧ろ日滿軍官憲の滿洲國內に於ける對露國人政策、就中セミヨノフ一派を中心とする統一政策に對する不平に在るものと觀察するを妥當とする。而して本露國軍中央部の中心人物はムラチコフスキイで、同人は現在南京革命軍事委員會情報顧問で、在上海情報機關長として中國軍部より將官の待遇を受け、アワケンティエフスキイ等は本名の諜者として働いて居る。露國民族委員會長フォーミンは本團に加入せるが爲め會員の指揮に遭ひ、近く現職より迫はるゝの情勢に在つて、一般露國人の注目的となつて居る。

一 發起團の宣言

第一章

既に周知の日獨協定に於て公式に聲明されて居る、反共產主義及コミニテルン鬭争中央の眞實の方針に明かに背馳したる滿洲國內現地政策を遂行しつゝある指導者等は、露國問題に於て特に矛盾甚だしく、該鬭争の露西亞部は滿洲國內の日和見主義的團體中より最惡の人物を避難民の首班に推し、彼等を露國避難民大衆並に露國避難民運動より孤立に瀕せしむるに至つた。

滿洲國內に於ける國家主義露國避難民は反コミニテルン事業を停止するの意志は有せざるも、同時に露國避難民中國者に取つても害悪あることは今更立證を要しない。

此等の團體は海外に於ても露國に於ても、惡漢以外の何人をも誘引する能はざりしのみならず、今後も不可能であらう。完全に被傭者の境遇に置かれたる此等團體は鬭争に當つても第三インターの手に多數の勇敢なる煽動者を與へ、以て露國に於けるコミニテルンの立場を非常に強化するものである。

防衛派の理論も有害危險である。第一に蘇聯邦政府と國家主義露西亞を區別することを忘れて居る。祖國の無條件的防衛主義を固執する此の理論は心ならずも——ソウエート政府は遺憾ながら現に祖國の政權を握つて居る——を擁護するの結果を招來する。ソウエート政府を擁護し同時に共産主義と戰ふ事は不可能である。此の防衛派の主張は非合理的である。

防衛派は反共鬭争をなすの意志を持たずして他派及外國人に對して攻撃の矢を向けて居る。防衛派の展開する似非愛國的傾向の故に、此の陣營はソウエート政府擁護欺瞞政策に對して無經驗なる人士を誘引し、同時に白系露國人に好意を寄する諸外國に對して其の信用を失墜せしむるものなるが故に甚だ危險である。諸列強政府は日和見的ではあるが國民大衆は防共的原則を堅持して居る。

この見解から觀察するに露國避難民中に防衛派的親蘇的

黨派及新聞紙の存在することは、外國人及露國避難民間に成立せる關係を破壊するものである。防衛派が成功せる場合、避難民の在外經濟生活を根柢から完全に覆滅せしむることとなるであらう。

如斯きは露國解放運動の活動力を根柢から破壊する方法として共産主義者に取つては緊要な手段である。

外國人の過誤の故に發生する防衛派的風潮は露國日和見主義者の迎合とボリシエウイキーの宣傳とに依つて、コミニテルンの陣營を強化して往く。故に此等の何れの潮流も許す可からず又露國積極的避難民大衆は之を忍容しないであらう。

我等、積極的露國愛國者の發起人團體は目下の錯綜せる非常時局に際し奮起し以て、反ボリシエウイキー露國擁護闘争の爲めのプログラムと統一的基本的積極的プログラムを高揚することを、愛國的義務なりと確信するものである。

第一に我々は一切の既成國家主義團體及黨の政治的プログラムを排除せず、明かにその必要を認める。

此等のプログラムが存在することそれ自體が露國避難民

は徒らに駄目を貪ることなく啻に祖國解放を念願するのみならず。將來の政治機構をさへ考慮しつゝあるものなることを、立證するものなるが故である。總て之等のプログラムは露國領土内に於ける現實に即し居るのみならず、新露

て居るのである。國家は領域、人民及政權より成る、吾人は領域と人民の利益を擁護するも政權は擁護しない。防衛派は現政權を無條件に擁護するのみならず赤軍の移行の可能をさへ主張して居る。

吾人は赤軍への移行に關しては彼等と見解を全く異にする。斯の如き主張は寧ろ露國の敵にして能く口にするを得る處であらう。而も蘇聯邦人と雖も全部が赤軍々人たるを得る譯ではなく、徵兵制度があり且つ赤色政府は戰爭に備へて特種の豫備兵を準備して居るのである。

蘇聯邦に入國し赤軍へ編入されることを夢想する白系露國人に與へらるゝ道は唯だ強制労働あるのみである。

吾人は斯かる道を勧めることは出來ず、是れ即ち蘇聯邦政府の擁護を主張せず國家主義的露國の擁護を説く所以である。

第三、「白系露國人の統一、友誼的勢力及外國勢力との聯絡」

この條項を度外視しては、前二項目の實現は不可能である。即ち本條項こそは前諸項に生命と實際を與ふるものである。強力なる避難民の統一及友誼的諸外國勢力との聯絡は海外兩方面（譯者註歐亞兩地方を指す）より露國の國家的勢力に活力とエネルギーを注入するものである。防衛派は自派のプログラムの實際を開することなく又

國々家制度機構々成に際しては之等既成プログラムは特にその必要を痛感するに至るであらう。乍然、在外生活に在る今日としては全露國避難民の行動のプログラムは唯一なるを可とし、對外的に避難民は一人格なるを要する。吾人が解放露國の福祉の爲に祖國に歸還する道は唯一である。而かも此の道を發見するは容易である。國家主義的解放運動の積極的陣營に於ける凡有政治的プログラム中に獨白の考察に基く共通的な要項がある筈である。吾等は此等の要項よりして「統一積極國家主義的」プログラムを作成するの要あるものと確信する。

第二章

統一的積極的國家主義露國の構成

第一、「露國解放の爲めの反共産主義闘争は最後の勝利を得るまで」

我々は如何なる國家主義的プログラムに於ても此の條項を缺如してはならぬ。本項は絶對的にして全積極的闘士の義務である。

第二、「大露西亞の利益を外敵より擁護する」

本項は全露國々家主義黨及團體の政治的プログラムにて必須の要項なることを斷言する。我々は現にソウエート社會主義共和國聯邦と名稱する國家の擁護を云々するものに非ずして、國家主義的露國の利益擁護に就て論じ

之を實現する方法も知らずして、『二頭一體的プログラムを高揚し闘争の道を發見することが出来る』と言つて、居るが遺憾ながら吾人は彼等に何等の闘争あるを見ない『多年の經驗に従して久しきに亘る避難民の存在それ自身が避難民の獨力を以てしては到底何事をもなす能はざることを明瞭に立證した』ことを言明せざるを得ない事を遺憾とする。

防衛派は全く侵略を排除して如何にして闘争をなすやを諳らない。

防衛派は國家主義露國には友邦なしと言つて居る。乍然吾人は政治上には友邦を求むる要なく、信頼す可き同盟者を獲得すれば足るのである。蘇聯邦國內に於てのみならず、外國に於ても第三インターの戰闘力の恐る可き發展強化は必然に露國國家主義的勢力に信頼す可き同盟者を與ふるに至るであらう。

第三インターの後方線に於ける實際的國家主義的事業こそは第三インターの實力を去勢するものである。吾人は世界列強の眞の愛國者はこの簡明なる眞理を了解し來つたと確信する。賢明なる愛國者の強力なる團體は日本にも在り、又獨逸のヒットラーはセルビヤ總主教ワルナワの口を通じて獨逸は露國領土占領の意圖を有せずと聲明するの必要を感じた。吾人と親善關係に在る國家主義

諸團體は中國及英、佛にも在る。勿論ヒツトラーの演説中の用語及要旨にはヒツトラーは露國を愛するとか、ヒツトラーは露國の友であるとか云ふ粉飾はない。如斯き意見は外國人等が完全に帝國主義的目的と使命を有する第三インターの恐る可き染血的發展に直面するに及んで初めて念頭に擡頭し來つたのである。既に吾人が論及した通り此の第三インターの勢力を去勢するものは、露國々家主義的傾向と離反することなき効切なる計畫と聰明なる露國々家主義的工作とあるのみである。而してこの工作を振興發展せしめ最後まで戦ひ通すものは露國々家主義的避難民を指いて他に求む可くもない。

避難民の實勢力を過大に評價するは不可であるが、之を過小に評價するの要はない。全世界に散居し而も反共産主義闘争精神に徹せる露國避難民はそれ自身廣大なる防共的世界的意義を持つものである（露國避難民は世界各國の中心地に於て五十餘種の新聞を持ち數千の決死的反共煽動者を送り得ることに關しては此處に論述することをやめる）。露國避難民をして其の全力と政治的價値を全幅的に發揮せしむるが爲めには總括的な露國問題に対する正しき決定と露國避難民の正しき組織とが緊要である。

外國人は全世界の治安を壊亂せんとする赤色勢力の開示する。

第一、最後の勝利を占むるまで露國解放の爲めに反共産主義運動を行ふ。

第二、外敵より國家主義大露西亞の利益を擁護する。

第三、避難民の統一及友誼的外國々家主義勢力との聯絡を保持する。

二 露國軍長老團の決議

一、反共産主義的露國避難民は第三インターに對する國家主義的勢力の闘争に組織的に參加する義務を有す。若し此の闘争が何等の形態に於ても露國領土の分割を目的とせざるに於ては此の分割は決して實現せざるべし。

發起者團

二、極東に於ける政治的現状に鑑み露國避難民はアタマンセミヨノフ及其の一派の分裂的政治行動に斷じて闘争すべからず、蓋し彼等の行動は防共の旗幟の下に行はれつゝありと雖も露國々家主義的利益に反すること明瞭にして、如何なる條件を以てするも辯論の餘地なく歐亞兩地方に在る避難民の支持を期待すべからざるを以てなり。

三、露國々家主義避難民の最も緊要なる問題は露國を敵視せず「唯だ反第三インター」の旗幟の下に在る外國々家主義勢力との聯絡を保持し、防共國家主義的指導中央部を創設する問題なりとす。

一九三七年三月一日

軍長老團
(S.K.)

ソウエート聯邦

ロシヤの印象

茲に掲げるのは倫敦發行ワールド・レビュー誌二月號所載、英國下院議員キャザレット大尉の印象記である。筆者は一九一八年頃西比利に出征した英軍將校で、現在は英國代議士、極東殊にロシヤの事情に通じた人であるが、ロシヤの日常生活

活の所見は他と異なるところもあり参考として採録した。

多くの人がロシアを見る、そして多くの人の意見が違つてゐるが、それはさして不思議なことではない。冬の日にロシアの田舎に立つて落葉した樹々に霜枯の淋しさを感じる人もあるらうし、又來らん春を想ふて調和せる竝木の枝振を賞づる人もあるらう。要するに人の所感はその見やうと思ふ目的にもよるし、又その人の觀察眼を支配する社會的レンズにも依るのであつて、英國の産業都市の最下段の貧民窟を標準として觀ればロシアの方が優つてゐると思ふこともあるが、普通の都市や、住宅地域や、工業都市に新たに出来た労働階級區を標準にするときはロシアは一つの大なる貧民窟である。予はロシアを去つて後までその心に残つた印象よりも寧ろ、總て見たところを其儘記さうと思ふ。予の往つたのは昨年の夏の頃であつた。

ロシアへ行つて自由に觀察することが出来るとは、よく人の訊くことであるが、民衆生活に關係のことなら何んでも觀察が出来る。働いてゐる彼等を、遊んでゐる彼等を觀察することが出来るし、彼等の家庭を訪問することも、市場で食糧を買ふこともできるし、彼等の賃銀がいくらで、それが何うつかわかるかも詳しく知ることが出来る。

ロシアの風俗習慣は多くは舊のまゝでボルシェウイキー

政府になつて新らたになつたといふのは至つて少い。それで官邊にも繁文縟禮が相變らず行はれてゐて、旅客に迷惑をかけてゐる。ロシアに入るや予の荷物は緻密に検査され書籍や手紙まで検閲されたが可笑しいことは係員が此等を逆さにしてみてゐたことで、此の分では内容が有害かどうか分りやう筈はなく全く一遍の形式に過ぎないと思ふ。外國旅客は何處へ着いても、入籠の目的、仕事のこと、さては兩親の有無等迄こと細かにうるさく訊問される。其の上暫くの間旅券は持ち去られ、誰も別に見さうにもない種々の表に記入され係員との問答は一々筆記して何れへか報告される模様であつて、こゝにも獨裁政治の特色が窺はれる。

神父スター・リン——ロシア人は一般に約束の時間を守らない、又何んでも安請合をするが容易には實行しない、が個人としては至つて懶懶である。列車は廣軌で乘心地はよいが人間と同様發着時刻が至つて不正確である。スター・リンはツアールに劣らぬほど畏敬され、人民は彼を『吾々の神父』と呼び、スター・リンの同僚は皇族以上に尊敬されている。

ロシアは猶ほ東洋國であつて西洋諸國の文物制度を之と

比較對照することは妥當でないとの説は尤であると思ふ。ロシアの實状を知らうとするならば、先づ第一に從來の禁園氣から脱して全く異なる禁園氣中に身を投じ前のこととを忘れて觀察しなくては十分了解は出來ない。ロシアには實際老人がゐない。老人は窮乏や饑饉や失業の爲めに自然に淘汰されてしまつたのである。又大抵の國には、重要視されないまでも、何か國民の信仰する宗教があるのにロシアにはそれがない。ロシア人は神や基督の事を話すのは丁度英國に孔子や釋迦の話をすると同様であつて了解する者は少なく、政府は頻りに反神宣傳をするが其の必要は殆んどないのである。尤も大都市中尙ほ二、三教會が殘存してゐる處はあるが、是とても納稅や其他の事情から滅亡に瀕してゐる。政府が各宗教を容認するなど、聲明したるも教會の力を見絶つてのことと、事實レーニンもさうであつたがスター・リンが神と聖徒の代りをしてゐるのであつて、予は曾て一新聞がスター・リンのことを『吾々之力を與ふる太陽』といふたのを記憶するが此等は原始宗教の信者で、もあるらう。

英國といはず總ての資本主義國では私有財産と私企業とが生活的一大要件であつて之なくして資本國家が立ち行くとは思はれない。然るにロシアの普通市民ときたら全く生活上の必需品の外何物をも所有せず、他國人が道樂にする

くのである。

ロシアの労働者の生活狀態と英國の労働者のそれを比較することは種々の理由から困難である。第一正確に當嵌まる割合を定めることが六ヶ敷い。留を留としただけで

は寧ろ無意味である。それからロシアの産業労働者の大半に當嵌まることゝいへば先づ次の事項などである。即ち失業が至つて少ないと、労働時間は七時間、一週間を六日とし、五日を労働日、一日を休日とする、この制度に依る。ロシア労働者は英國労働者よりも一割の得がある、時間外労働は殆んどなく賃銀は概して出来上り勘定に依る。病氣缺勤には實際金額を支拂ひ、一年に全賃銀つきで三週間乃至一ヶ月の休暇が與へられる。又休養所及び文化娛樂公園も近來多數に設けられ、托兒所は労働婦人へのまたなき手助けである。

ロシア労働者の稼ぎ——ロシア及び英國の労働者が一日幾何稼いで、それで何れだけのものが買へるかを比較することは正しい比較だと思ふ。予の滯在中ロシア當局が發表した平均賃銀は一ヶ月二百留餘であつた。此の中から公債購入費等を引かれて労働者の懷に入る一日の生活費は約六留である。而して英國の平均賃銀は一日約六志である。それで兩國の物價を見ると英國で四ボンド九片半見當の白麵麪がロシアでは換算して三志見當、一ガロン二志の牛乳が六志、ペター一キロが二十二留半即ち(一ボンドにつき九志)、靴や衣服は比較にならぬほど高價で靴一足八磅見當である。而して英國の平均賃銀は一日六留ばかりで、どうして暮してゆくかは誰れにも起

するとの度毎に前よりも高い税を徴收される。又家庭では夫妻孰れでも收入の多い方が子供の養育費を負擔することになつてゐる。

住宅問題の感想はサー・ウォルター・シリリーンの所見と同様で實に不完全で非衛生的だといふの外はない。レーニングラード及びモスコーで一室以上の住宅を有する家族は指を屈するほどしかない。元建築家であつた労働黨の代議士がロシアを視察して新築住宅ではなくて危険住宅だといふことがあるが實際煉瓦といひセメントといひ其の材料は劣悪のものばかりである。

道路とては都市の二、三里を除けば道らしい道はなく鐵道線路も建設が不完全で、一時間三、四十哩の速力しか出せないので、がた／＼してとても車中で物を読むことは出来ない。

工業——ロシアの當路者は自國の状況を辯護して、スターリンの五ヶ年計畫以來國の全精力が西は獨逸東は日本に對して軍備を完備する爲に重工業に集中されたためであるが、今や此の計畫も完成し其の陸軍と空軍は攻撃者を打ひしぐに足る。それで今後二、三年は専ら力を輕工業に注ぎ國民の奢侈的生活方面にも留意するといふのが常であるが今のところそんな風は少しもない。英國のウールワースやマーカス・スペンサーの百貨店を見た者の眼にはロシアの

疑問であるが、他を知らないロシア人は何も欲しがらない。贅澤を知らないことも彼等が暮してゆく理由の一であらうし、又總て賃料は安いし、夫婦は大概共稼をするし工場が安い中食を供給するし、身装などをかまはぬやう當局が勧奨することも其の理由に算へることが出來やう。さういふものゝ、近頃ではまた少し風潮が變つて、棒紅やパト・マネント・ウェーブや新型衣服圖などがはやり、役人が先になつて、ブルジョア心理に附きものゝ身装り、理髪、ダンス等を獎勵する傾向がある。

買ひ物——店舗といふ店舗が官營であるために、店員は別に物を多く賣らうともせず、お客様は買ひたいものを賣つてもらつて自分で包んで禮をいふて歸るのである。一日モスクワの市場に多數の人が列を爲してゐるので何かと見るとい、良い部分を取つた殘余の肉の安賣なのである。予の行つたときが午前十一時であつたが、傍に居た一人の家婦は朝の五時から待つてゐるのだといひ、それでもなほ平氣で氣ながに順番を待つてゐた。

結婚生活のことも近年大分變化してきて從前のやうな離婚生活を當局者も齋戒するし、一廉の共產黨は何れも正しい家庭生計を有つことは國家に對する義務だと考へてゐる。それでも離婚はまだ容易で、夫妻の孰れにても必要な書類さへ出すと、それで離婚が出来る。尤も何遍も離婚を

商店はあはれなもので、レーニン・グラードで鍼を一挺買はうとしたが其がない。背薬もなければ薬取紙すらもない。靴の修繕などは思もよらない。食糧店に沙穀米の少量でもあければめつけもので、切地や靴などは至つて拂底である。

農村を集團化せる際に五百萬の反對農民を強制労働に遣つたり、搜獄したり殺戮したりして、片付けてしまつたが、一九三二年——三三年の飢饉が更に少なくとも千萬人の農民を餓死させたこと、現に二、三百萬の政治囚があることを思ふとき、ロシア人民が共產主義者の爲に如何に虐げられたか思半ばに過ぎるものがあらう。

勿論觀察に値する事物は少くはない。無慈悲極まる專制的な熱狂者の小數團が指揮する廣大なる社會的、經濟的實驗として見るときソウエート政體は觀察者に多くの興味ある参考資料を提供する。

人民の政府支持——もし今日人民投票をして見るならば國民の八割は現政府支持の賛成投票をするだらうと予は思ふ。彼等は他國のことは何にも知らない。大概の外國新聞は廿年も前から輸入を禁ぜられて居り彼等の眼に入るものは政府の布告だけなので、彼等は彼等の境遇が如何に悪くても自分等は他國の民衆よりもより自由な、より幸福な生

活をしてゐるのだと信じつてゐる。けれども前にも言ふた通り經濟的必要から或は壓制され通すことの出来ない人間の本性からか、ブルジョア的風習が徐々と復活して来る氣配がほの見える。

目下のところロシアは外見の平和を要求してゐる。共産黨内には積極的に外國に干渉して世界革命を起さうといふ說とロシアを労働者の樂士となして他國をして自然之に做らしめやうとの說とが烈しい抗争を續けて居り、ロシアの國內政策から見てもスターリンは後說を支持してゐるものと思はれる。

ゲ・ペ・ウの取調状況

本文は巴里發行の露字誌「社會主義通報誌」本年度第三號所載文の抄譯である。本文はア・チリガなる外國共產黨員（何國人なるや不明）が在露中經驗したゲ・ペ・ウの取調べの状況を述べたもので、それによるとゲ・ペ・ウは虚偽の自白を強要し、そのためには種々の拷問手段を用ひてみるとなし、先般のモスコーア裁判（シノヴィエフ、カメネフ、ラデツク、ビヤタコフ等）に於いても同様の虚偽の自白が強要されたものであらうと、暗に仄めかしてゐる。

私が逮捕されたのは一九三〇年五月二十一日の夜半であった。監獄へは護送車によらず普通の乗用自動車によつた。監獄には取調官の前に呼出された。

夜間訊問を行ふのはゲ・ペ・ウの常套手段である。夜の方が囚人にとつて恐怖が多く又抗争力が弱るからである。ゲ・ペ・ウはこの心理を好んで利用してゐる。私の取調に當つたのは私の家の家宅捜索を指揮してゐた男であつた。

何故私が逮捕されたかその原因は私に判つてゐた。それは私が當時既に禁止され非合法となつてゐた露西亞人のトロツキー派と連絡があつたからである。併し私はこの事が既にゲ・ペ・ウの知る所となつてゐると云ふ證據が提示されない限り、自白はすまいと思つてゐた。それに又ゲ・ペ・ウが私とトロツキー派との關係を如何にして探り得たものであるか、その事も私の知りたい所であつた。

斯くて私が自白を拒絶した所、ゲ・ペ・ウは直ちにその手持ちの證據を私につきつけて來た。これによつて私は露西亞においては、プロヴォケーション（内部擣亂）が如何に廣く行はれてゐるかを知り一驚した。我々のグループとモスコーの反対派中央部との連絡に當つてゐた男も、中央部

ニングラード市の舊王宮内のキーロフを初め黨上層部が住む『黨の家』に居住してゐたため、この『黨の家』から護送車が出ては人目につき易いからである。

反対派との關係をこれ以上否定した所で無意味だと考へたので、私はその關係を自白した。すると次の二つの問題に對して文書を以て回答せよと言はれた。即ち（イ）私の抱懐する政治的見解は如何なるものであるか。（ロ）私の非合法的反対派活動は如何なるものであつたか。以上の二問題である。第一の問題に對しては詳細に回答した。併し第二の問題に對しては回答を拒絶した、何故なればそれは私の同志を裏切る事になるからである。

その後私は再び取調官に呼び出されたが、今度は私の所屬してゐる反対派攻撃をやれば私の罪を許し私を釋放してやると言はれた。驚く可き事にはゲ・ペ・ウは轉向の眞偽は問題とせず、轉向の聲明を重要視するのであつた。轉向聲明書中には、黨は百パーセントに正しく反対派は百パーセントに誤つてゐると書く様要求された。この要求は黨の權威の維持と強化を名として爲された。この事はロシヤの社會生活並びに黨生活の全機構を理解する上に甚だ重要な事である。

在獄一ヶ月半を経て前記の私の同志デヂチに會つたが、其の時の話によると彼も私と同じ様な事を取調官から言はれたのであつた。即ち取調官はデヂチが我々反対派の連絡

然しスターリンが之を持することはコミニンテルンの共產主義世界宣傳の效果を信じないのである。初めて獨逸へ行く人は怖れて他を顧る遑がないのである。初めて獨逸へ行く人は獨逸は英國に比して貧乏な、堪え難い氣持のする、壓制を國だと思ふであらうが、一度同國を出てロシアに入れば獨逸の方が余程自由な賛澤な國だとの感を起すであらう。予にはロシアは徹頭徹尾一大貧民窟スラムとしか見えない。然し前にもいふた通り他の觀察者の所見は異なるかも知れないが、それは初めから觀點が違へばまた已むを得ないことを思ふ。

關係を正直に述べれば彼を釋放してやると言ふのであつた。之に對しデヂチが同志を賣る事は出來ない旨を答へると、取調官は讓歩にて、我々反対派の活動が反革命的であり我々が反革命家であると云ふ聲明書を書けば罪を赦して釋放してやると約束したのであつた。

以上の例に従して明かな様に、共産黨員に對する取調べは、其の道徳的並びに政治的墮落を目標として行はれた。逮捕された共産黨員は自分の同志を裏切り、密告者となり變節漢となる様に説得された。自己の思想と同志を非難する聲明を天下に公にする時に釋放を許され、更に又仕事と出世をすら約されるのである。

併し當時はまだ自己及び他人に關する虚偽の陳述を爲す事を強要される様な事もなく又拷問を用ひる様な事もなかつた。少くとも共産黨員に對してのみはさうであつた。併し共産黨員以外の一般市民に對しては當時既に虚偽の陳述が強要され拷問が行はれてゐたのであつて、私自身もそれを目撃した。

獨房から雜居房に移された時私は其處で、自己の毒害行為を自白した一技師と知り合つたが、彼は如何にして自白を爲すに至つたかについて大要次の様に私に語つた『私は五ヶ月間讀書も喫煙も文通も家族との面會も許されず獨房に入れられ孤獨に苦しんだ。私は身に覺えのない毒害行為を目撃した。

工業化資金に自發的に提供致候のみならず釋放される時には、獄中で自ら經驗又は見聞した事を絶対に他言しないと云ふ誓約書にも署名しなければならなかつた。

私が拷問を目撃したのは金隠匿者に對してのみではなかつた。私は他の囚人に對してもゲ・ペ・ウが十六時間乃至二十四時間の連續審問を行つてゐたのを見た。連續審問と云ふのは囚人が間断なく審問を受け、その間審問者は次々に何人も交代するか又は數人が一度に審問を行ふ方法を云ふのである。この審問を受けると囚人は極度に疲労し、その精神的苦痛は堪え難いものである。

獄中で私が目撃した以上の様な事實は私にとつて非常な打撲であつた。それまでは私はそう云ふ事がソ聯邦内で實際に行はれるものだとは夢にも思はなかつた。私はゲ・ペ・ウについてもより良き意見を抱いてゐた。併し今や私はソウエート政權、嘗ては革命的であつた政權の墮落が豫想外に甚しい事を確信するに至るや、憤慨に堪えず、ある時取調べに呼出された時取調官に向つて、虚偽の自白、虚偽の陳述を強要し、拷問を適用してゐる事に對し抗議して『君達は何をしてゐるのだ、我々は海外において君達を辯護してゐるのに、君達は私の決して信する事の出來なかつた事を平氣で行つてゐる。君達は革命と社會主義を侮辱し、かくする事によつて農民と都市小ブルジョアと黨外インテリ

の自白を強要されたが無實の罪を着る事は出來ないからとそれを拒絶すると係官は私に向つて、私が若し本當にソウエート政權に忠實であるのならば、それを實際に示さなければならぬ、ソウエート政權には私の自白が必要なのであると語つた。私は自分の潔白が間もなく立證されるものと確信してゐたので數ヶ月は虚偽の自白を拒絶し續けたが併し遂に我慢しきれなくなつたので、係官の要求する事をその通り全部認め「自白」してしまつた』ゲ・ペ・ウは斯くの如くにして虚偽の陳述を強要してゐるのである。私は毒害行為の廉を以て逮捕された全部の技師が、上記の技師の如く無實の罪の自白を強要されたものであるとは考へないが、併し裁判所に於ける被告達の陳述が虚構である事は確實であると考へる。

在獄中私に最も強い衝動を與へたのは、貴金属の隠匿の嫌疑を以て投獄された人々の運命である。ゲ・ペ・ウは夜間家宅搜索を行つて隠匿中の貴金属を發見するや之を押收し持主を檢舉して發見された貴金属を國家に提供せよと要求した。彼等は食物も睡眠も與へられず何晝夜もぶつ通しで取調室に立たされてゐた。中にはその爲に發狂する者もあつた。斯くの如き拷問を受けてやむなく自分の金その他の貴金属を國家に提供する事を承諾した者は、次の様な聲明書に署名しなければならなかつた『某の金額を社會主義的

ゲンチャを革命と社會主義に對する不供戴天の敵たらしめ様としてゐるのだ』と言つたのであつた。取調官は勿論私の眼前で行はれた事實を否定する事は出來る譯はなく、たゞ次の様な辯解を言つた『我々は併しこれを革命家に對してのみは適用してゐない。たゞ小ブルジョアに適用するのは止むを得ない。我國は今尖鋭な階級闘争の時代にある事を忘れてはならない』と。

尤も當時から既に階級敵でない労働者に對してまで拷問その他の方法は用ひられてゐたのである。我々の監房に嘗て水夫が連れて來られた事がある。體格の立派な男である。今から銃殺に處するのだと告げて、戸外に連れて行き場所に立たせた。併しすぐ監房に歸して『君は兎も角労働者だ。我々は白系の軍人を殺す様に君を殺したくない。労働者として君は正直に自白しなければならぬ』と言つた。ゲ・ペ・ウは囚人を呼び出す時には何のために呼び出すかを告

げず、それによつて銃殺のために連れ出されたのではない
かと云ふ恐怖を囚人に與へる方法を探つてゐるのである。
此の様な拷問の結果件の水夫は半狂人となつてしまつた
であつた。この事件について注意す可きは、それが既に一
九三〇年に即ちキーロフ暗殺（一九三四年）以前に起つて
ゐる事である。尙この水夫はトロツキー反対派に關係あり
とされその關係の自白をも強要されてゐたが、併し實際は

一九三六年度のソ聯工業

本文は巴里發行の錦字誌「社會主義通報誌」一九三六年六月號に載る。本題の論述は、その六月號の論文である。

高の躍進を承認しつゝも、その躍進はスタハノフ運動に動による労働強化と賃金の低下、並びに戦争準備による

前年度に對する一九三六年度の工業全體の生産増加率は二割三分の計畫であつたが、同年度十一ヶ月間の平均増加率はこの計畫を超過遂行して三割一分三厘の實績を示してゐる。更に古の内閣と示せば重工業の増産率は計畫の二割四分の三である。

一九三六年度（十一ヶ月間平均）は前記の通り三割一分三厘となつてゐる。

それを上げた事はなく、だいぶと同様の増産テンボは第一次五ヶ年計画の初めの諸年度に見られたのみである。

工業の各部門について見てても同様の増産率が表はれてゐる。一九三六年度の九ヶ月間と一九三五年度の同期間ににおける工業の各重要部門の生産高の各前年度に對する増産率は左の如き状況を示してゐる。

先電
論

增 產 率 (%)	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年
電銑鋼展石關鐵油車	七·五	八·八	九·一	九·四	六·八	五·三	一〇·六
力鐵鐵油車	七·七	二·二	一·六	一·一	一·一	一·一	一·一
自動車	七·一	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一
工作機械	五·七	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一
セメント	三·一	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一	一·一

一九三六年に於ける工業の急速な増産は、基本建設事業への莫大な投資と新設企業の活用の結果によるものである。一九二四年——一九二八年間の基本建設事業（工業の）への投資額は百十九億留、一九二九年——一九三二年間には五百十四億留、一九三三年——一九三六年間には千二十億留であった。之によつて明かな様に一九三六年度には極めて大規模に建設事業が進展したのである。尤も同年度の新設工場數は一九三三年及び一九三四年度の最高潮期よりも少なかつた。

革製品	三二・七
皮革製品	三五・五
人皮	一七・四

且つ昨年度の増産率を起立てみるものが大多數である。
勿論ソウエートの統計には作爲があり正確とは言ひ難い
然しソウエート工業を注意深く且つ眞面目に研究してみると
時は、第二次五ヶ年計畫は第四年度末迄に殆んど完全に實
現された事を認めざるを得ないのである。

『一九三六年度のソ聯邦の工業生産高は革命前の八倍、一

は否み難い事實である。
一九三六年に於ける工

外國事情 ソウエート聯邦

三六一

彼は何等の政治的意見をも有しない單なる水夫で、唯密輸入に加つた事が彼の唯一の犯罪たるに過ぎなかつたのである。當時は私は彼がトロツキー反対派に關係ありとの自白を強要された事には一向注意を拂はなかつたのであつたが、今回のモスコ一裁判の事を思ひ合せてみるとこの事は非常に意味深長であると氣附かれるのである。

一九三六年度には一九三五年度と同様に工業の各部門は第一次五ヶ年計畫時よりも遙に平均した足並を以て一様な發展を見せたが、たゞ石炭工業のみは他の部門に後れ計畫に豫定した成績を上げてゐない。

ソヴェート政權は石炭工業において一連の重大な誤謬を犯した。

冶金業、金屬加工業、化學工業、電力業等の諸部門に於ては、基本設備の完全な再建が行はれ、技術的に完璧な工場が建設され、適當な機械及び工作機械が据付けられ、工場内の運搬設備が備へられ、仕事の秩序が確立された。斯くの如き長期に亘る準備があつた後初めて生産の合理化と労働者生産高標準の改訂が行はれたものであつた然るに石炭工業に於てはソヴェート政府は炭坑の設備を昔の儘にしておき、たゞそこへ新式採炭機を供給すると云ふ表面的な改革を行ふのみで急速な且つ確實な成功を收めやうと望んだのである。

石炭工業に於てはスタハノフ運動は、最初の數ヶ月間は非常な效果を上げたが、その後漸次生産成積を低下した。例へばスタハノフ運動の開始當初の一九三五年十月にはソ聯全體の一晵夜の石炭生産高は三十一萬千六百噸であったが、スタハノフ運動の最高潮時たりし同年十月の三十六萬二千二百噸を越として漸次低下して最低は一九三六年六月

しくない。スタハノフ運動の批判は他の視點から爲さなければならぬと我々は考へる。即ち此の批判は生産能率の大増進は、労働者の労働強化の結果によるものであると云ふ事實から出發しなければならないのである。

成る程スタハノフ運動も積極面を持つてゐる。生産過程の合理化、生産品の質の向上、労働者の技術水準の引上、労働者のイニシアチーブの發揚舊習の打破等がそれである。然しこの積極面の發展は非常に微々たるものである。之に反して異常の發展を示し、労働者の生産能率向上の一大原因を成してゐるのは労働者の労働強化である。

スタハノフ運動の結果一九三六年度のソ聯工業は記録破りの成績を上げ又生産能率も非常に向上した。それにも拘らず我々がスタハノフ運動を是認しない理由は、一九三六年に於ける之等の成績がその大部分は労働者の労働強化と労働條件の劣悪化によつて達成されたものなるが故である。

スタハノフ労働者の間の事故率、罹病率、時間外労働、機械の消耗率等についてはソ聯邦は何等の發表をも行つてゐないが、之を研究してみると、時に初めてスタハノフ運動の全貌が明瞭となるであらう。スタハノフ運動の惡結果は既に労働者の日常生活に現れ始めてゐる。

スタハノフ運動は政府が労働者の一人當りの生産標準高

の三十萬九千六百噸とまでなつた。

一九三六年度中にはソヴェート政府は、スタハノフ運動によるレコード樹立主義、突撃隊主義、賞與主義を獎勵實行し、スタハノフ労働者の高率賃金を宣傳して、労働者の生産高標準の引上げを行つた。

労働者一人當りの生産高は一九三六年には前年度に比して高率であつた。試みに工業全體に亘る労働者の一人當りの生産高增加率を示してみると、一九三四年が一割七厘、一九三五年度一割五分六厘、一九三六年度が二割五分五厘である。一九三六年度の右增加率は或る部門に於ては更に高く、例へば化學工業に於ては二割八分五厘、製鐵業に於ては三割六厘、機械製造工業に於ては二割六分一厘、織維工業に於ては二割七分を示してゐる。但し石炭工業に於ては工業全體の平均よりも低く二割一分七厘である。

斯くの如く労働者一人當りの生産高の增加率が高率であるのに對して、労働者数の一九三六年度に於ける前年度に對する増加率は僅かに六厘乃至八厘に過ぎない。

スタハノフ運動を批評するに當つて、スタハノフ運動は餘りに大きな成果を上げてゐない。同運動開始以後は増産率は寧ろ低下してゐる。一九三六年度の未曾有増産を否定せんとしてゐる向もあるが、我々の考へる所では之は正の引上げを行ふための良き口實となり、最近は生産標準高はスタハノフ運動の開始前に比較して二割五分乃至四割の引上げとなつてゐる。この引上げが實施されたスタハノフ運動の最高潮期には、労働者の平均賃金も幾分増加した。然しその後判明した所によれば、この生産標準高の引上率は余りに高率に過ぎたため、労働者はこの新制定標準高だけの生産高を上げしむるために非常に肉體的緊張を要するのである。その結果労働者の賃金は著しく低下し、現在労働者の大多數は生活に必要なだけの最低限度の賃金を得てゐるに過ぎない。勿論一部の熟練労働者は現在でも高率の賃金を得てゐるが、大多數の労働者は食糧品店をすら十分に利用出来ない状態にある。何故なれば食糧品店は種々の商品を豊富に備へてゐるが何れも非常に高價である。

逆説的に聞こえるかもしれないが、一九三六年度中にソ聯邦の生産高は記錄的な増加であつたが、ソ聯邦の一般労働者の生活は甚しく悪化し、彼等の不満は尖鋭化してゐるのである。

今日ソ聯邦で最も重要な事は戦争が不可避的に近い将来に勃發するものと考へられてゐると云ふ事である。工業をも含む國民經濟全體が國防上の利益を考へて統制されてゐる。國防工業人民委員部の新設の如きも結局この事情の具體的現れたるに過ぎない。

此の觀點に立つて初めて一見不可解に見える次の如き事情も容易に理解されるのである。即ちトラクター工場が三交代制を以て盛んに生産を行つてゐるにも拘らず、何故に最近のトラクター生産高が著しく低下してゐるか、又織維工業、製靴工業が未會有の増産を示してゐるにも拘らず、何故に國民は百貨店に於てすら必要な衣服や靴を購ふ事が出来ないか、之等の事情が理解されるであらう。

ソ聯邦に於ける國際共產婦人デーの狀況

一 モスクワ大劇場に於ける集會の模様

三月八日は「國際共產婦人デー」に相當し、ソ聯邦に於ては各地に集會を催し之を記念した。特に本年は新憲法に依り、婦人の地位が確認せられ又客年來母子保護積極化の方針を執り來りたる等の立場よりソ聯邦婦人の地位宣傳を主眼とし、西班牙より人民戰線側の人物を招待して列席せしむるの舉に出た。莫斯科に於ける當日の狀況並共產黨中央委員會の檄を左に掲げる。

演壇に立ちソ聯邦の國民並びにソウエート婦人の爲めに萬丈の氣焰を吐き、社會主義建設に於ける婦人の役割を強調し又爾餘の婦人代表達も交々立つてソウエート婦人の目覺しい躍進を指摘した。

最後にスペインの女流作家マリーヤ・テレザレオンが萬雷の拍手に迎へられて演壇に上り、スペインの女性に代つてソウエート國民に對する愛情を披瀝し、フランコ將軍に對する毒舌を吐き、スペイン共產黨萬歳の喚聲を浴せられた。

會終了後「靜かなるドン」が上演され一同此れを觀賞した。

要するに此の集會は、ソ聯邦に於ける婦人は既に擣取壓迫、無權利及ファシスト・テロールから解放され、政治、經濟、文化の凡有る部門に於て男子と平等の權利を認められてゐるが、資本主義諸國に於ける婦人は今尙資本主義の奴隸制とファシスト・テロールの下に迫害されてゐると云ふ自畫自讚的宣傳以外の何物でもなかつた。

二 三月八日の國際共產婦人デーに關する全聯邦共產黨ボルシエウイキーの決議

一九三七・三・八・プラウダ紙

外國事情 ソウエート聯邦

ロシア國民は兩五ヶ年計畫時代には工業建設のために自己を犠牲として國家のために盡さなければならなかつたし漸く日常品生產工場の生産高が増大し始めた待ちに待つた今日は、其等の日常品が國防の用に供せられるために國民の前を素通りしてしまふと云ふ狀態である。此處にロシア國民の悲劇が存してゐるのである。

フルーセフ、クループスカヤ、コーラン、アルツヒナ、クラフジヤ・ニコラエワ、デミトロフ及マリーヤ・テレザレオン達が幹部會に列席しスターリン、エジヨフ、フルーセフ、ジミトリエフ、クルップスカヤ及ドロレス・トバルルリが萬雷の如き拍手を浴びて名譽幹部に選ばれ、劈頭先づコーガンの簡単な挨拶ありて後クラフジヤ・ニコラエワが

我國に於ける社會主義の勝利を表示する新スターリン憲法のもたらせる諸條件の下に、茲にソ聯邦の勤労者達は三月八日——國際共產婦人デー——を迎へる事となつた。ソウエートの機構は擣取、無權利及び婦人の奴隸的地位を永久に一掃した。ソ聯邦の婦人——それは新しき女性であり國家の行政に、國家の經濟及び文化事業に積極的に參與してゐる婦人である。「斯かる婦人は往時にはゐなかつたし、又ゐる筈がなかつた。」(スターリン)

「社會主義の全世界的・歴史的な幾多の勝利は我がソウエート國家の婦人達を鼓舞し、更に今後に於ける文化、技術科學の獲得に向つて高度の勞働生産力を目指す闘争に向つて彼女達を動員してゐる。スタハーノフ運動の發展は凡有る產業部門に亘つて新しい幾多の女丈夫を輩出せしめた。甜菜農場に於て一度び五百ツエントネルの收穫記錄を保持する婦人達が現はるゝや千ツエントネルの記錄を保持する婦人達を始め、棉花及び亞麻の栽培に於ても新しい幾多の女丈夫が續出し婦人トラクター運轉手達の間に於ては特記すべき競争が行はれる様になつた。

高度の勞働生産力を目指して闘つてゐる婦人達と相並んで科學並びに藝術の分野に於ても新しい幾多の活動家幹部が婦人層の間から輩出した。

昨年度には、工業並びに運輸の技師・技術部員及び赤色

陸海軍の指揮・指導部員の妻——婦人社會事業家達の特記
す可き運動が行はれた。

ソウエートの婦人達が英雄的なスペイン共和國の勤労大衆の援助に積極的に參加し、ファシスト反動家達の壓迫よりスペインを解放するは獨りスペイン國民のみに關する問題ではなくて進取の氣象に富める凡有る進歩的な人類全體に共通な問題である事が、數百萬の婦人に依つて理解されてゐる事は彼女達の高度の社會主義的自覺の現れである。茲に全聯邦共產黨（ボルセヴィク）中央委員會は左の如く規定す。即ち

一、州委員會、地方委員會及び民族共產黨中央委員會は今後益々ソウエートの婦人達を社會主義建設に引入れ、婦人労働者、婦人インテリゲンチヤ及び婦人コルホズ員達の社會主義競争並びにスタハーノフ運動を向上するスローガンの下に三月八日の國際共產婦人デーを大衆的政治運動として利用し以て彼女達を第二次五ヶ年計畫最終年度に於ける計畫の成功的遂行及び超遂行に勤員せなければならぬ。三月八日は擣取より解放されたるソウエート婦人達の祭日であると共に、今日尙壓迫、無權利、擣取及びファシストテロールに苦しめられてゐる資本主義諸國の勤労婦人達

西比利亞鐵道の複線工事

本文はソ聯プラウダ紙二月十五日所載の極東鐵道複線工事部長エヌ・フレンケルの論文の抄譯であり、複線工事の未完成里數、工事の規模につき數字を以て示し、又工事中に際會せる諸種の困難を概説したるものである。

極東の鐵道の複線工事は第二次五ヶ年計畫の最大目的の一をなすものであり、我國の鐵道運輸事業開始以來の大工事である。

一九三七年度中にはハバロフスクとウォロシロフ（元ニコリスク・ウスリスク）間約七百杆の最後の複線工事區間に工事が完了する筈で、同區間の工事にはカルイムスカヤハバロフスク間二千二百杆の複線工事を完成した建設者の大部分が差向けられることになつた。

從來の貧弱な單線の代りに大なる輸送能力を有する複線が數千杆以上に亘つて建設されたが、これは成長する極東の國民經濟、新工場、港灣、炭坑、更に又國防上の關係から必要となつたのである。

內務人民委員部が現在建設を急ぎつゝある複線は極東の經濟的發展を助長すること大なるものがあるであろう。

カルイムスカヤ、ハバロフスク二千二百杆の複線は既に完成して一年以上も運轉を行つてゐるが、その間工事が不完全なために列車が速力を緩めなければならない様な事は

とソウエート婦人達との國際的團結の祭日である。

二、黨ソウエート、コムソモル及び労働組合の各機關は左の各項を遂行せなければならぬ。即ち

婦人の政治教育の振興ソ聯邦の勤労者達が資本主義の奴隸制より解放されたる全世界的・歴史的意義並びにソ聯邦に於ける社會主義の幾多の偉大なる進歩の意義を凡有る婦人に知らしめる事、ソウエートの平和政策並びに平和擁護の爲めに戦つてゐる其の闘争の意義を闡明する事。最高潮に達せるソ聯邦に於ける社會主義的民主主義の意義を説明する事。ファシズムに反対して民主主義と平和を目指してゐるヨーロッパに於ける反ファシスト運動の意義を明にする事。

三、工業並びに運輸の經營者並びに技師、技術部員及び労働赤軍の指揮・指導部員の妻達の運動を全面的に支持せなければならぬ。

四、文化的な日常生活の建設に於ける婦人の個性發揮とイニシアチブをより一層廣汎に發揮せしめ、托兒所、幼稚園牛乳配給所及び產院の建設並びに設備を特別の社會的統制の下に置かなければならぬ。

全聯邦共產黨（ボルセヴィク）中央委員會（H・M）

の大鐵橋は四ヶ月半で建設された。鐵道の技術設備の方面においても大工事が行はれた。機關車々庫、貨車々庫、工場、修繕所等が多數建設され、又幾千の住居、食堂、風呂場、學校、クラブ、病院、幼稚園、托兒所が建造された。

一九三七年一月一日までに竣工をみた各種の石造建物は百十二萬六千立方米、木造建物は百七十一萬六千立方米であった。本年中の建造豫定工事は石造建物七十一萬立方米木造建物百二萬五千立方米である。給水、通信、信號設備の改善強化の方面の大工事も大部分は完了した。複線工事が如何に大規模のものであつたかは、昨年中にこれがために各種の貨物約百萬貨車の輸送を見たと云ふ一事によつても推察出来るであらう。

存するのみではない。それは工事中に遭遇した困難な地形、地理、氣候上の諸條件のうちにも存してゐる。

線路は相當の距離に亘つて山地を通り、數十の大河川と幾千の小河川を過ぎつてゐる。特に甚だしいのはザベイナル地方で此の地方に於ては線路は山中の河に添つて狭い岩を切開いた所を通つてゐる。同地方に於ては九糠乃至十糠の區間で二十以上の河川が線路を横切つてゐる所もある。出水の際に此等の河川によつて線路が洗ひ去られない様にするためには、幾多の技術工事を施し、路盤特に土手の

極東の鐵道の最も困難な問題であつた。一九三二年——三年頃にはまだ多數の停車場に特別の給水車が見られた。それらの給水車は停車場で汽關車に給水を爲すため遠方から水を運んでゐたのである。極東の若干の停車場に於ては此の給水問題の解決は殆んど不可能であるか、若くは解決に非常な困難を伴ふであらうと云ふ事は多くの専門家の見所であつた。ソ聯邦に於ては鐵道の給水は通常河川によるのであるが、極東に於てはアムール、シルク等の大河を除いては冬季には河川は川底まで凍結し、地下水も亦凍結してしまふのである。

然らば我々は如何にして此の給水問題を解決する事が出来たか。我々は永久凍結層の下から湧出する井戸を驛の附近に掘當てる事にしたのである。この水源は量に於ても亦水質において申分のないものであつた。

尤も到る所でかかる水源を見出し得た譯ではない。多數の主要驛では機關車の給水地點から相當離れた場所で、水

洪牙利

外國事情

周知の通り複線は從來の單線のすぐ傍に敷設されたのであるが、その結果複線工事は單線の平常の運輸の妨害とならぬ様非常に細密な注意を以て行はなければならず、殊に爆破作業を行はなければならない。岩石、區域凍結地區域に於ては工事は甚だ困難であつた。

ハバロフスク・カルイムスカヤ間には約三十年前に建設された單線のトンネルが若干ある。帝政政府は極東地方の將來の發展を見越す事が出來ず斯くの如き單線トンネルを建設したのであるが、このトンネル内で岩石の爆破作業を行ひ、然も單線路の運輸を妨害しない様にするためには、極めて慎重な注意を必要とし、工事は困難を極めた。

併し兎も角一九三七年未迄には複線工事は全部完成し、シベリヤ横斷鐵道本線は浦鹽まで全域に亘つて複線となるであらう。

周知の通り複線は從來の單線のすぐ傍に敷設されたのであるが、その結果複線工事は單線の平常の運輸の妨害とならぬ様非常に細密な注意を以て行はなければならず、殊に爆破作業を行はなければならない。岩石、區域凍結地區域に於ては工事は甚だ困難であつた。

ハバロフスク・カルイムスカヤ間には約三十年前に建設された單線のトンネルが若干ある。帝政政府は極東地方の將來の發展を見越す事が出來ず斯くの如き單線トンネルを建設したのであるが、このトンネル内で岩石の爆破作業を行ひ、然も單線路の運輸を妨害しない様にするためには、極めて慎重な注意を必要とし、工事は困難を極めた。

併し兎も角一九三七年未迄には複線工事は全部完成し、シベリヤ横斷鐵道本線は浦鹽まで全域に亘つて複線となるであらう。

建設区域の氣候はソ聯邦中部地帶とは甚しく相違する。冬季は七ヶ月續き、或る區域に於ては氣温は零下五十度を超え、夏季には全區域に亘つて殆んど間断なく降雨がある。平常の條件の下にて（凍結せざる地盤上にて、暖房具を用ひず、又コンクリート溶液の加温を行はずして）工事を実施しうる期間は、ソ聯邦中央部に於ては一年中二百日を下らないのであるが、今回の中線工事地方に於ては百三十五日乃至百四十日に過ぎず、然もそのうち約四十日は豪雨期間である。故に平常の條件下にて工事を進めうる期間は一年中の僅か百日にも過ぎなくなるのである。斯かる短い期間だけの仕事によつて大工事を完成する事の不可能なことは言ふまでもない。それ故工事は冬季の困難を克服し、一年を通じて間断なく行はれた。

工事を非常に困難ならしめたのは複線區域の大半に及んでゐる永久凍結地帶である。永久凍結地帶における技術工事の理論は、未だ充分に究明されてをらず、永久凍結地帶の構築物破壊力に對する確たる対策も未だ立てられてゐなかつた。西歐及び米國においてもこの方面的文獻は甚だ少い。併し極東の複線工事從業者は自力を以てこの問題を解決する事が出來た。これが解決に與へて力あつたのは凍結

洪牙利の政情不安

三月初旬洪牙利國首都ブダペストに於て右翼派の陰謀計畫があつた模様で、事件は事前に發覺し表面化するには至らなかつたものの之は獨伊境洪の反共プロック結成に關聯し注目すべき動きであらうと思料せらる。事件報道の内容も既々であつて一九三七年三月八日のロンドン・タイムズは洪國ナチスの計畫であると報じ、三月六日のノイエ・ライエ・プレッセは單に右翼急進派の事件だと記載するに止まるが之は事件が表面化しなかつたために眞相が蔽はれたためであらう。

一

(維納三月七日發) ブダペストに於ける洪牙利ナチスの陰謀計畫はウイーン政界に異常の衝動を與へ、首相グランイの下には小農民黨主テボール・エツカルト、民主黨主力ル・ラツセー、ジョン・チギー其他政府與黨派が參集し右の報道を齎らした。ナチ一撥計畫は事前に首相の看破する處となつて失敗に歸した、と傳へられる。エツカルト小農民黨主は首相の前にパンフレットを擴げ、其中に西部洪牙利農民に對し現下の緊急事はレギテミスト王統主義者の一撥が勃發するが如き國內的危機を機會に、ダランイ内閣を倒し獨逸と將來の協定を準備する綱領を掲げる反レギテミスト的な政府、つまり右翼擁護的な政府を樹立すべし、といふ指令を掲記しある事を指摘した、且つ農民達は右文書に據れば既に其負債帳消しの約束を終へてゐたと言はれる

洪牙利議會の次期會議に於て反對黨及政府與黨は首相に事件の眞相發表を要求するものと傳へられる。左翼派は公然と右パンフレット及アヂが獨逸の資金によつてゐるものだと斷言してゐる。

奥地利の公刊雑誌に據ればブダペスト警察長官フェレンツ博士は、同博士が右の國內危機の生じた期間に首都を離れ該事件を起したことの責を負ひ辭職するものと見られてゐる。其他警察首腦部の多數も休職に附せられる趣で、維納議會ではブダペストに示威行進が計畫され且つそれは下院によつて指導せられるとの噂が高い。

(ブダペスト、三月五日) 洪牙利首相コロマン・フォン・ダランイは最近首都及地方に於て右翼急進派の企圖した不穏計畫の結果不穏分子に對し斷乎たる處置を探ることに決した。各政黨出身政治家は首相の下に參集したが一同は極右翼の無責任な分子が首都並に各地方に於て國內の治安を

流とが強く對立してゐることが看破される。

各黨首との會談 ダランイ首相は本日(三月五日)午前右翼一撥の結果及び之に對する政府の決意を詳細に説明した。

隠謀事件の及べる範囲、事件の首謀者は何人であるか、又何の程度に國內的若は國外的勢力と關係があるかは未だ判然しない。

議會では、今回決定され且つ強力に準備されつゝある行動は國內秩序を擾亂する企圖の克服にあることが強調された。

不穏計畫(ブダペスト、三月五日發)「アヅ・エスト紙」に據れば、現内閣の政治方針とは相容れない政治勢力を國内に形成せんがため若干の急進右翼團體が當地に派遣されたといはれ、某政界筋に據ると該團體は豫備組織をも有つてゐるが其名前は新聞紙上には現はれなかつたといふ。右翼團體のプランは現政府に政治的壓迫を加へ右翼急進派の政治勢力を扶植せんとするものであつたと傳へられる。

二

尙獨、英、新聞の記事は上記の通であるが、三月六日及九日付佛紙ブチ・パリデヤンも同様の事件を「ハンガリーに於ける叛亂陰謀」と題して大要次の如き報道をして居る。次に三紙を

相互に補はしめる意味で掲載する。

ハンガリーに於ては、一部政治團體が結合し國外より資金の供給を受けて叛亂を起し、現政府を顛覆し軍事獨裁政權を樹立すべく準備しつゝありとの情報に國民は異常のシヨウクを受けて居る。右に關しグラニー首相は閣僚と協議の末、攝政と會見した後、政府は如何なる犠牲を拂ふとも秩序維持に當るべく、又之が爲に必要な處置を探る用意ある旨の聲明を爲した。

右聲明は單なる秩序維持の決意表示に非ずして、極端派に對する宣戰を意味するものであり、議會に於ては所屬政黨の如何を問はず全議員は政府の決意に贊意を表した。

政府は叛亂陰謀潰滅に成功した。然し乍ら前記聲明を發するに至つた經緯、陰謀事件の内容等一切發表せざる爲、國民の間から依然不安の念は一掃されて居ない。

一方キリスト教黨、自由民主黨其他反政府黨までが、政

西班牙

西班牙問題に關するコミニンテルン執行委員會幹部會の

決議と西班牙共產黨の檄

本年一月發行コミニンテルン執行委員會機關誌コムニスチーチエスキー・インテルナチオナールは「西班牙共產黨の活動に對する共產インターナショナル執行委員會幹部會の決議」並「西班牙全國民並平和、進歩、自由を愛する總ての人々に對する西班牙共產黨の檄」を掲載して居る。

右の中、前者は西班牙人民戰線に對するコミニンテルンの具體的態度を知ることを得べく、後者は西班牙内亂の延引が、人民戰線政府側の勢力分散にあるを指摘し、民兵より國民軍への改組が人民戰線の勝利を齎すことを強調する等示唆に富むものである。

一 西班牙共產黨の活動に對する共產インターナショナル執行委員會幹部會の決議

一九三六年十二月二十八日、共產インターナショナル執行委員會幹部會は西班牙の情勢報告を聽取審議し西班牙共產黨活動に關し左の決議を採擇す。

共產インターナショナル執行委員會幹部會は暴慢なるフアシズムに對し西班牙共和國、及び國民の權利、自由を擁護しそれに依つて文明開化せる人類の平和に寄與して居る西班牙人民の偉大なるヒロイズム及び自己犠牲的精神を認む。共產インターナショナル執行委員會幹部會は勇敢なる西班牙人民、人民戰線並びに共和軍に對し熱烈なる挨拶を

外國事情 西班牙

一八五

府に對してナチ及極左政黨に對し斷乎たる處置を探るべき事を要求すると共に、秩序維持に關しては政府を積極的に支持すべき旨を宣明して居るが、政府が極端派彈壓に失敗するに於ては政府打倒に乗出すものと見られ、政府は困難なる地位に置かれるに至つた。又前記政府反対黨は、徒に事件を隠蔽することは、反つて國民の不安を増大せしむるものとなし、政府に對して事件の内容と叛亂陰謀參加者の氏名を即時發表すべき事を要求して居る。

尙叛亂陰謀に對しては三百萬マルクの資金が獨逸より送附せられたりとの報道もありブダペスト市會に於ては右に關する質問も行はれた。然してハンガリー駐在獨逸公使マツケンゼン公使が突然歸國せる事實は、同公使が叛亂陰謀事件と關係あることを證明するものなりと云はれて居る。又今次事件に關連し、警視總監の更迭は確定視されて居る。

崩壊の決定的要件は人民戦線に於ける完全なる團結なりと思惟するが故に、人民戦線の全面的結束、更に廣範囲に亘る反ファシズム勢力の團結、共同戦線の強化並びに共和主義者、社會主義者、共産主義者及び無政府主義的サンジカリスト間に於ける同胞的相互關係の強化を計らんとする共産黨の政策を正鶴を得たるものと認む。共産黨が熱烈に求むる無政府主義的サンジカリストとの同胞的相互關係の緊急的強化はN.K.T(國民労働總同盟)が最近幾多の機會に於て諸事件より正當なる戰術的結論をなし得ることを身を以て實踐し、強力なる人民共和軍組織の必要を認識し、戰線及びその背後への軍事革命規律の普及に讃意を表し、政府に援助をなし、全戰線に於ける作戦の統一的中央指導機關設立に援助をなす意思あることを表明したるに因り容易となつて來た。西班牙人民の關心の焦點は敵が自己の手先間諜、宣傳者を通して人民戦線機關並びに黨に於ける内訌惹起及び相互的信賴破壊の方法に依り内部より人民戦線の團結を弛緩せしめんとする行動に對し斷乎たる反撃をなさんとする點にある。

共産インターナショナル執行委員會幹部會はファシズムの手先としてヒットラー及びフランコ將軍のために煽動工作を遂行し人民戦線崩壊を策しソ聯に對し反革命運動を營み西班牙に於けるファシズムの崩壊を妨害せんがため、あ

方針を確認する。農民經濟の集團化を早急に行ふことは現在の條件下ではファシズム叛亂者に對する鬭争に於て人民戦線をあらゆる點で窮地に陥れるのみである。

共産インターナショナル執行委員會幹部會は全戰線に於ける共和軍の全勢力、全行動、作戦の指導を出來得る限り統一し、防備に必要な國民經濟の最大生産能力を確保し嚴重に治安を維持し並びにファシズムの手先のサボタージ牽制的攻撃及び煽動的行動を可及的に根絶せんがため、西班牙全民族を軍事・政治・經濟的に統一せんとする黨の方針に對し満腔の贊意を表する。

共産インターナショナル執行委員會幹部會は國際プロレタリアート及び萬國の民主主義的勢力と西班牙人民との結束運動に對し挨拶を送り之を全面的に支持し併せて向後この方面に於て一層チャンスを摑み、西班牙人民の同胞的支持運動の積極化を檄する。共産インターナショナル執行委員會幹部會は完全に西班牙共和國政府及び統帥部の指揮下にある西班牙人民軍の組分子たる勇敢なるインターナショナル軍は身を以て西班牙に於ける反ファシズム侵略に對し平和と自由を固守し、西班牙人民戦線の行動に對し規律と衷心よりの信賴を表示して民主主義擁護者の國際的團

らゆる手段、あらゆる奸計を用ひつつあるトロツキストに對し共産黨に依り指導され人民戦線の他の組織に依り支持される鬭争をなすことを正しきものと認める。トロツキストがファシズムのために共和國の背後にあつて崩壊工作を行ひつつあることを考慮に入れ、幹部會はファシズムを征罰するに必要な西班牙に於けるトロツキストの殲滅方針を可決する。

共産インターナショナル執行委員會幹部會はカバレロを主班とし、人民戦線に加盟せる凡ゆる黨並びに機關の代表者より成る共和國政府を積極的に援助し強化せんとする共産黨の實行せる政策を正當であると認める。

共産インターナショナル執行委員會幹部會は產業國有化に反対せる黨の態度を正當なりと認め、國有化共和國國防の利益を目的とすべく人民の敵が行ふサボタージ及び經濟的崩壊の企圖に反対し又國有化は直接、間接の叛亂參加者の所有する企業に對し行はるべしとする黨の方針に對し連帶責任を負ふ。

共産インターナショナル執行委員會幹部會は勞働階級と農民及び其他勤労民層との結束に對する黨の方針、それに關連しファシズム地主より沒收せる土地を農民へ給付せんとする方針、中小財產の所有權及び利益の擁護及び保證の方針並びに都市及び農村に於ける勤労民よりの徵集廢止の

結果が如何に價値あるものなるかを示し、又それによつて共

産主義者、社會主義者、共和主義者、民主主義者、その他反ファシスト一般の結束せる人民戦線が各資本主義國家に於て發展するの氣運を醸成した。

共産インターナショナル執行委員會幹部會は西班牙人民に對しヒットラー、ムツソリニの行ひつつある軍事干涉に對し全民主主義國家並に平和を脅やかす干渉に對しプロレタリア諸組織、就中、共産黨各種勞働組合並びに各國民主主義層は西班牙人民援助のため共同動作實現に努力せんことを希望する。西班牙人民が勝利を把握せんがためには、社會主義インターナショナル及び國際勞働組合同盟は「西班牙人民に對し物質的、政治的、道徳的援助をなし全世界の帝國主義戰爭にまで進展する可能性ある西班牙に於けるファシズム干涉に挑戦せんがため其の協力を望む」と云ふインターナショナルの提議を容認することを要する。

二 西班牙全國民並びに平和、進歩及び自由を愛する總ての人々に對する西班牙共産黨の檄

戰端を開いてより五ヶ月を経過せる今日に於て、全黨全機關は如何にして戰捷を把握するかと云ふ問題を提出してゐる。反ファシズム全勢力は我國民を急速に勝利に導びか

んがため如何なる戦略を用ふべきか又如何にして我國の全手段を動員すべきかに腐心して居る。共産黨は戰況に應じ勝利を獲得すべき方法を指示しつつあつたが、更に本日戰捷を把握し國民の合法的權力を變化するに必要な指標を發表した。

大國民軍組織が必要だ 背信者に對する合法的政權の闘争、もつと早く戰捷を博し得べかりし鬪争は獨逸、伊太利葡萄牙ファシストの支持に患ひされて西班牙の獨立を確保する戰爭にまで進展した、合法的西班牙政府に反抗せる各國ファシズムの援助は鬪争を擴大化し、遂に我々は西班牙叛亂者のみならず外國ファシストとも一戰を交ふることを餘儀なくされた。

情勢がかくまで進展せる以上、我々が戰捷を得んがためには我々の急速に組織せる民兵及び幾多の戰鬪に於て我軍の發揮せるヒロイズムを以てしては不充分であり、我兵力を兵備整へる帝國主義軍と一戰を交ふるに必要な技術的裝備を有し軍規嚴重なる大國民軍に改編する必要がある。故に我々が急速に戰捷を博せんがためには、鐵の軍規を有し、統帥部に服從し統制の徹底せる國民軍組織に關するスローガン——吾黨が當初より主張せる——を直ちに實現することを要する。各々指導機關を有する中隊、大隊、旅團を組織し、兵力の改編に着手し、全線に亘る作戰を劃策指

現在まで敵軍の優勢なりし原因は、かくの如き統一的計畫が存在し、自己兵力を完全に把握し得たこと並びに統一的指揮機關に依つて決定されたる計畫に従つて兵力を運用したる點にある。我々が戰捷を欲すればかくの如く行動するを要する。

人員及び國家資源の動員並びに効果的利用 敵軍の人員が極めて制限されて居ることは明白なる事實である。彼等の占領せる地域に於て青年及び勞働大衆が多數逃亡せるため敵軍は殆んど兵員を動員するを得なかつた。農産物の點より見れば叛亂軍の占據する地方は共和國政權下にある領土に比し著しく遜色あり、獨伊叛亂軍は食糧缺乏に直面して居る。重要な工業地帶は合法的共和國政府の手中にあり戰争及び人民の日常生活に必要な生産品を充分に供給し得る。然るに叛亂軍は戰争繼續に必要な物資を、ファシズム諸國より輸入する事を要する。敵軍の兵員は減少し、合法的政府は數萬に達する人員を有し、加ふるに我國民との國際的協調は日一日と強化しつゝある。かくの如く問題は我が手中にある膨大なる資源の動員、組織合理的利用に歸着する。而して現在に至るまでこれを充分活用せりとは云ひ難い。

義務兵役制を實施せねばならぬ 國民間の戰争の苦痛を

導する統一參謀本部を設ける必要がある。労働組合軍、黨附屬軍、地方國民軍等に兵力の分散することを禁する。戰鬪當初にあつてはこれ等は、ファシズム擊破の目的を以て手早く兵力を動員せんがために必要であつたが、モロッコ軍軍團兵、カトリック教徒團のみならず獨伊蘭正規軍が策動しつつある今日に於ては、我兵力を以てしては不足であり軍備、軍規、戰鬪能力の點で敵を凌駕する正規軍を組織する必要がある。

鐵の軍規並びに統帥部に對する服従 大國民軍に於ては戰鬪命令及び作戰が絶對に遂行さるに必要な鐵の軍規並びに統帥部に對する絕對服従を確立するを要る。これは我軍中に侵入せる敵軍の煽動者が我軍の計畫を覆し戰捷の機を逸せしむるを防止する唯一の方法である。

戰捷を獲得せんがためには總ての場合に於て軍規違反やサボタージ、背信行為等は他に對する教訓として嚴罰に處するを要する。戰線に在る敵に對して行ふ處罰は我軍中及びその背後にありて策動する間諜スペイ等に對しても適用されるべきである。過去に於ては軍規を弛緩せしむるが如き機會が多々あつた。統一參謀本部の作戰計畫統制に依り最も効果的に兵器及び兵員を利用せんがため各部隊——カタルニヤ・中央軍、南軍、バスク軍、アストリヤ軍——の非能率的(獨立)なることを廢絶しなければならぬ。

均等に分配せんがためには義務兵役制度を實施する必要がある。國民軍に參加するは共和國人民の名譽である。これを實施せざる場合には兵員指揮に當るべき優良なる分子が戰鬪に於て斃れ軍隊は指揮官を失ふに至る。

義務兵役制度は全國の兵員を動員し、彼等の能力を試練し戰線又は軍需工業に於てそれべく、戰争の必要に利用することを得る。これが實現のためには政府は速かに義務兵役制度に基く一大國民軍組織に關する指令を發する必要がある。

軍隊の軍政的指導を確立すること 統一的指揮機關並に統一參謀本部の組織は最も反動的な特權階級及びファシズム團體に依存する過去の軍人階級の攻撃に對する内亂たるの性質を考慮して行ふべきである。戰捷を得んがためには各種機關及び黨の代表者を指揮者に任命することを要す。重大なる意義を有する指導的地位に任せらるべき人物は民意に通じ鬪争の軍政的指導を確立し得共和國並びに國民に對し忠實なる者でなければならぬ。今までこれは餘り實行されて居ず、戰有利に展開せんがためには國民のため盡力せざるが如き軍人を指揮機關の地位より免じ、我々の行動の正しきことを認識し、勝利のためには自己の生命をも惜しまざる文武官を任命すべきである。

戰線並びに非戰鬪地域に必要な生産品を充分供給し得

るため我工業を改造する 必要なる生産物を戦線並びに非戦闘地域に供給し得る工業を有するものが能く戦捷を獲得し得る。軍需工業の發達に僅かながらも努力した、我々は戦線に必要なる武器の大部を生産し得る。然し現在まで我々のなし得たるところは我生产能力の僅少部分に過ぎぬ。

軍需工業を一元的指導の下に改編せんがため今日までに提起せる全イニシアチーブを實現する必要がある。又各工場企業及び機關の押收の如きは中止すべきである。各生産機關は最も近接せる戦線に生産品を補給するため有利と考へ又戦闘状況を考慮して生産を行つて居る時に當り生産機関の分離の如きは根絶すべきである。上述の結果として或る地方に於ては原料過剰であるに反し他の地方では工業が原料不足に依り生産を中止するの止むなきに至つて居る。故に政府は一元的政策を探る必要がある。政府は重要軍需工業部門の國有化を實現し適當なる各大臣の指導の下に原料の分配を行ひ、各戦線の必要に應じ生産を調整する國民會議の計畫に基き各部門が活動する必要がある。

その外、この國民會議は生産の合理化、生産費の節約を計るべくこれは全國民經濟に於ける原料の不足を避け得べき唯一の方法である。機械及び人員を合理的に使用することに依り生産を向上せんとする課題を遂行する上に重大なる役割を演ずるのは労働組合である。この役割の有する意

農民の利益を尊重せよ 我黨は農村に於ける小規模農民の個人的労働を良く利用せんがため農民を統一し生産、消費組合に加入せしめんとする運動を繼續すべきことを宣言した。これと期を一にして共産黨も國民會議の手に依り農民組合相互間に密接なる連絡を保持すべき必要を説いてゐる。而して又共産黨はこれが農民の信念に基き又自發的に實現さることを當然となし更に共産黨は強制的に協同組合又は集團農業に加入せしめんとして、小地主よりその所有物を奪はんとする方策に對しては黨の有する凡ゆる手段を以て對抗することを宣言して居る。過去の戦争及び革命に従事するに農民の利益に反する政策を行へば、農民は工業プロレタリアート及び政權との協調を拒否し彼等が消費に必要な程度の生産を行ひ他の人民に對しては供給を行う農産物栽培を減ずる。かくなれば敗戦の一途を辿るのみである。故に我黨は農民に對し如何なる農作物を栽培すべきかを指示し、それに對し有利なる價格並びに販路を保證し農作物增收に付き萬全を期すべきである。その他國家は農民に對しクレジット、種子、農具等必要な手段を供給しそれに依りて增收を計るべきである。何故なればこれが都市、農村間の連絡を密接ならしめ從つて勝利を促進する好適なる方法である。

人民戰線政府並びに農務大臣は既にこの方面に盡力して

義は更に重きを加へ我黨が要求する如く我々は中央労働組合本部を設置し労働組合の統一に努力すべきである。

原料分配の調整に際し原料の多くを海外に俟たなくてはならぬことを考慮すれば、國有工業國民會議の必要性は更に大となつてくる。

農業の發展並びに調整 我々が工業に關し言及せる所は大體に於て農業にも適用される。土地國有化並びに沒收せらる土地を農民の使用に供するの原則は、既に確立し個人的經營をなすか又は集團的經營をなすかに付ては、民主的に招集される集會に於て彼等自身が決定し得る所である。戦線並びにその背後地帶の要求を満足せしむるに足る農産物を產出する必要がある。然しこれ等の要求を充たすために農務大臣監督の下に工業に於けると同様に國民會議を設置すべきであり、これに依つてのみ農業は——正確なる計畫を基礎とせざるまでも（これは國有工業に於てのみ可能である）——戦線並びに後方地帶に於て必要的な原料及び食糧を充分に生産し得る。内亂前にあつても小麦及び玉蜀黍等は國內に於て多量栽培し得たるも國內消費を充分満足せしむるには足らなかつた。この不足の増大するを防がんがためには、有利なる價格を保持することに依り各生産部門及び各農作物栽培を奨励し又如何なる部門が良好に發達したかを決定するを任務とする調整機關を設立すべきである。

共和國の秩序を完全に維持せよ 戰捷を獲得せんがためには共和國の秩序を維持すべきである。共和國の秩序を維持することは合法的な民主主義制度に依る政權に從ふ人の義務である。共和國法律の容認する範囲に於て國家及び官憲は法律並びに秩序を亂す者に對し之れを尊重せしむるに必要な強制方法を保留すべきである。法律に依りて設立され或は内亂中に設立されたる機關に依つて民主主義革命的裁判を行ふかはりに人民自身が裁判をなすが如き悪習を廢除する必要がある。

我々の鬪争の性質を明確に規定しなければならぬ。 我々は叛亂の如き犯罪が再び起り得ざるが如き社會を建設せんとしてゐるのである。

我々が人民戰線を維持強化し、叛亂軍に對する鬪争に参加せる全社會の利益を尊重し、國民の民族的自由を容認尊重し、又モロツコの人民に對しフランコは奴隸所有者の領袖であり、人民を欺瞞して奴隸となし滅亡に導くに反し西班牙人民共和國の勝利はモロツコ人民にとつては民主主義的自由、パン及び彼等の子孫に對する土地の獲得を意味

するものなることを了解せしめ得た時に我々は戦捷を獲得し得るのである。

戦捷を獲得せんがためには（誰よりも偉大なる革命家たらんとする）革命的虚榮心を捨てべきである。又プロレタリア革命に就き喋々し而もアチブルを侮辱し、西班牙の敵、進歩、平和、自由の敵を撲滅せんがために結束して行動せんとする諸勢力間の連絡を断んとするトロツキイストの卑怯なる欺瞞を絶滅しなければならぬ。

我黨は首尾一貫革命的にして勤労民大衆の利益を擁護するものにして、絶えず闘争に於ては大衆の團結を計り而も無益なる大衆の犠牲を好まず勝利に必要な條件を得んことを欲してゐる。現今にありては勤労民大衆の勝利に必要な條件は次の二に歸する。即ち總ての條件を唯一の目的即ち戦捷に向くべきことである。

全西班牙國民は賣國奴並びに西班牙を奴隸の國に化せんと獨伊葡アツシズムの侵略主義的諸勢力と闘争しつゝあることを海外に知らしめよ。

我等が敵を殲滅せんがため我々は正義感より生る全勇氣を鼓舞して勇敢に戦ひつゝあることを知らしめよ。

我等が闘争は民主主義、平和及び自由に對する闘争であ

り我等が勝利は平和強化に貢獻するものなることを海外に知らしめよ。

我政府及び人民は外國人の利益を尊重し外國人は同時に文明、法律並びに自由の原則に依り我々が生活を營み得べき権利を我々に認むべきことを海外に知らしめよ。

總てこれ等は總ての者の間に於ける團結を強化するものたることを知らしめよ。而して耐え切れざるため又は無責任なる結果この團結を妨害し又勝利の時を遅延せしむる者は不幸なる結果を得るであらう。

我黨即ち共産黨は日一日と強化する團結力並びに勢力を依り人民の意志の忠實なる代辯者であり、その實力は國家の指導方面に於ては餘り發揮されなかつたが、今後につては何等躊躇するところなく戦捷獲得に必要な問題の解決に乗り出すであらう。共産黨はそれが人民戰線の組織者であり、民主主義的共和國の核心であるが故に、西班牙國民軍閥士、共和國に忠實なる陸海空軍即ち全勤勞者總ての前衛分子並びに自由なる人々は共産黨を中心として團結することを確信して居る。我々は我國民の示せる自己犠牲的神並びに愛國心をもつて戦捷を獲得しやう。

西班牙共産黨中央委員會(H.M.)

人民戰線を提唱する獨逸反ナーチ派の檄

ナーチ獨裁下にある獨逸に於て、尙反ナーチ運動が行はれて居る如く、茲に掲げるは一月十六日附インプレコールの記事を撰滅する爲に反ナーチ諸黨は結束して起ち然る後各自派の主義政綱を宣傳すべきを説いて居る。

ヒットラーが政權を握つて以來已に四年の年月は経過した。就任の當初に當つてヒットラーは労働者、農民、労働中流階級に向つて仕事と平和と繁榮を約束した。

約束は履行されず、工場、礦山、役所、商業、農業に勤労する都鄙の労働者の貧窮は倍々甚しく、一方に於て人民に對する壓制は益々其の暴舉の度を加へた。

人民の利益は假借するところなく、過去に於けるよりも一層慘虐なる戰爭準備の爲に犠牲に供せられてゐるのであるが、曩にニューレンベルグに開催せる大會に於けるヒットラーの言明は此の政策の強化を意味し獨逸は勿論全世界を怖るべき災禍の中に投ぜんとするのである。

國民社會主義の指導者達はニューレンベルグに於てソ聯邦並に民主々義國に反対する運動を勧説し世界に於ける總

榮の爲に夫々の力を致さんとする人々の同盟であつて、單にナチの專制を破壊せんとする意思を以て結合するものであるから、合同したる政黨政派は夫々の特別の主義や目的を有するには及ばぬ。

先づナチ政權を倒し而して後政黨政派は、各自の政見を宣傳し得るのであつて、之が爲に現政府反対者は總て起つて整然たる共同戦線を作り敵を擊破し自由の獨逸を建設すべきである。

吾々は次のことを要求する。

牢獄や強制收容所に呻吟する制度の犠牲者の解放、テロリスト非常法令の廢止、拷問、強制收容所の廢止。

現制度創設者の處罰。

出版、集會の自由恢復。

獨逸文化の恥辱である人種差別の廢止。

戦争を目的とする汎ゆる宣傳の廢止、戦争を民選とすること、人権の保障。

労働男女に結社の権利を與へること。

科學的研究を自由にし、自由と現代式を基調として教育を刷新すること。

戰後に於ける、特權を有する少數の支配者大産業コンサーン及び銀行の一團は頻りに自由を葬る墓穴を掘つてゐるが、新獨逸は自由を確保するために此等人民の敵から權力

に對して責任を負ひ、市政並に公共の制度は總て自治を基準として制定される。

ヒットラーは自己の政權を維持する爲に又金融資本家等の意を迎へん爲に戦を要求する、之に反し新獨逸は自由を鞏固にする爲に又社會的經濟的進歩の爲に平和を要求する際に、他國の内政に干渉することを止めソ聯邦に對する不當の反對運動を廢止する。新獨逸に於ては公私共に権利が力に代はり人民間の關係に於ても権利は何處までも尊重される。又經濟生活を破壊しつゝある現在の自給經濟を廢止して國際協調經濟を採用する。

此等の目的の達成を期して團結したる吾々は現在の殺伐な恥づべき政體に反対する總ての民衆に向つて呼びかけ

佛蘭西

クリッシャーの騒擾事件

左右兩勢力が激しき對立を續け居る佛蘭西に於ては兩派衝突の事例は枚舉に遅き程であるが、去る三月十六日夜、クロア・ド・リーの後身たる佛蘭西新社會黨の集會を契機とし、左翼群集と警察隊とが大衝突を演じ死傷二百餘を出せる事件が起つた。右事件は一九三四年の二月六日事件以來の大騒擾と云はれて居る。

を機奪しなくてはならぬ。

吾々は軍需工業及び大銀行を國有とし同時に大實業家等が之に對抗して實行すべきサボタージュによる總ての企圖を無効ならしむる爲に果敢の處置を取らねばならぬ。

國家の讐敵から軍隊と行政權とを取りあげ、此等を新獨逸の眞の柱石となさねばならぬ。

新獨逸の農民は不法の徵收を強制されることなく、食糧供給組合の横暴から解放さるべき、又世襲農地法を廢し農民に農地の處分權を恢復し、信用金融の便を圖り且つ現在の借財取消の法が考慮されるであらう。

戰時經濟を廢止し國民本位の經濟を以て之に代るべく、銃砲の代りにバターが買入られるゝに至つて民衆の生活は保障される。

男、女、青年労働者に給料質銀は人間生活に必要な程度を標準として之を定め、労働時間は生産の技術的進歩及び需要の程度を考慮して適當に定むべく、尙ほ國家は疾病、傷害、失業の救濟に留意し、現在の如き商人、官吏、被傭者、労働者に對する苛斂誅求を廢止する。

ヒットラーの殺伐なる「力と戦争」政策の代りに獨逸人民戰線政策は自由と麵匏とを人民に與へるであらう。而して自由を確保されたる人民は、こゝに眞に民主的な選舉法によつて其の代表者を選出し、選出されたる代表者は人民

吾々同志は互に團結を圖り、共同の敵を擊破する爲に人民戰線を作らん。

吾々の第一の目的はヒットラー及び獨逸人民の總ての虐待者を、自由の爲め、平和の爲め、麵匏の爲めに居るにある。

(社會民主黨 ブライトシャイド外十九名)

(共產黨 ヴィルヘルム・ピーク外十三名)

(社會勞働者黨 ヴィルリ・ブラント外九名)

(非黨人 リオン・フォイヒットヴァンガード外廿八名)

署名

次に掲ぐる記事は三月十八—十九日のル・タン及ブサ・パリジアン紙より取材せるものである。

佛蘭西右翼陣營の一大勢力として左翼派と対立抗争し來つた「クロア・ド・フー」が人民戰線内閣の彈壓に逢ひ、一九三六年六月十八日の大統領領令に依り解散を命ぜられ、其の後間もなく佛蘭西新社會黨 (Parti Social Français) として更生した事は本報第百七十號に於て述べたる通りである。然して此の黨はド・ラ・ロツク及イバルネガリ一兩者指導の下に依然反左翼の闘争を續けて來たのであるが、偶々同黨の一小集會が契機となり、一九三四年二月六日以來の大騒擾が勃發し、死傷二百餘名を出せる事件が起つた。

即ち三月十六日、佛蘭西新社會黨は、パリ北方郊外クリツシーオの映畫館にて、黨員及び其の家族を招待して映畫鑑賞會を開催した。ところが同日のボビュレール紙(社會黨機紙)は『舊クロア・ド・フーの團員は本タクリツシーオ集會を催す豫定、吾が同志シヤルル・オーフレーを長とする市當局は、全市民に對し此の挑發行爲に抗議する爲本夕七時市廳前に集合すべき事を檄せり』なる記事を掲げ、又同日午後、共產黨員は多數自動車に分乗し、クリツシーオ市内を巡行し、『ファシストの張本ド・ラ・ロツク本日クリツシーオに來らんとす。總ての反ファシストは午後七時より

市廳前に參集し、對抗示威を組織せよ。人民戰線委員會』と記したるビラを散布した。
斯くて早くも午後六時頃には千人近くの群集が、共產黨員指導の下に佛蘭西新社會黨側の會合場たる映畫館附近に集り、不穏なる空氣を呈した。當局は左右兩勢力の衝突防止の爲五百餘の警官と移動共和國防衛團若干を勤員し、映畫館と群集とを隔離し、新社會黨側の會場入りを保護せる爲、反つて左翼派の憤激を買ひ、警官隊の頭上には石塊や木片が雨と降つた。

午後八時頃に至り、數千人の群集は共產黨代議士オネルを先頭に蜿蜒長蛇の行列を形成し「インターナショナル」歌を高唱しつゝ市内を行進したが、市廳舍前の廣場に至れるときより喧噪は益々激しくなり、警官隊との衝突も亦猛烈の度を加へ、群集は警官隊に拳銃弾と石塊、木片の雨を浴せ、警官隊又小銃を振つて之と應戦し、廣場は鮮血に彩られた。

斯くて事態は益々險惡となり、ランジユロン警視總監自ら現場に赴き警官隊の指揮に當つて居たが、其の命令により、増援隊が多數自動車に分乗して現場に到着せんとするや、市廳舍及附近の建物の窓からは拳銃の弾丸に混つて無理矢理に飛来する。市廳舍前では、警官隊の拳銃弾と群集の拳銃弾が交差する。市廳舍前では、警官隊の拳銃弾と群集の拳銃弾が交差する。

『共產黨指導者が現在秩序破壞を欲せず、又總選舉に於ける成功と、政府に對する指導的地位の保有に満足し居るどするも、彼等は最早黨員大衆に對する權威を有せざる事を認めざるを得ない。

久しき以前より共產黨は凡ゆる活動及宣傳を自由に行び得る状態に置かれ、彼等の集會や示威には何等の障害も加へられず、彼等は時代の支配者を以て自任して居たのである。

共產黨が佛蘭西に赤色獨裁政權樹立を企圖しつゝあるは周知の事實なるにも拘らず、共產主義と相容れざる綱領を有する若干の左翼政黨は共產黨の活動に對し唯拱手傍観するのみである。

之等政黨が是の如き誤謬を續くるに於ては、輿論は共和制及世界平和を脅威する事件の責任を彼等に歸するであらう。余は此次の騒擾事件に依り之等政黨が覺醒せんことを期待するものである。』

又共產黨に於ては、事件の翌朝トレー及デュクロの兩幹部がブルム首相を訪問し、官憲の處置に就き抗議する所があつたが、同日午後に至り左の如き聲明を發した。

『トレー、デュクロの兩氏は本朝ブルム首相を訪問し、クリツシーオに於て労働者の血を流さしめたる警察の横暴に就き嚴重抗議すると共に此の不祥事の責任者の所罰、警察官隊と衝突して秩序破壞に立ち至つた事に懶る不滿を感じ、同黨議員レオン・メイエーは次の如き意見を發表した

の廓清を要求した。

尙兩氏は内戦を挑發する矯激無賴の反動團體の解散は佛蘭西國民の欲する秩序維持の爲、絶対に必要なりとして、即時之が實現を要求した。』

更に共産黨の影響下にある労働團體は、クリツシの騒擾事件を以てファツショ派の挑發に基くものなりとなし、之に抗議する爲と稱して各所に於て罷業を行つたが、殊に『セーヌ縣内労働組合聯合會』(Union des Syndicats Ouvriers de Seine)はC・G・T・本部に働き掛け、之と協同して三月十八日午前中、官公吏、鐵道、遞信の三部門を除き他の全労働者を労員して總罷業を敢行した。

然してC・G・T・本部に於ては右罷業は人民戰線政府反對を意味するものに非ずして、ファツショ團體の解散、ドラ・ロツクの逮捕、警察及軍隊の廓清を要求するものであると稱して居るが、此の罷業は從來政治問題よりの獨立を標榜し來つたC・G・T・が、共産主義分子の主張に屈したことを見すものであると云はれて居る。又斯くの如く人民戰線内部に於ける共産黨の勢力が増大し、社會黨に之を抑ふる實力なく、急進社會黨の如きは之に明かる不満を示し、人民戰線退論も唱へられて居る有様である。

既に述べたる如くクリツシの騒擾事件は佛蘭西新社會黨の開催せる映畫鑑賞會の際に、共産分子の指導せる群集

招待狀にはド・ラ・ロツク中佐の名前さへ記されて居なかつたのである。

新社會黨員は左翼派の脅迫を意に介せず會場に入つたが、警察の指示あるや直に之に従つて解散した。新社會黨は市廳舍の屋根や、附近の家屋の窓から射撃せる暴徒の銃火の下に沈着勇敢に行動せる警官隊及移動共和國防衛團に敬意と感謝の意を表する。

人民戰線に加入する共和主義者は革命的分子の混入の齋

す危険を知るべきである。』

尙市當局が最初より『反ファツショ』示威を煽動し、又市廳舍が右翼群集に依り警官隊攻撃に利用された事に對しては、一九三五年五月の地方選舉の結果パリ及其の近郊は殆ど總て左翼派の支配に歸し、殊にクリツシ其他近郊の地方議會は共産黨が、最優勢を保持する事となりたるに因るとの説明も加へられて居る。

英 吉 利

英國はファシヨ化するか

英國ファシスト同盟の活動の模様は屢々本報に掲載したが其の主義主張乃至黨員數等を記載するものは少ない。ワールド・レビュー誌二月號掲載の本文伊國人ルイジ、ヴィラリの所説中には此等の點も記され居るに付茲に譯載した。

英國ファシスト同盟が如何なるものであるかを了解するには先づザー・オスワルド・モズレーの人物と經歷とを知る必要がある。彼は富裕な舊家に生れ往年死去せる彼の妻はカーボン侯の娘であつた。彼はウインチエスターの貴族學

外國事情 英吉利

一九九

と警察及軍隊の一部との衝突の結果起りたるものであるが共産黨側は、例の如く之を以て、徹頭徹尾ファツショ派の挑發に因るものなりとなし、之に抗議する爲と稱し、三月十八日パリ市内に『虐殺者ファシスト打倒』の示威集會を開催に決し、社會共產兩黨の協議委員會を通じ之が許可方をブルム首相に要求した。然してブルム首相は先に閣議に於ても同様の集會が開催される事となり、オーフリー市長は警察の干渉中止を首相に要求して其の承諾を得たる結果、之等示威集會は十八日夜夫々パリ及クリツシに開催され共產黨指導者及ビヴェール其他社會黨の左翼派が出席し、反ファツショの氣勢を揚げた。

一方佛蘭西新社會黨の首領ド・ラ・ロツク中佐は騒擾事件の翌日左の如き聲明を發し、左翼の行爲を非難し、警察に對する謝意を表明して居る。

『クリツシの騒擾事件は人民戰線の極端分子に依り計畫的に惹起せしめられたものである。既に事件の三日以前より彼等はピラや新聞等をパリ全市及び近郊に散布し、民衆に向つて佛蘭西新社會黨の「大」集會反對の示威組織を煽動して居た。新社會黨は極めて内輪の映畫鑑賞會を催したるのみであり。演説の行はれる豫定なきは勿論のこと、

校及びサンドハーストの學校に學び卒業後第十六ランサー聯隊に入り、世界戰争には同聯隊員として出征し中途で空軍に編入された。戰爭終局と共に軍隊を去り、保守黨員となり、ロイド・ジョーデ聯立内閣の支持者として國會議員

員に當選した。其から二年後に社會黨員となり更に勞働黨員となつたが、一九二九年ラムゼイ・マクドナルドが第二次内閣を組織するやモズレーは入閣してランカスター尙書と成了。一年後勞働黨を去つて再び無所属となり、一九三一年の總選舉に當り所謂『新黨』を創設したが同黨から一名の當選者も出さなかつた。そこで彼はこの黨を解散して自らファシストの名乗を擧げ『英國ファシスト同盟』を創立した。

モズレーが伊太利ファシストをモデルとして外面的運動は之に倣つたことは勿論であるが、英労のファシストは內面的には伊太利のそれとは大に異なるものがある。モズレーは國際事務の一般的管理は、列強の手に委ねらるべきであると主張する。然し黨は小國を列國の犠牲としやうといふのではなく、新國際機關に於ては各小國は各自の責任に相應するだけの權力を有し、現在のやうにその責任の大小を論せず列國と同等の權力を與へらるゝことは之を改むべきであることを主張する。彼は更に又ファシスト英國ナチ獨逸及びファシスト伊太利間に同盟を締結し之にファシストを承認する諸國の加盟を許可することにすべきだと唱導する。モズレーの意見ではファシストが歐羅巴の指導権を握れば小問題はもつと容易に解決がつかうし、軍備縮少とてもそれほど困難なことではなからう。

きものであつて、政府は之に専門的問題の審議を委嘱するのである。

帝政は之を維持するのは勿論、英國ファシストは皇帝の特權と權力の増大を圖るのである。英國ファシスト同盟の指導者等は猶太人に對する人種的差別に反対し、中にはモズレーが反猶太人政策を取ることを非難するものさへあるが、然し彼等は英國猶太人が商業上に餘りに人種的偏見を有つことを非難し猶太人は先以て英國市民たるを望むのか、但しは猶太人たることを望むのかを決定すべきであつて、眞の英國市民たらんとするのなら猶太人と非猶太人により商業取引に設くる區別を廢すべきである。此の如き區別は外國フリーメーソン結社や猶太人相互救援會のやうなものゝ出現となり竟には獨逸ナチスの人種的過誤に陥る惧があるといふてゐる。かうはいふものが、然しファシストが愈々政權を取る場合には、前にいふた如く組合國家制度を採用する結果、實際人種的若は宗教的排斥政策を有效に實行することは不可能だと思はれるが、現在猶太人の入党を許さないといふのは目下英國の某方面で熾んである反猶太人運動を満足させる爲の一時の方便だと思はれる。實際昨今猶太人に對する反感はファ

現にムツソリニーも他國が軍縮をやるなら伊太利も之を實行すると屢々言明してゐるし、右の同盟が出來ればファシスト國同志が軍備を競ふ必要もないから軍縮を自然に出来るといふのである。

モズレーの計畫 英國ファシスト同盟の現在のプログラム及びその目的を達成する方法は何うかといふに、彼等はクーデーターに依る考はなく、宣傳に専ら力を注ぎ總選舉に勝利を得て何處までも合法的な手段で政權の把握に努め、首尾よく目的を達する上は議院法を改めて議會は單に政府の提案に對し賛否を表すだけとし、又一方五年毎に各選舉區をして政府の政策に對し賛否を表明せしむる目論見で、斯くして黨派間の競争を除き全國民の精力を國家の改造に注がせやうとするのである。

ファシストは現行の選舉法に依るにしても早晚過半數の當選者を出し政權を取り得ることを期待して居り、一朝政權を得る暁には直ちに選舉法を改正し、各人がその職業に應じて投票する組合的即ち職業的基礎に立つ選舉法に改むる筈である。

上院は専門家を以て之を構成し、即ち組合（雇主及び被傭者の組織體）自治領、植民地、軍隊、官僚、教會、教育界等の代表者に依り構成し尙ほ外交専門家及び國家に功勞ありたる者をも參加せしめ、謂はゞ専門家會議とも見るべシスト間のみでなく國民主義者間にも益々熾烈となる傾向がある。

ファシスト同盟の勢力先年のオリムピック會館に於ける演說會の事件が其の運動の勢力を殺ぎ、又一九二三年の獨逸及び奥地利に於ける事件がファシズムに對する民衆の同情を減殺したことは事實である。

英國ファシスト同盟が果して何れだけの勢力を持つてゐるか又選舉プログラムは如何、成功の見透し如何を知ることは興味あることであるが、祕密にしてゐるので正確な黨員數を知ることは不可能である。黨員數が保守黨及び勞働黨よりも少ないとることは確かだが黨員の熱意に至つては兩者を凌駕してゐる。而して同盟の支部は伊エ事件では時局の急迫にも拘らず最近一年六ヶ月間に著しく増加し戰爭の始めに三八五であつたのが終りの頃には四九〇となり現在では五二〇を有し戰爭中は絶えず伊太利を支持して制裁に反対した。相當數の黨員が出來なくては支部は置かないのであるから、此の支部の増加は地方黨員數の著しい増加を示してゐる。黨員數は大約五十萬人で内十二萬人は一週に二回運動に從事し、事あるときは第一線に立つことを約する青年黨員である。黨員に青年の多いことは本黨の特色の一である。

萬一、共產黨が其の革命的な政綱を提げて政權を握つた

場合若は國家に危険だと思料する場合には、保守黨は恐らくファシスト黨同盟を利用しやうとするのであらう。然しどアシストは何處までも獨立で選舉にも他の援を藉りずに入五〇〇名の候補者を立てると豪語してゐる。

義に倫敦イースト・エンドで行はれた幾回かの集會は何れも盛んであつたが、一番重要視した最後の示威運動の際には倫敦以外からも來集した莫斯科の指令を受けてゐる共產黨の爲に妨害を蒙つた。どうしたわけか共產黨が道路に障壁を設けるのを警察では咎めもせず舉句の果はファシストの行進を禁止してしまつた。ファシストの一人は予に語つて『英政府は一たまりもなく共產黨に降参をしたので、官憲も保守黨も、自由黨も、労働黨も皆ファシズムを怖れて吾々の同盟に反対するのであつて、英政府はボルシェヴィズムよりもファシズムを怖れて居るのだ』といふた。

黨首の不人望——モズレーが民衆の多くに不人望であるといふことは事實である。彼は教養もあり、洗練された辯論家で又多才の人であるが、數々黨籍を變へたことが英國

中流人士の眼には著しき缺點である。尤も舊政黨は何れも日日に信用を失ひ、黨員の多くが惰性で黨籍を有する觀はあるが、併し各黨とも夫々一定の主張の傳統を有するのであつて、それを轉々として顧みないのであるから、其の無節操を非議されるのも亦已を得ない。彼は其の演説に於て之が辯解に努めてはゐるが首肯する者は少ない。又「ファシズム」なる語が舶來語なることも不人氣の一つである。ファシズムに言はせると「ファシズム」は「コンサヴァチズム」と同様に國際語であるが「ファシズム」は某國を聯想させるが故に特に英人に憚られるのだと辯護する。

輓近英國ファシズムの思想殊に組合國家に關する思想が次第に政府の政策に取入れられてゐることは争はれない。されば外形は兎も角質に於てファシズムの主要要素を多量に包含する組合國家が何日かは出現するといふことは想像し得ないことはではない。

西班牙に關する英國共產黨中央委員會の決議

一九三七、一、二三 インプレコード

中央委員會は左の趣旨の決議をした。

英國共產黨中央委員會は、ファシスト叛軍將校に反対し又西班牙の獨立及び歐羅巴の平和とデモクラシーを危くする獨逸及び伊太利の西班牙侵略に反対して抗争する西班牙人民に對し滿腔の敬意を表す。

又戰爭に勝利を齎しファシズムを擊滅する目的を以て西班牙に於ける總ての労働階級と民主的勢力の統一を圖る上に全力を盡してゐる西班牙共產黨の勞を多とする。

英國共產黨は西班牙友黨の左記の役割と政策とを英國民衆に周知させ之を民衆化することに努力する。

一、人民戰線政府に完全なる權力を與ふること。

又戰爭に勝利を齎しファシズムを擊滅すること。

一、基本產業殊に軍需工業を國有すること。

一、生産獎勵の見地から農民に公平の代價を支拂ふこと

を基礎とする農民政策の遂行。集團的農業を強要せること。

英國共產黨は、西班牙人民戰線の信用を害し、戰勝を妨げんが爲にするトロツキ派の惡意の誹謗宣傳を阻止することに努力する。

黨は、フランコ將軍にカトリック教徒の支持を得せしめん爲にする一部カトリック派新聞の運動を極力遮止する。

西班牙カトリック教徒の幾百萬が西班牙政府を支持してゐるのに虛構や欺瞞を以て宗教的偏見を煽動し自分等がファシズムを援助してゐる醜態を藏はんとする一部カトリック教徒の破廉恥な行動を曝露すること。

黨は、西班牙人民との連帶を圖る英國內の總ての運動を一段と強化することを約する。

黨は、西班牙の民主的勢力を支持する國際労働運動の活動を調整統一する爲に聯合國際大會を開催することを望む西班牙労働組合會議の發せる檄に賛成する。

黨は、此等提案されたる會議には總ての労働階級及び西班牙デモクラシーに同情する各團體を網羅せしむることに極力努力する。

黨は、各國が國際會議を待たず西班牙共和國を援助する爲に國內聯合會議を開催することを勧奨する。

黨は、可及的多數の團體を説得して西班牙國內に在つてデモクラシー擁護の爲に奮闘する國際軍（インターナショナル・ブリゲード）及び一般市民を援助することに努力する。

中央委員會は今日迄西班牙デモクラシー擁護の爲に吾黨

員が結束して努力せることを慶賀すると共に、國際軍内の英國部隊に感謝の意を表し、西班牙人民が終局の勝利を得

労働階級統一に關する英國共産黨中央委員會の決議

英國労働階級統一に關しては本報第百七十五號一二六頁以下に掲載したが、英國共産黨中央委員會は右に關し次に掲げる様な決議をした旨、一月廿三日附インプレコールは掲載して居る。

英國共産黨中央委員會擴大會議は滿場一致で社會主義同盟、獨立勞働黨及び共產黨の代表者間に締結されたる協定を承認した。

擴大委員會は左の趣旨の決議をした。

中央委員會は今回の協定が英國に於ける労働階級の統一を達成せんとする闘争に重要な一步を進めたものであることを認める。共產黨は敢然として分裂、脫退、新團體組織等を誘致すべき汎ゆる運動に反対する。

共產黨は全労働運動に向つて、今回の協定及び統一運動は労働黨に反対する意味は少しもなく却つて全目的が労働黨をして英國に於ける全労働階級運動の眞の聯合機關たらしめようとするにあることを聲明する。

共產黨は此の目的を達成する爲に全黨員、施設機關、新聞紙を適當に整頓組織することを誓約する。

共產黨は全力を注いで、此の統一運動を、各派の労働階級運動が、反動及びファシズムに反対して平和及び民主主義の共同の闘争に聯合し得る手段たらしむることに努力する。尙ほ労働者の境遇改善の緊急の問題としては質銀の増額、労働時間の短縮、労働者資産調査法の廢止、窮乏地域に社會的價値ある事業を興すことの實現に努力する。

共產黨は統一運動を遂行することに依つて新らたな情勢と見透が全労働運動の前に展開されることを確信する。又英國政府とファシスト戰爭屋は大打撃を蒙り、大衆の同情支持は勇敢なる西班牙民衆の上に注がれ、斯くして吾々の組織的な労働階級運動は英國民及び國際労働運動に對し強く其の責任を果すを得ると信じて疑はない。

英帝國樞密院司法委員會、加奈太労働法規に違憲を宣告

大英帝國の屬領として世界に散在する各自治領には、從來必ず總督を派遣して、英帝國憲法の許す範圍内に於て各自治領の憲法を定め統制し來つたものであるが、曩に加奈陀自治領政府が國際労働事務局より提示したる労働法規を、恰も自治領にあらずして一國家の如き權能を發揮して、一九三四—三五年の加奈陀自治領議會に於て採擇の上施行し來りたるが、大英帝國樞密院司法委員會は、今回右法規實施は違憲であると判定を下した。デ・ヴァアラの率ひるアイルランド自治領に於て、大英帝國より派遣せられたる總督を認めずと聲名をなしたる昨今、加奈陀自治領の違憲判定問題は相當世界の視聽を集めゐる。次に掲げるのは一月廿九日附タイムス紙の記事の翻譯である。

大英帝國樞密院司法委員會、即ち英國に於ける最高司法委員會に於ては、本日（二十八日）付けを以て、加奈陀自治領政府の施行しつゝある失業保険規則、労働時間規則、市場統制規則等の労働法規に對して憲法違反りといふ判定を下した。而して右規則中に含まる、農民負擔整理救護規程及び實際商取引統制規程のみに對してはその實施方を容認してゐる。尙ほ今回違憲の判定を受けた諸規則、規程は一九三四—三五年にR・B・ベネットが當時加奈陀保守黨内閣の首班であつた際議會に於て可決採擇したものである。

加奈陀自治領政府の權限に對する疑義——先づ違憲なり

と判定されたる失業及び社會保險制度は、自治領下にある全加奈陀失業労働者を救濟する目的をもつて自治領政府、雇傭主その他の個人等が各自救濟資金を集めて特殊の施設を設したことは、越權行為であると云ふのである。英帝國樞密院司法委員會に於ては右自治領政府の該法規に對する反対意見を次の如く述べてゐる。

『違憲行為は如何に特殊の自治領内に於て特殊事情の必要に應じて、適法の權能を發揮したものであるとしても、課稅の形に依つて資金を收集するといふ行為は越權であつて自治領住民は必ずそれに服従しなければならぬと云ふ理由は何處にもない』と。

又産業労働者に日曜以外の一日の休業を與へる規定、最低賃銀制度及一日の労働時間の制限の三ヶ條は加奈陀自治領議會に附與せられてゐる特權に反する爲に無効であるとの判決を受けたものである。

該勞働法規は最初國際勞働事務局より提示したものを、加奈陀自治領政府が受理採擇したのであるが、元來、加奈陀憲法の定むる所によれば、加奈陀各州には獨立したる政府があり、議會があり、州だけの法律も作る權能があるのであるから、該法規を有效ならしめんとするには、各州の法制部に於て審議採擇することによつてのみ成立せしめ得るのであつて、自治領政府が、他の獨立國家と同様に國際勞働事務局と直接に交渉して、憲法規定の手續によらずして、任意に自治領内の法律を制定することは越權である、と英國樞密院司法委員會では聲明してゐる。

〔紐育タイムス紙註〕國際勞働事務局は、ヴエルサイユ條約により出來たものであり、加奈陀自治領政府は外國と直接條約を締結し得る權限を獲得した後、同事務局の勸告を探擇したもので、加奈陀自治領議會としては、社會政策法規を探擇し得ると云ふ權能に基きなしたものである。

州自主権擁護——樞密院司法委員會は、加奈陀自治領政府の法規制定に對しては、同委員會の權限を發動して削除している。

の法制局は、同局のなし得る權限以外の行動を取らなければ實施は出來ない。即ち實際に於て、自治領政府は、少なくとも農民の生産販賣に關する限りに於ては越權であると委員會は主張してゐる。

修正は免れぬ——本社オツタワ通信によれば、ベネット

政府が右諸制度を探擇して現在實行してゐる「加奈陀自治領政府の所謂N・I・R・A」政策は大英帝國樞密院司法委員會の爆彈的判定によりて無効となり、全て一掃された形であるが、然し現在自治領内の労働黨初め他の政黨等の間に於ては右社會、失業保険の實施は機宜の措置であるとして支持する向が多い關係上、此の際國家組織の下に特殊事情による行政立法の成立及之を實行し得るやう加奈陀憲法に何等かの改訂を加へなければならぬと云ふ意見が擡頭しつゝあるらしい。

何れにしても加奈陀憲法を修正して、加奈陀自治領聯邦政府の權限を擴大するか、或は自治領内各州に斯かる法律制定權の附與を要しなければならぬと一般に考慮される模様である。既にオンタリオ州に於て、失業保険問題に關連して長い間自治領政府對州と係争中であつたが、本日之に對して、同州内に於ては、上記失業制度を實施する準備を有すると云ふ聲明を發したとのことである。

次に加奈陀自治領政府のN・I・R・Aの形に於て施行

は該法規制定の基礎を覆さんとして躍起となつてゐるが然し各州に對しては個々の特殊事情を認めて、それによつて制定せられる特殊法規を承認することによつて、その自治権を擁護せんとしてゐる。即ち太平洋に面せる各州と大洋に面せる各州との間には經濟的にも思想的にも又種族的にも相容れざる相違點があつて、萬事情を殊にする故各州の政府は各自機に臨み變に應する處置を探り得るといふのである。

然し農作物の値下りと蟲害と旱魃との爲めに赤貧のどん底に苦吟してゐる農民を救助し、その債務を整理してやる法即ち農民負債整理救護法に對しては委員會としては、全法規を無條件に承認し得ないものがある。その理由としては貧農救濟の美名の下に農民の依頼心と懶惰を助長し不正直なる債務者は破産法によつて彼等の惡辣なる常套手段を用ひて債務者、債權者の何れもが社會に害毒を流し弊害續出するの虞れがあるから、斯かる法規の存續に對しては全幅の支持をなすことは出來ない。

樞密院司法委員會に於ては既に規定が設けられてゐる。それは加奈陀自治領内に於ける天然資源による國內生産品を以て外國と貿易することに關しては、本統制法とは等關係を持たないから今回問題となつてゐる加奈陀自治領政府によるものである。

條約上の權限を明確化す——更にオツタワにあるカナディアン・プレスの報する所によれば、加奈陀自治領政府がゼネヴァ國際勞働事務局の提案にかかる社會政策上の行政立法權に對する大英帝國樞密院委員會が干渉する權限を再検討するには、自治領政府にとつて、重大緊急事項であるとしてゐる模様である。

又大英帝國樞密院司法委員會が、加奈陀自治領議會に對して今回の如く或一定の制限を附し特殊の説明を加へるに至つたのは、自治領政府が加奈陀自體の統治權遂行の爲め一國家として、外國と條約を締結し得る權限を獲得して以來今回が最初である。司法委員會が既に規定を設けてゐる主張する第百三十二條なるものは、大英帝國北亞米利加法にある明文であつて、之れは加奈陀自治領が國際的に存する一國家としての新らしき權限を有する今日では適用されてゐない。のみならず、大英帝國と諸外國との間に締結せられる條約中加奈陀聯邦自治政府に於て必要なりと認むる點のみを隨意に採擇し適用し得る權限を與へられてゐ

るものであるから、假りに各州に於てその適否審査の段階として法制司法部に委ねるも、そこには何等疑問はない筈である。

又右百三十二条は一八六七年英帝國樞密院司法委員會に於て加奈陀労働者の労働條件に適するやうに變更したものであつて、之を十二分に熟知してゐながら數年後の今日労働時間及労働條件制限法、最少限度賃銀法、及休養日の設定等の法律の適用に關して、加奈陀政府が労働者の實情に即して労働し得るやうに適法に定めてゐるのに對して、右大

英帝國北亞米利加法の百三十二条は、本法に該當の可否も不明なるに、右記載の法律を改變することは出來ないものとして勝手に委員會に於て越權呼ばはりをしてゐるのである。即ち加奈陀自治領民は大英帝國樞密院司法委員會に充分の敬意を拂つて自治領民の有する既得權を行使してゐるのであつて違憲呼ばはりをされるやうな問題では絶対にないと附言してゐるとカナディアンプレスは報じてゐる。

北米合衆國

米國共產黨の一九三七年度闘爭方針

一九三七、一、一、デイリーワーカー

舊曆二十三日米國共產黨中央執行委員會に於ては一九三七年に備ふる爲（一）全米労働者統制上のプログラム三ヶ條、（二）労働關係立法に對するプログラム二十四ヶ條、（三）平和機構プログラム十ヶ條を決議して、米國の主張する世界平和はソ聯邦の提倡する所と全く合致するものであるから、此の際米、ソ相提携して資本主義樂土の米國の現狀を破壊して無産階級の爲めの天國建設こそ最も急務であり、又これが實現化こそ一九三七年に於ける闘争の目標となるべきであることを強調して、頻りに無產大衆を踊らさんと笛を吹き立てゝゐる。

尙世界平和擁護の爲めに、好戦主義國、日、獨、伊を徹底的に撃撃してそれに對する具體的憤懣を示唆してゐる。次に掲げるのは右に關する一九三七年一月一日附米國共產黨機關紙デイリーワーカー記事の翻譯である。

一 全米労働者統制上のプログラム

各種労働黨の一元化——米國共產黨としては現在全米大半の労働者を擁してゐる亞米利加労働總同盟の成員を、各種労働組合の執行委員の手によりて煽動し彼等の擴大運動を阻止し崩壊を計り、然る上にて強力なる眞の亞米利加労働總同盟を建設するやう勢力を集中し、而してルイス一派の率ゐる産業別組合委員會を極力支持して、産業労働組合を實質に於て、思想に於て一元化し、他面産業別組織委員會を一元化したる亞米利加労働總同盟に屬せしめ、全般に亘る労働階級を單一化して、全然組織されざる所謂自由労働者をも全部之れに統制すること。

労働賃銀及條件——高物價に順應する賃銀引上げ要求、賃銀に影響せざるやう労働時間の縮少、労働條件の向上、休養期間及び賜暇期間の規定、仕事のスピード・アップの全廢、ニグロ婦人及び青年労働者の同時間の労働に對する同額の賃銀支拂等の要求をなすこと。

労働組合組織統制——數百萬の鐵、鋼、自動車、ゴム工

組織を要求し或は罷業をなす時に當りて、御用組合員が直接スパイ行為をなし或ひはスパイ行為を援助する爲めに傳令、通信機關その他の諸施設を設くることを阻止する。諸組合員が政治的或は組合組織の爲めに上記の諸種の運動に對して、その處罰の意味に於て、雇傭主が上記の如き運動をなしたるものに對して解雇することある時は、その雇傭主を處罰し得る法律を設くること。（之れは雇傭主をして各自の労働組合員を、或は罷業に對する運動員を承認せしむる爲めの全國労働關係法案であつて之れを若干訂正したものである。）

社会保険法——失業者、高齢者、不具者或は病患者等を一括し、失業者として之を救濟する社会保険法を立案實施すること。失業者を救濟し、六十歳或は以上の高齢者に恩給金を給與する高齢者救濟或は、社会保険法案はその給與を受ける資格を有する労働者が、以前に労働した時に得た賃銀と同額であるか、又は最少限度の一週給與金十五弗より少なくてはならぬ。此の規定は母性及び負傷労働者又は職業服務中の犠牲者等を一括した労働者健康保険又は母性保険に屬せしむる。労働法案の権限を延長して、現在社会信用法の修正をなし、之れに要する政府及び雇傭主側の費用を調達する爲めに課する税金或は労働者の負担を全廢せしむること。

は死刑を以てするやうに黒人に米国人同様の民権を認むること。その他之れに類する、北米合衆國憲法第十三條、十四條、及び十五條の修正を主張すること（ワグナー氏の反私刑法案を支持して憲法修正権獲得）

失業救済——一般失業者に同等公正な救済をなす爲めに各州市町村に現金準備をなさしむること。労働者救済土木公共事業を大規模にし、團體交渉権を與へ、而して此の事業に從事する労働賃銀二割を増加して、最低賃銀を月收四十弗となすこと、此の事業の政策本部に失業者の代表委員定して負債せる農地に對し強制執行を行ひ、立退命令を發し、或ひは抵當物件の受戻し權閉鎖等の法規を全廢して長期擔保設定の権利を認め、赤貧に呻吟して擔保解除の爲めの現金返済の能力なき農民を救済すること。最低の利息を以て上記貧困農民に三億弗の貸付をなして彼等を更生せしむること、尤も之れに要する資金は諸法人會社及び遺産より生ずる富豪の不勞所得に課稅して捻出すること。小作農民一般労働者、と消費者との中間に立ちて調整をなす政府當局の根本方針は凡て民主主義的統制法によらしむること。（之れに關してはトーマス・マツシングガールの修正したる法案を支持す）

民権——國民の政治上の権利、集會の自由を阻害するが如き聯邦政治の基礎をなす凡ての法律を廢止し、言論、出版、ラヂオ放送等の自由を保障せしめること。黒人殺戮團、クー・クルーケス・クラン、及び巧妙に所在を隠すギャング團その他テロリスト組織に對する法律上の保護を剝奪すること。全米に於ける政治犯人を解放すること。不公平動取締法、産業革命取締法による刑法上の取締條項の除去及び教職員がその職につく時に爲す誓約等の凡てを廢止すること。裁判官、或ひは警察の命令によりて民権を拘束或は蹂躪し又は資本家、雇傭主が罷業をなし又は労働團體組織を破壊する等の行爲を容認する聯邦政府の権限を縮少すること。反民主主義的干渉をなして、國民の投票権を束縛し又は人頭税（納稅領收證を示して投票権を得る）と投票権とを關連せしめる政府の干渉権を撤廢すること。

大審院——社會、労働行政法規を無効となし得る大審院の判決権に修正を加へて、凡ての労働社會立法に對して干涉せしめざるやう議會の憲法上の權能確保を認めしめること。

ニグロ——就職、投票、陪審官制、公衆團體組織権及之が事務所設置権等に對する白人と同等の権利を獲得せしめ不公平或は隔離するが如き偏頗な行爲を廢止すること。黒人誘拐又は笞刑に對して重罪に處し、或は私刑に對して

小作農民と地主——政府が統制したる農地を政府の手によつて貸付け、而して種子、農具、食糧等々の長期貸付けをなさしめて高利金融業者に乘せしめざるやうにして古來の農奴の如き習慣を一掃すること。右政府の貸付土地に於て、小作農民に小作せしむるにはその農地に於て生活をなす爲めに先づ第一に要する家屋、牛馬を供給し、相當高級の生活を保證すること。

耕作地力維持——現存の耕作地力維持法を効果的に修正して、收穫分配率小作方法（之れによる時は農民は一時の收穫のみに力を入れて永久的耕作地の地力維持を忽せにする虞あり）を廢止すること。本問題は特に全米農民組合の支配の下に作成されたるプログラムに從ふこと。

稅務——年收五千弗以上に對する所得稅に對しては、その所得の詳細を審査考慮して各種所得能力に差等を附すること。法人會社の利潤及び剩餘金に對する稅金の増額、惠與、譲渡或は特殊の遺產管理人その他稅免者等に對しては何等容赦なく十二分に課稅すること、但し消耗品販賣稅は大衆に及ぼす影響大なるを以て全廢すること。

労働條件——製造工場の職工又は商店員を酷使する資本に對して改善を強制し、スピード、アップ及未丁年労働者使役を中止せしめ、失業婦人に男子同様の待遇をなしで、從業中の不意の灾害及び不治の疾患等に對する特殊の

保護機關の設置を強要する（之れに對してウォルシュー・ヒトリーフ法、コンナリーリー及びオーラ・マホーネイ法案の修正意見書支持）。

労働者救済土木公共事業——本事業により住宅を建築して、貧民窟の清淨、安價な住宅の供給を完成し、學校、病院の建築、地方の電化、その他國民の健康増進或は娛樂機關等の施設をして、失業労働者を慰撫し救濟をなすために一九三七年度の議會に於て六億弗の豫算を充當することを強要すること。

銀行業者——公、私立の凡ての銀行を國營となし、國民の小額貯金を獎勵して、之れに嚴正なる保證を與へ、此の貯金を中小商工業者に最底利息にて貸付けること。此の目的を達する爲めに労働者一般消費者、農民及中、小商工業者の代表者を召集して民主主義化したる銀行統制法案を作成して議會を通過せしむること。

特權階級——労働者、一般消費者及び中、小商工業者の利益を侵害する特權階級の行爲を徹底的に阻止すること。凡ての法人、會社に鑑札を與へて、聯邦政府が之を統制し、最小労働時間及び賃銀調整等を監視して強制的に規程を實行せしむること。聯邦政府が進んで中、小商工業者に長期の貸付をなして完全なる信用設定を許容すること（之れに關してはオーラ・マホーネイ鑑札法案の修正したるもの）

院の設備をなし、必要に應じて患者を終生入院せしむること。

鐵道——各處に失業浮浪してゐる數百數千の鐵道労働者を就職せしめて適當の保護を與へるまでは、合併等による鐵道事業會社の強化政策を一時中止せしめ、從業員の各自の要求及び全從業員の一週三十時間労働の要求を貫徹せしめること。（之れに關してはホーラー・クロツサー法案に上記の如き修正を附して支持する）

海上労働者——海員の永久的解雇、海員證明書廢止を主張するコーブラント法案を排除し、何事にても對海員問題の起つた時、各種労働組合や海上労働者に反対して行動をなし得る海員取締官憲の干渉権を認めてゐる船舶補助法案の一部修正をなすこと。

選舉法——北米合衆國全聯邦洲に全般的に適用し得る一定の選舉法を制定して一つの新機關を設け、此の機關に統一して、古めかしい時代錯誤の選舉陣營團體を廢止して、米國大統領を朗らかに直接に選舉し得る直接選舉法案を成立せしめること。

教育——聯邦政府教育制度強化の爲め五億弗の教育豫算を獲得して、官公立の教育組織を擴大し、青少年兒童教育の爲めに下層社會の統制を行ひ、各州及び聯邦政府協力して學資金の援助或ひは全給費を保證せしめること。

を支持する）。

住宅——國民住宅局を創設し、細民階級の家庭に適合する住宅を建設すること。之等の住宅設計は凡て各労働組合の各賃銀率、及び労働條件に適するやうに各自の労働組合に於て設けられたる規程で準據して實行せしめること、人種或ひは政治的偏見によつて生ずる不公平なる小作料徵集を保護し、住宅建設の爲め及び生活の爲めの現金貸付けをなさしめ、立退命令及び抵當受戻權閉鎖を廢止すること。ナショナル・ヒューリー・アソシエーションを支持する）。

青年——民主主義化したる全國青年管理局を設置して、最終の目的を達するまで、擴大強化し、亞米利加青年法に即して教育、機會均等、職業紹介等を實際に勵行せしめ、殊に未丁年者の勞働（現在議會に於て中心問題となつてゐる）等は全廢すること。（之れに關しては未丁年者労働に関する米國憲法修正案を支持する）

外國生れの米國人——政治的亡命者の爲めに住居を與へ、傳統的米國民としての權利を附與し、彼等の更生を激勵すること、殊に彼等に對する國外追放の刑罰の如きは即時廢止すること。反猶太人的プロパガンダを處罰する規定を設けること。

在郷軍人——一般在郷軍人に對しては、幹部、上級下級等の階級的區別なく同一の恩給手當を給すること、尙ほ疾病、負傷者に對しては、一定の服装をなさしめ、完全なる病

三 平和機構プログラム

平和政策——米國は單獨に平和を破ることは先づないから、世界戰争を根絶することのみによつて米國を平和に導く方針を定め、不斷の大方針を政策の基礎として徹底的努力を拂ふこと。

西班牙問題——聯邦政府は西班牙に對する一般民間の必需品の販賣を許可し、西班牙政府に友誼的に武器の供給をなし反政府軍即ち叛亂者に對しては一切の供給をなしえざるやう法律を以て定むること。全米國民は常に極力ファウシズムに反対して積極的に民主主義を擁護する組織を立てゝ西班牙民主主義を完全に守護しなければならぬ。

ラテン亞米利加問題——ラテン亞米利加に對する吾が北米合衆國のモンロー主義政策を放棄し、北米合衆國對ラテン亞米利加との關係を公平無視、機會均等の絶對性を維持し、ラテン亞米利加が諸國及び西歐諸小國の平和を維持し世界の共存共榮を基礎として進む政策を採らしむること。

極東問題——軍國主義日本の侵略を阻止する爲めに、米

國の國是としてソ聯と支那民衆との緊密なる關係を維持するやうに太平洋に於て、最上の方法を考究して徹底的平和を維持すること。

總體的國際問題——或一國が他の外國と、ケロツグ平和條約及び本條約の意思に反して、戰爭をしてゐる場合には

米國としては外債引受を許可しない方針を取り、一般商品の販賣輸送を禁止すること。凡ての社會信用制度を強化して、世界的侵略國たる、獨逸、伊太利、日本に反対して世界平和に畢生の努力を拂つてゐるソ聯、國際聯盟その他全世界に於ける平和勢力を打つて一丸として、米國の社會信用制度を全般的に實行し得る効果的方法を探ること。(現在米國に於て行はれてゐる中立法案の大々的修正をなして世界戰争の勃發を防ぎ、米國を戰争の渦中に捲込まれないやうにする。)

米國の帝國主義的内政干渉問題——現代に於ける米國政府の比島及びラテン亞米利加諸國に對する内政干渉の終焉を期し、比島、ボトトリコに自由を與へ完全なる獨立を承認すること及び日本の満洲、支那占領その他伊太利のエオビア合併の徹底的否認。

軍備擴張——軍備擴張に消費する數億弗の豫算を轉換して、失業に苦められてゐる勞働者救濟社會諸施設に要する費用及び國民保健、教育制度等の制定實施に要する必須の事業に當ること。

青年の軍事教練——青年の強制的軍事教練、幹部候補生豫備教練の廢止(之れに關してはナイ法案の全般的支持)。

彈藥製造工業——彈藥製造工業の全部を國營とすること

全米勞働者の大同團結と人民平和戰線——全米勞働組合

全米農民組合、寺院青年團、全米同胞協會、全米婦人俱樂部及び全米大衆組織を統制して全米人民平和戰線を結成し、亞米利加全反動派、全ファシスト好戦派に對抗して、亞米利加が公正なる立場に立ち、世界の平和を維持する政策を徹底せしむるやう政府に強要しなければならぬ。

以上は全米國民の要求と、此の要求に對する運動の實際的行動のプログラムであつて、吾等、社會主義實現の爲めに闘争する共產黨は、全米國民の總意である右の如き要求を徹底せしめて資本主義の爲めに混沌たる状態に攪亂されを以てゐる吾が米國を救出しなければならぬ。

勞働者の勢力強化を希望し、眞の自由、獨立自尊を要求する全米勞働者、全米農民及び中產階級以下の諸氏は、吾が共產黨、即ち平和を主張する吾が黨、進取的氣象を以て社會主義を實現せんとする吾が黨に來り參加せよ! と全米國民に呼びかけるものである。

尙ほ最後に吾が黨は、反動派、ファシスト好戦主義者に拮抗して、大同團結による健全なる共產主義的人民戰線を結成する爲めに吾が米國共產黨に馳せ參せん事を熱望して止まざるものである。

米國共產黨中央執行委員會司令者

ウイリアム・Z・フォスター

同書記長アール・ブローダー

一九三七年に對する米國共產黨の希望

一九三七年元旦のデイリー・ワーカー紙は「米國共產黨躍進の好機到來」と題する社説を掲げて居るが、其の内容は先づ各種勞働組合の罷業騒ぎがそのクライマックスに達してゐることを詳述し、次ぎに大統領選舉戰に於て、ル氏が社會主義的統制經濟を眞向より振舞して無產階級の大喝采を博し、全般的勞働大衆の支持を受け、大資本家側を向ふに廻し、自然的選舉戰に大勝したる結果、當然の成行きとして、勞資間の階級的對立が將にその頂點に達した、と説き、然かも現在の情勢は、共產黨を含む無產階級に最も好望となつて來たのであるから、この機を擱んでル氏に公約履行を迫り、團體交渉権、勞働條件の向上、及び勞働時間縮少に反比例する賃銀の値上げ等の年來の宿望を一氣に達成すべしと力説してゐる。

右につきて全米に存在する勞働團體の裏書を得て、聯邦政府法制局を初め各州立法部その他有力筋に向つて猛然として交渉を開始せんとしてゐる。

一九三七年は吾々勞働大衆にとつて思想的にも内容に於ても重要なる案件を解決し得る可能性を多分に有する明朁なる年であることを吾社は元旦號頭に於て公言して憚からぬ。之即ち、人類の歴史に於て、吾々無產階級が年來の灼熱的希望を達成せんが爲めに本日より向ふ十二ヶ月の間終始一貫して反動分子と急進分子との眞只中に白熱的鬭争の陣營を張つて決定的進展を示すべき重大なる秋に遭遇してゐるのである。

積年、産業勞働關係の待遇改善の確立を期さん爲に勞働者の唯一無二の手段たる罷業戰術が各方面にて勃發し、氣勢を擧げてゐるが、今左に事態の推移を擧げて全面的に再

檢討をなし、勞働大衆が一糸亂れざる結束の下に初志貫徹を期するは勿論、進んで積極的に勞働者の樂土成就を基調とする新制度制定の覺悟を要する。

海員組合の罷業は初め東部に於て(一)基礎賃銀を一時開八十五仙より一弗に引上ぐこと。(二)勞働時間を一日六時間、一週三十時間に制限すること。(三)沖仲仕の雇傭仲介を國際仲仕組合に委託すること等を要求して昨年十一月三十日より罷業を開始したのであつたが、一時勞働資間の協定の傾向を示したる時偶々東西兩洋の國際海員及び沖仲仕組合が奮起し、新たに氣勢を添へた爲更らに、(一)再度賃銀の引上げ(二)雇傭機關の勞働者側獨占の二ヶ條の

要求を提出して強硬態度を以て臨み、政府筋の調停を承認せず争議は益々活潑となり、海洋運輸機關に大脅威を與へて彼等に反省を促してゐる。

全米四十萬の炭鉄労働者を代表する炭鉄労働者組合は、産業別組合組織委員長ルイスの指導の下に雇主側に對し一週三十時間労働制及び一般的賃銀引上を要求してゐる。全米自動車従業員組合はクライスラー自動車會社に對し同組合を唯一の交渉團體として承認を要求し、産業組合組織委員會鐵鋼資本家に對し團體交渉権を要求し、コンネクティカット州電氣會社の労働者千二百名が坐込みストライキを開始し、之れが爲めに建造中の四隻の潜水艦は建造不能に陥り、ダグラス航空機會社の労働者數千名は賃銀引上げを要求してゐる。現在この會社は千九百萬弗の政府の注文及び四百五十萬弗の民間の注文を請負つて晝夜兼行作業をしてゐる際であるからその及ぼす打撃は實に計り知れるものがある。

如斯我が労働者側が物凄い進出振りを見せてゐるこの際労働運動の擴大強化の徹底に全力を傾倒し以て全米労働者の將來に一大福音を齎らさねばならぬ。

来る一月五日より北米合衆國の議會は召集せられ、同時に大多數の各州立法部員も一堂に集合する筈である。而してこの集會に於ては、自由聯盟の一大勢力は、全米労働者

及び黒人反動派を向ふに廻はして、大激論が展開される事は避け難き情勢となつてゐる。

彼等立法部員は繁雜極まる社會問題、及び凡ての労働問題をこの討論によつて解決せんとしてゐるのであるから、吾等労働者としては、彼等の集會を好機として、全米労働者結束の下に、躊躇することなく、あらゆる問題の懸案解決に乗り出して吾人労働者の要求を突付けて満足なる解決に突進しなければならない。殊に政府の労働者農業權壓迫、ニグロ黒人の不平等取扱ひ及び不均衡なる失業労働者救濟方法等の諸懸案を一舉に解決しなければならない。

一九三六年の末歐洲の空には戰雲が漲り米國及全世界に異常なる恐怖を與へ將に世界大戰以上の慘状を再展開せんとしてゐた。好戦主義的ファッショニズムは、野蠻にも西班牙侵略に益々前進を續け、世界戰爭へと波紋の擴大を企てゝゐる。他方世界平和を叫ぶ一大勢力は新規時き直しの歴史上に急激なる平和運動を起して本年初頭を飾る有力なる對立的現象を示してゐる。即ち一九三七年は世界平和の挑戦が勝つか或は世界戰争が遂に勝利を得て、世界の隅々に至るまで惨酷と野蠻とを齎すのかの分水嶺である。

此の時に當つて、吾等米國労働者は如何なる態度を以て臨んとするか、又彼等自由聯盟の政策に如何に對處せんとするかを決しなければならぬ秋が緊迫してゐるのである。

から吾人としては他のあらゆる反労働組合團體と闘ひ、勝利を得て、未組織労働者を組織労働者へ、又十一月三日に大統領が吾々無産大衆に約束したる公約の實行を迫り労働條件向上の立法に勝利を獲得し、或は好戦國を排撃して世界平和の勝利確立に向つて突進しなければならぬ。之れ等一切の問題は一九三七年に於て吾人の前回に繰り據げられ、然かも之れが解決權は只吾人の掌中にあると云ふ自信を以て躍進又躍進しなければならない。

各労働黨、労働組合がパンの爲めの闘争、平和復興の爲めの闘争、自由権獲得の爲めに議會に於て跳梁する反動分子を牽制して、一層建設的な労働政策確立の爲めに急進的法律制定に一路邁進して労働者、農業労働者その他凡ての無産大衆の神聖なる職場と正當なる権利を確保しなければならぬ。共和黨のランドン一味の取つてゐる反動的行爲は、將さに昨年十一月三日の大統領選舉の殘敗に對する復讐的行爲であつて、ル氏を支持した労働大衆を窮境に陥れるにはそ

の前衛戰線に打撃を與へるに然かずとしてゐる。然かもル氏が選舉當時ラヂオによつて國民大衆に呼びかけた演説は單に投票數獲得の爲めにしたに過ぎないのであつて、決して公約實行の責任感を有してゐないと思はれる節が多々ある。然しこの消息を仔細に觀察する時は、ル氏が公約に対する約手の支拂ひの誠意を全然持合はしてゐないと云ふ風に労働大衆に悟らしめんとするランドン一派の暗躍的底意であることは疑ふ餘地がない。

最近國民産業協會の議會に於ては、彼等反動派は舊來の戰術を何等時代の推移に應じて變更する所なくそのまま襲用して、吾等労働大衆に當らうとして猛烈に陣立を練つてゐる。これによりて見るも來る五日より開會せんとする議會に於て反動分子の勢力圈内にある國家の立法部委員の取る行動は、労働者の味方である急進派の主張を退け、大資本家の利益のみ考慮して、彼等の嗜好に應じて、調味を加減し、労働大衆にとつて内容は極悪でも表面見るからに飛びつくやうな御馳走を作り上げるに相違ない。

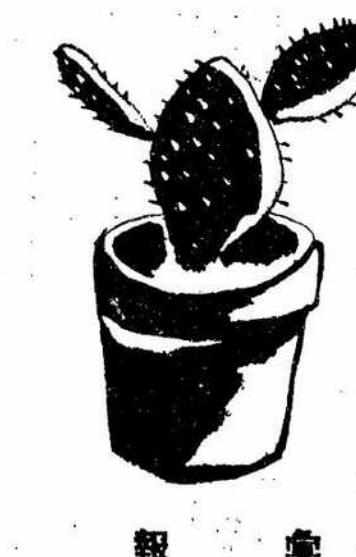
從つて議會を通過せる急進的諸法案は、總て骨抜きになつて採擇されるであらうことは火を見るより明らかである。依つて之れが對策として、先づ吾人は州議會に吾人無產大衆の要求するものゝ採用方を強要しなければならないのである。今試みにその強要すべき重要問題の二、三を擧

ければ（二）大審院の権限縮少の爲めにとるべき米國憲法の改訂（なぜなれば大審院は吾人労働者の敵であり、社會行政上の敵であるからである）（二）未丁年者労働廃止（三）賃銀不切下げを條件として一週三十時間一日六時間労働とすること（四）早魃と負債に苦しむ農民及び失業者に對する片手落ちな救濟を廢して一視同仁の救濟を要求する等である。

凡てに對する吾人の自由と生活權の正當なる要求は、殘忍横暴なる資本家の策謀によつて妨害され、打ちのめされやうとしてゐる氣運にある。吾々は最早や徒らに拱手してその成行に任せるの態度は許すべきでない。此際、吾々無產階級は蹶起して、舊曆廿三日米國共産黨中央執行委員會に於て決議されたる諸條項即ち労働組合、労働に關する立法、平和復興事業等の旗幟の下に、吾々労働者大衆の勢力を集結して即刻共同の敵を殲して壓倒的なる大勝利を得て、吾等の労働運動に一新紀元を開くべき氣運に到達してゐるのである。

今左に米國共産黨中央執行委員會に於て決議されたる諸プログラムを掲げて諸君の再検討を促さんとする。

一九三六年十二月廿三日舉行したる共産黨中央執行委員會の決議案を目標として全米の無產團體が擧つて力を集結するならば、傳統久しき米國の既成勢力と雖も壓倒的勢力



報

に商店労働服務團を組織す。

三、店員三名以上を有する商店は必ずその一名を團員とする
三、労働服務團團員は須く該店の高級店員（主人又は店員）を以て之に充つ
四、商店労働服務團編成は一町を以て單位とし毎町に必ず一隊を組織し、その隊名は町名を以てす
五、各労働服務隊は首都新運會之を直轄す
六、服務員はその營業を妨げざる範圍に於て、店内及門前
の整理の責に任ず
七、商店労働服務員訓練方法は之を別に定む
八、本則にして、事情に適せざるものは、首都新運會時に隨ひて之を修正す

四、商店労働服務員訓練方法
一、目的 各商店労働服務團員に切實に運動を實行せしむる爲、組織簡則七款を規定し、労働服務訓練を實施す
二、方式 労働服務員の訓練は左の方式にて之を行ふ

- （甲）集會訓話
- （乙）訓練班を設け各勞務團員を分ちて若干班とし、訓練を行ふ
- （丙）人を派して隨時指導す

三、實施 首都新運會合同總會その實施方法を討議す
一、商店労働服務團組織簡則
一、商店界に有效切實に新生活運動を推行せしむる爲に特
め、此處に商店労働服務團組織簡則及服務員訓練方法を定めた。

首都新生活運動促進會は該運動を商店界にまで推し廣め、此處に商店労働服務團組織簡則及服務員訓練方法を定めた。

を以て打ちのめすることは、決して難事ではないのであるが茲に最も遺憾とする所は亞米利加労働總同盟對產業別組合組織委員會の對立的抗争である。

兩者は、何れも共通の利害關係を有する労働團體でありながら意見の不一致よりして内訌を起し、グリーン一派は反動派の執行委員幹部會と氣脈を通じて、ルイス派の主張を排斥してこれを除名し、全く孤立無縁の窮地に陥れた。斯くて米國の一大労働團體であつた亞米利加労働總同盟の堅壁もついに分裂の餘儀なきに至り、延いては全米労働者運動の基礎を搖がすの悲しむべき結果を招來してゐる。

現在の亞米利加は、全米勤労階級の支持によつて大勝を博したるル氏の政治下にあるのであるから、積極的な労働運動の前進が約束されてゐる絶好の機會に遭遇しながら、區々たる情實に捉はれて無產階級年來の重大目的達成を妨害するが如きことは極力慎むべきことである。
終りに云ふ、一九三七年は全米無產團體の大同團結によつて統一されたる新興勢力が結成され、その進出によつて米國憲法に一大修正を加へ得る絶好のチャンスであるから、全米労働團體は此際障害を一蹴して即刻共同の目的具現に向つて進撃を開始せねばならぬ。

無神的論共産主義排撃のローマ法王の廻状

カトリック教は早くより共産主義を排撃し居り、去る二月マニラに開かれたるカトリック教徒世界大會に於ても各代表により共産主義攻撃が爲された事は本報第百七十六號に掲載した通りである。然して三月十八日ローマ法王は廻状を發し唯物論を基礎とする共産主義は社會を破壊し人類を破滅に導くものなりとして之を攻撃して居る。次に掲ぐるのは三月十九日付ル・タン紙(パリ發行)の報ずる内容である。

法王の廻状は多數の章節に分れて居るのであるが、先づ第一に共産主義が其の恐るべき害毒に依り凡ゆる國民に対して脅威を加へつゝある旨を論じ、又從來の法王が幾度となく此の危險に關し世界の注意喚起に努めたる事を說きたる後左の如く述べて居る。

『吾等は吾等の呼聲が一切の偏見を離れ人類の福祉を希求する人々の居る至る所に於て聽かれるであらうことを確信する。破壊的思想の生み出せる悲劇的事件に依り吾等の言葉の眞實性が明確に立證されつゝある今日に於ては尙更の事である。

實とし、世界の經濟危機を利用して其の勢力を擴大し普通にはテロリズムや唯物論を受容れざる社會にまで喰入つたのである。

今や此の害惡の結果はメキシコ、スペイン其他の國々に現れ、殊にロシアは此の新なる教義の實驗場となつたのである。

苛酷なる壓迫に悩みつゝある眞のロシア人に對しローマ法王は深甚なる同情を表する。』

支那に於ける日本密偵の覺書

本年三月二日附グラウダ紙は「支那に於ける日本密偵の覺書」と題するアドルフ・ハーマダンの小論を掲載して居る。

右は客年九月新京に開催の在支戦官會議に提出せられたる松室少將の覺書なるものを論評せるものであるが、此の覺書は上海發行のチャイナ・ウイークリー・レヴィューア(一九三七年二月十三日附)にも大部分掲載せられ蓋の田中大將の對支覺書と同様、今や世界周知のものなりと稱し、田中大將の覺書が亞細亞制覇の前提として支那攻略を企圖し、其の第一歩として満洲並蒙古侵攻を規定せるに對し、松室少將の覺書は此の計畫實現の當面課題が北支、内蒙の占領にあるも、滿洲と吳り之を武力を以て壓伏するは多大の困難あるを以て、北支並支那西北地方に緩衝地帶たるべき獨立地方政治組織樹立工作を行ひ、斯くて

共産主義はマルクスの創めたる辯證法的唯物論を基礎とするものであり、ボルシェヴィズムの理論家連は自ら其の眞精神を把握して居ると稱して居るのである。然して此の理論は、實在するものは盲目的なる力を有する物質のみならず、植物も動物も人類も唯物質の進化の結果なることを教へて居る。

斯くて此の理論に於ては人間の自由の破壊が説かれ、人間に對しては権利は全然認められず、権利の如きは謂はゞ集團社會の齒車中の一輪に過ぎず、此の集團にのみ、一切の權利否等の人及物に對する無制限の権利が歸せられて居る。更に此の理論は一切の階級の否認、結婚の神聖と不可分性の破壊、家族の冒濶を説き婦人を家庭及子女養育の仕事より離脱せしめて居る。

又宗教に對しては之を阿片と呼び凡ゆる手段を以て之と闘争し、神に關する觀念を否認し侮蔑して居るのである。

故に共産主義は誤謬と詭辯とに満ち、理性と神の啓示に反対し、社會秩序を破壊する教理である。何となればそれは社會秩序の根本を破壊し、國家の起源、性質及目的のみならず、人間の權利、品位及自由をも誤解するが故である。又共産主義は勤勞階級の地位向上を望み、自由主義經濟の害惡を根絶し、公正なる富の分配を實現すべき事を口頭で居る。次に其の全文を掲げる。

曾つて、日本首相男爵田中大將が陛下に上奏文を提出したのは丁度十年前である。此の上奏文(『田中大將の覺書』の名に於て一般に知られてゐる)に於て、老帝國主義者は亞細亞大陸に於ける日本の侵略の基本コース、對象及び手段を目論んでゐた。此の田中覺書は、日本當局に依つて祕密に付せられてゐたにも拘らず極秘裡に漏れてしまつた。間もなく此れは全世界の新聞紙上に發表された。其處で日本政府は、大きな國際的スキヤンダルを憂慮して、田中覺書云々は『捏造も甚しいもの』であると辯明した。然し、其の後數ヶ年間に於ける諸事件が物語つてゐる様に、日本帝國主義の侵略は、田中が其の上奏文に目論んでゐたコトスにビツタリ沿ふて押し進められて來たのみならず、其の實現の方法も亦田中の目論んでゐた方法其の儘である。

『支那を占領する爲めには、先づ滿洲と蒙古とを占領せねばならない。全世界を占領するためには先づ支那を占領せなければならぬ。支那の占領に成功するならば、爾余の

亞細亞諸國は總て我々の前に降服するであらう。

……我々に支那の全資源があるならば、我々は更に進んで印度多島海（希臘と小亞細亞の間）小亞細亞及び中央亞細亞の占領に移り、そしてヨーロッパの占領にさへも移るであらう。「血と鐵」の政策を實行せざる限り、日本は東部亞細亞に於ける諸困難を一掃する事は出來ないであらう」と田中は其の覺書に述べてゐる。

X

X

最近に於ては、又新しい文献が——義に關東軍（滿洲に於ける日本駐屯軍）參謀本部に依つて召集された支那に於ける日本の出先武官會議に提出された松室少將の祕密報告書が暴露されるに至つた。一九三六年九月新京に於て開かれた此の會議には東京の參謀本部の代表達も參加した。此の報告書の意義を正しく評價する爲めには、報告書の作成者が誰であるかを述べる必要がある。

松室少將は、其の一生の大部分を極東諸國に於ける「特殊任務」に捧げて來た敏腕な日本密偵である。彼は多年參謀本部第二課に在つて活動し、ジャパンタイムス紙も證明してゐる様に「支那及び蒙古通」を以て自他共に任じてゐる。彼は支那及び蒙古一帯を長い期間に亘つて「視察旅行」したる後關東軍の「特別班」（支那に於ける日本密偵の主要機關）長に任命された。彼は「極東のローレンス」を

以て有名な土肥原中將に代つて、此の地位に就いたのである。其の間の事情は、彼松室が日本軍部の政策の上に大きな役割を演じて居る事を證明するものである。（上

海に於て發行されてゐる米國系の雑誌「チャイナ・ウイクリー・レヴュー」誌は、一九三七年二月十三日號に『松室少將の覺書』の大部分を、それも最も重要な部分のみを掲載してゐる。尙、附錄として發行された此の書は、同紙が

述べてゐる様に、支那各地に廣く普及してゐる。）『原料獲得の目的を以て我々が獲得したる領土は云ふ迄もなく、我が帝國と密接に結び附けられてゐなければならぬ。一九三一年の奉天事件（日本側の言明に依れば、奉天郊外に於ける満鐵線路の爆破に起因する）に端を發する満洲の占領は此の精神に基くものである。我が滿蒙政策が一般に何物かを意味するものであるとすれば、それは第一の領土（滿洲）が既に占領されたる今日に於ては、第二の領土（蒙古）の占領に向ふ事を意味するものである。

『蓋し、戰略的に見て、蒙古の殊の他重要な意義は、此の方に向うて不斷に活動する事を餘儀なくせしめてゐる。我々は、前衛分子——密偵達を北支の奥に派遣して、各地に於ける色々の親日系分子達の間に働きかけてゐる。我々は此れに依つて、北支に於ける凡ゆる軍閥の上に徐々に

統制を行つてゐる。地方官憲の態度を試す爲め我々は密輸と買收を行つて來た。……』と松室は述べてゐる。

日本密偵、松室の露骨さは注目に値する。彼は、依つて以て日本が幾多の侵略的進出を準備しつつある數多き方法を公然と（覺書の公表は勿論彼の欲しない所であつたが）目論んでゐる。松室覺書の此の部分からして、既に明な様に、日本帝國主義者共が直面してゐる當面の課題は内蒙及び北支の占領である。松室は其の覺書の冒頭に於て、此等支那領土の意義を最大の原料資源並びに販賣市場として極力強調してゐる。

松室は、北支に於ける日本のスペイや密偵共が左右してゐる事態に多大の注意を拂つてゐる。彼の語つてゐる所は其の儘受け容れる可ぎである。蓋し彼が指摘してゐる所は事實に符合してゐるからである。『北支に於て一定の活動に從事してゐる我々日本人達が迫害の對象となる様な事は極く稀である。支那官憲達が我が出先武官達の不法行爲を理由に抗議を申し込む様な事すらも極く稀である。各地に於ける日本領事館は支那官憲から斯かる文句を云つて來られた事實は殆どない。我が出先武官達の活動は多大の貢献をなして來た。即ち、彼等の活動は、支那官憲の従順さと彼等が抗争能力に缺けてゐる事を暴露した。然るにも拘らず日本の廣汎なる大衆は、出先武官達の活動に不満を抱いて

ゐる。滿洲が日本の統制下に屬する様になつて以來、我々は滿洲に於ては積極的な活動を中心とした、然し滿洲に於ける場合以上に遙かに勇敢に且つ态に出先武官達が現在活動してゐる北支は、之は自ら別の性質を持つたものである。此等出先武官達が滿洲から北支に流れ込んでゐる事實は、然るべき結果を齎すであらう』と彼は強調してゐる。

松室は、其の覺書の此の部分が物語つてゐるやうに、現在の支那における現實の政治情勢より發足してゐる。彼は北支及び内蒙、既に日本の統制下にある諸領域をも含めて、直接軍の力に依つて占領する事は非常に重大な困難に逢着するであらう事を立派に辨へてゐる。問題は停止する所を知らぬ日本の侵略と支那官憲の無抵抗政策は諸外國の侵略者共に對する統一人民戰線の形態に迄昂揚した全國民的反日運動を國內に捲き起した。敏腕な密偵は日本の凡ゆる計畫を挫折せしめる虞のある此の憂慮す可き事實を重要視せざるを得ないのである。

『此れ即ち松室が新計畫——北支占領に對する日本のスペイ及び出先官憲に依る準備工作を提案してゐる所以である。彼は北支に於ける凡ゆる政府機關内に日本の走狗を潜入せしめる新しい侵略方法の採用を提案してゐる。

『新たに支那に侵入する口實が必要となるならば、日本は容易に之を發見し得る。従つて日本から何にか侮蔑を受け

はしまいかと此れを逃れんと努力してゐる支那官憲の稀に見る努力は滑稽の至りである」と何等憚る所なく述べてゐる。然し彼自身日本の目論んでゐる侵略方法を反駁してゐる。松室はその覺書に『支那に於ける我々の課題』と題する一章を特に設けて支那に於ける日本の侵略政策の新しい方針に就いて其の内容を最も詳細に述べてゐる。茲に其れを引用すれば次の如くである。

『支那に於ける我々の課題は名のみの國家たる支那の國家統一の原則に従ふべきである。此の原則の主眼とするところは、武力に依る支那領土の占領を排撃する點にある。蓋し其れは事態を我々に取つて益々複雑困難ならしめる以外何等の効果をもたらさないからである。其の最も信ず可き方法は、有力な支那人達を多數の自治及び獨立國の頭に置く事である。此は其の第一段階に於て、支那の北部及び西北地方を我々の爲めに確保する事となるであらう。西北の砂漠地方に於ける蒙古官憲は、容易に我が勢力及び統制に従ふであらう。滿洲國の外柵を爲してゐる北支並びに西北支は、軍事的に重大な意義を持つ緩衝地帯となり得るであらう。

斯かる緩衝地帯の設定は先づ第一に、支那に對して領土的なる要求を次々に提出することを意味するものである。これは失地を回復せんとする支那の努力が完全に影をひそめ

る迄繰り返へして行かねばならない。斯くて、北支及び西北支が我々の統制下に屬する様になつた暁には、更に進んで我々は支那の東部、中央部及び南部に進出する事が出来るであらう。此は我々の支配下に支那を徹底的に從屬せしめ、徐々に国民政府を破壊する事になるであらう。其の時こそ全支に亘つて、日本の統制下に屬する個々の獨立國を建設する事が出来る。支那に於ける此等の計畫は成功の機會を幾つも恵まれてゐる。此は戦争なき勝利と呼ぶ事が出来る。』

而して、本章を結ぶに當つて、松室は次の如き實踐的な結論を導き出してゐる。即ち

『我々は今こそ我々の活動に幾多の新しい方法を採用して、(イ) 地方諸政府を激勵し、統制すると共に此等諸政府の反日分子共に對する彈壓を援助する外、(ロ) 國家統一運動民族自決計畫の實現及び反日統一戰線の形成を妨害すると同時に、馮玉祥、閻錫山、張學良及び支那紅軍の支配下に於ける個々のグループ間に於ける共同戰線の樹立をも亦妨害する此の二個の目的を達成しなければならない』と結んでゐる。

松室覺書、即ち支那國民の奴隸化を目的とする此の狡猾な計畫は、多大な政治的意義を持つた文献である。就中、此は日本帝國主義の強烈な奸計を暴露せる新しい文献である。

『我等は支那國民の奴隸化を目的とする此の狡猾な計畫は、多大な政治的意義を持つた文献である。就中、

あると共に、又日本の侵略者共の間に於ける内的弱點を證明するものである。發展しつつある支那四億の國民の抵抗に直面し日本の侵略者共は唯『血と錢』の政策のみを振り躊躇する危險を回避してゐる。即ち、彼等は新しい戰術——百年の大計を樹てて徐々に進み、國家機關を分裂に導き、そして國民の團結を阻害し、侵略者共に對して決定的な抵抗を試みんとする支那の決意を緩和し且つ放棄せしめる戰術に轉ぜざるを得なくなつた。然し、支那に於ては、日本の出先武官共の惡辣な侵略活動にも拘らず侵略者共に對する抵抗力が益々發展強化しつつある。反日國民統一戰線は徐々にではあるが然し確實に其の陣營を強化しつつある。此の點に就いては、松室自身も先きに述べた出先武官會議に於て、支那に於ける今後の侵略計畫に關する報告をなし、侮る可からざる強力な力が支那國民大衆の間に流れてゐる事を充分認めてゐる。即ち、松室は次の如く警告してゐる。『我が帝國主義は支那に於ける赤色勢力を過少に評價する様な事があつてはならない。支那の紅軍は特に強く且つ戦闘力に優れてゐる。斯くの如く充實した近代的な軍隊を發見することは困難である。此等赤色諸勢力のイデオロギーは支那民衆の心を殆ど完全に揺んでゐる。そればかりではない。江西省から支那の南部中央部及び西部を經て、北方へ長驅せる紅軍の移動——これは途中幾多の苦難を克服し

て延々數千マイルの難行を突破せる大行軍であつた。紅軍に依つて行はれた此の行軍は、幾多の困難にも屈しない兵士達の精神的團結を物語るものである。

總て、此は支那民衆に働きかけてゐる赤色諸勢力の手腕と相俟つて、彼等民衆を侮る可からざる力に轉化しつつある。斯くの如く、赤色諸勢力の内容が充實してゐる限り日本軍は支那紅軍に對して慎重な態度を以て臨まざるを得ないのである。世界の如何なる軍隊と雖も、其の陣列内に暴動が起りはすまいかと云ふ懸念なくしては、大きな幾多の困難に輕々しく飛び込むことは出來ない。然るに共產軍に於ては問題は別である。即ち、共產軍は簡易な生活を送り、特殊な共產主義戰術を利用して宣傳を行ひ、其の規律並びに組織の點に於て秀てゐる。紅軍は此の方法に依つて大衆の心に甘く喰ひ込んでゐる。活動困難な諸地方に於けるバルチザン式戰闘方法の廣汎な適用並びに大行軍の練習は幾多の困難を伴ふ將來の大戦に向つて、大衆を完全に訓練した。』

支那紅軍の不俱戴天の敵に依つて下されたる斯る評價は特に指摘に價するものである。

松室覺書は、極東に於ける状勢の變化の結果、有名な田中覺書の上に修正を加へたものである。此の文献は、日本的新戰術を理解する鍵であると共に凡ゆる平和擁護者をし

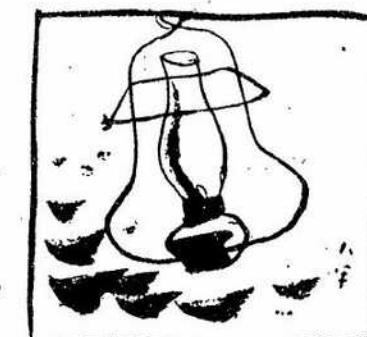
て支那に於ける日本の政策の新しい方向の今後に於ける發展に對して慎重な監察を必要ならしめてゐる。(H・M)

杉山大將の有力な證言

本年三月二日附「ラウダ紙」はア・アントノフの署名ある「杉山大將の有力なる證言」と題する小論を掲載して居る。

右は二月二十日附都新聞掲載の衆議院豫算總會議事内容引用し、同席上の杉山陸相の答辯は蘇聯邦内に於けるトロツキスト一派の反革命分子を公然支援し居る旨を言明せるものなりと断じ、曩に蘇聯政府の公表せるビヤタコフ、ラデツク等反革命分子陰謀事件に邦人が關係し居れる事實は之を捏造なりと否定するの余地なしと結論して居る。

(前略) 目下、進行中の日本議會は、トロツキスト一派の輕蔑すべき徒輩共が、日本參謀本部の手先となつて活動してゐたことに對して、權威ある幾多の承認を與へてゐる。東京に於て發行されてゐる有名なブルジョア新聞『都』は一九三七年二月二十日の同紙に衆議院豫算委員會總會の祕密會議に關する記事を掲げてゐるが、其れに依れば、蘆田——政友會選出代議士——は杉山陸相に『軍は西比利亞鐵道の輸送能力を知つてゐるか』と質問してゐる。陸相は此に應へて知つてゐると答へ、たゞ其の輸送能力を公表する事だけは拒絕した。次いで、蘆田は陸相に『軍は如何なる事だけは拒絶した。次いで、蘆田は陸相に『軍は如何な



報 雜

ソ聯邦重工業人民委員オルジヨニキーゼの死去と後任者

ソ聯邦重工業人民委員グリゴーリ・コンスタンチノーヴィチ・オルジヨニ

キーゼは本年二月十八日午後五時三十分モスクワ、クレムリ内の住居に於て心臓癆瘍により急逝した。其の略歴は左の如くなるが、本名はスターリンの片腕として終始之と行動を共にし、ソ聯重工業の再建設に偉大なる功績を顯はし、ソ聯今日の進展に資せる處極め

て多く、客年末採擇せられたる新憲法に依り、國防工業は重工業部門より分離せられたりとは云へ其の政府並黨内に於ける地位は依然鞏固なるものあり又國民大衆殊に黨員及重工業關係労働者よりはセルゴの略稱を以て敬愛せられて來た者で、其の逝去は大なる衝撃を國民各層に與へた。又スターリンを中心とする現幹部派にとりては最も有力なる支柱を失ひたるもので甚大なる打撃を與へたるものと思料せらる。

而して之が後任として何人が重工業人民委員に任命せらるゝかは其の地位的重要性より多大の關心を喚ぶものがあつたが二月二十五日附を以て國家計畫委員會議長ワーリイ・イワーノヴィチ・メジユラウクが重工業人民委員に起用せられ、國家計畫委員會長にはダンナディー・イワーノヴィチ・スミルノフが任命せられた。右は五ヶ年計畫の成功と共に近年頗に政治的評價を高め來りたるメジユラウクの當然の進

る方法に依つて、西比利亞鐵道の輸送能力を知り得たか』と質問した。陸相は之に應へて『ロシヤの國內には現政府に對する反対分子が相當にゐる。即ち我々は彼等の手を経て知つてゐるのである』と答へた。

無論、斯かる記事を掲載した當日の『都』新聞が、日本官憲に依つて沒收された事は言を俟たない。其の事たるや『都』新聞の記事の正しかつた事を確認するものに他ならない。日本政府の一員であり、然も指導的な實權を握つてゐる杉山は、議會に於てトロツキスト反革命分子達が日本參謀本部の手先となつてゐた事を公然と認めた。

頭文字をハと呼ぶ日本の密偵某がソ聯邦の國內攪亂を目的として、其の手先たるトロツキスト一派の徒輩共に工場並びに炭礦の爆破、軍用列車の顛覆及び此等列車内に於ける病菌の撒布、其他に關する戰慄すべき密令を發したる事は、全世界の周知の事實である。然かもトロツキスト一派共は、日本參謀本部の戰慄すべき此等の課題を忠實に遂行したのである。

杉山大將の語つた前記の言葉は、此の上もない有力な證言である。此の機に臨んで日本官憲が如何なる對策を講ずるとも此の證言は新しい戰爭の恐威に對して圖ひつゝある凡ゆる勤労人類の均しく知る所となつてゐる。(H・M)

出なりと認めらるゝも、一九三五年一月の第十五回黨大會に於て初めて中央委員補に選ばれたる等、比較的黨歴浅き人物で、重工業人民委員の要職に就きオルジヨニキーゼの後任たる重位を襲ふに至りたる事實は、ソ聯最近の人材起用に見られる新國家體制への適應者拔擢方針の顯れとも思料せられる。オルジヨニキーゼ略歴

一八八六年十月廿八日

西グルジヤ、ゴレシニ村出生

一九〇三年

ロシア社會民主勞動黨に入黨

一九〇五年

純職業革命家としてアブハジヤを中心活動

一九〇六、一九〇七、一九一二年三回述

ボリシェヴィーク組織ベトログラード委員會に加入

一九一七年

レーニンの提言に依り

ボリシェヴィーク組織ベトログラード委員會に加入

一九一八年

ウクライナ、南隣、北カフカズの臨時政治委員として活躍、内亂戦に参

加

一九二六年

党中央統制委員會議長

勞農監察人民委員、人民委員會議議長代理

一九三〇年

最高國民經濟會議長

党中央委員會政治局員

一九三二年

重工業人民委員

一九三七年二月十八日

モスクワ、クレムリ内住居に於て死

去

(H·M)

ソ聯邦通信人民委員ヤゴダの罷免検舉とその後任

本年四月五日ハバロフスク・ラヂオ放送に依れば、ソ聯邦中央執行委員會幹部會は四月三日附を以てソ聯邦通信人民委員ガントリフ・グリゴリエヴィチ。

ソ連は黨より除名し、今亦ヤゴダを罷免して刑事責任を問ふ等、摘別のメスは峻烈なるものあり、その政治的意圖は元より一に反スターリン派の掃蕩に在るも、前記二月總會は黨の政治活動強化を高唱してソ聯邦中心主義への意嚮を表明し、現ソ聯政權の足場を補強するの政策を怠らざるやうに看取せられる。

其の後、四月七日ハバロフスク・ラヂオ放送に依れば、其の後任としてイノケンティイ・アンドレウイチ・ハレフスキイが任命せられたる趣である。其の略歴は左の通りであるが、ハレフスキイは一九一八年に入黨し、十月革命當時は未だ黨員たらざりし程黨歴浅き人物で、爾來主として軍政方面に活躍した。之が起用の理由を表面的に觀察すれば曾てウクライナに於て郵電委員たりし経験を利用し、且つ赤軍機械化に振ひたる手腕を買ひ、從來不振の評ありたるソ聯通信機關を一朝事ある

ヤゴダを其の職より罷免すると共に、本名に關する事件を檢察機關の手に移す旨を決議したと云ふ、本決議は冒頭に於て職務上刑事責任を問はるゝ犯罪暴露せられたるを以て斯る處置に出づるものであると附言して居るが、職務上の語句はゲ・ペ・ウの長官たりし本名既往の經歷に徴し極めて興味あるものと思料せられる。

ヤゴダ（一八九一年生）は既に一九〇七年に入黨し二月革命並十月革命を経験し一九二四年にはオ・ガ・ペ・ウ次長となりジエルジンスキイの歿後は其の後を襲ひオ・ガ・ペ・ウの長官として棘腕を振ひ、一九三四年七月聯邦内務人民委員部の設置と共に内務人民委員に就任し、スターリン政權確立の直接警察責任者としてスターリンの信任厚き者と認められて來たが、客年の陰謀事件の發覺檢舉に伴ひ九月二十六日ソ聯邦通信人民委員ルイコフの罷免とともに就任し、内務人民委員の更迭はヤゴダ失脚の前提と見られ、スターリン直系のエジョーフを以て之に代へ、以て徹底的に反スターリン派の一掃に乗出したるものと思料せられた。

然して本年に入りて一月にはビヤタコフ、ラデツク等を反革命罪を以て處断し、二月には全聯邦共產黨中央委員會總會を開催し、ルイコフ、ブハーリン等が事件が計畫的にして暴行者が制服を着せる水兵なりしと、同劇場が租界外にあること及右アビシニアの上映會社「美商亞洲影片公司」Asia Film Association of Chinaが米國籍なることは伊、支、ソ及米四ヶ國を燒る國際問題として各方面の注意を惹いて居る。

是れより先き、アイシス劇場に於ては一月下旬ソ聯邦製作に係る伊太利軍のアビシニア進撃の實寫映畫アビシニアを上映したが、上海伊太利總領事は支那側に對し同映畫が共產主義宣傳の映畫にして内容中にトリックを用ひ事

委員には新にエジョーフの就任を見るに至つた。

爾來ヤゴダの名は通信人民委員として通信人民委員部命令に署名せられて居たが、公開の席上には全く姿を現はさず、ソ聯邦並政府の重要な事業開発により全く拒否せられたるが如き情況で、爲に或は既にジノウイエフ・カメネフ事件の摘要者として反對派のテロを受けたのではないかとの風評すら行はれたが、他方ジノヴィエフ、カメネフ等の供述中にヤゴダとの間に一脈の諒解あるやに受取らるゝ節が存したので、内務人民委員の更迭はヤゴダ失脚の前提と見られ、スターリン直系のエジョーフを以て之に代へ、以て徹底的に反スターリン派の一掃に乗出したるものと思料せられた。

雑 報

實に相違し作成せる箇所あり、伊太利の體面を傷けるものなりと爲し同映畫の中國領域内に於ける上映禁止を要求したが、上映會社 "Asia Film Association of China" に於ては該映畫は南京の中央映畫検査委員會の檢閲許可を經たるものなりと譲らなかつたが折衝の結果再検査を爲すこととなり、（羅馬二月十一日發ロイター電は伊・支間に兩國は各自國領域内に於て各地方を攻撃するが如き映畫を上映せざとの諒解成立せる旨報じ居れり）その結果伊太利軍の赤十字病院爆撃及び毒瓦斯使用の場面をカットし再上映することとなつた。斯くて二月二十日同映畫上映せらるゝや伊太利軍艦 Lepant レパント號乗組制、私服着用の水兵約百名は、突如拳銃を發射し催涙弾を投げ映寫室に侵入し、機械を破壊し（技師ソ聯邦人）を負傷せしめ、フキルムを奪取し國歌を合唱しつゝ引揚げたが、目撃者の談に依れば水兵中には數名の將校あり暴行を指

揮し又伊太利大使館商務參事官 Romeo Angelone も現場に居合した由である。（尤も Angelone は之れを否定して居る）

事件勃發するやソ聯邦代理大使スピルワネクは急遽南京より歸來し善後策を協議した模様であるが、今日迄の所未だ表面的には何等行動を探らず、新聞記者の質問に對しても全く沈黙を守り居り亦米國側も事件に觸るゝを避け居る模様であるが、支那側當局は事件が支那側に於て發生し又中央映畫検査委員會に於て右映畫を檢閲許可せる次第もあるを以て、事件を極めて窺視して二月二十二日外交部は伊太利大使館に對し抗議を提出し主謀者の處罰、フキルムの返還及賠償金の支拂を要求し、上海市政府亦伊太利總領事館に對し抗議した。他方二月二十四日の上海發行英字新聞チャイナ・プレス（支那人經營）は論説を掲げ暴行が計畫的なりしこと及び暴行者が制服を着用せる水兵

なりことを指摘し、伊太利側は當然賠償すべきなりと論じ、又同日の「立報」は事件は國民政府に對する侮辱である。政府は須らく國家主權の威信擁護の爲、斷固たる處置を探るべしと論じ、又文壇及び劇界の有力者百二十名は宣言書を發し國民政府に對し、伊太利政府宛嚴重抗議方を要求し、文壇及劇界は之を支持すべき旨を述べて居る。外交部及市政府の抗議に對し伊太利大使館及び總領事館は、大使は目下不在なれば事件の解決を羅馬に移すべき旨及事件は目下調査中なる旨回答し斯くて該事件は羅馬に於ける解決に俟つことゝなつた。

本事件に關しソ聯邦側は表面的には何等行動を探り居らざるも、機關紙チャイナ・ディリー・ヘラルドを通じ伊太利の支那主權侵害を彈劾し、支那民衆を煽動使嗾して居る。即ち二月二十八日の同紙は論説を掲げ今次の伊太利水兵の暴行は豫め計畫せられ將校指揮の

下に行はれたるものなることを強調し、フアツシヨ伊太利は自覺して支那の主權を侵害したと攻擊し、今日の支那は昔日の支那に非ざれば、帝國主義者等は殖民地に對し採るが如き手段を棄て合法的な手段を探らざるべからずと論じて居る。（S・K）

西班牙政府軍に對する墨國武器供給の内幕

現在米國に於ては中立法を制定して、全世界に起る一切の國際紛争——戰爭に對して、嚴正中立を保持せんとするものと「惡」の戰争には極力反対し、正義の側には味方するの準備あるを要すとなすものとあるが、米人の營利的にして然かも理想主義的な性格に基き、和、戰思想の轉換極めて容易なるものあることも注目に値する。加之利に銳敏な米國資本家若くは冒險好きな一般米國民に對し、中立法が絶對不戦の規約たる能はざることは何等疑ふ餘地がない。又單に交戰國

に對する兵器彈薬の輸送についても幾多の「拔道」がある。本文は米國の軍需品製造業者等が右中立法に觸れざる第三國を經由して軍用航空機を西班牙政府軍に供給せんとする實情を一月廿一日の紐育タイムス紙に掲載されてゐるので抄譯するところとした。

歐洲の列強間に於て對西班牙武器禁輸を骨子とする内政不干渉協定が噴ましく論議され、加ふるに西班牙自體の各黨派も列國の嚴正中立を要望するの情勢にある時、墨國政府は列強の動向に頗著せず「墨國政府は西國政府軍に武器供給を繼續するものなり」と云ふ大膽なる聲明を發して、西國內亂の大を危惧する歐洲諸國に一大暗影を投げつけた。

米國は由來國民性として一般的に道義を重んじ、戰争は文化を破壊するものなりと云ふ強き信念を持ち、國際紛争に際しても如何なる場合と雖も嚴正中立を標榜して來た國であるから、今

荷は、墨國が斯かる經路をとつて西國へ武器供給をなすことに對して反対意見を表示した爲め、墨國政府も輸送許可書の發令を一時差控へることにした。

これを傳へ知りたる米國大軍需製造業者は、墨國政府の遅巡的態度に焦り出し、自國政府の主張を無視して墨國向け紹育發のマーカンダブリコ號に大量の軍需品を積み込んで輸送するの強行手段に出でたのであつた。

然し、これらの報道に對しては聊か不審の點がないでもないといふのは、紹育を出帆したマーガンダブリコ號が武器を満載して墨國ヴエラ・グルーズに入港したる一月十八日の當夜、カルデナス墨國大統領は、米國政府の厚かましき態度に聊か反抗的氣勢を示して次ぎの如き聲明を發した。即ち『第三國が武器輸送をなすに當りて墨國を中間積換へとする商行爲に對し、之れを中止せしめんとするには法律の明文

日本と自由批判

永く日本に在留してジャパン・クロニクル紙の編輯に當り傍マンチエスター。

がなければならぬから、新法規が制定せらるまでは墨國としては西牙政府軍の要求に應じて武器彈薬の賣却をなすことを得』と云ふのである。然しながら翻つて現在の墨國軍需工業を觀るに、西國に對しその生産品を賣却し得る程の軍需品製造會社も持たず、又貯藏能力も何等の設備もなく、自給自足さへも覺束なき狀態にある墨國が、カルデナス大統領の聲明に従つて西國に武器彈薬の供給をなさんと企てるに於ては米國乃至は第三國の軍需品製造會社に依存するにあらざる限り墨國自體の軍備の肉を割き骨を削ることなしには到底實行し得ざるところであると墨國政府の聲明を揶揄する向が多いことは又是非もない事である。

同人は曩にジャパン・クロニクル紙（日本に於ける唯一の英人經營の英字新聞）の編輯に當り同時に十六年間マンチエスター・ガーディアン紙の通信員であつたエイ・モルガン・ヤングは再び日本に入ることを拒絶された。同年は曩にジャパン・クロニクルの編輯を辭し英國に歸つてゐたが、再度日本に渡航し文筆に從事し兼ねて本紙への通信を擔當しやうとしたところ、ゆくりなくも同人の再渡航は禁ぜられてゐるといふ電報を受取つた、そこで彼に其の事實を確めたところマンチエスター・ガーディアンの爲に働くことも共に日本官憲の氣に入らないのだと通報に接した。

次に記す『日本に於ける新聞の取締』なる一文はモルガン・ヤングの寄稿である。

日本に於ける新聞の取締

各省間で意見が違ふことはあるが、これでも内務省が他省からは何々新聞を停止若は發賣禁止して呉れと交渉を受けて拒絶した例はない。正副二通の禁止通牒が直ぐ其の新聞社に飛び一通に認印を取つてゆき、通牒を受けなかつたなぞの言ひのがれはさせない。又印刷してしまつたものでも當局の忌諱に觸れるものがあると假借なく禁止をする。もう幾部かは賣れてしまつた後でもおまかなく禁止する。禁止する事項は多種多様で一時に幾百となることもある。それからまた地方官憲が、確信もなくどうかと思ひながらも禁止することがある。併し禁止といふことが善いことになつてゐるから上級官廳から叱られるやうなことはない。

以前には内閣が變ると新首相が前内

閣時代よりも新聞に自由を與へると約するものが例のやうになつてゐたが、かういふことは昨今は全く廢され愛國心や領土が擴大するに従ひ出版の自由が縮まるのは自然の勢だときめこんでゐる。日本文は六かしくて外人に容易に分らないといふので日本新聞に出ても問題にしないが、少しでも忌はしい記事が英字又は外字新聞に出ると驚いて憤慨する。

日本の新聞はむづかしいので少數の外人も夫々自分等の新聞をもつてゐる。又日本人が二種の英字新聞を刊行してゐるが、是は日本に關し世界の人々に讀ませたいことばかりを報道せんが爲である。

米國通信員の經驗——一九三一年九月に滿洲事件が起つてからといふもの、多數の記者連が日本におしかけ當局に對して日本のこととを貰めて滿洲に於ける措置行動は日本の權利であることを世界に吹聴することを示唆した。それ

が爲に、日本で發行する外字新聞も外國通信員も普通の標準で批判することが困難になつた。或日それが外務省當局者と外國通信員との會見日なので通信員が集つたところ、部長は一米國記者に向つて君が新聞に書いたあの記事は面白くない。あんな報道をするのなら日本を立退いてもらひたいと荒々しく申し聞けたが、そんなことは屢々であつた。

外人經營の新聞に差別取扱をしないと屢々言明しながら外人新聞に對しては禁止された事項を削除して更に發行しやうとしても出來ないやうな取扱をする。そんなら日本新聞に對しても同様かといふに、決してさうではなく何の點がわるいかを直ちに通報するから再發行も出来るが、外人新聞の方へは通報するにしても間に合はない時分になつて通知するのが常である。のみならず場合に依ると單に論調がわるいといふて禁止するから此の場合には殆ん

と削除訂正の途がない。

事件でもあると外人新聞記者に箝口令を布くから、事がどうなつてゐるのか一向わからず且つ通信する電報を總て検閲に附するから、こんな時には外國通信員は一層仕事が困難になる。大震災の時も嚴重な電報検閲を實行したが非常の際ではあり中には人心を聳動させるやうな報道をする者もないではないから是は諒とする點もあるが、東京に於ける朝鮮人の虐殺といふ本當の報道をも禁止した。そして電報のみならず郵便通信に依つたものでも其の記事が外國の新聞に出ると在外の日本大使公使や領事は虚妄として拒否したものである。

電報の廢棄——昨年二月の政治的虐殺の際に電報を受付るだけは受け付けて於て其を傳送しなかつた。そして日本的事情に通じない一外人記者が此の事に就て公然と問合せや交渉をしたところ當局の忌諱に觸れて追放されてし

まつた。受國心は寧ろ病的に昂揚し、神社に參詣して禮拜する義務が強調される。當局は此の事は宗教關係ではないといふが、此の強制を拒否した宣教師等は一旦歸國すると再び入國することを拒絶されてゐるのであつて、宗教的自由の保障は此の程度に尊重されぬ。此の事は出版箝制に無關係のやうであるが入國禁止は完全な箝制である。

議會が存在して言論の自由の幾分は残存してゐるが、それもたんとではなく、二月事變後衆議院議員の一人が此の問題を論ずるや此の人は頗る勇敢な人だと感心されたが其の言論は至つて注意深い、人を指さぬ、曖昧なものだつたのである。又貴族院の一議員は右の言論よりも稍活氣ある同事件に關する演説（議會内としては平凡な）をしたが、彼は結局陳謝をしたあげく、議員を辭するの已むなきに至つた。

徳王の野心

茲に掲げるものは三月二十一、二十二日付申報所載の「徳王的野心」の抄譯である。本文は内蒙獨立運動の中心人物徳王の性別及經歷を詳細に述べ、彼が野心に燃え第二の成吉思汗を夢みて、遂に日本に歸り、その人物及經歷並に彼の笑裏藏刀の親善政策を述べ彼が如何に陰謀をした旨を説き、尙百靈廟特務機關長盛島少將に付、その人物及經歷並に彼の笑裏藏刀の親善政策を述べ彼が如何に陰謀を隠蔽して、善隣政策を遂行してゐるかを述べてゐる。

蒙古地方自治政務委員會が百靈廟に設置さるゝや、辦公處事務所は一大蒙古包で、中に、大會開催の時二百餘人が收容出来る立派な議場や其の他多くの小高い部屋がある。議場には厚い絨氈や新式のストーブが設けられ、洋風の建物に比して少しも遜色が無い。委員會祕書長徳王やその他の蒙古王公がその間を往來してゐる。

元來百靈廟は宗教區域にして、蒙漢

交易の大商場であつた。而して蒙政會設立以來内蒙政治の中心地となつたのである。

此の度の綏遠戰の發生するや匪僞軍作戰の根據地となり、其の地勢上の重要性は日に加はりつゝある。

從前は百靈廟を通過する中外の旅客は必ず内蒙新派の領袖にして蒙政會祕書長の徳王に一見するのが常だつたが、その際何れの人も好印象を抱いた。だが現在はこの徳王が已に匪僞軍發號の傀儡の操縦者は言はずもがな、世を擧げて注視の的となつてゐる某方（譯註日本を指す）である。

某方はあの一貫した滿蒙政策を根據に、内蒙は帝國國防の第一線なりと口號して、十年間の經營佈置をしたのである。而して内部の紛争を惹起せしめて、己は漁夫の利を得んとしてゐるのは少しも怪むに足りない。

然し聰明な徳王が何故に説服せられ

そして利用されるのだらうか！ 之は確かに研究する價値のある問題にして同時に内蒙問題解決の重要な鍵である所謂諺に『己を知り、敵を知れば、能く百戦百勝なり』と云ふ。

故に記者は綏遠に、張家口に、北平に、徳王の人物に接近し、少なからざる材料を得た。今次にそれを述べてみる。

徳王の歴史 徳王の姓名は德穆楚克棟魯普と言ひ現在三十六歳である。

彼は寧哈爾錫林果勒盟蘇尼特右旗（別名西蘇尼特旗）に生れ、光緒三十四年蘇尼特右旗札洛克郡の王職になつた民國元年張家口に駐在し親王職に封ぜられ民國十四年段祺瑞が北平で善後會議を召集するや、徳王は錫、烏、伊三盟を代表して大會に出席し、臨時參政院參政に任せられ、民國十五年錫林果勒盟副盟長になり、十九年察哈爾省政府委員となつた。

二十二年蒙古地方自治方政務委員會

成立するや、委員兼祕書長に任せられ二十三年察省境内蒙古各盟旗郡地方自治政務委員會成立するや、委員長に任せられた。

徳王は幼年、學を綏遠及北平の藏蒙學校に學び、漢文の基礎を有し、且流暢な北京語を話す。後になつて王府に米人を招へて英文を研究した結果、英米の政治經濟軍事に通じ、國際情勢にも非常に明るくなつた。

中外の新聞を読み、世界の時事に非常な關心を持ち、蒙古王公中、彼の思想と學問は新銳隨一のものである。

今度の偽匪と某方との關係によつて世人或は彼を日本留学生と言ふ者あるも、其の實彼は少しも日本語が話せない。

最近日本の軍人が王府に到り彼に面接を求むる者が非常に多いが、總て特務機關長盛島少將により通譯された。

彼の個人の経歴から言つても、彼は寧ろ歐米人により感化されてゐる事が

多く、彼が日本留学生だとか、日本語が出来るとか云ふ事は單なる豫想で眞赤な嘘である。

野心の促進 彼の書齋は各種の新聞雑誌、その他の書籍で充ちてゐる。壁にはヒツトラー、ムツソリニー、チムールの肖像が懸けてある。

而してこの間に、彼は中外の新聞記者や遙々やつて來た貴賓等を招待してゐる。

彼は間違なく蒙古の學者で、政治家の風采を有し、豊富な世界知識を有し同時に藝術家音樂家であり而して聰明な天才である。騎馬も相當出来るし、競馬射撃は、彼の毎日早晨の課目である。鐵砲と射箭の命中率は非常に良く蒙古相撲も出来る。

望である。

陰謀と親善 内蒙古掠奪の計畫は華北侵略と同様に、某方が約五十年前より相並行して陰謀的に實行したものである。

而して外蒙が蘇聯邦に傾くや、内蒙

地方は大陸大戰の重要な作戦陣地となる所で、某方は内蒙掠奪の工作に拍車を加へ、且又内蒙の經濟資源亦某方資本主義の特別垂涎する處となつたのである。故に某方の特務機關は地形及び資源の偵察に力め一面又蒙古大小の王公の分化を計り、遂に功成つて中央に對して日々に疎遠となり、内蒙に今日の局面を作つたのである。此の種の特務の代表は、以前百靈廟特務機關長だつた盛島少將で、彼は官命にて働く第一人者であつた。尙彼の手段は非常に惡辣で、蒙古語にも通達し居り、絶大な蒙古通である。

某方の侵略陰謀は大抵彼の計畫する

従し、喇嘛に對する誠心信仰等の美德を有してゐる。故に民衆はこの時代に迎合した現代的立派な王に對しても、當然心服尊敬する所となつてゐる。

德王の額前に一つの黒痣がある。人相看は之は帝王の相が有ると言つてゐるが、德王の野心は此處に起因してゐる。

同時に環境が都合良く運んだ事と、物質上の誘惑が、彼をして日々にその野心を膨脹せしめ遂に今日の局面を造つたのである。則ち、外力を利用して祖先成吉思汗の功業を恢復せんとした依つて數年來、有智識の蒙古青年を網羅し「蒙古民族解放」を口號して獨立國家建國を計つたのである。

殊に喇嘛教は蒙古民族を滅亡させるものと言ひ、之を破らざるべからずと主張した。

尙新時代の學識にて、蒙古青年を教育し、一般人も此處に新らしい洗禮を受けたわけである。故に人々は德王を

成吉思汗死後に現はれた彗星なりとして居る。

蒙政會の祕書長に任せらるゝや、一切の事務を把持し、操縦した爲、他の王公の非難を受け、察綏盟旗を分治するの已むきに到り、急速に某方の侵儀の領袖となり、第二の成吉思汗を夢みる様になつたのである。

幾多の自重的で有識の蒙古青年は德王の態度に非常な不滿を表はし、尙德王自身も綏遠戰失敗以來、前非を後悔したらしい。我等は一致團結『中國人中國人を打たず』の標語を掲げ努力せねばならぬと主張した。況や德王の如き勢力ある新時代の人物は某方滿蒙政策を根本的に打破し、滿蒙人本身の大徹大悟をし、精神上の萬里の長城を築き、惡辣な分轄侵略に備へねばならない。諺に『去る者は追はず、來る者は拒まず』と云ふことがあるが、之は我等が德王に對して抱く所の唯一の希望である。

元來病人が出來た時は喇嘛を頼んで經文を誦し以て治療にあつた爲、助かる人はほとんど無かつた。現在は病院があり、無料治療するので、蒙人の感激は一通りでない。從つて日々に日本人に親しむ様になり、支那人と遠ざかるのは當然で斯の如き手段を用ふるのである。

之等の善鄰親善は所謂笑裏藏刀（微笑の中に刀を藏す意）と云ふべきもの最も恐るべきものである。我等は嘗て一家たりし蒙漢が何故離れ行くか。この點殊に反省して、根本的に除去の対策を計らねば蒙古問題は到底解決されない。

政府と民衆が一致、殊に邊境省當局に根本的対策を望んで已まない。

第一の目的は親日觀念を抱かせる事で蒙文及日文を教へ、絕對に支那語を教へない。現在この様な教育機關は察北に多數有り、同様に百靈廟に一小學校を開き、繼續して善鄰醫院を作り育した。

彼は百靈廟に一小學校を開き善鄰學校と稱し授業料を免除して蒙古人を教育した。

政府と民衆が一致、殊に邊境省當局に根本的対策を望んで已まない。

米國失業勞働者數の概況

1937. 2. 2.
デイリー・ワーカー紙

	(1936年11月現在)	貨銀労働者	月給労働者	計
農業	509,000	717,000(a)	1,226,000	
森林業 漁業	49,000	3,000	52,000	
礦業	303,000	17,000	320,000	雜
石炭	167,000	6,000	173,000	
金属屬	56,000	—	—	
石山(非金屬)	42,000	5,000	103,000	
油類瓦斯噴出井	38,000	6,000	44,000	
製造工業及機具製作	2,692,000	570,000	3,262,000	
建築	1,855,000	570,000	2,425,000	
製造工業(b)	837,000	523,000	1,360,000	
運輸 交通	—	—	1,329,000	
鐵道(蒸氣汽罐)	409,000	131,000	540,000	
電信、電話	—	—	161,000	
ポストサービス	—	—	39,000	
雜業	546,000	43,000	589,000	
商業	—	—	931,000	
卸、小賣(c)	—	—	634,000	
雜業	—	—	297,000	
専門職業(プロフェッショナル サービス)(d)	—	—	631,000	
家庭及私的サービス	—	—	851,000	
洗濯業、クリーニング、染色	—	—	8,000	
ホテル、レストラントン	—	—	232,000	
雜業	—	—	611,000	
官公吏(パブリック、サービス)	—	—	66,000	
一般産業	—	—	449,000	
1930年以降生ずる失業労働者増加数(e)	—	—	4,634,000	
1930年失業調査に於ける缺陷に基く失業者の増加	—	—	1,000,000	
合計	—	21,981	14,751,000	

記 説 明

- (a) 窮乏農民及び農業家庭労働者の失業者を含む
 (b) 自動車修繕工、鐵道貨車修繕工、獨立自由労働者を含む
 (c) 自治權代行労働者を含む
 (d) 本表他の項目にある如く産業に基礎を置いた数であつて特殊職業を破壊する
 が如きものではない所の職業(プロフェッショナル、サービス)の失業者既
 知數
 (e) 一九三〇年以後に於ける労働し得る年齢の規定に基く労働者の増加に因る失
 業者

本表に於ける、不定日及不定時間労働者は就業者と認めて失業者とせず。

又一時的政府公共事業に就業する労働者は失業者として計算してゐる。

聯邦政府労働局が特別会計を以て失業者を救濟してゐる、1936年11月現在に於ける
 救済人員は以下の如し:

聯邦政府被濟公共事業(W.P.A.)	270,000
同 上	3,133,000
青年労働者強制收容(C.C.C.)	391,000
	3,794,000

昭和十二年四月

内務省警保局